

外国人 集住都市会議

東京 2010 11|8 Start
12:45
MON 砂防会館
東京都千代田区平河町2-7-5 TEL.03-3261-8386

多文化共生社会をめざして

～すべての人が安心して暮らせる地域づくり～

目 次

外国人集住都市会議プログラム	2
外国人集住都市会議会員都市首長 プロフィール	3
外国人集住都市会議アドバイザー プロフィール	8
開会・座長あいさつ	10
ブロック提言とブロック所属都市からの報告	12
①岐阜・三重・滋賀・岡山ブロック	12
②長野・愛知ブロック	20
③群馬・静岡ブロック	29
府省庁からの報告	35
政府関係者との討論 ～おおた2009緊急提言実現に向けて～	52
災害時相互応援協定の締結について	73
おおた宣言	74
閉会あいさつ	75
資 料 編	77
ブロック報告資料	80
府省庁関係資料	116
外国人集住都市会議の概要	161
外国人集住都市会議会員都市の外国人登録者データ	162
外国人集住都市会議データ	163
外国人集住都市会議の国民の声提案書	169

外国人集住都市会議プログラム

時間	内容
12:00	開場・受付開始
12:45	開会・座長あいさつ(太田市長) 総合司会：池上 重弘氏
13:00	ブロック提言とブロック所属都市からの報告 ① 岐阜・三重・滋賀・岡山ブロック (湖南市長) テーマ：外国人市民と共に構築する地域コミュニティー ～共生言語としての日本語学習機会の保障に向けて～ 首長報告：ブロック所属首長から各市の取組みについて (美濃加茂市長、四日市市長、総社市長) 大垣市、美濃加茂市、可児市、津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、長浜市、甲賀市、湖南市、総社市 ② 長野・愛知ブロック (小牧市長) テーマ：大人の日本語学習の仕組みづくり～企業と地域の連携～ 首長報告：ブロック所属首長から各市の取組みについて (上田市市長、豊橋市長、豊田市市長、知立市長) 上田市、飯田市、豊橋市、豊田市、小牧市、知立市 ③ 群馬・静岡ブロック (大泉町長) テーマ：正しく伝えること、伝わること～情報提供のあり方～ 首長報告：ブロック所属首長から各市の取組みについて(掛川市長) 伊勢崎市、大泉町、浜松市、富士市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、菊川市、太田市
14:35	府省庁からの報告 コーディネーター：井口 泰氏、山脇 啓造氏 参加府省庁：内閣府、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、文部科学省、文化庁
15:15	休憩
15:25	政府関係者との討論 ～おおた2009緊急提言実現に向けて～
16:55	災害時相互応援協定の締結について おおた宣言 (太田市長)
17:00	閉会あいさつ(飯田市長)

※内容などにつきましては、事情により一部変更となる場合があります。

同時開催

12:00 ～ 17:00	多文化共生をめざして活動する国際交流団体等パネル展
---------------------	---------------------------

外国人集住都市会議会員都市

伊勢崎市・太田市・大泉町・上田市・飯田市・大垣市・美濃加茂市・可児市・浜松市・富士市・磐田市・掛川市・袋井市・湖西市・菊川市・豊橋市・豊田市・小牧市・知立市・津市・四日市市・鈴鹿市・亀山市・伊賀市・長浜市・甲賀市・湖南市・総社市



外国人集住都市会議 会員都市首長 プロフィール

凡例	
都市名	
氏名	ふりがな 【生年月日】
経歴	

外国人集住都市会議10周年にあたって



群馬県大泉町
斉藤 直身 さいとう なおみ
【1936年5月19日生】

前職	(社)群馬県歯科医師会副会長
就任年	2009年5月
当選回数	1期目

電機機器・輸送機器を主体に、日本を代表する優良企業が進出している大泉町。群馬県で最も小さいこの町には、総人口の約15%を超える外国人が登録しています。本町では、日本の制度、習慣や文化など、地域で暮らす上での必要な情報を正しく伝え、正しく理解して頂くことが秩序ある多文化共生の基本と考え、試行錯誤の中で数々の事業を展開してきました。

しかし、外国人住民が「生活者」として自立し、誰もが安心して安全な生活を営むには、国としてしっかりと受入れ方針を定めることが重要です。また、子どもが教育を受ける権利をより積極的に保障するために、就学の原則義務化とそのための環境整備など、教育政策の確立も急務であると考えます。



群馬県伊勢崎市
五十嵐 清隆 いがらし きよたか
【1952年9月22日生】

前職	群馬県議会議員
就任年	2009年1月
当選回数	1期目

群馬県内で最も外国人登録者数が多い伊勢崎市では、多文化共生社会の形成に向け、外国人相談窓口の拡充等、外国籍住民との共生施策を推進しております。このような中、2009年度から当会議に参加し、会員都市の一員として国や各関係機関へ現状を訴えてまいりました。

この10年を振り返ってみますと、住民基本台帳法の一部改正や日系定住外国人施策に関する基本指針の策定等、外国籍住民を取り巻く状況は、少しずつではありますが着実に前進しているものと思われれます。今後、ますます多様化していく国際化社会に適切に対応するため、国や地方、各関係機関がより強固に連携しあい、現場の声を活かした社会づくりが実現することを望みます。



長野県上田市
母袋 創一 もたい そういち
【1952年7月6日生】

前職	長野県議会議員
就任年	2006年4月(旧上田市長、2002～2006年)
当選回数	2期目(旧上田市長、1期)

上田市には輸送用機械及び電気機械器具関連の製造業に従事する外国人が多く居住し、登録者数は長野県内最多となっています。当市では、「相談窓口」を外国籍住民と行政をつなぐ大切な場と考え、バイリンガル職員を4人配置し丁寧な対応に心掛けるとともに、定住外国人の日本語能力の向上と“二世帯”となる子どもたちの育成を施策の柱として掲げています。

昨年暮れには当会議に参加する首長として、文部科学副大臣主宰「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」に出席する機会を与えられ、同省には、「定住外国人の子どもたちのキャリア・デザイン(道筋選び)を支援できるような流れの形成」を強く要望してまいりました。



群馬県太田市
清水 聖義 しみず まさよし
【1941年12月7日生】

前職	群馬県議会議員
就任年	2005年4月(旧太田市長、1995年)
当選回数	2期目

太田市には自動車や電機機器関連工場が集積しており、基幹産業を支える市民として多くの外国人が居住しております。当会議には発足当初より参加し、外国人にも日本人同様の市民サービスが受けられるよう市として土日の外国人相談窓口の開設や教育現場へのバイリンガル教員の配置等、努力をすくと共に国等の関係機関にも、現場の声を伝えてまいりました。

しかしながら、この10年を振り返ってみても、外国人登録制度の見直しなどの前進は見られるものの情報提供等外国人に対する施策は地方任せという感否めません。真の多文化共生社会を築くには、国が外国人受入れ方針を明確にし、現場の声を反映した施策の実行こそが必要と考えます。



長野県飯田市
牧野 光朗 まきの みつお
【1961年8月16日生】

前職	日本政策投資銀行大分事務所長
就任年	2004年10月
当選回数	2期目

飯田地域は満蒙開拓団として多くの住民を送りだしたという歴史をもち、中国籍市民が多く在住している特徴があります。国籍や民族・文化の違いを豊かさとして活かし、日本語教室や各地区での交流事業などを通じて新しい地域文化の創造をめざすとともに、生活の基盤である就労や医療・教育などの課題に対して市民・関係団体・事業所等と協働で取り組んでいます。

しかし国レベルでしか対応できない問題も多く抱えており、当会議には発足当時より参画しています。外国籍市民により身近な私たちが情報交換を行ない各都市での施策に活かすとともに、それぞれの課題について研究・検討し地方から国の施策へつなげていくことは、たいへん意義深く重要なことであると感じています。



岐阜県大垣市

小川 敏 おがわ びん
【1950年11月15日生】

前職	会社役員
就任年	2001年4月
当選回数	3期目

大垣市は、電子部品や自動車部品をはじめとする、ものづくりがたいへん盛んな地域であり、これらの製造業では、日系ブラジル人を中心に外国人の受け入れが進み、多くの外国人市民が暮らしています。当会議には、発足当初から参加し、会員都市の皆様と連携し、外国人市民と直接、接する現場からの意見を発信してまいりましたが、この10年の間に、国際化施策については、国際交流だけではなく内なる国際化である多文化共生の推進が大きな柱になりつつあります。今後も地域住民と外国人市民が交流を深め、お互いを理解し、共に豊かな社会でいきいきと暮らす多文化共生社会を目指して、努力してまいります。



静岡県浜松市

鈴木 康友 すずき やすとも
【1957年8月23日生】

前職	衆議院議員
就任年	2007年5月
当選回数	1期目

全国最多のブラジル人の住む都市、また、「外国人集住都市会議」の設立提唱都市として、自ら全国に先駆けた多文化共生施策に取り組むとともに、国等へ提言を続けてきました。しかしながら、国の対応は未だ十分とはいえない現状にあります。「外国人集住都市会議」発足10年の節目にあたる今こそ、すべての外国人施策の基礎となる外国人の受け入れ方針の確立、ならびに(仮称)外国人庁の設置について、国の確実な対応を求めます。



岐阜県美濃加茂市

渡辺 直由 わたなべ なおよし
【1945年8月6日生】

前職	岐阜県教育委員会委員長
就任年	2005年9月
当選回数	2期目

平成22年度から新たに「まあるいまちみのかも」をテーマにスタートした美濃加茂市第5次総合計画では、外国人市民との共生を重点課題の1つに掲げ、日本人と外国人が共に地域の一員として協力して暮らせるまちづくりをめざしています。

近年、住民基本台帳法の改正や、日系定住外国人施策に関する基本指針が国において策定されるなど、当会議10年の成果が具現化しつつあります。ようやく整い始めた多文化共生社会構築の礎の下、誰もが安心して快適に生活できる地域社会を築くためには、市民一人ひとりが積極的に交流を深め、お互いの権利と義務を尊重し合いながら、地域のつながりを形成していくことが必要と考えます。



静岡県富士市

鈴木 尚 すずき ひさし
【1946年11月21日生】

前職	静岡県議会議員
就任年	2002年1月
当選回数	3期目

本市には、約5,000人の外国人市民が在住しており、富士市国際交流ラウンジFILS(フィス)を拠点として、相談業務や翻訳業務、日本語教室の開催等を行っております。また、今年度は、「富士市国際化推進プラン」を策定中であり、「心通い合う多文化共生のまち ふじ」の実現を目指し、市民の国際化の涵養に努めます。

当会議には平成14年度より加入し、会員各都市と緊密に連携し、国や県等への提言や要望を通じて市町の現状を訴えてまいりましたが、これまでの活動を今後も継続的かつ発展的に進めていくことが、多文化共生社会の実現に向けて必要であると考えます。



岐阜県可児市

富田 成輝 とみだ しげき
【1953年1月17日生】

前職	岐阜県環境生活部長
就任年	2010年11月
当選回数	1期目

可児市及び近隣市町には自動車や電気機器を始めとした製造業が多く集まり、外国人は地域経済を支えるものづくり現場の貴重な担い手となっています。この10年間、共に安心して生きられる地域社会を形成するために、不就業調査、初期日本語適応指導教室、多文化共生の拠点施設の設置等、全国でも先進的な取り組みを行うとともに、当会議にも発足当初から参加し、国に対する提言等を行ってまいりました。その間、世界規模の経済危機など外国人を取り巻く状況も大きく変化してきておりますが、今後も地方で行えることは独自に努力するとともに、制度上の問題については国や県と連携しながら、課題解決に向けて取り組んでまいりたいと存じます。



静岡県磐田市

渡部 修 わたなべ おさむ
【1951年4月16日生】

前職	磐田市議会議員
就任年	2009年4月
当選回数	1期目

磐田市には、輸送用機器の工場やそれに関連する企業が多数あり、そこで働く多くの外国人市民が暮らしております。市として、「互いのちがいを認め合う 多文化共生のまちづくり」を基本理念に、多文化交流センターの設置、外国人情報窓口の開設など、多文化共生社会の実現に向け、施策を推進してきました。

外国人集住都市会議は、発足当時より国等への提言や会員都市間での連携を図ってまいりました。今年で10年目を迎え、今年6月の閣議決定で「外国人の生活・就労に必要な日本語等を習得する機会の保障」が積極的に取り組む事項となりましたが、国においては、より地方の状況を把握していただき、共に連携しながら外国人の施策を行っていくことが必要と考えます。



静岡県掛川市
松井 三郎 まつい さぶろう
【1946年10月6日生】

前職 静岡県議会議員
就任年 2009年4月
当選回数 1期目

本市は、外国人市民と地域住民が共に理解し合い、安心して日常生活を送ることができるように、各種支援や生活相談窓口の常設、日本語教室の開催など施策の充実に努めています。

今年度は、新たに「掛川市地域共生プラン」を策定するため、市民(日本人・外国人含む)や関係機関と協働して検討をすすめています。外国人集住都市会議に加入して3年目となりました。この会議での研究や提言、加入都市との協力・連携などが多文化共生のまちづくりに活きており、大きなメリットのある会議であると感じています。

今後も、更なる多文化共生社会の推進に努めていきます。



静岡県菊川市
太田 順一 おおた じゅんいち
【1950年4月28日生】

前職 菊川町議会議員
就任年 2005年1月(旧菊川町長、1998年)
当選回数 2期目(旧菊川町長、2期)

菊川市では市民と行政による「コミュニティーを核としたまちづくり」を目指し、教育支援や地域の交流等の多文化共生事業を展開して参りました。しかし、経済的影響による状況の変化はわがまちも例外ではなく、共生社会の推進には同じ地域に暮らす者同士が顔の見える関係を築くことの大切さが再認識されたところです。

これらに向けた取り組みは地方自治体だけで進められるものではなく、国や企業、地域などが協力し、連携を強めることが必要です。入管法や住民基本台帳法等、外国人に関わる制度が大きく改正され、また今後ますます地域が国際化してゆくことが予測されるなか、より一層、地域の声に耳を傾け、市民とともに地域の多文化共生を推進して参ります。



静岡県袋井市
原田 英之 はらだ ひでゆき
【1943年1月12日生】

前職 静岡県健康福祉部長
就任年 2005年4月(旧袋井市長、2001年)
当選回数 2期目(旧袋井市から通算4期目)

外国人市民が多数居住する中で、地域におけるコミュニティーづくりのためにも、多文化共生を進めていくことは重要なことです。特に、お互いの生活習慣や文化を理解していく取り組みは重要であり、「言葉の壁」解消に向けた日本語教室や交流事業は、子どもから大人までのすべての方に対して大切なことであります。

日本一健康文化都市を目指す本市は、行政経営方針として「市民と行政のパートナーシップの推進」を掲げておりますことから、外国人と共に暮らす環境の整備について積極的に展開し、外国人との相互理解をさらに深めてまいります。



愛知県豊橋市
佐原 光一 さはら こういち
【1953年11月10日生】

前職 国土交通省中部地方整備局副局長
就任年 2008年11月
当選回数 1期目

豊橋市の外国人登録者数は平成20年のピーク時には20,000人を超えていましたが、現在では17,000人を割り込んでいます。それでも市民の約23人に1人が外国人市民であり、多文化共生は豊橋市の重点課題の一つとなっています。

現在、外国人のコミュニケーション能力向上の手立てになればとインターネットラジオによる日本語講座の配信、的確な情報を提供するためのポルトガル語版ホームページのリニューアルを行いました。当会議発足からの10年間を検証する中で、これからの10年は国、地方、企業がスクラムを組んで市民とともに多文化共生社会を作り上げる気概が求められていると考えます。



静岡県湖西市
三上 元 みかみ はじめ
【1945年1月5日生】

前職 船井総合研究所取締役
就任年 2004年12月
当選回数 2期目

自動車関連産業を中心とした製造業の多い湖西市では、生産を支える大きな労働力として多くの外国人労働者が居住しています。市として、日本人市民と外国人市民との共生を目指して、コミュニケーション支援、生活支援、地域づくりで様々な施策を展開してきました。また、今年度中にはさらなる多文化共生のまちづくりのために、多文化共生プランを策定する予定です。

外国人集住都市会議には、発足当時から参画し、2001年の浜松宣言をはじめとして国などに対して様々な提言や要望を行ってきました。この10年間の成果としては、外国人台帳制度の施行にとどまっておらず、税制度や社会保険制度などまだまだ国による制度改革が望まれています。



愛知県豊田市
鈴木 公平 すずき こうへい
【1939年3月20日生】

前職 豊田市助役
就任年 2000年2月
当選回数 3期目

豊田市の外国人住民に係わる諸課題への対応は、地域の関係機関等との連携による豊田市多文化共生推進協議会と、他都市等との連携による外国人集住都市会議の2つを中心に実施してまいりました。いずれも平成13年からスタートして、これまでの10年間で様々な分野で成果を残しています。いまだ一昨年秋以降の雇用情勢の低迷が続いていますが、本年8月末に日系定住外国人施策に関する基本指針を国が策定するなど、地域における外国人対応も転換期を迎えていると感じています。

今後も引き続き国・県や他都市、関係機関等との連携を図りながら、多文化共生社会の実現を目指して、日本語学習支援を始めとした各種施策を展開し、また新たな課題にも柔軟に対応してまいりたいと考えています。



愛知県小牧市

中野 直輝 なかの なおてる
【1945年3月26日生】

前職	弁護士
就任年	1995年2月
当選回数	4期目

小牧市では、内陸工業都市としての発展と共に、それを支える市民として外国人が増加し、現在も多数の方が居住しております。そのなかで、市役所や市民病院への通訳の設置から、外国語版情報誌の発行、学校現場への語学相談員等の設置など施策の拡大を行い、市民サービスがいき届くよう努めてまいりました。

当会議発足当時より10年間で、「外国人台帳制度の施行」という大きな一歩が踏み出されることとなり、外国人を取り巻く状況は変化しようとしております。今後も真の多文化共生の実現に向け、この会議の28都市を中心とした地方と国とが力をあわせ、努めてまいりたいと思っております。



三重県四日市市

田中 俊行 たなか としゆき
【1951年10月27日生】

前職	三重県議会議員
就任年	2008年12月
当選回数	1期目

本市は、外国人集住都市会議の立ち上げ期から関わり、2005年・2006年には座長都市を務めました。現在まで、国に対し、他の参加都市と共にさまざまな制度改善や政策実施などを提言してきましたが、外国人にかかる施策はまだ十分とは言えず、地域や教育現場など、共生の最前線では多くの課題を抱えています。

従って、こうした課題の解決に向けて、外国人が地域づくりに参画し、自立した地域生活を営んでいくために必要不可欠な日本語の習得支援など、地域コミュニティを重視した施策や取り組みを実施していかねばなりません。当会議を構成する自治体の皆様と共に、心豊かな多文化共生社会の実現を目指していききたいと思います。



愛知県知立市

林 郁夫 はやし いくお
【1960年6月1日生】

前職	知立市議会議員
就任年	2008年12月
当選回数	1期目

知立市は総人口に占める外国人登録者数の比率が愛知県内で一番高い市です。近隣に自動車産業があり、そのため外国人の居住が多くなっております。外国人集住都市会議には2010年4月から参加し、多文化共生への課題について考えてまいりました。

この10年を振り返ってみますと、知立市の外国人登録者数は3倍に増え、本市をとりまく社会情勢も大きく変化しているのを感じます。今後も、外国人集住都市会議の皆さんとともに協力しながら、国籍に関わらず誰もが暮らしやすい社会を作るために、努力してまいりたいと思っております。



三重県鈴鹿市

川岸 光男 かわぎし みつお
【1942年9月17日生】

前職	三重県議会議員
就任年	2003年5月
当選回数	2期目

鈴鹿市は、農業と工業が調和をとりながら「緑の工都」として成長し現在に至っております。この10年間に経済は好況と不況を経験し、それに伴い、外国人住民にも大きな変化がみられました。現在、外国人登録者数は減少傾向にあります。外国にルーツを持つ子どもが日本で多く生まれ、外国人住民の意識も定住化へと変化しています。

このような状況のもと、日本人住民と外国人住民が、互いに認め合い社会の構成員として共にまちづくりを進めていくことが大切です。それには教育の充実や環境の整備を進めていくことが重要であり、関係機関、団体等と協力しながら日本語教育などの環境整備をさらに取り組んでいかなければならないと考えております。



三重県津市

松田 直久 まつだ なおひさ
【1954年5月8日生】

前職	三重県議会議員
就任年	2006年2月
当選回数	2期目

津市には現在8,400人程の外国人住民が生活しています。彼らを取り巻く社会環境は未だ厳しいものとなっているなかで、本市では外国人住民を地域社会を形成する生活者としてとらえ、市民の意識啓発や相談窓口の拡充、教育環境の整備を中心に取り組みを進めてまいりました。

外国人集住都市会議には平成19年から参加させていただいておりますが、今後も様々な情報交換と協働の中で、誰もが心豊かで元気あふれる「多文化共生のまちづくり」の実現に向けて、市民や関係団体、行政が一体となった取り組みを進めていきます。



三重県亀山市

櫻井 義之 さくらい よしゆき
【1963年2月25日生】

前職	三重県議会議員
就任年	2009年2月
当選回数	1期目

亀山市は悠久の歴史と先端産業が調和したまちを目指しており、そのまちづくりには、市民一人ひとりの力が必要です。外国人も日本人も、ともに亀山市のまちをつくっていく市民です。しかし現状は、外国人住民には言葉の違い、習慣の違いなど様々なバリアにより、伝わるべき情報がきちんと届いていないなどの問題があります。

このような問題に対し、国、県、市が、多文化共生社会の実現というひとつの目的に向かってそれぞれの役割を果たす必要があります。亀山市は昨年度から集住都市会議に参加したところですが、他の会員都市と連携し、基礎自治体としての役割を果たし、誰もが市民の一員として活動できる環境を築きたいと考えています。



三重県伊賀市

内保 博仁 うちほ ひろひと
【1943年9月1日生】

前職	伊賀市副市長
就任年	2008年11月
当選回数	1期目

伊賀市では、「ひとが輝く 地域が輝く～住み良さが実感できる自立と共生のまち～」をめざして、外国人住民と日本人住民が交流でき、共生できる地域社会を築くことに取り組んでいます。本年4月から多文化共生係を設置し、外国人住民が地域で安心して生活できるように生活相談をはじめとした各事業に取り組んでいます。

当会議への参加は旧上野市から数えて8年目になりますが、法律や制度が見直されてきている一方、生活・行政情報が享受されず、日本人住民とのトラブルや不利益を被ることも少なくありません。地域の国際化を推進するため、国・県・関係機関との連携が欠かせませんが、それ以上に地域での積極的な取り組みが必要となっています。



滋賀県湖南市

谷畑 英吾 たにはた えいご
【1966年9月11日生】

前職	甲西町長
就任年	2004年11月
当選回数	2期目

湖南市が当会議に正式に参加したのは平成19年、それまで増加傾向にあった外国人市民の人口がピークを迎え、国際協会の立ち上げや、多文化共生社会推進本部会議の設置など、市の多文化共生施策が大きく動いた時期でした。

当会議は発足より10年を迎え、現在は28都市により構成されています。この会員相互の情報交換は、市の施策を行ううえで良い刺激となり、各自治体でも地域における外国人の生活を守るため日々努力しているところです。しかし、外国人に係る様々な課題は、地域独自の課題ではなく、これからの日本全体のあり方を左右する課題であるとの一貫した認識で、国としても施策を行う必要があると考えます。



滋賀県長浜市

藤井 勇治 ふじい ゆうじ
【1950年2月27日生】

前職	衆議院議員
就任年	2010年3月
当選回数	1期目

長浜市は、2007年から外国人集住都市会議に加入し、会員都市等の取り組みを参考にしながら、多文化共生のまちづくりを推進しております。

「長浜は住みやすい」という外国籍市民からの声も聞くなか、この10年間で外国人の定住化・永住化が進み、正社員として働く人も多くなり、これまで以上に地域における共生が重要になってまいります。今後は、外国人受入れに対し国が明確な方針を示していただき、今まで以上に国と自治体、関係団体が連携を図りながら「多文化共生社会」を築きあげていく必要があると考えます。



岡山県総社市

片岡 聡一 かたおか そういち
【1959年8月2日生】

前職	国会議員(橋本龍太郎元首相)秘書
就任年	2007年10月
当選回数	1期目

総社市は真の多文化共生社会の実現のため大いなる情熱をもってします。大きな課題は「子どもの教育の問題」と「地域コミュニティにおける統合」。教育面では不就学に陥りやすい外国人児童に、地域社会・経済の中で経営者や管理職といったリーダーに育っていけるよう日本人と同様に機会が得られるよう取り組んでいます。

また、地域コミュニティにおいて、互いに異なる文化や性質を理解し、真に地域と統合していける施策を行いたいと考えています。地方だからこそできる、大規模集住地域ではないからこそできる外国人住民たちと顔と顔が見える関係作りやサポートを行い、当会議の先進自治体の皆様のご指導をいただきながら、総社市ならではの多文化共生モデルを作り、今後わが国が直面する外国人受入れに対応していきたいと考えています。



滋賀県甲賀市

中嶋 武嗣 なかじま たけし
【1948年1月2日生】

前職	滋賀県議会議員
就任年	2004年10月
当選回数	2期目

外国人登録者数が人口の2.9%を占める本市では、異なる文化を持つ市民がお互いを理解しあえる地域づくりを目指し、平成22年に「甲賀市国際化推進計画」を策定しました。市民、団体、企業、行政などが共に協力し、外国人も日本人も地域を支えあっていく大切なパートナーとして、認め合い、支えあい、学びあいながら、新しい時代にふさわしい市民文化の創造に取り組んでいます。

開会・座長あいさつ

ブロック提言とブロック所属都市からの報告

①岐阜・三重・滋賀・岡山ブロック

②長野・愛知ブロック

③群馬・静岡ブロック

府省庁からの報告

政府関係者との討論

～おおた 2009 緊急提言実現に向けて～

災害時相互応援協定の締結について

おおた宣言

閉会あいさつ



●開会・座長あいさつ

司会(池上重弘氏)

皆さま、こんにちは。本日はお忙しいところ、外国人集住都市会議東京2010にお越しくださいまして誠にありがとうございます。ただ今より、外国人集住都市会議東京2010を開会いたします。

それでは初めに、座長都市であります太田市の清水聖義市長よりごあいさつを申し上げます。

太田市長(清水聖義氏)



ただ今ご紹介をいただきました太田市長の清水でございます。今スクリーンに写っていましたように、浜松でスタートをしたこの外国人集住都市会議も、当初13都市で始まったものが、現在は28という本当に多くの都市に集まっていたございまして、こういった大掛かりな会議が開かれるようになりました。このことについても、ご来賓の皆さま方、あるいはまた関係者、大学の先生等々に本当にお世話になりながら今日まで歩んできたわけでありまして。

たまたま今年は10年目を迎えます。ある意味で大きな区切り、一つの区切りかというふうに思っておりますが、10年間の集大成が今回できればいいかなと思っております。今は世の中も非常に厳しい環境にありまして、特に対外政策等々については、尖閣諸島の問題もありますけれども、それと同じように、外国と日本との関係、外国人と日本人との関係、あるいはそこで生活するテーマ、あるいはまた教育というようなテーマ、あるいは福祉政策、労働政策等々、これらの問題は非常に大きな問題でありまして、日本人が日本人だけである時代から、今大きく変ぼうしようとしているわけでありまして。その中で今申し上げたような問題に対して、一つ一つ丁寧に解決していかなければならない時代を迎えております。

座長としては今回でおしまいで、この次からはしっかりと飯田市の市長がいますので、本当にゆったりとした気持ちで今日は迎えることができましたが、ぜひ今後もこういった会議を通じて諸課題にチャレンジをしていく、また政府関係者にも積極的な関与をいただいて解決をしていくということが非常に大事だと思っております。

現在では200万人を超える外国人が日本に住むようになりました。やはり、これは私どもが本当に真剣に考えなくてはならないテーマでありまして、ぜひ今後とも、ご参加いただきました皆さん方には積極的な関与をお願いし、解決のためのご助言等々をいただければ大変ありがたいとそうように思っております。

今日の会議が成功することをお願い申し上げまして、ごあいさつにさせていただきます。本当に今日はありがとうございました。失礼いたします。

司会(池上重弘氏)

清水市長、どうもありがとうございました。

それではここで、本日の会議にあたりまして、お忙しいところご臨席をいただいておりますご来賓の皆



さまをご紹介させていただきます。お名前を申し上げますので、恐れ入りますがその場でご起立をお願いします。

参議院議員 上野宏史様。参議院議員 渡辺猛之様。駐日ブラジル大使館ブラジリアン・コミュニティー担当部長 パトリシア・コルテス様。在東京ペルー総領事館総領事 エドガル・ゴメス・サンチェス様。在東京ブラジル総領事館補佐官 森岡成美様。国際移住機関駐日代表 ウィリアム・バリガ様。国際労働機関駐日事務所次長 林雅彦様。日本国際協力センター理事長 松岡和久様。財団法人自治体国際化協会理事 成田浩様。以上でございます。

申し遅れましたが、私は本会議のアドバイザーを務めております、静岡文化芸術大学の池上と申します。本日の総合司会を担当いたします。どうぞよろしく申し上げます。

ここで本日の外国人集住都市会議東京2010の構成をご説明申し上げます。この後、第1部では、外国人集住都市会議の3つの地域ブロックからの報告、および提言を行います。各ブロックのリーダー都市、あるいは代表都市の首長からの報告・提言を行った後、各ブロック所属の首長からテーマに沿った各都市の取り組みを紹介していただきます。続く第2部は、府省庁からの報告でございます。そして第3部、昨年の会議で出されました緊急提言の実現に向けて、政府関係者等との討論を行います。最後に、災害時相互応援協定の締結と、おた宣言を発表して、5時ごろ終了の予定でございます。

●ブロック提言とブロック所属都市からの報告

① 岐阜・三重・滋賀・岡山ブロック



司 会(池上重弘氏)

それでは、これより各地域ブロックの報告に入ります。

外国人集住都市会議では2009年度と2010年度の2年間、群馬・静岡、長野・愛知、そして岐阜・三重・滋賀・岡山の3つの地域ブロックに分かれて、それぞれのブロックテーマを定め、協議を行ってまいりました。今年度は昨年の中間報告を踏まえ、各ブロックからの提言・報告をいたします。

なお、ブロック提言については、資料、パワーポイントをご覧になりながらお聞きいただければ幸いです。所属首長からの報告につきましては、資料は皆さまのお手元にございませぬ。パワーポイントをご覧になりながらお聞きいただければ幸いです。

それでは、まず初め、岐阜・三重・滋賀・岡山ブロックになります。関連する首長の皆さま、ご登壇をお願いいたします。

ではまず、岐阜・三重・滋賀・岡山ブロックです。リーダー都市の湖南市 谷畑英吾市長から提言・報告をお願いいたします。次に、ブロック所属の美濃加茂市 渡辺直由市長、四日市市 田中俊行市長、総社市 片岡聡一市長、以上3人の市長からテーマに沿った各都市の取り組みについて順次ご報告をいただきます。

それではリーダー都市 谷畑市長、よろしくをお願いいたします。

湖南市長(谷畑英吾氏)

皆さん、こんにちは。滋賀県湖南市の谷畑と申します。よろしくお願いを申し上げます。岐阜・三重・滋賀・岡山ブロックは、岐阜県大垣市・美濃加茂市・可児市、三重県津市・四日市市・鈴鹿市・亀山市・伊賀市、滋賀県長浜市・甲賀市・湖南市、および岡山県総社市の、合計12市で構成をしております。アドバイザーとして関西学院大学の井口泰教授にご指導いただき、「外国人市民と共に構築する地域コミュニ



ティー ～共生言語としての日本語学習機会の保障に向けて～」をテーマに、2年間にわたり検討を行ってまいりました。

このテーマの中にあります「外国人市民と共に構築する地域コミュニティー」の実現のためには、共生言語としての日本語の習得が必要であるというのが私たちの認識であります。

1年目の2009年度は、地域における日本語学習機会の実態について調査・研究を行い、その現状を明らかにするとともに、今後必要な施策への提言を行いました。

これらの提言を踏まえ、2年目となります今年度は、日本語学習機会の保障に向け、共生言語としての日本語の学習制度の在り方について、文化庁の『『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案』や、「とよた日本語学習支援システム」などを参考に制度の検討を行うとともに、財団法人自治体国際化協会の協力を得て、諸外国で導入されている移民・外国人に対する言語学習制度についても調査を行ったところでございます。

まず、私たちが今年度の研究で、日本語学習機会の保障に向けて非常に重要な役割を果たすであろうと考えたものが次の5点であります。1つ目に「日本語能力標準・日本語能力判定テストの開発・導入」、2つ目に「日本語指導者・日本語教育実施機関の充実」、3つ目に「導入教育の実施」、4つ目に「日本語学習の動機付け」、そして最後に「子どもの日本語学習」であります。

それでは、1つ目の日本語能力標準・日本語能力判定テストの導入からご説明をいたします。外国人住民にとってまず必要なことは、日常生活において円滑なコミュニケーションがとれるということであり、そして全国共通の日本語能力標準を導入し、外国人住民が継続的に日本語を学習するモチベーションを高めることが必要となります。これは、地域ごとに日本語指導がばらばらな基準で行われることから生じる不透明性や非効率性を克服する上でも大変重要であると考えました。

日本語能力標準の開発について、今年度、文化庁から『『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案』が提示されたことは大変評価できることだと思っております。しかし現実には、日本語での簡単なコミュニケーションをとることも困難な外国人住民も一部にみられ、さらに基礎的なレベルから段階を追って学べるカリキュラムというものが求められております。また、カリキュラムの作成だけにとどまらず、これを実施する機関の活用・設置、人材の育成についても、国が中心となって積極的に議論を行うべきであると考えております。

また、当ブロックの昨年度の研究では、地域での日本語教室において、日本語能力判定方法が「ある」と回答した69.3%のうち、その60.6%が「スタッフによる面接」であり、確立した日本語能力を判定する方法がほとんどないまま、地域での日本語指導が行われているという実態が浮き彫りになりました。

外国人住民の日本語レベルをチェックし、あるいは継続的な日本語学習の目標設定を可能とするため、日本国外においては日本への査証の交付申請を行う前、日本国内では在留資格の変更・更新を行う前など、日本語能力判定テストを受験できるよう、定期的かつ頻繁に試験の機会を設けることが必要であると考えております。

次に、日本語教育実施機関・日本語指導者の充実についてご説明をいたします。現在わが国に日本語指導の資格はありませんが、一般的に、日本語教育機関では「大学で主専攻あるいは副専攻の日本語教育科目を履修していること」、または「日本語教師養成講座において420時間以上の教育を受けていること」、または「日本語教育能力検定試験に合格していること」などといった要件が求められます。しかし日本語教育のスキルを取得するには、さまざまなレベルのコースで実際に日本語教育を行った経験も必要であるため、これら資格の取得だけでなく、経験や母語への理解等を考慮しつつ日本語指導者を認定する仕組みを創設し、外国人の採用を含め、地域における新たな雇用の創出を促す政策についても検討する必要があると考えております。

また、日本語学習を補完したり、カリキュラム修了後の継続学習を促進したりする観点からも、日本語指導を行うボランティアの活用や養成も不可欠であり、このために、補助または支援制度の導入について検討する必要があると考えます。

次に、導入教育の実施についてご説明をいたします。外国人住民が日本で生活していくためには、日本語の学習だけではなく、日本の法制度や自らの権利・義務、日常生活をしていく上でのルールなど、多くのことを理解する必要があります。外国人集住都市会議会員都市でも、地域で生活していく上で守るべきルールや行政の情報を外国人住民に正しく理解をしてもらうため、オリエンテーションなどの取り組みを行っております。しかし参加者を集めることが困難であると各市町から報告されており、その背景には、制度としての受講義務がないことに加え、その必要性を感じていない外国人住民側の意識の低さも伺えます。

外国人住民が地域でルールを理解して生活していけるよう、導入教育の実施を制度化するとともに、その際には全国共通の内容は国が作成して自治体に提供し、自治体はこれに地域の情報を加えて提供することが必要であると考えます。

次に、日本語学習の動機付けについてご説明いたします。日本で暮らす外国人住民は、出稼ぎ目的で来日し、いずれは母国に帰ることを想定している者も少なくなく、外国人住民の日本語学習の意欲を高めていく仕組みづくりも同時に必要になってまいります。

2010年3月に法務省が発表した第4次出入国管理基本計画では、日系人の受け入れについて、日本語能力を「我が国に入国・在留を希望する日系人、特に、我が国に在留する日系人の過度な負担とならないよう留意しつつ、入国・在留の要件見直し等について検討していく」と記載されており、外国人住民の継続的な日本語学習に対するインセンティブなどの在り方についてより深く議論をしていくべきであります。

最後に、子どもの日本語学習についてご説明をいたします。外国人の子どもの日本語学習に関しては、公立学校、外国人学校などが独自に進めており、制度化されていないのが現状であります。外国人の子どものが在席する多くの公立学校では、教員や指導員、支援員を配置して日本語指導や学習支援を行っておりますが、人数も限られており、その体制の充実が求められております。また、外国人集住都市会議東京2008報告書によりますと、南米系外国人学校においては、日本語教育に関する授業は週2時間以下が大半であり、日本で暮らしていくための日本語能力を身に付けるには、これでは不十分であります。

外国人の子どもの中には、日本語能力も母語能力も不十分となっている場合も見られ、そのような子ど



もは学習能力やコミュニケーション力が不足し、人格形成への影響も懸念されているところであります。外国人の子どもたちの多くは、将来日本にとどまり、日本社会の一員として生活していくことが予想されるため、未来の大切な人材の育成に対する支援体制づくりが重要な課題となっております。

多文化共生社会の実現のためには、市や町だけが頑張るのではなく、もちろん国や県の取り組みも大変重要であります。我々は地域で生活するためのオリエンテーションなどをはじめ、日本語教室の案内など外国人住民の日本語学習を促す施策を今後も進めてまいりたいと思っております。国においては、地域での現状を理解していただくとともに、本日の報告内容を参考にいただき、一刻も早く外国人住民の日本語学習機会を保障する制度の創設を強くお願いするものであります。

外国人住民と共に地域コミュニティーを構築していくために日本語の習得は必要不可欠であることを再び申し上げ、岐阜・三重・滋賀・岡山ブロックの報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

司 会(池上重弘氏)

谷畑市長、どうもありがとうございました。

続きまして、各都市の取り組みについて、美濃加茂市 渡辺市長から順次お願いいたします。

美濃加茂市長(渡辺直由氏)



皆さん、こんにちは。美濃加茂市の渡辺でございます。よろしく申し上げます。

今年の夏、私、保育園を訪問いたしました。フィリピンから来た子どもが、みんなと一緒に鼓笛の練習をしておりました。日本語は全くわからないのですが、鼓笛の練習を日本人の子どもと全く同じような気持ちで一緒にしておりました。言葉ではなくて音楽というのは本当に溶け込みやすいというものだなということを感じました。逆に言いますと、言葉を「じゃあ、これからどうしていくか？」というのが、私どものブロックのテーマではないかと思っております。

それからもう一点、リーマンショック以降、私どもの市の人口も減り続けておりましたけれども、今年の9月から、前年同月比でプラスに転じました。9月がプラス66、そして10月が175、そして11月の最新のデータですと107です。詳しく調べておりませんが、日本人が増えている状況ではないかと思っております。

そういうことで、私ども、本年度から新たに市の第5次総合計画というものをスタートさせました。多文化共生を重点課題に掲げまして、言葉や文化が異なる外国人と日本人がお互いを理解し、尊重しながら、共に地域の担い手として暮らせるまちづくりを目指しております。計画では、5年以上滞在している外国人市民の割合を「外国人の定住率」として、現状値23.3%から、10年後には40%へ増やすことを成果目標の一つとしております。これは、昨年3月に実施しました在住外国人緊急実態調査におきまして、滞在期間5年を境に長期滞在者ほど永住を望む傾向が見られたためであります。また、「日本語で自分の意思を話せる外国人の割合」や「外国人世帯の自治会加入率」の増加も同じく目標として、必要な取り組みを実施し

てまいりたいと考えております。

本日ここに掲げております写真2つでございますが、市内でも外国籍児童生徒が多く在席する古井小学校内に開設する「のぞみ教室」の授業風景と、日系人就労準備研修の受講風景であります。のぞみ教室は平成15年から、共生学級「エスペランサ」として、主にブラジル人子弟を対象に実施していた初期適応指導教室を、近年フィリピンや中国の子どもたちが増えたため、昨年12月に定住外国人の子どもの就学支援事業を受けまして、その機能を拡充し再スタートしたものであります。12月以降の在籍者総数は55人で、22人が市内小中学校への編入を果たしております。

この「のぞみ教室」には、当市を中心市とする定住自立圏構想の協定に基づきまして、隣接する町からも子どもたちを受け入れております。国におきましては、期限付きとされております本事業の継続が検討されていると思いますが、実施団体としましては、ぜひとも継続を要望いたしたいと思っております。

次に、日系人の就労準備研修でございますが、今年4月にNPO法人ブラジル友の会の主導でオープンしました多文化交流センターを会場として利用しております。同時に、美濃加茂市定住外国人自立支援センターも同所に移転しまして、多文化共生活動の拠点として、地域で暮らす外国人や日本人にとって利用しやすい環境づくりに努めております。

大人に対する日本語学習には、働きながら学べる環境づくりが必要であります。日系人就労準備研修美濃加茂会場の開設にあたりましては、財団法人日本国際協力センターにお願いをいたしまして、平日夜2日間と土曜日という変則的なカリキュラムを組んでいただきました。先月13日に第2期がスタートしておりますけれども、受講者22名のうちほとんどが就労中でありながら、日本語を引き続き勉強したいという方々が集まっておられると聞いております。当ブロック報告に関しまして、当市における日本語学習機会の状況についてご紹介をさせていただきました。

なお、当市では現在、外国人の自治会長が2名と、そしてうち1名は地域の消防団員としても活躍をされております。このように外国人が地域活動やまちづくりに参加することは、地域の構成員であろうとする外国人自身の意識と、それを受け入れる地域の日本人の理解があってはじめて実現できることでありまして、やはりそこで鍵となるのは、共生言語としての日本語であります。1990年の入管法改正から20年がたち、100年に一度といわれる経済危機を経て、なお日本で生活することを選択した外国人が地域でのつながりを築いていこうとする、そういう風潮が芽生えつつある中で、日本語学習機会の保障は、もはや待ったなしの喫緊の課題であると思っております。その制度創設が確実に多文化共生社会の実現に向けた追い風となることを強く申し上げまして、私の発言を終わりたいと思っております。ご清聴ありがとうございました。

■ 四日市市長(田中俊行氏)

皆さん、こんにちは。四日市市長の田中俊行でございます。私からは、四日市市の現状と、先ほどございました湖南市からのブロック提言に沿いまして、四日市市における取り組みをご報告させていただきます。

人口等、基礎データにつきましては、お手元のパンフレットをご確認いただきたいと思います。本市の特徴といたしましては、一部の地域に外国人住民が集住していることが挙げられます。市の中心部から



南西に約6キロのところには笹川団地という一大住宅地域がございます。ここには一般の戸建て住宅のほか、約1,700戸からなる都市再生機構住宅、いわゆる公団住宅と、約450戸からなる県営住宅がありまして、特に公団住宅には多くの外国人住民が居住をされております。

上の写真が笹川の公団住宅でございます。この笹川団地には約1万1,000人の住民の方々が暮らし、そのうちの20%ほどにあたる約2,100人が外国人住民となっております。そのほとんどは、ブラジル人をはじめとした南米系の、いわゆるニューカマーでありまして、近隣に同じ言語を話す住民が多くいることから、母国語のみでも特に支障なく生活することが可能で、このため地域の日本人と

の交流や日本語の習得がなかなか進みづらい環境でございます。

さて、四日市市における取り組みですが、まず市役所に転入の手続きに来られた際をとらえまして、日本での生活に必要な情報を提供していくことを目的に、多言語化した生活ガイドブックを配布いたしました。外国人登録窓口前において、外国人市民向けの生活オリエンテーションを実施したりしまして、自治会への加入や日本語習得、あるいは防災などの啓発のほか、各種制度の周知や資料の配布を行っております。オリエンテーションは平日の9時30分から15時30分までの間で、随時受けていただくことが可能となっております。より柔軟な対応ができるように配慮をいたしております。

続きまして、日本語教育に関する取り組みですが、市内には現在7カ所の日本語教室がございます。写真はそのひとこまでありますけれども、そのうちの2カ所は市の委託事業としてそれぞれ地域の団体が実施しているほか、指定管理者が実施しているもの、および市の出資する財団法人が実施しているものがそれぞれ1カ所、そして残る3カ所は市民の方の運営による教室となっております。いずれの教室におきましても、市民ボランティアの方々にご協力をいただいております。より多くの方に活躍をしていただくために、市の事業として日本語指導ボランティアの養成講座を実施するなどしております。

市の委託事業である2カ所の日本語教室は、いずれも子どもを対象としておりまして、外国人集住地域である笹川団地でそれぞれ週1回実施をしております。その目的といたしましては、まず第一に、外国人の子どもの日本語能力向上や学校における学習の補完といったものが挙げられますが、これだけにとどまらず、子どもたちや、その保護者と、ボランティアとして参加していただく方々、特に地域の方々との顔の見える関係づくりのきっかけにしたいと、こういう思いもございます。

しかしながら、こうした取り組みにもかかわらず、現実にはなかなか地域コミュニティでの共生が進まない状況もございます。そこで本年4月に、私を本部長とする多文化共生推進本部を立ち上げまして、全庁的に議論をしております。ここでの議論を踏まえまして、例えば笹川団地での交流・共生に専任で取り組むコーディネーター2人の配置を進めております。嘱託職員として日本人と外国人、そして行政とのパイプ役として地域密着で活動し、よりスムーズな形で地域コミュニティにおける共生を進めていくことを目的としております。

地域コミュニティにおける外国人との共生につきましては、各自治体がそれぞれ懸命の努力をしております。今日では政府関係の方もいらっしゃいますので、国としても地域における多文化共生

につきまして、さらに深く調査検討をしていただきまして、外国人住民の日本語学習機会の保障をはじめとして、積極的な取り組みを進めていただくことを強く要望をしておきたいと思っております。

国、自治体、NPO等の市民団体、また事業所などが、強い連携の下にこの課題に取り組むことが現状を打開する最も有効な方策であることを私は確信しておりますので、本日の会議が、ちょうど発足10年を迎えて、そのような方向で具体的な成果を生み出すことを期待をいたしまして、私からの報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

総社市長(片岡聡一氏)

皆さん、こんにちは。岡山県総社市長の片岡聡一と申します。私はちょっと立ってやらないと調子が出ないもので、立ってやらせてください。



岡山県総社市は、岡山市と倉敷市にはさまれた市で、人口6万8,000人です。そのうち外国人が全体の人口の1.5%ということですが、皆さん、中国と四国に、92市あるんですけれども、そのうちでこの1.5%というのは、92市の中で上から数えて5番目の多さなんです。これまで集住都市会議というと、群馬だとか、静岡だとか、こちらの三重とか、滋賀とか、そういったエリアまでだったと思うんですけれども、初めて山陽道、いわゆる中国地方の、たかだか全人口に対する1.5%の都市がこの集住都市会議に参入したということは、この会議の底上げにとってもものすごく大きな価値があるものだと思いますし、私の役割だというふうに考えております。

この総社市はブラジル人が最も多いんですけれども、私は実はブラジル人が大好きでありまして、このブラジル人の方といかにハッピーにやっていくか、これを総社市政の柱としてやっていきたいというふうに考えているんです。しかしですね、皆さん、この人口に対してたかだか1.5%のブラジル人、あるいはペルー人、中国人に対して、市費を投入してこれをやるんだというのは、議会がなかなか通りにくい、市民がなかなか納得いかない。これを突破していくのは、やっぱり首長の意識であると思うし、決断であると思うし、私がこうやって立ち上がったことによって、中四国の市が多く立ち上がり、目を見開く、このスタートになればなあというふうに思うんです。

今、中国・四国では、どの市も集住外国人に対して目を向けている市はほとんどありません。全部ディフェンスであって、全部消極的。窓口に来た人間をいかにさばくかしか考えていない。積極的に我々が手を差し伸べて一緒に住んでいこうと、こういったことをやっぺいこうとするのも、総社市が中四国では初めてだというふうに自負しております。

2年前に私たちはNPO法人と一緒にブラジル人の子どもたちのために学校をつくりました。我々はブラジル人の子どもを育てよう、それから2点目は、彼らに行政サービスを格差なく徹底的に与えていこう、3番目は、彼らとコミュニティーの中で混在化していこうと、この3本柱でやっておりますけれども、一番大切にしていることが、ブラジル人の子どもたちを責任を持って育てることだということをやっております。



2年前にエスコラ・モモタロウ・オカヤマという学校を設立いたしました。20人でスタートを細々としましたけれども、リーマンショックがあった翌月から、月謝3万円でやっておりましたけれども、瞬間に子どもがいなくなって、たった3人になりました。そのときその学校がどうしたかという、みんな教師陣が無給になって、奉仕の精神で彼らを育てようといったところ、20人の子どもたちはエスコラに戻ってまいりました。今は30人でやっております。

そしてさらには、今、IOMの代表が来られておりますけれども、虹の架け橋事業、これをやっております、虹の架け橋事業を最初にスタートしたときに、その子どもたちに「何か質問がありますか」と聞いたところ、小学校3年生の子が、「なぜ総社の人は私たちにこんなに優しくしてくれるんですか」というのが最初の質問でありました。さまざまなことで子育てをやっていること、言葉を教えていること。

この写真は、カストロ・ネーベス大使が総社に来られて、この抱いている女の子は小学校3年生のシャイリスちゃんというんですけども、シャイリスちゃんが大使のひざに載っかって、「今日はどうだった？」というふうに聞いたら、このシャイリスちゃんは「日本に来て一番楽しい日でした」というふうに答えてくれました。大使が来たおかげで、総社市のブラジル人は本当に元気になった。私たちは認められていると、そういうことで大きく立ち上がってくれました。今、岡山県下ではブラジル人が1,400人いますけれども、みんなが総社のほうを向いて、総社がブラジル人コミュニティの心のよりどころになっていると、そういった現状があります。

最後に、私は本当に多くのパーセントを抱えた集住都市ではなくして、こうした1.5%とか1.2%とか、今ブラジル人の方々が社会の中に溶け込めないでいる、そういった都市の代表として、オピニオンリーダーとして頑張っていると思いますし、それに国がぜひ目を向けてくれることを切望いたしまして、総社の説明・提言といたします。ありがとうございました。

司 会(池上重弘氏)

どうもありがとうございました。以上、岐阜・三重・滋賀・岡山ブロックからの提言および報告でした。

② 長野・愛知ブロック



司会(池上重弘氏)

ここで、来賓の方をご紹介します。参議院議員 姫井由美子様、どうぞその場でご起立をお願いいたします。ありがとうございました。では舞台の転換に少し時間がかかります。いましばらくお待ちください。それでは、今、転換に時間がかかっていますが、もうひとかた、ご来賓の方をご紹介します。お名前をお呼びしますので、その場でご起立をお願いします。衆議院議員 小宮山泰子様、いらっしゃいますでしょうか。一番後ろに今いらっしゃいますが、赤いジャケットなのでおわかりいただけるかと思います。

それでは、舞台の用意が整いました。続きましては長野・愛知ブロックです。リーダー都市の小牧市 中野直輝市長から提言・報告をお願いいたします。次にブロック所属の上田市 母袋創一市長、豊橋市 佐原光一市長、豊田市 鈴木公平市長、知立市 林郁夫市長、以上4名の市長からテーマに沿った各都市の取り組みについて順次ご報告をいただくこととなります。それでは中野市長、よろしくお願いいたします。

小牧市長(中野直輝氏)



ご紹介をいただきました、小牧市長の中野直輝と申します。よろしくお願いいたします。昨年度に引き続きまして、「大人の日本語学習の仕組みづくり～企業と地域の連携～」について、長野・愛知ブロックを代表し、ご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

長野・愛知ブロックでは、地域性を生かし、これまでも企業と共に多文化共生にいかに取り組むかを検討してまいりました。過去の研究を通し、企業が日本語学習へかかわることへの関心の高さが明らかになりましたが、現在もその取り組みの広がりはなかなか見られていません。日本語学習につきましては、国において「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案が出され、将来の「国による日本語学習機会の保障」への期待が高まっております。しかし、日本



語学習機会は現行法制度では保障されておらず、地域ではこれを早期に実現できるよう対策が求められているところでもあります。

こうした状況から、企業の日本語学習のかかわりに学習者にとって通いやすさがある点や、勤務時間を考慮した教室開催時間の設定が期待できる点などに注目し、昨年度から企業との連携の観点からの大人の日本語学習を研究してまいりました。2009年の研究では、企業のかかわる日本語教室の具体例から、企業や地域、NPO、行政の連携による教室開催のメリットと課題を整理しました。今年度は、その課題解決と、より現実的で広く実現可能な方法や環境づくりを検討するため、新たに企業へのヒアリング調査を行いました。ヒアリング調査では、「とよた日本語学習支援システム」を参考に、モデルケースを設定をいたしました。

モデルケースでは、企業の役割を「学習者、社内ボランティアの募集、教室開催場所の提供」などとしたしております。行政の役割を「専門の講師の派遣、教材の提供」などとしたしております。その上で、「モデルケースでの日本語教室は開催可能か」、また「日本語能力と雇用の関係は」などといった項目を伺っております。

調査結果でありますけれども、有効回答数80社のうち、現在教室を開催している企業は7社で、割合にすると約8%であります。また、外国人従業員の日本語能力の必要性を問う設問では、「必要である」と答えた企業が約67%で、「あると望ましい」と考える企業が32%でした。

これらの比較や、外国人を雇用するにあたってのデメリットを問う設問の回答から、外国人に対し、コミュニケーションの取りづらさを実感し、日本語教育が「必要である・あると望ましい」と考えながら、開催に至っていないことがわかります。

しかし、モデルケースによる日本語教室の開催の可能性を問う設問となると、約36%の企業が開催可能と答えました。実際に現在教室を開催している企業が約8%と極めて少ない結果の中、前向きな結果が得られたと考えております。

開催可能と考える主な理由は、「コミュニケーションが改善される」「安全性や正確性の向上」などでした。中には「教室の実施によって健全な会社というアピールができる」と答えた企業もありました。これらの前向きな意見からも、モデルケースで「行政の役割」とした能力判定方法などの技術的な仕組みを整えることについて、「国による定住外国人への日本語学習機会の保障」の実現を含め、企業・地域・NPO・自治体・国による本格的な協議開始の必要性が見えてまいりました。

教室不開催の主な理由は、「手間・費用・会場に余裕がない」ことでした。中には「現在は人材不足という状況ではなく、日本語が話せる人材を雇っているので開催の必要はない」という意見や、「労力に見合ったメリットが見いだせない」とする意見もありました。その他、「人事・労務管理の主体が派遣元と派遣先に分かれているため、実施すべき主体が明らかでない」との意見も挙がっております。

また、学習者側の要因を教室不開催の理由として挙げる企業も多いという結果も見えてきました。確かに集住都市協議会員都市が行う外国人住民対象の意識調査において、日本語学習へ高い意欲が示されることが多いものの、実際には日本語を学習している外国人の割合は少なく、居住地に近くて通いやすいはずの教室であっても、学習が継続しないといった状況も指摘されております。

以上のような否定的意見も多い一方、今回の調査対象企業の中には、日本語学習に関する労働者へのインセンティブとして、すでに日本語能力を人事考課に採用しているところ、直接雇用への切り替え時のチェック項目としている企業があり、手当の支給や日本語能力の認定証の発行へ前向きな意見も挙がっております。

「日本語学習に関する企業へのインセンティブ」に関しましては、経済的支援を求める企業が多いということも見えてまいりました。「モデルケースで開催可」とする企業には、社内開催は業務扱いとなり、教室受講時間についても賃金を支払うことになるため、補助金や助成金が必要と考える声も多く聞こえております。

また、企業関係者との意見交換を通して、景気低迷の現在、派遣法の改正に向けた動きもある中で、以前と状況が大きく変化していることを実感いたしました。日本語能力が新規採用の前提となるなど、求められる能力水準も高くなっております。また、国内の工場を統廃合して海外にシフトする企業も増え、人材派遣業者も請負や期間契約の社員紹介と、それに伴うサービス提供へシフトすることが予測がされております。こうした状況の変化から、日本への定住を希望する外国人の働き方も転換が求められていることも指摘をされております。

以上、研究結果の概要を申し上げます。これらを踏まえながら、外国人の日本語学習支援に対する企業の関与について、次の内容を含む推奨策を国および経済界が実施するよう提言をいたします。

最初に国への提言を3点申し上げます。その1でありますけれども、外国人雇用に関する優良企業認定など、企業の取り組みを後押しできる認定制度の創設を求めます。2点目であります。企業による日本語教室開催および日本語学習支援を推奨するとともに、その実施に伴う費用の助成、税制上の優遇を図ることを求めます。3点目ではありますが、外国人従業員の日本語学習に対する取り組みについて、派遣元と派遣先、請負元と請負先の連携を促す支援策の実施を求めます。

続きまして経済界への提言を4点申し上げます。第1点、企業内および地域での日本語教室開催への必要性を理解し、積極的に協力するよう求めます。2点目に、派遣元と派遣先、請負元と請負先が連携した、外国人従業員への日本語学習支援の取り組みの推進を求めます。3点目でありますけれども、企業において外国人従業員が日本語学習に参加しやすくなるよう、労働時間面などで便宜を図る措置の普及を求めます。4点目ではありますが、外国人従業員の日本語学習のインセンティブとなるような、日本語能力に応じた処遇面での優遇措置の導入の推進を求めます。

以上、長野・愛知ブロックから提言をいたしました。企業に金銭的、時間的な負担を求めるのは現実的には難しく、現在開催されている企業のかかわる日本語教室は極めて少数であります。しかし、外国人を雇用する企業の社会的責任に基づく取り組みを求める社会の強い要請があります。企業の社会的責任という観点を踏まえた上で、国により定住外国人への日本語学習機会の保障がなされることを引き続き求め、提言としたいと思います。ありがとうございました。



司 会(池上重弘氏)

中野市長、ありがとうございました。

続きまして、各都市からの取り組みについて、上田市の母袋市長から順次お願いいたします。

上田市長(母袋創一氏)



皆さま、こんにちは。昨年も同じことを冒頭に申し上げましたが、日本一の人気を誇る武将・真田幸村公のふるさと上田からまいりました。PRタイムを終わります。

当市の外国人の集住ぶりは、ピーク時から比べるとおおむね2,000人ほど減っております。これは人口比にして1.3%ぐらいに相当いたしますが、やはり経済の状況が反映している、このように感じます。

さて、長野・愛知ブロックのテーマでございます、この「企業における日本語教育」は、報告にもございましたとおり、大変厳しい経済状況とも相まって、私たちが強く願い、企業に働きかけもしておりますが、日本語教育等の実現は

非常に難しいと、当市でも痛感しております。

それでは上田市の実態について報告させていただきます。長野県内におきまして最も外国人登録者数が多い当市でございますが、派遣先の企業が率先して日本語教育を行った事例はありませんでした。今回、市内の派遣会社を中心に再調査をいたしましたところ、そのうちの一つの会社が、週に1回でしたが、社員の仕事が見つからなかった昨年の約半年間、社内の通訳が日系人の社員に日本語を教えていた状況がございました。仕事のない時期の自助努力とはいえ、企業においてこのような取り組みが行われていたことを私は高く評価したいと思っております。

その派遣会社は、現在は、短期間ではありますが、すべての社員が仕事に就いておりまして、日本語教室は行われていないと聞いております。派遣会社に限らず、外国人を雇用する企業の社会的責任として、企業内の日本語教室が常時行われることを期待しておりますし、何とかならないものかと歯がゆさを覚えております。

一方で、別の派遣会社でございますが、厚生労働省の緊急人材育成支援事業を受託いたしまして、訓練期間中の生活保障を得ながら日本語学習と職業訓練が行われました。15名が受講しましたが、実習についてはホテルなど受入側の都合もありまして5人に限定されてしまったという状況もございました。同じ厚生労働省が実施しております就労準備研修における生活保障面での弱点が補われる点では評価でき得ますが、限られた人数しか受講できないこともあるというのが、今、ネックだと感じております。

さて、上田市におきましては、外国人コミュニティの形成、あるいは活動への支援を行う一方で、日本語ボランティアの養成、またスキルアップのための講座に加えまして、こちらのスクリーンに映像でもございますが、今年初めて「外国につながる子どものサポートボランティア養成講座」を、東京外国語大学の協力も得まして開催いたしました。これは外国籍住民の定住化が進む中で、その子どもたち、つまり第二世代の育成、これが大変重要だと考えているからでございます。そして彼らに、キャリアデザイン

の観点からいたしますと、日本での就職に求められる高校卒業の学歴を備えてほしい、そしてこれに必要な学力を保障するためには、学校だけでなく、地域のボランティアの皆さまのご協力をいただいて、地域ぐるみで支援する体制を構築しようと、現在模索を続けているところでございます。

言うまでもなく、定住外国人は「生活者」であります。また企業にとっては消費者でもあります。ことに第二世代は、我が国の将来を担う重要な存在でございます。彼らのキャリアデザインを確たるものにしていく、そのためにも企業の社会的責任として、さまざまなご支援、ご協力をいただきたいと切に要望をいたし、私からの報告とさせていただきます。

豊橋市長(佐原光一氏)



はい、それでは続きまして私、豊橋市の市長の佐原と申します。外国人の集住の最も多い東海地方の中のと真ん中辺りに位置しているまちでございます。私たちのまちも、先ほどの上田市さんのご報告同様、企業による日本語教育というのは全くされていないという状態でございます。この辺りにつきましてはきつと、お隣の豊田市さんが「とよたシステム」ということも含めまして詳しくご紹介いただけたと思いますので、私のほうからは、ブラジル人社会とのコミュニケーションをとる壁をできるだけ低くする、そんな取り組み、そして企業とかそういった難しいことではなく、もっと日本語に取り組むのにハードルを低くした取り組みについて特徴的なものをご紹介させていただきたいと思

ます。

まず、画面に出てきました左上でございます、「豊橋ブラジルDay」というのが出てきました。これは豊橋のブラジル人団体でございますABT (Associação Brasileira de Toyohashi) という集まりがございます。この方たちが中心になって、まずはブラジル人コミュニティーの元気を取り戻そうということで始めた取り組みでございますが、今ではこれを、ブラジル人コミュニティーと、そして在住の日本人のコミュニティーとのきずなとして活用しようというふうに頑張っているところでございます。

多分、代々木のブラジルDayに次ぐ規模のブラジルDayでございます。1日に3万人が集まるという大会みたいなものでございますので、大変大きな大会ということで、なかなかパワーと勢いがあり、日本人が入り込むすきがないというのが課題でございましたが、その中に何としても入っていこうじゃないかということで、これまでブラジル人の催し物中心だったものに、日本人社会から参加していくという形を取り、垣根を低くしていくという努力を今、しているところでございます。

私たちのところは、人口のピーク時は5%を超える外国人がいました。今、4%弱でございますが、それでもまだまだ外国人に対する偏見等があるわけでございます。一例を申し上げますと、外国人がいると犯罪が増えると、多分このまちでもこういう言葉が出ていると思います。私たち、実際に調べました。日本人の犯罪率、外国人の犯罪率。我が市におきましては日本人の犯罪率のほうが高いんです。それなのに、そういう話が出る。このことは単なる風評だといって見過ごせないということで、これを何としてでも垣根を低くしようというのが、こういった活動の一つでございます。



それから下にございます絵は、外国人が日本語を習うときの、こちらのほうの垣根を低くしようという取り組みです。私たちのまちでは「ラジオニッケイ」、ポルトガル語で言うと「ハジオニッケイ」になりますが、そういったインターネットラジオの放送をやっております。その中に日本語教室を設けさせていただき、ブラジル協会の協力によりまして行っております。タイトル名は「Vamos・ganbatar」といいます。「頑張りましょうね」という日本語とポルトガル語と掛け合わせた言葉を番組のタイトル名として使っております。インターネットラジオですので、日本中どこからでももちろんアクセスすることができます。その中で、プログラムを組んで日本語の習得を図っていき、できればきちんとした日本語を習うための入口としてこの講座を使っていたらうれしいなということで始めさせていただいているものでございます。

まだまだアクセス数が目標に達しないなという感触を持っております。今日この場でたくさんの都市の方たちがこの番組の存在を知っていただけたわけでございますので、ぜひ地域の方たちに声をかけていただいて、インターネットラジオでまず日本語の入口のところ、オリエンテーションのところを受けてもらってはいかかかなと、こういうふうにご紹介させていただきました。

私たちのまちはこのほかに、日本人がポルトガル語を習うということで垣根を低くする活動もしております。こちらのほうは地域FM、エフエム豊橋というところで、これは「はなそう、ポルトグス」で、通称「はなポル」と呼んでいる番組がございます。こんなものも始めさせていただいております。

こういったことで私たちのまちでは、まず垣根を低くして、お互いの交流、言葉の言語の交流、こういったことを始めるということを手掛けており、ご紹介をさせていただきました。そして、外国人がたくさん住んでいるまちだということを、私たちが私たちのまちの財産だと考えております。これから外国との垣根がどんどん無くなっていく中、既にまちの中で垣根が外れている、そんなまちが日本のさまざまな都市を引っ張っていくことができると、これからはまちづくりに励んでいきたいと、このように思います。どうもご清聴ありがとうございました。

豊田市長(鈴木公平氏)



豊田市の鈴木でございます。お手元に配布されておりますこの、今日配られました資料の25ページ、ここに「とよた日本語学習支援システム」ということで紹介されております。今日はこの話をさせていただくのが本意なんですけれども、その前に、本市が、外国人の集住問題に関して取り組んできた背景などについても少し触れておきたいと思っております。

この外国人集住都市会議は浜松市さんの呼び掛けで始まったと思っておりますが、平成13年、この年に本市は多文化共生推進協議会という組織を立ち上げました。これは国・県、国は関係省庁、県は愛知県ですけれども、それから私も行政、企業、地域市民、NPO、国際交流団体などを組織化したものでございます。なぜこういうものを立ち上げたかということなんですが、これは言うまでもなく、外国人の、特に日系外国人の集住というのは同時に雇用の問題、それから教育、とりわけ不就学に関する問題、それから

医療、医療保険をはじめとする保険加入にかかわる問題、もちろんコミュニティにおけるさまざまな課題、こういうものを生んだということだと思っています。これをどう解決するのかというのは、先ほどここで言いましたような関係機関、関係市民、あるいは企業、団体、これらが連携をして、それぞれの課題解決に向けて取り組まない限り解決はしないという考えで立ち上げたわけであります。

当時、ご存じかもしれませんが、私どものまちには極めて多くの日系人が集住しており、その比率規模においても全国有数と言われた保見団地という、人口1万人規模の団地がございまして、ここではさまざまな問題が日常茶飯事に発生しておりました。とりわけコミュニティに関して言うと、ごみの問題、騒音、違法駐車などがございまして、しばしばマスコミに登場した時期もございました。こうした日本人と日系人社会とのトラブル、こうしたことに関して治安上の悪化も懸念するということもありましたので、県警が特別にパトロール隊を編成して24時間体制でおよそ9カ月間、重点的にその地域の治安の維持を図ったというような、歴史があったわけであります。

一時期は保見団地をもじって「ごみ団地」なんて名前も付けられてマスコミに登場した時期もあったわけですが、こうしたことが当市のこの問題に対する対応のきっかけになったということは正直に申し上げておきたいと思いますが、おかげさまで、先ほど言いましたような、各省庁をはじめとして、さまざまな方の努力、施策、あるいはその地域の人たちの共生に向けての取り組み、幾つかの取り組みが進みまして、最近では、自慢ではないんですが、マスコミにもモデル的な多文化共生の先進地域ということで取り上げていただけるようになりましたので、関係の方々に感謝したいと思っております。

昨年ですけれども、今、景気が良くないんですが、私どもの国際交流協会が中心となりまして、「国際の日」というのを決めました。景気が良くないから決めただけじゃないんですが、この機会にさらに、むしろ日本人というか、市民の、私どもは42万数千人の量ですけれども、市民の国際理解をさらに深めるチャンスでもあるというふうな考え方も含めまして、毎年10月1日を国際の日と定めまして、多文化共生にかかわる意識啓発に今、力を入れて、多くの方々に活動していただいております。

これはスライドがございすけれども、今年の「私の国際」と題した若い人の作文の発表の様子でございます。このような時期にこそ、互いに、日本人も外国人もですが、尊重し合えるような、そういう社会を育てていく、そういう取り組みをいっそう促進する必要があるというふうに今、考えて取り組んでおります。

さて、日本語学習支援システムですが、配布資料をご覧くださいと、大体どんなシステムかというのはおわかりいただけるのかなと思いますが、地域のボランティア団体等が行う事業も含めまして、前々から行ってきたところでありすけれども、平成20年度からは、多文化共生社会の実現に向けた、特に重要な施策として力を入れてまいりました。私ども、地元にあります名古屋大学と共同で開発したシステムでございまして、これの普及に今、取り組んでおります。

先にブロック提言で触れていただきました、このシステムによります教室は、現在、企業が主催する教室が2つと、地域などが主催する教室が3つの、合わせて5カ所、12クラスでございます。私どもといたしましては、さらに多くの地域や企業でこのシステムを利用してもらいたいと考えておまして、日本語学習の普及、そしてこれに伴う地域での交流促進、困難な状況にある外国人住民の状況の改善を願ってお



ります。

各教室の主催者からは、おおむねご好評というか、いい感触をいただいておりますけれども、講師の派遣、教材の提供を受けても、主催者となるには人的費用面の負担があるということがございまして、その普及がなかなか難しいというふうに今、実感をいたしております。

国がこの8月末に策定されました「日系定住外国人施策に関する基本指針」におきましても、「国として今後取り組む、あるいは検討する施策」の一番に、「日本語で生活するために必要な施策」ということが取り上げられておりますので、「地域の日本語教室の充実を図る」旨のこの取り組み、この場をお借りして、国としても一刻も早くこの施策の実現を要望しておきたいと、この際思っております。

なお、最後になりますけれども、私どものシステムで教室を開催している企業の寄稿して下さった記事が「自治体国際化フォーラム」の11月号に掲載されております。記事をご覧になっていただきますと企業の率直な意見が伺えますので、参考になると思っております。今日、100部ほどクレアさんにお持ちいただいで、パネル展のところで配布させていただいておりますので、まだお持ちでない方、ご覧になりたい方につきましては、よろしければお持ちいただければと思っております。以上で私の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

知立市長(林郁夫氏)



失礼いたします。愛知県知立市の林と申します。よろしく願いいたします。知立市は愛知県のほぼ中央に位置しまして、道路、そして鉄道共、非常に便が良く、交通の要衝のまちであります。宿場のまちであったということで、交通の要衝ということでもあります。また、近隣には、豊田市さん、また刈谷市さんなどございまして、自動車産業が非常に盛況な市に囲まれているところであります。

そうした背景もございまして、知立市の外国人比率は愛知県下でナンバーワンという高い比率になっているところでございます。知立市の中でもとりわけ、知立団地というところがあるわけですが、日系ブラジル人が集中しております、団地内住民約5,000人の約半数を外国人が占めております。知立市の人口は約7万人でございます。16平方キロという非常に小さな面積の中で、約7万人の人口でありまして、そのうちの6%が外国人であります。今申し上げましたように、この知立団地の中に外国人が集中しているわけであります。

この一般的に外国人が集中している地域では、外国人住民が情報や周囲とのつながりから孤立しがちであるということでありまして、警察安全情報の入手が困難になったり、犯罪組織の温床になったりしやすいなどの課題が指摘されております。この問題をしっかりと解決しなければならないということで、「知立団地安全安心プロジェクト」というのを警察、また地域の自治会の方々と協力をし、連携して事業を立ち上げさせていただきました。

この目的は、路上駐車問題などの生活トラブル、また非行防止、交通安全、不就学児童への対応に取り組むことで、住民の安全意識や住環境の向上を目指すということ、また国籍や民族の違いにかかわらず、

すべての住民の皆さま方が安全・安心を実感できる地域の実現を推進するということでもあります。

内容でありますけれども、まず1つ目といたしましては、路上駐車対策を実施させていただきました。団地自治会と協力して、団地を管理するUR（都市再生機構）に駐車場の増設を要望いたしました。そして駐車場約100台を増設させていただきました。また、ポルトガル語のチラシを配ったり、路上駐車の危険性を周知させたりする広報とともに、違法駐車に対する警告と取り締まりを継続的にしっかりと行いました。2つ目といたしましては、警察、市、団地自治会などが連携し、交通安全や防犯パトロールを実施し、特に平日昼間のパトロールでは、不就学児童への声掛けや実態把握に努めました。3つ目は、交通安全や薬物乱用防止などの啓発事業であります。警察、市、団地自治会が連携して、地元小中学校やブラジル人学校で出前講座などの形で実施をさせていただいております。

このプロジェクトの結果、以前は夜間に130台を超えていた違法駐車が、現在ではほとんどなくなりました。これは本当に素晴らしい成果かなと思っております。以前は違法駐車がたくさんありまして、あのように対策前、対策後というようになっているんですけれども、消防自動車が入っていけないような状況だったのが、見事にきれいになったということでもあります。また、この安全活動に参加する外国人が徐々に増えてきたということでもあります。外国人の方々の意識というものが相当、こうやってきれいになっていくということを通じて高まってきているなということをしっかりと感じさせていただきました。また、このプロジェクトであります、ちょっと油断をすると、1台、2台と、また車が止まってしまいます。警察の方と連携をして、また自治会の方と連携して、今、しっかりと継続をさせていただいております。

知立市におきましても、これからもしっかりとこの多文化共生、今、意識調査をやっているところですが、取り組んでいくわけでありまして。なにぶん非常に知立市は財政が厳しいところをもって、この取り組みに対してもなかなかお金がかかるということでもあります。関係各機関のご支援を、この場をお借りいたしまして、お願い申し上げます、私からの知立市のご報告とさせていただきます。ありがとうございました。

司 会(池上重弘氏)

ありがとうございました。以上、長野・愛知ブロックからの提言および報告でした。実は長野・愛知ブロックは、この後、第3部で登壇いたします飯田市の牧野市長も含めて、参加都市のすべての市長が参加されているということでもあります。それではご登壇の皆さま、どうぞお席にお戻りください。



③ 群馬・静岡ブロック



司会(池上重弘氏)

続きまして、ブロック提言の最後になります。群馬・静岡ブロックとなります。発表都市は、大泉町 齊藤直身町長です。次に、ブロック所属の掛川市 松井三郎市長からテーマに沿った都市の取り組みについてご報告をいただきます。今しばらく舞台転換に時間がかかりますが、齊藤町長、松井市長、どうぞステージのほうにお進みください。

それでは最後、群馬・静岡ブロックになります。まず齊藤町長、よろしくお願いいたします。

大泉町長(齊藤直身氏)



皆さん、こんにちは。群馬県大泉町の齊藤です。わが町は、去る4月24日、時の総理大臣が多文化共生社会の現地視察をされました。

さて、3つのブロックの最後の報告となりますが、これから群馬・静岡ブロックの発表を行いたいと思います。私たちのブロックは昨年度から、「正しく伝えること、伝わること」をテーマに、研究・検討を行ってまいりました。

これまでも繰り返し本会議で取り上げてきたように、日本人・外国人ともに安心して暮らせる共生社会を築くためには、「正しい情報を得ること」と「情報を正しく理解すること」は不可欠であると考えます。

伝えたい側は「どのように伝えればいいのか」、また受け取る側は「正しい情報をいかに受け取り、理解していくか」という、双方の課題について整理することが大切だととらえ、群馬・静岡ブロックではあらためて「伝える、伝わる」ということに焦点を絞り、報告を行いたいと思います。

本題に入る前に、簡単に現在の状況についてまとめてみます。2008年以降、世界的に経済状況が悪化しました。これにより帰国する外国人が増加し、外国人集住都市会議参加都市でも外国人登録者人口は減少しています。

こちらは群馬・静岡ブロックの9市1町における2007年から2010年それぞれの4月1日の外国人登録者数のグラフです。ご覧のとおり、2008年と比べますと2010年は2割近くの減少となっていますが、このようなグラフの変化は、他の地域でも同様に起こっているものと思います。

反面、日本に残ることを選択した外国人の滞在年数は「長期化している」といった傾向があります。

こちらは2006年に浜松市が南米系外国人市民を対象に実施したアンケート調査ですが、「日本に15年以上滞在している」と答えた方が全体の11.6%、「12年から14年まで」と回答した人が12.9%という結果が出ております。無回答を除く回答者のデータをまとめてみますと、6割を大きく超える方々が「6年以上、日本に滞在している」ということがわかりました。

しかし、滞在が長期化する一方で、日本語、特に読み書きを理解できない外国人も多いことは、2008年の本会議で報告したとおりです。

長期の滞在が必ずしも日本語の習得に結び付いていないことは、これまでも繰り返し報告してきました。前の2つのブロック報告にもありましたように、「日本語を学ぶ制度」をどのように整えていくかは大きな課題であります。誰もが安全・安心な生活を送る上では、その国の言語や、「優しい日本語等を用いた正確な情報伝達」や「的確に伝わる対応」も、同時に求められます。

日本語が十分でない外国人住民は、どんな方法で情報を得るかといえば、大きく分けると次の3点が考えられます。まずは、私たち自治体が発行する多言語の広報紙やチラシ、ホームページなど。次に、新聞やインターネット、フリーペーパーなど母語でのエスニックメディア。そして「口コミ」という方法です。

外国人コミュニティにおいては特に口コミ、うわさなどが大きな情報源となっていることが多いですが、誤った内容として伝わることも少なくありません。実際に市役所の窓口には、「人に聞いた」と前置きして、さまざまな問い合わせがあります。多くの場合、「友人や知人に聞いた」というあやふやな情報源で、事実と違った伝わり方をしています。

例えば、「病院にかかっているなければ保険料、保険税は納めなくてもいいと聞いた」とか、「定額給付金は毎月もらえると聞いた」といったような問い合わせも、実際に窓口で寄せられたものです。いまだ外国人に情報を伝える方法や確実に伝わるシステムが確立していないために、日本に住むために必要な制度やルールなどが正確に届いていない一例といえるのではないのでしょうか。

ここからは、情報伝達に課題があった事例をいくつか紹介いたします。まず昨年流行した新型インフルエンザについてです。国においてその予防や対応策の情報が多言語化されていなかったため、自治体の取り組みによって「情報提供の速度」や「量の違い」などが異なりました。子ども手当の情報も同様です。当初、日本語のみのリーフレットしか用意されておらず、外国人集住都市の会員都市をはじめとする各自治体では、新型インフルエンザや子ども手当などの説明資料等の翻訳文を独自で用意しなければなりません。

集住都市会議では、参加都市が協働でポルトガル語に訳したリーフレットを作成するとともに、日本国際協力センターのご協力をいただき、多言語にした資料を共有するといった対応も行いました。しかし、特に少数言語の場合、各自治体で対応するのは困難です。また、来年度以降には、給付対象者の要件の変更なども検討されていますが、周知や対応には不安があります。

子ども手当についてさらに付け加えますと、日本にいない外国人の子どもが支給対象の場合、提出し



てもらふ資料が正しいのか否かの判断ができず、少数言語となると各自治体での対応は非常に困難を来します。また現在、国においては外国人登録の廃止、ならびに住民基本台帳の新制度への移行に向けた調査研究が行われていますが、円滑な移行には、当事者である外国人住民への早くからの徹底した周知が必要と考えます。

さらに、地震や水害などの災害時には、迅速かつ的確に正しい情報を伝えることが、命を守るために重要です。外国人集住都市会議ではすべての参加都市において、それぞれの自治体で作る「地域防災計画」の中に、言語・慣習の違い等のハンディキャップを有するという意味で、外国人を災害時要援護者や災害弱者等として位置付けております。そして多くの都市で外国人を対象とした防災訓練や救急救命講習を実施したり、避難時の看板を多言語で準備したりといった取り組みを行っております。多言語の避難所マップを作成している都市も少なくありません。

また先進的な取り組みとしては、「外国人支援対応マニュアル」を整備したり、携帯電話に緊急情報などを外国語でメール配信するサービスを行っている都市もあります。しかし実際に大きな災害が起こった場合、被災した自治体のみでは対応するには限度があります。

今年度、外国人集住都市会議の全参加都市を対象に実施したアンケート調査では、「災害時に想定される外国人対応に関する業務において、外部支援が必要と思われるもの」の中で、28都市すべての参加都市が「翻訳業務の確保」をあげています。また同時に、多くの都市が「通訳業務の確保」や「災害通訳ボランティアの確保と対応」、そして「外国人被災者の把握」や「本国大使館等との連絡調整」なども「外部支援が必要である」と回答しています。

そこで今年度はこれまでの研究をもとに、外国人集住都市会議としてより踏み込んだ連携を検討しました。本年度の活動の成果としては、会員都市同士が通常から行政情報等について相互共有を図れるよう、データ共有システムを立ち上げ、万一の災害時にも翻訳文書や情報の活用ができるようにしました。また、災害時に翻訳、通訳等の相互支援を行うことができるよう、相互応援協定締結についての検討・研究を行ってきました。

このように我々は自治体として、少しでも正しい情報をわかりやすい形で伝える努力を行ってまいりましたが、個別の自治体でできることには限界があります。ぜひ国として、外国人住民へのやさしい日本語や多言語での情報提供の指針を定めていただきたいと思います。国民生活に直結した全国共通の制度については、効率面、情報の正確性、迅速性からも、あらかじめ国の責任において多言語でご準備いただくとともに、隅々まで周知していただきたいと思います。また、各自治体では対応できない少数言語も含めた多言語対応の窓口を設置するといった、全国で活用できる仕組みをご検討していただきたいと思います。特に住民基本台帳法改正については、政府を挙げて各機関が連携し、わかりやすい方法で早急に周知を行っていただきたいと思います。

さて、本年は水害等が数多く起こった一年となりました。会員都市の可見市や美濃加茂市でも、河川の氾濫など、大きな被害が出ております。自然災害はいつどこで起こるかわかりませんが、誰もがどこにいても迅速に正しい情報を得られなければ、安全・安心な国「日本」とは言えません。政府は特に災害時には、外国人にスピーディーに正しい情報を伝達するために、エスニックメディア等の活用や、既存

のテレビ局やラジオ局などのマスメディアへの緊急時の多言語放送や、テロップ等を用いた多言語表示の呼び掛けを行っていただくなど、積極的に取り組みをお願いしたいと思います。

最後に、「誰にでもわかりやすい社会制度づくりについて」をご提案いたします。税や社会保険などの現行制度の仕組みは、非常にわかりづらく複雑であります。税の種類や納め方、算定方法など、日本人でもわかりにくい制度は、外国人にはいっそう難解であり、税金の未納につながる要因にもなっています。健康保険制度についても同様です。自治体によっては国保税と国保料に分かれますし、算定方法なども異なります。各自治体では翻訳資料を作ったり、通訳を介して説明したりと、努力はしていますが、特に転居や転職などの移動が多い外国人にとって、納税環境は十分整っているとは言いがたく、また複雑な現行制度を十分に理解してもらうための措置も、国としてとられているわけではありません。個人住民税の現年課税、所得税と個人住民税の一括源泉徴収など、外国人ばかりでなく、誰にでもわかりやすい日本社会制度への転換を希望し、群馬・静岡ブロックの報告を終了いたします。ご清聴ありがとうございます。

司 会(池上重弘氏)

斉藤町長、どうもありがとうございました。

続きまして、都市の取り組みについて、掛川市の松井市長よりお願いいたします。

掛川市長(松井三郎氏)



静岡県の掛川市でございます。人口が12万人、そのうち外国人が4,400人というところでございます。この景気の影響で、少しずつ外国人の人口が減ってきております。

今、大泉町長さんが大変素晴らしく、あらゆる課題を網羅してお話をいただきましたので、それを聞いていて、どうも掛川市の対応が少し遅れているのかなというような気がいたしております。

テーマが「正しく伝えること、伝えること」と、こういうテーマでありました。静岡県は東海地震が心配をされて、東海地震が来るといって、もう三十数年になりますけれども、いつ来てもおかしくないということでもあります。こういう地震に、どう外国人に正しく情報を伝えるか、これが私が市長になって1年7カ月目でありますけれども、大変重要な課題だと、こう位置付けております。といいますのも、昨年8月11日に駿河湾沖地震というのがございました。大変大きな被害はありませんでしたけれども、屋根瓦が落ちたとか、ある意味では古い民家が倒壊したと、こういう地震があります。これについては情報をきちんと伝えなくても、外国人が困ったと、こういうことはなかったと思います。

それから今年の2月でありますけれども、チリ沖地震がございました。チリ沖地震があって、太平洋側に津波が来ると、こういうことで津波警報が発令をされました。この津波警報というのは、警報が出た段階で、この太平洋沿岸、静岡県だけではないと思いますけれども、一斉に同報が放送すると、こういう仕組みであります。一自治体だけの話ではないので、それはすべて日本語でなされるわけでありまして、



ハタと困って、特に外国の方は海辺で遊ぶと、水と親しむということが好きだというふうなことも聞いておりますので、この津波警報が出た段階で、どうやって外国の方にこの津波、数分後に来る、あるいは1時間後に来る津波のことを伝達をすればいいのか。特にブラジル人は津波という概念がありません。津波ということはよく知らない、こういうことでありますので、早速職員を集めまして、ペーパーにポルトガル語、それから英語、そういう外国語で、津波だから海に近寄らないでくれ、あるいは海にいる人はすぐ退去してくださいと、こういうチラシ、紙を持たして、海岸線、浜辺を走らせました。

幸い、外国人がその時には海辺にいなかったということもありましたので、それから、それほど大きな津波が来なかったと、こういうことでありますけれども、その時やはり、一斉に津波警報が出た段階でアナウンスするのは、いや日本語だけではいけないと、こういう思いがして、これは県の機関ですけれども、そういう話をしました。多分、国の機関が関与して一斉に流しているのではないかと思いますので、今日は国会議員の先生方がいらっしゃっておりますので、ぜひその辺はご配慮をいただきたいと、こういうふうに思っております。

いずれにしろ、災害時にどう正しく情報伝達をするかということでもありますけれども、いろんな形で市民の皆さんに日本語を覚えてもらう、あるいは正しい情報を伝える努力をしております。実はそういうしっかりした情報を伝える役割として、ボランティアの方、あるいは非常勤の外国人に来ていただいておりますけれども、それでは駄目だと。やはり正規の職員を雇って、そして夜にでもそういう外国人のグループときちんとした情報交換ができるような、そういう体制を取らなければいけないと、こういうことで、今出てますかね、アレックスという、実は国籍は日本に帰化しておられましたので日本人になりましたけれども、採用することにいたしました。

そういうことで、外国の方ときちんと話し合いができる、この体制をこれからはつくっていききたいというふうに思っております。特に自治会、それから掛川市には災害時の自主防災会というのが全部100%設置をされておりますので、そこへの加入促進、これに力を入れていききたいと思っております。特に6カ国語のDVDを今作成中であります。それには災害時の対応もきちんと入れ込みたいと、こう思っております。ただ、災害時の情報伝達等については、掛川市の場合はほかの集住都市の皆さんよりも少し遅れていて、メール配信サービスとか、そういうものがまだできておりません。これも早急に整備をしなければいけないというふうに思っています。

いずれにしろ、今、多文化共生推進プランというのも策定作業を進めております。今日の総合司会の池上先生にご指導をいただきながら、今年度中に策定をしたいと、こう思っておりますので、それを受けて、きちんとした体制が取れるよう努めていききたいと、こう思っております。

それから災害協定が結ばれるという予定のようでございますけれども、本当にこれは、地震の場合ですと、東海地震は静岡県全部でありますけれども、最近では東海地震と東南海地震、南海地震と、太平洋のベルト地帯から四国まで地震が一斉に起こるのではないかと想定もなされておりますので、そういう意味では群馬県とか岡山県さんとか、そういうところと災害時の協定が結ばれるということは大変ありがたい。逆に、静岡県からも積極的に他の集住都市の皆さんがそういう災害があったときは出向いていくと。掛川市の場合はもう、市内のあらゆる業界と行政が災害協定を結んでおります。そして掛川市は岩手県の奥州

市とも姉妹都市提携を結んでおりますので、そことも災害協定を結んでいる。いずれにしろ外国人が災害時に戸惑わないような、そういう対応のためには、ぜひ集住都市の皆さんのご支援が必要だと思っておりますので、これからもよろしくお願いを申し上げまして、あまり具体的な取り組みの話が出ませんでしたけれども、報告とさせていただきます。以上であります。

司 会(池上重弘氏)

どうもありがとうございました。群馬・静岡ブロックからの提言と報告でした。ご登壇の2人にはありがとうございました。

それではここで第2部へ向けての舞台転換のために少々お時間をいただきたいと思います。10分ほど休憩を取ります。再開は2時35分となりますので、2時35分にまたお戻りください。



●府省庁からの報告



司会(池上重弘氏)

皆さま、お待たせいたしました。お席に戻られましたでしょうか。それでは、これより第2部を始めさせていただきます。第2部では、府省庁の取り組みについてご報告をいただきます。

ではまず、ご登壇の皆さまを私よりご紹介いたします。皆さまから向かって右手が府省庁の皆さまでございます。

内閣府定住外国人施策推進室参事官 宮地毅様。総務省自治行政局国際室課長補佐 山形成彦様。法務省入国管理局登録管理官 須賀正広様。外務省領事局審議官 藤原聖也様。厚生労働省職業安定局有期・派遣労働対策部企画課長 土屋喜久様。文部科学省大臣官房審議官 尾崎春樹様。そして文化庁文化部長 小松弥生様です。以上の方々にお越しいただきました。

それでは、ここから第2部の司会進行を、外国人集住都市会議のアドバイザーであります、関西学院大学の井口教授と明治大学の山脇教授をお願いいたします。では、どうぞよろしく申し上げます。

コーディネーター(井口泰氏)

それでは、ただ今より第2部の府省庁からの報告の部に入らせていただきたいと思います。ただ今ご紹介にあずかりました、私、関西学院大学の井口と……

コーディネーター(山脇啓造氏)

明治大学の山脇と申します。どうぞよろしく申し上げます。

コーディネーター(井口泰氏)

どうぞよろしく申し上げます。



冒頭、この第2部につきましての趣旨、それからルールについて簡単に申し上げまして、それからすぐにご報告に入っていただこうと思っております。最後に私どものほうで、できるだけ皆さま方のご発言を取りまとめる形で、この部を閉じていきたいと考えております。

まず、この第2部なのですが、せっかく皆さまは、お手元に「外国人集住都市会議 東京2010」というパンフレットをお持ちなので、これをちょっと開けていただきますと、10ページのところに、外国人集住都市会議「10年のあゆみ」というのが出ております。今回の東京会議につきましては、外国人集住都市会議が結成されてから10年という節目の年であるということで、10年を振り返り、その成果を検証し、これからの課題を探ると、このことを非常に大事な仕事だと考えてまいりました。ここの10年の歩みだけを見てもなかなかポイントがつかめない点はあろうかと思うのですが、よくお読みいただきますと、浜松市が最初にこの外国人集住都市会議の結成のイニシアティブを取られましたときから、幾つもの課題が出ております。

第一は、外国人登録制度では外国人の方々の所在を正確に把握することもできず、その権利・義務関係をちゃんと確認することもできない。権利を守ってあげることもできないけれども、義務をしっかりと果たしていただくということもできない。この制度自体を改革しなければならない。

第二に、雇用や社会保険などの問題ですが、有期雇用や派遣労働などが増えていく中で、こういった人々についての労働者保護や、あるいはこうした人たちのセーフティネットの問題も、いろいろ大きくなってまいりました。

それから第三は、特にここ数年間取り上げられてきた焦点は、子どもたちの問題でありまして、外国人の子どもたちは、もちろん自分で意図して日本に来たわけではなく、あるいは、ここ日本で生まれて、そういう中で、十分な教育が受けられなかったり、あるいは就職に非常に困難な状況があるということです。こうした子どもたちの問題を何度も取り上げてまいりました。

それからもう一つ、今日、既に先ほどのブロック報告の中でも議論されておりますように、日本語の学習機会の保障ということが、次の大きな課題として取り上げられるようになってきているわけなのです。

集住都市会議はこの10年間いろいろなことを取り組んでまいりましたが、いろいろな意味で難しい課題にぶち当たっております。一つは、雇用対策法の改正、あるいは入管法、住民基本台帳法の改正など、2007年から2009年にかけて法改正を実現することができたという大きな成果をご報告すべきですが、必ずしもそれ以外の課題について、しっかりした法的基盤を持って制度が整備されたとは言えないのです。各省の省令などに基づいていろいろ措置していただいたこともありますし、入管法の規則に付随するガイドラインには、例えば、外国人の方が在留資格の延長や変更をする際に、健康保険証の提示をしてもらうといった手続きを取り入れるようになりました。しかし、これらは、あくまでガイドラインにすぎないのです。

それに、雇用対策などについてみると、予算措置はありますけれども、制度として安定したものにはなっていません。このように、いろいろな課題があるということをもまずご認識いただいたうえで申し上げたいのは、現在10年目のこの外国人集住都市会議が、経済危機の中でいろいろな逆境に直面していることです。



多文化共生に対するいろんなご批判や厳しい目もありますが、外国人市民がいなければ、これらの地域が長期にわたる発展を維持することができないという思いの中で取り組んできているのです。

本日はこうした10年間のことを振り返っていただきながら、各関係府省庁にご報告いただくことにしております。それでは、山脇先生にお願いいたします。

コーディネーター(山脇啓造氏)



それでは早速、各府省庁からの取り組みについてご報告をいたします。今、井口先生からもお話がありましたが、この10年間の総括に対する感想も含めてご報告を頂ければと思います。ではまず初めに、内閣府の宮地参事官からお願いいたします。

内閣府定住外国人施策推進室参事官(宮地毅氏)



内閣府の定住外国人施策推進室の参事官をしております宮地と申します。昨年、太田での会議に引き続いての参加になります。よろしくお願いをいたします。

集住都市会議、10年を迎えられたということではありますが、私どもの組織ができましたのは、まだ2年足らずでございます。これまでも皆さまのご要望などもいろいろ頂きながら、政府としてそれぞれの省庁でやるべきことということで、それぞれ取り組んできているところがございますが、経緯を申し上げますと、平成20年の秋以降に、この経済危機ということで、厳しい雇用情勢というところで、特に日系の方が仕事を失って、また子どもも学校に行けなくなるというふうな事態が生じたところがございます、それに対して政府として

対応組織をつくって、そしてまた必要な対策を講じるという内閣の方針の下に、こちらの組織ができております。それ以降、各省協力していただいて、2度にわたる対策を講じております。後ほどいろいろご紹介があるかと思いますが、現在も主要なものは続いているところがございます。

そうした対策を講じながらではありますが、いろいろ私どもも地域に出向いたりして実情をお伺いしたり、またこの会議も含め、ご要望いただいたりということを進めてまいりました。そうした中で、これまでの対策はやはり緊急的な対策という側面が大きいものでありますので、緊急の対策にはとどまらないような施策方針をつくっていくべきではないかという考えの下に、政府内でさらに検討をしまして、それに基づいてできたのが、8月の末に、この資料をお配りしていただいておりますが、日系定住外国人施策に関する基本指針というものをつくらせていただきました。これまでのいろいろな形でのご協力に、この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

基本指針の内容につきましては、この資料概要にも書いておりますし、本文もご覧いただければと思っておりますが、基本的な考え方としましては、「日本語能力が不十分なものが多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにする」という理念の下に何をすべきかということをそれぞれ盛り込んでおります。

やはり先ほどのブロックの提言を伺っておりまして、当然私どもも参考にさせていただきますのは当然のことですが、やはり共通の問題意識があるのかなという感想を持っております。日本語の習得がまず大事でありますし、子どもの教育の問題、雇用の問題、それから多言語の情報提供などをしっかりやっていくことも含む、いろんな社会生活での対応ということで、それをお互いの文化を尊重するという意識も持ちながらやっていこうというふうな指針にしております。

ただ、この指針の内容はまだ具体的な施策になっていないものも含まれておりますので、これから中身をさらに充実をさせていく必要があると思っておりますのでございます。今の予定としましては、今年度末をめどに、行動計画をまた各省庁ともご相談をさせていただいて、つくらせていただこうということで考えているところでございます。

それと併せまして、ちょっと今日は資料をお持ちできておりませんが、この集住都市会議の皆さんのご協力もいただいて、関係の施策の先進事例集ということでつくらせていただきました。これは先ほど総社市長さんのお話にもありましたが、この集住都市会議での取り組みというものを、ほかにも外国人、いろんな市町村に住まわれておりますので、そうしたところの施策にも活用していただくことが有用ではないかという意識の下に、いろいろ調査もご協力いただいて、冊子をつくらせていただいて、全国に配布をいたしました。内閣府のホームページにも出ておりますので、またご参照いただければと思っております。あらためてこの場を借りてご協力にお礼を申し上げたいと思います。

先ほど申し上げましたが、方針もできているところでございますので、これからいかにそれぞれの施策の中身を充実をさせていくか、着実に実施していくかということが大事であろうかと思っております、引き続き努力をしていきたいと思っております。また、これからのご理解、ご協力もよろしくお願いいたします。以上でご説明を終わらせていただきます。

コーディネーター(山脇啓造氏)

どうもありがとうございました。

では続きまして、総務省の山形補佐、お願いいたします。

総務省自治行政局国際室課長補佐(山形成彦氏)

総務省自治行政局国際室の山形と申します。よろしくお願いたします。着席させていただいて、これまでの総務省の取り組み、あるいは今後の見通しといったお話をさせていただきたいと思っております。

総務省においては、従来より地域における国際化を推進するという観点から、多文化共生もその一環として推進を図っているところでございます。皆さんご案内のとおり、地域における国際化といえば、従来は国際交流といったものが中心であったわけですが、近年まさにこの多文化共生というものが大き



な柱になっているものと認識しております。

先ほど幾つかのブロックから発表もありましたとおり、多文化共生については地方公共団体、特に市町村のレベルで先導的に取り組まれております。そうした中で我々は、資料にもお配りをしているんですが、平成17年と18年度ですね、今日のコーディネーターの山脇先生にもお知恵をお借りしながら研究会を開催させていただきまして、施策の全般について議論をさせていただいたところでございます。そして地方公共団体において、地域の実情に応じて施策を計画的に推進していく、その参考となるように、18年の3月になりますけれども、「地域における多文化共生推進プラン」というものを策定させていただきました。

この後、各地方公共団体におきまして、いろんな施策を盛り込んだ指針、あるいは計画といったものを作成していただき、地域の実情に応じて施策を進めていただいているところでございます。

また、地方公共団体の先導的な事例、ベストプラクティスを集めるということで、平成20年度に全国の事例の調査をいたしまして、現在は地方公共団体の共同組織であります自治体国際化協会のウェブサイトに事例集を掲載させていただいて、いろんな分類で全国の取り組み事例というものを調べることができるようになっております。

さらに、昨年度になりますけれども、山脇先生、あるいは今日の総合司会であります池上先生にもお知恵をお借りしながら、「多文化共生の推進に関する意見交換会」ということで、集住都市会議のメンバーでもあります磐田市さんをはじめとしまして、愛知、神奈川、宮城、そして大阪市、新宿区といった先進的な取り組みをなされている自治体にご参加をいただきまして、地域における外国人の現状、例えば集住しているのか、非集住なのか、あるいはニューカマーなのか、オールドカマーなのかといった外国人の構成の違いといったものに注目しながら議論を深めたところでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきますと、今少し触れました「地域における多文化共生推進プラン」の内容を添付させていただいております。もうご案内かと思っておりますけれども、プランの中ではコミュニケーション支援、生活支援、あるいは地域づくり、そしてこれらを体系的に進めるための推進体制の整備ということで整理をさせていただいて、地方公共団体が施策を計画的に展開する際の参考にしていただきたいという趣旨でお示しさせていただいたものでございます。

その次のページに付けておりますのが、各地方公共団体において策定されました多文化共生の推進に関する指針とか計画、自治体によっては条例によって定めているところもございまして、その状況を取りまとめたものでございます。先ほど掛川市の松井市長さんのほうからも報告がありましたけれども、総務省の策定したプランを受けまして、年々策定の団体数というのは増加しております。現在、そこに書いておりますとおり、都道府県や政令市のレベルでは、ほとんどすべて指針や計画というものが策定されている状況になっています。都道府県、あるいは市町村、それぞれ置かれている状況は異なっているとは思いますが、地域の実情に応じて取り組みが進められているものと承知しております。

今後、地方公共団体が施策を展開していく際に、総務省がどういった情報をきめ細かに地方公共団体に提供していけるのかといった議論を深めていきながら、総務省としては、引き続き地方公共団体の取り組

みの参考としていただけるよう、情報提供などに努めていきたいと考えております。

すみません、ちょっと時間がなくなってまいりましたが、もう一つの大きな柱として、住民基本台帳の移行のスケジュールについてお話を少しさせていただきます。先ほど井口先生にも振り返っていただいたとおり、外国人の把握がしっかりできていないということも踏まえまして、これは一つの成果と言えるかもしれませんが、昨年の7月に住民基本台帳法の一部改正ということで、外国人住民を対象に取り込むということが決まっております、平成24年の7月までに施行されることになっております。現在、政省令の整備とか、あるいはシステムの技術面、実務面の詰めですね、あるいは新制度の周知・広報などによって、24年度の円滑な施行に向けて取り組んでいるところでございます。

先ほど大泉町の斉藤町長にもご指摘いただきましたとおり、新しい制度の周知・広報というのは非常に重要だと我々も認識しております、外国人住民となる方向けに、ポスター、リーフレット等を通じて広報というのはしっかりやっていきたいと思っております。今後とも関係の皆さま方のご協力、ご理解を頂きつつ、新しい制度の円滑な施行に向けて努めてまいりたいと考えております。

総務省からの報告は以上でございます。ありがとうございました。

コーディネーター(山脇啓造氏)

ありがとうございました。

では続きまして、法務省 須賀登録管理官、お願いいたします。

法務省入国管理局登録管理官 (須賀正広氏)



法務省入国管理局の須賀です。こんにちは。過去の10年間で振り返ろうということですので、冒頭、井口さんからお話のありました外国人登録というのは、外国人の所在を把握できないので行政サービスができないところに問題点があったというお話がありましたが、その観点で言うと、当省の関連で、外国人の在留管理制度は大きく変更することとなりました。今、総務省の方もお話しになりましたが、昨年、法律が改正され、2年後をめどに、現在の在留管理は、入国や在留期間の更新許可など、「点」だけで把握していたものを、大きく制度を変更しまして、外国人住民を住民基本台帳にも組み込み、法務省と市町村が連携して、どこに誰が住んでいるのか、だからどういう行政サービスを誰にやっ

たらいいのかということ把握できるようにしたということです。法務省と総務省という異なる省に関わる制度の変更であり、とかく省庁間の縦割り行政の弊害が指摘されることが多い中で、とても画期的な改革だと思います。その意味で、この変更は、この会議の大きな成果の一つだと思っております。

昨年、衆議院法務委員会でこの問題が討議されたときには、当座長都市である太田市長が参考人として出席し、「速やかな可決成立と施行を望む」という意見を述べられました。私は、この会議は私たちに対する「健全な圧力団体」だと思っておりますが、その圧力団体としての責任をまっとうされておられるようで、大変心強い限りです。



この制度は、詳しいことは昨年私の前任が太田市で行われた会議で詳しく説明したようですので、あまり詳しいことは申し上げません。お手元に1枚紙の法務省の資料がございまして、裏表ありますが、絵の描いてあるほうをご覧ください。ここに書いてあるような形で、在留管理と住民登録制度を密接に連携をさせるということです。

これは、大きな制度の改定でして、いろいろ詰めることが多く、当室の室員は毎日夜遅くまで一所懸命漏れがないように制度を詰めております。制度変更というのはとても大きなことですので、あと2年間を要するということです。

次に、この1年間の動きということで申し上げますと、配付資料の裏側に「第4次出入国管理基本計画の概要」というのがありますが、冒頭、既に湖南省長よりこの点について宣伝をいただきました。今年の春に作られたものです。この会議の趣旨に合致する点としては、右側の真ん中辺りに具体的施策の2として、「日系人の受け入れ」ということが記されております。それと右側の真ん中より少し下に「新たな在留管理制度の円滑な導入…」という中で、「外国人との共生社会の実現に向けた取り組み」が記載されていますが、これも当会議の圧力団体としての主張が盛り込まれている次第です。

ただ一番重要なのは、一番左下に書いてある「外国人の受け入れについての国民的議論の活性化」という点だと思います。外国人を日本社会としてどのように受け入れようと思っているのかとか、先ほど日本語教育に意欲が感じられない外国人もいるというような指摘がありました。日本社会にどのように溶け込んでもらうのかということについて、理想と、実際に私たちがこうしたいというものと、いろいろあると思うんですね。いずれにせよ、日本社会の構成員がこういう社会にして、外国人とこのように共生をしていくんだというのは、これは受入国によってだいぶ違ってくると思うんです。こういうことは政府が決めるというよりは、国民が議論をして、どうやっていくのかを決める問題なんでしょう。それぞれ皆さんの地域では、いろいろな問題を抱えていると思いますが、それは一地方ではそういう問題があるとしても、日本社会全体としてどうするのかということ国民が考えていく必要があると考えております。それを私たち法務省は、入り口のところの入国の管理とか、在留管理という観点から対処していきたいと考えております。

コーディネーター(山脇啓造氏)

どうもありがとうございました。

続きまして、外務省の藤原審議官、お願いいたします。

外務省領事局審議官(藤原聖也氏)

外務省領事局審議官の藤原でございます。10年の節目を迎えられた外国人集住都市会議東京2010での報告の機会を頂きありがとうございます。先ほど、各地域ブロックの首長の皆さまから、各自治体で大変な尽力をされてこられた地域の現場に密着した研究報告を拝聴させていただき、問題の深刻さ、切迫性について認識を新たにすることができました。極めて有意義な提言をまとめられた関係者の皆さまに敬意を表するとともに、今後の外務省の施策の策定や推進にあたって、参考にさせていただきたいと考えております。



さて、本日私からは、外国人を取り巻く社会環境の整備、および問題の解決に向けまして、昨年のこの会議の緊急提言も踏まえて、外務省が取り組んでいる施策について、大きく2つに分けてご説明したいと思います。

まず1つ目は、在日外国人の出身国政府との協力体制の強化でありまして、これは外務省に最も期待されている役割であると考えております。例えば最大の日系定住外国人の送り出し国であるブラジルとの間では、本年3月に日本ブラジル領事当局間協議という形で政府間協議を行いました。

この協議では、日本側からブラジル側に対して、在日ブラジル人が直面する問題、特に教育、雇用の問題の解決に向け、積極的に支援を行うよう要請しております。教育面では、我が国にあるブラジル人学校への支援を要請しましたが、これは昨年のこの会議の緊急提言が、外国人の子どもの教育を特別に重視していたことを受け止めたものでもあります。また本年7月には、両国政府間で、日本ブラジル社会保障協定が署名されました。本協定の発効によって、在日ブラジル人の年金の二重加入や帰国した際の保険料の一部掛け捨てなどの問題が解消に向かうものと期待されております。このような問題では今後とも在日外国人の出身国政府と協力しながら、支援の取り組みを行っていくことが必要であると考えております。

外務省の施策の2つ目は、昨年度から取り組んでおります外国人の受け入れと社会統合のための国際ワークショップの開催です。

外務省では平成17年から21年までの5回にわたって、外国人問題に関する国際シンポジウムを開催してきました。これはシンポジウムという形で国内外から招聘した専門家により、ヨーロッパ諸国など海外の先進的な経験を紹介しつつ、外国人問題への意識啓発を図ることを目的とした取り組みでした。

その後、昨年度からは、具体的な成果物を作成することを新たな目標に設定して、ワークショップという形での取り組みを行っております。本年2月に神奈川県と共催で開催した第1回目の国際ワークショップでは、外国人を受け入れる地域社会の意識啓発と、入国前の外国人に対する情報提供の2つのテーマを掲げましたが、これらのテーマも昨年の緊急提言で指摘された外国人住民にとっての環境整備、社会制度改正にも通じるものではないかと思っております。

具体的には、ワークショップではテーマごとに外国人問題の専門家からなる分科会を設け、本会議前に何度も討議を行った結果、2つのテーマについてより深く内容を掘り下げることができたのではないかと考えております。特に入国前の外国人に対する情報提供を扱う分科会におきましては、この会議のアドバイザーも務めておられます山脇先生にコーディネーター役を務めていただき、大変なご尽力をいただきました。また、同じくこの会議でアドバイザーを務めておられる井口先生、および池上先生におかれましては、これまでのシンポジウムに大変なご協力を頂いております。このワークショップの結果、フィンランド政府および国際移住機関本部から招聘した移民問題の専門家2名からの講演内容や、会場にお集まりの方々からの意見も盛り込みまして、3つの成果物が生まれました。

第一に、地域社会における意識啓発に関する提言。第二に、外国人のための生活ガイド。第三に、リーフレット形式の日本での生活手引です。いずれも外務省のホームページなどで公開しておりますが、特に



生活ガイドと生活手引につきましては、在外公館における査証発給の際に、訪日予定の外国人に配布して、日本入国前の情報提供に努めています。これら当省の試みが、外国人集住都市会議の目指しておられる、「すべての人が安心して暮らせる地域づくり」に少しでもお役に立てれば幸いと考えております。

なお、生活手引の日本語版、および英語版につきましては、本日資料としてお配りしておりますので、ぜひご参照ください。そのほか、第1回国際ワークショップの詳細な内容につきましては、本日の資料に外務省のホームページのアドレスが掲載されておりますので、ぜひご覧いただければと思います。

また、来年2月には第2回目の国際ワークショップの開催を検討しております。次回のワークショップにおきましては、将来的な外国人の受け入れと社会統合について議論し、将来幅広く活用されるような資料を作成することを検討しております。第2回国際ワークショップの開催予定につきましても、今後外務省のホームページなどで紹介する予定です。

最後に、今後とも外務省としましては、地方自治体の方々と協力しながら、日本で生活する外国人を取り巻く問題について、さらに積極的に取り組んでまいりたいと思っております。先ほど内閣府の方から述べられましたとおり、本年8月に日系定住外国人施策に関する基本指針が策定されております。この中で外務省は、在日外国人の日本語習得の促進、本国政府に対する日本にいる外国人の子どもへの支援要請などに取り組むこととなっております。引き続きご指導願えれば幸いです。ご清聴ありがとうございました。

コーディネーター(山脇啓造氏)

どうもありがとうございました。

続きまして、厚生労働省の土屋課長、お願いいたします。

厚生労働省有期・派遣労働対策部企画課長(土屋喜久氏)



厚生労働省の職業安定局の土屋と申します。この会議に毎年私どもの外国人雇用対策課長が招かれておるところでございますが、本日は海外出張中ということで、私をご報告を申し上げるということで、よろしくお願ひ申し上げます。

この会議、発足して10年ということで、私ども、第1回から毎年お呼びを頂いており、また今日もお招きを頂いたことを感謝申し上げます。先ほど司会のほうからお話がありました、10年を振り返ってというテーマでございますが、私ども、職業安定行政、ハローワークの立場からですと、ちょっとはみ出しまして、20年ほどさかのぼって少し話をさせていただきたいと思っております。この間に私ども、3つの節目といいますか、転機があったというふうに思っ

ております。

第一の節目、転機は、これは何より1990年の入国管理法の改正でございまして、この際に、日系三世の方々が就労に制限のない入国滞在が認められるようになったと。このときに、いわゆる出稼ぎブームが起きたわけですが、そのブームに便乗するような形で、悪徳ブローカーの被害に遭うようなケースというのでも続出をした。それに対応して、私ども、まずは日本にいらっしゃる前に、日本についての十分な知識

や情報を持っていただく、そういった情報にアクセスできるチャンネルをつくるということから、私どもの行政の対応が始まったというふうに思っております。

具体的には、ブラジルの日系人社会の皆さま方大変多くのご協力を頂いて、サンパウロに日伯雇用サービスセンター、CIATEと呼んでいます、これを92年に設置をしたということがございまして、実は今日、外国人雇用対策課長の野口は、このブラジルのCIATEの視察と、現地の皆さま方とのコミュニケーション、意見交換ということでブラジルに出張しているという次第でございます。このCIATEにおきまして、個別の求人情報も含む、日本の労働雇用をめぐるさまざまな情報提供をして、正確な情報に基づいて準備をしていただいて日本に来ていただく、そういう環境整備を図ったということがございましたし、また併せて、国内のハローワークにも通訳の配置をし始めるなど、来日後にも、職を失ったり転職した際に安心してハローワークをお使いいただけるような環境整備も、このころから徐々に始めてきたということがございます。

そして第二の節目と私が思いますのは、やはり定住の動きが顕在化してきた中で、私どもの行政の取り組みとしては、外国人の皆さまを雇う企業の方々、事業主の方々に雇用管理の改善の強化をしていただく、そういう取り組みだというふうに思っております。ちょうどこの会議が立ち上げられたころには、当時、雇用情勢、非常に厳しかったわけですが、そういった中においても、在留資格を永住に切り替えるというような方々が増えてきて、日本への定住といったことが顕在化してきたと思っておりますし、またそういった中で、雇用以外の問題として子どもさん方の教育の問題なども、この時期から徐々に徐々に出てきていたのではないかとこのように思っております。

これの対応としては、制度として確立したのは少し後の時期になりますけれども、先ほど井口先生からお触れいただきました、2007年の雇用対策法の改正ということになるかと思います。この際に、外国人の雇用管理の改善、あるいは再就職の援助といったものを、事業主の努力義務として法律上しっかりと位置付けまして、具体的に何をやっていただくかということについては、そのガイドラインを策定をするということを行いました。今日の資料の中に、「外国人雇用はルールを守って適正に」という資料をお入れしてございます。後ほどお目通しを頂ければと思いますけれども、このガイドラインに沿いまして、ハローワークの現場では、外国人の方々の公正な採用選考の確保、それから国籍による差別的な取り扱いの禁止、文化の違いなどに留意をしたコミュニケーションの配慮、そして社会保険、労働保険への加入の徹底、それから労働者派遣を通じて雇用されている方々が多いわけですが、外国人の方を就業させる場合の派遣の面での留意事項なども、このガイドラインに沿って事業主指導の強化をしております、現在では毎年6,000件ほどの事業所に対する指導をかけていると、こういう状況でございます。

また、事業主指導を効果的に進めていくための前提といたしまして、外国人の雇入れや離職に際してのハローワークへの届け出も、この雇対法の改正によって義務付けをしたところでございます。昨年の10月末の数字ではございますが、約10万の事業所から届け出を頂いている、そういう状況になりまして、56万人ほどの外国人の労働者の方の就労の把握ができています、こういうことでございます。このあたりは、必要なインフラとしても、私ども行政の前提としても、これから事業主に対して周知も図りますし、またこの届け出の精度を高める努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。



こういった2つ目の節目の後、3つ目の節目としては、今般のリーマンショックの後の雇用危機への対応ということでございます。非常に厳しい状況があったわけですが、こういった中で公的な労働力の需給調整機関としての、あるいはセーフティネット機関としてのハローワークの迅速かつ機動的な対応が求められ、まさにその真価が問われたという状況であったと思いますし、またこの中で顕在化した問題としては、日本語ができない日系人の方、日系人労働者の方、こういった方々が労働市場で非常に厳しい状況に置かれた、そういう大きな課題が浮かび上がったと、そういうことでもあろうかと思えます。雇用対策としては非常に多くの支援メニューを用意しまして、それはすべて日系人の方々にも使えるようにしましたし、また、それ以外の日系人向けの対策としても、通訳の問題、それから市役所と協力してワンストップサービスをやるというような取り組み、それから日本語を学んでいただく就労準備研修等々を取り組んできたところでございます。

現在でも大変雇用情勢は厳しい状況が続いております。そういった中で、引き続き日系人の方々、ご苦労されている状況はありますので、こういった取り組みを引き続き私どもとしてもしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えていますし、また新たに出てきた課題についても、さまざまな検証をしつつ、その課題に対する対応をしていきたいということでございます。

こういった中で、やはり私ども国の立場から申し上げますと、全国的な広域的な動きに対応した施策の推進ということと併せて、地域の実情に合わせた施策の推進も不可欠。特にこの日系人の方々をめぐる問題については、まさしくそういうところが問われている課題だというふうに思っております。先般、地域主権の取り組みの中でハローワークの改革案もお示しをさせていただいておりますけれども、こういった取り組みを具体的にしていかなきゃいけない、まさにこの分野が一つの大きなテーマであろうかと思っておりますので、そういった観点も含めまして、これからも集住都市会議の皆さんとよく意思疎通しながら取り組んでまいりたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

コーディネーター(山脇啓造氏)

土屋課長からは、10年ではなく、20年を振り返っていただきました。どうもありがとうございました。では続きまして、文部科学省の尾崎審議官お願いいたします。

文部科学省大臣官房審議官(尾崎春樹氏)



文部科学省の初等中等教育担当の審議官 尾崎と申します。お手元に9枚とじの資料を用意させていただいております。「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会の意見を踏まえた文部科学省の政策のポイント」という資料でございます。

冒頭書いてございますけれども、昨年12月に、当時、中川正春副大臣の下で、この「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」を設けまして、有識者24名の方々からお知恵を拝借して、いろいろご意見を伺って、本政策のポイントを今年の5月に取りまとめたというものでございます。焦点としては、

子どもの就学ですとか、日本語教育のところに焦点を当てたまとめになってございますけれども、外国人集住都市会議が、お話にありますように13年度に発足をして、当時の公立学校の日本語指導が必要な外国人児童生徒が約2万人弱、それから7年たった20年度で、この生徒の数が2万9,000人ということですから、ほぼ1.5倍にまで増えてきていると、急増しているということでございます。

このような中で、私どもとしては、公立学校における子どもたちの教育の取組として、例えば教材の開発ですとか、いろいろなモデル事業とか、そういった取り組みをやってきたわけでございますけれども、ご覧いただきやすいように、6ページをご覧いただければと思います。6ページに、現在取り組んでおります、また来年度も引き続き、あるいは新規で取り組もうとしております施策を5本柱でまとめてございます。

1本目は、まず「教員の配置」でございます。外国人児童生徒に日本語指導の充実をするという観点で、これは本来の基礎定数といましようか、いわゆる40人学級ですとかそういうカウントにプラスアルファをして加配という形で、専任の常勤の教員を国庫負担するという仕組みでサポートしてございます。給与費の3分の1を国庫負担、あとは県のほうで負担をするということでございますけれども、今年度の積算が1,285人ということでございます。来年度も同等の加配ができるように維持していきたいと思っております。また近い将来、この増員を図っていきたくて考えているところでもございます。

2本目の柱が「研修」でございます。筑波に独立行政法人で教員研修センターというのがありますけれども、文部科学本省とこのセンターの共催で、この外国人児童生徒教育に携わっている学校の校長先生、教頭先生、日本語指導担当の先生、あるいは該当の教育委員会の指導主事等の方々を対象として、日本語の指導法などを盛り込んだ実践的な研修というのをやっているところでございます。これはまた引き続き実施していきたいと考えてございます。

3本目が「就学ガイドブックの作成、配布」でございます。外国人の子どもたちが学校に就学する機会を逃さないようにするために、日本の教育制度ですとか、あるいは就学の手続きなどを、それぞれの母国語でまとめたガイドブックを用意するというので、現在7言語で、そこにも書いてございますけれども、ポルトガル語、中国語、英語、韓国語、フィリピン語、などの7言語でガイドブックを用意して、これは私どものホームページで簡単にダウンロードできるようにしているところでもございます。

それから4本目の柱が、「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」ということで、これは昨年度までは先進的な取組をサポートするモデル事業という格好で行ってまいりました。今年度からは二本立てにいたしまして、外国人が散在する地域に焦点を当てた取組はモデル事業として残し、それ以外の一般的なサポートとしては、外国人児童生徒の公立学校の受入れに対する補助事業という形で、国の予算としては3分の1の補助を行うという二本立ての事業で、言い換えますと、補助事業の分は今年度から新設という取組になっているところでございます。これも、また来年度以降も同等の取組ができ、後退することのないように、現在予算要求をしているところでございます。

それから最後、5本目でございますけれども、これは新規の事業といたしまして、「外国人児童生徒の総合的な学習支援事業」ということで、中身はそこに、3年を予定しているものと1年を予定しているもの、「・」で書いてございますけれども、全部で、中身としては4つございます。1つ目は、「日本語能力測定方法の開発」



ということで、3年をかけて開発をしようということで、東京外語大のほうに委託をして進めようということでございます。この把握というのなかなか技術的に難しいというふうに言われておりますけれども、開発予定の測定方法では、学校現場での外国人の子どもの理解につながるものを目指していきたいと思っております。

2つ目は、「実践的な研修マニュアル」ということで、これは東京学芸大学のほうに委託をして、3年間で開発をし、マニュアルが完成した後は、該当の教育委員会等へお配りをさせていただきたいと思っております。これは、それぞれの個別の教育委員会ではなかなかこの研修の対応など難しいということもございますので、こういった共通のサポートができるようにしていきたいと考えているところでございます。

それから、今年度中の完成を予定しておりますのが、「ガイドラインの開発」ということで、適応指導、日本語指導のための体系的・総合的なガイドラインというものを完成させて、全国の教育委員会、あるいは該当校に配布をしていきたいと思っております。

4点目としては、そこに書いてございますけれども、「地域の実践事例の集約」ということで、既にいろいろ苦勞して取り組まれております各教育委員会の取組、例えば多言語の通知文書ですとか、日本語指導の教材ですとか、そういった事例を集約して、情報提供サイトという形で今年度中に完成をさせていきたい。インターネットを通じて簡単に閲覧できるような格好にしていきたいと思っております。

なお、少し飛びますが、8～9ページをご覧くださいと思います。「虹の架け橋教室」ということで、もうご案内のとおりでございますけれども、9ページに実施をさせていただいております団体、42団体を挙げさせていただいておりますけれども、「定住外国人の子どもの就学支援事業」ということで、これもまた引き続き頑張っていきたいと思っております。9月末現在では、約1,200名の子どもたちが、この「虹の架け橋教室」に在籍をしているというところでございます。以上、ややオーバーいたしました。施策の概要でございます。

コーディネーター(山脇啓造氏)

どうもありがとうございました。

では最後に、文化庁の小松部長、お願いいたします。

文化庁文化部長(小松弥生氏)

文化庁文化部長の小松でございます。文化庁では日本語教育施策を担当しております。この外国人集住都市会議のメンバーの自治体におかれましては、この10年と言わず、もっと以前から外国人のための日本語教育に取り組んでいただいております。感謝申し上げます。私自身、15年前にこのメンバーの静岡県掛川市に勤めておまして、そのときに既に日本語教室を行っていた記憶がございます。資料に基づいて御説明をいたします。

1枚目、2枚目にグラフがございますけれども、これは我が国における外国人登録者数と、それから、



その中で日本語を学んでいる学習者の数の大きな乖離を示すものでございます。外国人登録者数が219万人なのに比べて、日本語学習者数は17万人しかいないと。約8パーセントでございます。もちろん日本語学習の必要のない方もいらっしゃるかもしれませんが、必要なのに十分な学習の機会を得られていない、そういう外国人の方々が大勢いらっしゃるということを表しています。

このような中で文化庁では、地域の外国人に対する日本語教育への支援を実施しております。支援策を一覧にしたものが3ページでございます。日本語教育施策は大きく2つに分かれておりまして、一つが、それぞれの地域で行われている日本語教育に対する支援、それからもう一つが、審議会等における日本語教育に関する様々な検討や調査研究でございます。まず支援事業のほうから御説明をいたします。

上3分の1より下のほうの左側の枠でございます。左側の「生活者としての外国人のための日本語教育事業」でございますけれども、これは平成19年度から実施しておりまして、我が国に滞在する外国人が地域社会で孤立することなく生活していくために、コミュニケーション手段としての日本語を習得することを目的としております。具体的には、日本語教室の設置運営、それから退職教員や日本語能力を有する外国人等を対象とした日本語指導者の養成、それから一定の経験を有する日本語指導者等を対象とした実践的研修の取組に対して支援を行うものでございます。

それから、新規事業といたしまして、右側でございますけれども、「日本語教育コンテンツ共有化推進事業」というものを考えております。具体的には、様々な機関がそれぞれの目的や対象者に応じて、収集・開発・提供を行っている日本語教育に関する教材や実践事例などの各種コンテンツを横断的に利用できるシステムを整備したいと考えております。

それから2番目の塊でございます、審議会等における検討や調査研究ですけれども、上の枠でございます。文化審議会国語分科会の日本語教育小委員会におきまして、外国人が日本で生活する上で最低限必要とされる生活上の行為を日本語で行えるようにするために、日本語能力習得のための学習項目、学習順序、学習時間を配した、生活者としての外国人に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案を、本年5月に作成いたしました。これは5ページでございますので、後ほど御覧いただければと思います。現在このカリキュラム案に基づき、教材例の作成について検討を行っておりまして、さらに今後、学習者の日本語能力の評価方法や、日本語指導者の指導力の評価方法等について検討を行う予定でございます。

それから、最後になりましたけれども、6ページを御覧いただきたいと思っております。6ページは「日本語教育についての総合的推進」という項目でございますけれども、これまで外国人に対する日本語教育につきましては、文化庁では生活者のための、それから厚生労働省では就労者のための、そして文部科学省では留学生のための、あるいは子供たちのための、いろんな観点から行われていますが、全体としての日本語教育施策や事業が必ずしも効果的、効率的には行われていないなどの問題点が色々なところで指摘をされております。

したがって、文化庁ではこういった日本語教育全般にかかる政府レベルでの取組についての現状を把握して、そして課題を整理するための情報交換を行う場として、関係府省の実務者から成る「日本語教



育関係府省連絡会議」を設け、これまでに2回会合を開いております。また、この会議を基に、今後、実際に日本語教育を実施している日本語教育関係機関等における具体的な取組についての現状を把握し、また情報交換をする日本語教育推進会議というものを開催していきたいと考えております。

今後とも、関係府省、関係機関、また本日もいろいろ御提言を頂いておりますけれども、外国人を大勢受け入れている御苦勞をなさっておられる自治体や、そして現場の方々の御意見を伺いながら、更なる日本語教育の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

コーディネーター(山脇啓造氏)

どうもありがとうございました。

それでは最後に、アドバイザーとして、ただ今の府省庁からの報告に関しまして、2人おりますが、1人3分以内でコメントさせていただきたいと思っております。ではまず井口先生からお願いいたします。

コーディネーター(井口泰氏)

今、各関係府省庁からのお話をうかがいまして、とにかく、外国人の方々を取り巻く厳しい状況、ブラジル人の場合、5万人以上の方が帰国されていると思っておりますが、あるいはもっと多いかもしれません。しかし、日本に残られた方々は、非常に定住志向が強い。それに、帰られた方も、決して、母国でうまくいっていないという問題もあります。

今日では、関係省庁の行政の方々は、この問題についての問題認識を、外国人集住都市会議と共有してきています。そのことを、まず喜ばなければいけないと私は思います。そうした中で、先ほど、外国人集住都市会議は「健全な圧力団体」だというお話もありましたが、同時に、国の行政と地方の行政が協力する関係というの、いろいろな場面で増えてきているのです。そういう意味では、国との協力関係を増やしていく中で、是非、さらなる法整備をしたり、財源も手当てしたりといった課題が出てきているのですが、この部分が突破できない。対策の多くは緊急対策にとどまっていて、なかなか制度化できそうもないと思う場合もあります。そういうところを、今後しっかり議論していかなければならないと存じます。

それから、内閣府のほうからもお話がありましたように、関係省庁が協力してやっていくことはわかっています。しかし、複数の省庁が一緒に取り組まないといけないことが非常に多いのです。今回の場合も、法務省と総務省の協力での住民基本台帳制度の新しい改正がありましたように、実は厚生労働省と法務省の間にもあり、厚生労働省と文部科学省の間にも懸案があるのです。日本語学習機会の保障の問題につきましては、関係省庁がみんな一斉に行動しないと、制度がつかれないわけです。そういう意味で、関係省庁をしっかりと一つの方向に引っ張っていく理念をまとめ、動かしていく組織はあるのか、現在の府省庁の組織でできるのかということについて、非常に懸念を持っていることも事実だと思います。

最後になりますが、本日は財政の話がありませんでしたけれども、地方都市にとって、外国人市民との協力なしに、地域の発展はあり得ないというふうに考えますと、こういった人々の受け入れのためのいろいろな制度的インフラの整備は、一種の投資なのであって、単なるコストではないという面からの議論も必要になってきます。さらに、国と地方の間で、入管政策と統合政策を、どのように柱立てをし、今後の

制度的な仕組みをつくっていくのか、そういった議論にも発展させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

コーディネーター(山脇啓造氏)

それでは続きまして、私からも集住都市会議の成果に関して、まず3点コメントしたいと思います。1つは、既にお話がありましたように、一番初めの集住都市会議は2001年に浜松市で開かれましたが、省庁関係者の方は来賓としていらしたと思います。それが、以降、この同じ壇に上がっていただいて、参加都市の首長との対話の場にこの集住都市会議が発展してきたということは、国にとっての政策づくりのパートナーとして自治体が認められるようになったともいえ、そういう展開を迎えているということは大きな一つの成果だと思います。

2番目に具体的な成果として、既にお話のあった、8月末の日系定住外国人施策に関する指針ができたということは、これまでの日本政府の取り組みが、どちらかというと対策中心だったものが、政策へと展開する一つの契機になる、そうした大事な一歩ではないかと思っています。

それから3番目には、これも既にお話があった、住民基本台帳に外国人が含まれることがあります。これは日本の外国人政策にとって、地味な変化かもしれませんが、一つの大きな転換点となり得る、そうした制度改革であって、今後国がこの2012年7月に向けてさまざまな取り組みを加速していただければと思います。

今後の課題として、この後の3部でも議論になるかと思いますが、まず国としての体制整備をさらに進めていただきたいと思います。特に多文化共生社会づくりを進めていく上での法的な根拠が必要になるのではないかと感じています。

次に、具体的な課題として、子どもの教育の問題は2006年の集住都市会議で集中的に話し合いましたけれども、大きな改革が必要だろうと思います。昨年緊急提言でも、義務化の問題や外国人学校の法的位置付けの問題が取り上げられましたし、私は昨日までアメリカのニューヨークにいて、現地のESL、移民に対する英語教育の制度を見てきましたが、日本においても日本語教育の教員の資格をつくり、JSLの制度化を進める必要があると思います。

それから3番目に、先月、ヨーロッパのインターカルチュラル・シティの視察に行ってきましたけれども、集住都市会議の取り組みは高く評価されました。日本のこうした取り組みを海外に発信したり、あるいは海外のいろんな国の取り組みは日本に紹介されていますが、海外の自治体との意見交換や交流の場を、今後集住都市会議がつくっていけるといいのではないかと思います。以上をもちまして、私のコメントとさせていただきます。

それではこれもちまして第2部を終了します。どうもありがとうございました。

コーディネーター(井口泰氏)

ありがとうございました。



司 会(池上重弘氏)

府省庁の皆さま、井口先生、山脇先生、本当にありがとうございました。皆さん、いま一度、大きな拍手をお願いします。

それではここで10分間の休憩に入ります。再開は、午後3時45分になります。よろしくお願いいたします。

●政府関係者との討論 ～おおた 2009 緊急提言実現に向けて～

司会(池上重弘氏)

皆さま、お待たせいたしました。これより第3部として、政府関係者との討論を始めさせていただきます。どうぞお席にお戻りください。

ではまず、私よりご登壇の皆さまをご紹介します。ステージ右前方にお掛けいただいているのが副大臣の皆さまです。内閣府副大臣 末松義規様。続きまして、厚生労働副大臣 小宮山洋子様。もう一つお席として、文部科学副大臣 笹木竜三様のお席を用意してございます。ただ今公務のため、若干到着が遅れているということですが、この第3部の途中で会場に到着される予定ということになっております。副大臣の皆さまにおかれましては、国会開会中大変お忙しいところ、この外国人集住都市会議のために駆け付けていただきまして本当にありがとうございます。

次に、外国人集住都市会議からは3名の市長が登壇しております。鈴木康友 浜松市長、清水聖義 太田市長、そして牧野光朗 飯田市長です。

この第3部のコーディネーターは、国士舘大学の鈴木江理子准教授でございます。それでは鈴木先生、ここからよろしくお願いします。

コーディネーター(鈴木江理子氏)



こんにちは。簡単な自己紹介をさせていただきます。私自身は外国人政策や国際労働力移動について研究しています。またその傍ら、外国人の労働、教育、あるいは在留資格についての現場での活動に携わっています。日常生活で接する外国人の方というのは、日系南米の方というのはほとんどいらっしゃらないですけれども、この外国人集住都市会議が発足したことを受けて、より多くの人々、とりわけ政策担当者の方が外国人の存在に関心を持ち、また国や自治体の政策が少しでも変わっていくことを期待して、第1回の浜松市より、毎回首長会議に参加させていただいております。

今日は、第3部のコーディネーターを引き受けさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ではまず、内閣府副大臣より、自己紹介をよろしくお願いいたします。

内閣府副大臣(末松義規氏)

どうも皆さん、こんにちは。内閣府副大臣の末松義規と申します。本当にこの集住都市会議、今年で10回目ということで、この会議がますます発言力を増してこられまして、私もこの浜松市長の鈴木康友市長からお誘いを賜りまして、「ああ、そうですか。こんな素晴らしい会議をやっているんですか」ということで、ぜひとも出たいということを出させていただいたわけでございます。

内閣府として、この集住都市会議の皆さんからいただきましたご提案、そしてご熱意、それで昨年の1



月に推進室というのを立ち上げました。内閣府の中に推進室を立ち上げ、先ほどご説明もあったかと思いますが、事務方のほうから。それから、この集住会議のさまざまなご提言を踏まえ、8月に基本指針ということで決定をいたしまして、そしてこの基本指針に基づいて、厚労省、文科省をはじめ、関係省庁が皆さまからご提言いただいたものも含めて具体化をすると、本当に政府の政策としてやっていっているところでございます。そして、さらにこの指針に基づきまして、今年度の末までに具体的な計画を各省庁と一緒に作りまして練って、具体策を考えて策定していくという作業になります。

そういった意味で、本当にこの集住都市会議の皆さまのご提言を、政府の中で政策としてやっていっているということを心から喜び、そして「やるぞ」という決意とともに今日は来させていただきました。よろしくお願いいたします。

コーディネーター(鈴木江理子氏)

続きまして、厚生労働省副大臣、よろしくお願いいたします。

厚生労働副大臣(小宮山洋子氏)



皆さま、こんにちは。菅改造内閣で厚生労働副大臣を務めています、衆議院議員の小宮山洋子でございます。昨年この会議には、幹事長室から細野さんが来て、皆さまからのご提言をいただいたということで、今年は政府からお邪魔をして、皆さんからのご意見をしっかりと政策に反映をしていきたいと考えています。

私は13年前まではNHKで、労働問題の解説委員をしまして、どちらかという、メジャーでないとと言うとしかられるかもしれませんが、女性の労働、高齢者の労働、外国人の労働などを解説していました。そのころから、労働力が入ってくるのではなくて人が入ってくるんだから、人として日本の社会で外国人の労働者の皆さんが生活していけるようにするにはどうしたらいいかということをいろいろ検討していましたが、どうもそれから13年たっても、なかなかそこが進展してきていないのではないかな、そんな感じもいたします。

政権を担わせていただく前に、ちょうど文部科学担当の次の内閣の大臣をしていたときに、鈴木康友市長の浜松市に伺って、外国人の教育のことについても、外国人学校での教育が、特にこのリーマンショックの後、親が失業したりして大変だという状況なども伺ってまいりました。今日はぜひ皆さんからのご意見をいただいて、その政策を厚生労働行政の中にもしっかりと反映していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

コーディネーター(鈴木江理子氏)

どうもありがとうございます。2人の副大臣、2人共非常に関心を持って参加していただいていることをうれしく思っております。

では早速、本論に入りたいと思います。この討論では、昨年策定されました「おた緊急提言」をテーマとして取り上げさせていただきます。まず浜松市長より、提言の説明をさせていただきます。

浜松市長(鈴木康友氏)



はい、それでは私から、昨年の緊急提言について若干ご説明をさせていただき、今日はそれを基にテーマとさせていただきます。

今日はずっと、この10年を振り返って、さまざまなご議論があったわけでありましてけれども、1990年の入管法の改正以来、いわゆるニューカマーと呼ばれる南米系の外国人の方を中心に、大変たくさんの方が日本にいられて、定住化が進展をしました。当然、それに基づくさまざまな課題というのが発生をしてくる、自治体はもうそこから逃げられませんか、その問題に正面から向き合っていました。今日も本当にさまざまな自治体から報告がありましたが、皆さん涙ぐましいご努力をされているわけでございます。

しかし、個々の自治体だけで解決できる問題ばかりではございませんので、10年前に外国人集住都市会議というものを立ち上げまして、こうした課題について議論するとともに、国への提言活動を行ってまいりました。

昨年、太田におきまして緊急提言をさせていただきました。3つの提言がありました。1つは、外国人の受け入れ方針を、もうそろそろ国として定めてほしいと。今後、日本がどういう国になっていくのかと。外へ開かれた国ということであるならば、外国人の方を今後しっかり受け入れていく、そういう方針があるのかどうか、そういうことを定めてほしいということございまして、今年は、先ほど末松副大臣からお話がありましたが、日系定住外国人施策に関する基本指針がつくられまして、今後、行動計画もできるということで、大きな前進かなと思います。でも、私はやはりもう一歩進んでいただきたいと思っています。今日、コーディネーターの山脇先生に外国人受け入れに関する基本方針をしっかりと定めて、多文化共生社会の基本法を制定すべきだという「オピニオン」という新聞記事の切り抜きをいただきました。私としても、もう、基本方針を定める時期かなと思っています。

先ほど法務省の須賀さんが、国民的議論が必要な時期に来たと。国民的議論というのは、要は政治の課題になったということだと私自身は認識しております。そういう意味で、まずこの外国人の受け入れ方針をしっかりと定めるということが第1点目。

それから2番目が、外国人庁の設置でございます。先ほど各省庁の皆さんからご発言がありましたが、本当にこの課題というのは多岐にわたるわけですね。各省庁の所管にかかわることが大変たくさんあると。それはそうですよね。外国人の方が日本で生活をしていくということですから、ある意味ですべての省庁にかかわってくるということでもあります。ですからそろそろ、推進室もつくっていただきましたが、この



問題について正面から向き合って取り組む外国人庁を設置していただいて、あるいは移民庁と言ってもいいでしょうか、移民政策をしっかりと一元的に取り扱う、そうした組織を立ち上げていただきたいというのが2点目。

そして3番目が、一番大きな、今、課題になっています共生言語としての日本語教育をはじめとした、子どもから大人までの教育の問題であります。特に深刻なのは、外国人の子どもたちの教育についてです。早く、外国人の子どもについても就学の義務化をしてほしい。あるいは、今、大きな役割を担っていただいている外国人学校の法的位置付けについてしっかりとしてほしいということです。この3点を昨年、緊急提言として国のほうに提言をさせていただきました。今日はこの3つにつきまして、これからご議論いただきたいと思います。

コーディネーター(鈴木江理子氏)

どうもありがとうございます。今、3点、提言を説明していただいたんですけども、まず最初は、1番目の「外国人受け入れ方針」と、2番目の「外国人庁」について、それぞれ議論したいと思います。

では最初に、太田市長、よろしくをお願いします。

太田市長(清水聖義氏)



太田市長の清水です。この2年間、座長を務めさせていただいておりますけれども、ちょっと認識が私自身も甘いので、周りの方に大変ご迷惑をかけたということでもあります。

もともと、南米日系人、まあ私どもにもかなり多くの外国人がいるんですけども、出稼ぎというのが原点でありました。私どものまちも、ほとんどがそういう形で、元を言えば、バングラディッシュとか、イランとか、大勢の本当の出稼ぎの方々が随分おりまして、法に基づいて一掃されまして、替わって来たのがブラジルの方とか、あるいはペルーの方とか、これがもう非常に多く入ってきたと。

国のほうでも、一時的にお金を稼いで、いずれ帰ってくれるだろうというふうな感覚が多分あったと思いますので、法律等もほとんど未整備のまま今日まで来てしまった。ところが、先ほど大泉町の町長から報告がありましたように、長期滞在が大体主流になりまして、一昨年景気後退時に30万円のお金を出して、帰る人はどうぞ帰ってくださいというような制度を境にして、現在いる外国人については、日本に長期滞在すると、あるいはこれから日本で生活していくというようなことになると。これはもう実を言いますと、国が本当に腰を据えて取り掛からなければならないテーマでもあります。

そこでですね、やっぱり長くいるということは、我々と全く同じような環境に位置付けられなければいけないというようなことから、先ほども法務省のほうからもご報告がありましたように、外国人台帳制度の創設や入管法の改正を行って、我々日本人と同じような居住の位置をきちんと決めていただくというようなことを法的に決めることができた。これはもう非常に大きな前進だというふうに思うのです。

それと同時に、日本人と全く同じような環境でいていただくために、特に、この間も外国人の皆さん方と話し合いを持ったのですけれども、保険制度、これが認識としては非常に弱いということでありまして、保険制度の他にも、年金制度とか、こういったものはもう、我々も国も一つになって考えていかなければならないし、何かの制度設定をしなければいけないんじゃないかなと、そんなふうに思っております。

特に厚生労働省の担当ですけれども、社会保険、労働保険の加入と同時に、年金の問題で脱退一時金制度というものをどうしていくかということも問題ではないかというふうに思うんですね。保険については、滞納がどうしても増えてしまう。太田市でも今、60億円ぐらい国保の滞納があります。その中に外国人の占める割合というのは非常に高く、国保財政をひっくり返すような滞納額になるわけですけれども。ちょっと話が長くなって申し訳ありません。

これは、制度として所得税とちょっと違って、後から追っ掛けていくわけですね。ですから、後から行く制度がよくわからないと。でも滞納になった場合に、滞納の処理をして初めて保険の適用を受けるということでもありますので、滞納の処理をするのが非常に難しい。いわゆる保険制度そのものが、どうも具合が悪いようにできているわけがあります。

また年金についても、意識が非常に薄いということで、外国人が安心して安全な形でもって日本に住むような環境にない。これはもう法整備等々、もう一度考え直してもらわなければいけないというふうに思っております。

あともう一つ、これはもうちょっと簡単に言いますが、予防接種等々についても、これもやはり大泉町の町長からも話がありましたけれども、これも問題点でありまして、彼らに徹底してやることができないと。感染症の場合には非常に問題点が多いのではないかということでもあります。ぜひ国のほうでも、どういう対応をしたらいいのかということの指針を出してもらえれば大変ありがたいということです。

コーディネーター(鈴木江理子氏)

ありがとうございます。では飯田市長、お願いします。

飯田市長(牧野光朗氏)



太田市長の後を受けまして、来年度からこの外国人集住都市会議の座長を務めさせていただくことになりました飯田市長の牧野でございます。先ほど開会のあいさつのときに、身に余るというよりも、大変なプレッシャーを太田市長からいただきましてちょっと困っているんですけど、できる限り頑張らせていただければと思っております。

10年間の振り返りと、これから先の10年位を考えていくということで、私自身、少し話をさせていただきたいと思うんですが、まず最初に、10年間やってきて、このように末松副大臣、小宮山副大臣という、国の責任ある政治家の方々と議論をできる場を持てたのは今回が初めてではないかと思っております。そういう意味で、中心にご尽力をいただいた浜松市長さんに、あらためて敬意と感謝を申し上げるとこ



ろでございます。また、それに応じていただきました両副大臣には本当に感謝を申し上げさせていただきます。

私は、こういったセッションが持てるのは、誠に時宜を得たものだと思っております。と申しますのは、これまでの10年間、この集住都市会議の各都市の、先ほど「涙ぐましい」という話がありましたそういった努力と、それから中央の官庁の皆さん方と、議論をしながら、地道な取り組みを積み重ねながら、何とかここまで問題に対する克服を図っていかうという努力が積み重ねられてきて、在留管理制度等の基盤整備のお話や、多文化共生にかかりますいろいろな取り組みが進んできたこと、また何よりも日系在留外国人の施策に関する基本方針が8月に出されたというようなお話も伺ってきたところでございますが、そうした10年間の成果を見ながら、私自身がどうということが起こってきているのかということをもう一度振り返ってみますと、2つほど大きな環境変化が私たちの地域に起こってきていると思っております。

一つは、中長期的なものとしましては人口減少、少子高齢化というものが地域においてかなり急速に進んできているという長期的なトレンドでございます。もう一つは、リーマンショックの後の急速な経済構造の変化、パラダイムシフトが起こってきているという、2つの変化の中で、そうした変化が地域にいったいどれほどの影響を及ぼしていくのかということを考えて場合、これまでのような、現場と、中央官庁の皆さん方との、言ってみれば対症的なやり方だけでは、もうそろそろ限界ではないか。先ほどコーディネーターの方からも法制度の話が出ていましたが、ここはやはり長期的な視点に立った根拠的な取り組みとしての法制化というものを考えていただきたいと思います。まさに国の政治主導というものが必要な時期に来ているのではないかと、考えるところでございます。

そうした中で今日は、雇用の話と、後から教育の話とさせていただきます。まず雇用のことについてであります。地域でいろんな形で頑張ってきているということは先ほどのセッションの中でも出てきているわけでありまして、また厚労省のほうでも昨年から日系人の就労準備研修を実施していたり、またその国籍枠も広げていただいたりもして、参加する方も増えてきているわけでありまして、実際に数字的な話で、飯田市でどんなことが起こったかということを見ますと、ハローワークで求職者数がどんな形になったかということなんですが、リーマンショックの直前の9月には、求職者数に占める外国人比率が2%ちょっとだったんですね。で、そこからリーマンショックになりまして、底と言われた今年の夏、このときには有効求人倍率0.3幾つということで、史上最低と言われた時期になったんですけど、その時の求職者に占める外国人比率が10.3%、つまり実に5倍の比率になっていると。ハローワークに行ってみれば外国人の求職者の方があふれたというような、そんな状況になっていたんです。

それが景気の、一応緩やかな回復と言われる中で、今、直近では4%ぐらいまで縮まってきているという状況であります。これは言ってみれば、今までの市でやっている取り組み、あるいは厚労省の日系人就業準備研修等をやっても、実はハローワークを通じての就職というのは大変難しいということを表しておりまして、結局、派遣会社からの短期の仕事に就くというのがほとんどという状況にあるということでもあります。

これは、これからも景気の波がそのような形であるときに、そういった形で外国人の労働者の位置付けをしていってもいいのかどうかということ、私どもは突き付けられているというように思うわけであり

まして、少子高齢化が進む私どものこの地域、あるいは日本社会において、この外国人労働者の位置付けをどうしていくのかということ、まさに明確にしていかなければならないと思うわけであります。

先ほど法務省の方からもお話があったように、国民的な議論をして、国は移民政策をどうするのか。またそれに対しての担当する省庁としての、仮称であります、外国人庁の設置というものが、やはりこれからしっかりと議論される必要があると思うわけであります。私のほうからは以上であります。

コーディネーター(鈴木江理子氏)

どうもありがとうございます。浜松市長からは、主に外国人庁についてご発言ください。

浜松市長(鈴木康友氏)

はい、簡潔にお話をさせていただきたいと思います。7～8年前、私も国会に在籍をしております、経済産業委員会での質問をさせていただいたことがあります。当時、内閣あるいは経済産業の両担当者は、今後EPA等が推進をされれば、当然外国の方をどんどん、日本は受け入れるんだと、力強いご発言がございました。一方で、文科省、あるいは厚労省、法務省等の方にお伺いしますと、それは特定地域の問題であると、大変歯切れの悪い感じでした。

当時、7～8年前でありますから、今よりも状況は違っておりますが、そろそろ私は、国としてしっかり外国人を受け入れるということの方針を明確にすべきだと。新政権も外に開かれた日本をつくるということを政権の明確な位置付けとして出しているし、今、TPPの加盟問題等もありますけれども、これからもういやが応でも外国人の方が増えてくるということについては、これはもう論を待たないところだろうと思います。

そうした中で、やっぱりこの外国人庁を設置するかどうかというのは、これは国の覚悟の問題だと思います。今度、内閣府のほうに定住外国人施策推進室の設置をしていただきました。これは大変ありがたいことではありますが、各省庁から出向された方が数人いるだけでありまして、まさに情報を整理、集約をすること程度しか、私はできないのではないかなと。本気で国がやるとなれば、例えば今度、消費者庁ができましたけども、これは本気でやろうと思っているから消費者庁をつくるわけですね。そうでなければ消費者行政施策推進室でいいわけでありまして、あるいは観光庁もできましたけれども、観光行政施策推進室でいいわけでありまして、それがちゃんとした組織となるということは、本気でやるぞということでありまして、そろそろこの外国人のことに對しても、本気で私は取り組んでいただきたい。

で、やはり役所の皆さんというのは、ちゃんとそういう組織に所属をしてミッションを与えられると、すさまじい才能を発揮してお仕事をしていただけますから、私はそろそろこの基本的な受け入れ施策の明確化と外国人庁の設置ということは、国として、政治の課題として、本気で取り組んでいただきたいなと、このように考えております。

コーディネーター(鈴木江理子氏)

はい、どうもありがとうございます。今、文部科学省の副大臣が到着されました。自己紹介は、これか



ら討論のときに併せてお願いいたします。

で、あえてまとめません。今の市長からの発言を聞きまして、まず内閣府副大臣の末松さん、よろしく申し上げます。

内閣府副大臣(末松義規氏)

どうも本当にありがとうございます。現場でもう逃れられないという中で、一生懸命にやってこられた市長さんのこの思いが伝わるような感じでした。

ちょっと私のほうでは、まず最初に大ぐりな議論をさせていただきますけれども、今、鈴木康友市長から、国家として外国人問題をどう位置付けるのかということ、これをまずはっきりさせていく時期にきたんじゃないかということでした。そういった意味で、今既に位置付けられているものですから、推進室というものができたわけでございます。これは位置付けられているんです。

ただ、そこで指針というものができたわけでございますけれども、ただ組織的にまだ脆弱だということは全くおっしゃるとおりでございます。今、鈴木市長さんが数人と言われましたけれども、私ども内閣府で推進室の構成メンバーは4人なんです。これは各省から来ています。確かに文科省、あるいは厚労省の方々を中心に来ているわけでございます。ただ、彼らはどちらかというとコーディネーターとしての位置付けでございます。各省を、要するにネットワークで結ぶ方々でございます。そういった方々が各省、関係省を全部呼んで、この方針を策定し、そしてそれに基づいた具体的な施策を一つ一つ決めていくという作業が既に始まっているところでございます。

そういった意味で、この体制が脆弱だというのは確かにございまして、そこは、本当にこれは私ども、来年度、あるいは再来年度を目指して、予算を含めて、人数を増やしていくということは当然でございますけれども、ただ、一挙に「外国人庁」というところまでいくと、実は今、民主党で、与党でやっているのが、一番、事業仕分けとあって、どんどん組織を切っていく、不必要なものを除いていくというようなことをかなり派手にやっているわけでございますが、消費者庁、私も消費者庁担当でございますので、その辺はよくわかるんですが、消費者庁ができるまでに、やっぱり10年近い年月はかけて、いろんな議論の中で法律をつくってやっているところでございます。

今、218万人が日本にいる外国人でございまして、人口の1.数%でございますけれども、ただ、この方々が日本社会と本当に調和できる、先ほど共生社会というお話を賜りましたけれども、共生社会としてやっていけるかどうかというのは、日本社会が受けているチャレンジでもございますし、私どもの覚悟も必要でございます。

そういった意味で、まず外国人庁については、さらに大きな議論をいただいて、国民全体の議論を巻き込むような形で、その推移を含めて、こちらとしてももちろんそれで一挙にポンと組織ができるわけではありません。いろんなことがあって、「あれも必要、これも必要、だから本当の意味でこれだけの組織が必要」という形でやっていくのが、単に形だけつくって内容が伴わないというのは、逆に言えば無責任でございますから、しっかりと内容を入れていきながら頑張っていきたいと思っております。

私あまりあれなんで、また振られたときに、具体的な実施状況を含めてご説明をさせていただきます。

コーディネーター(鈴木江理子氏)

はい、どうもありがとうございました。では、小宮山厚生労働副大臣、お願いします。

厚生労働副大臣(小宮山洋子氏)

恐らく前段で、厚生労働省のほうからもさまざまな取り組みをご紹介をしたと思いますが、先ほどお話にありました保険とか年金についても、事業主の方にしっかりとそれをしていただくと同時に、やはりハローワークなどに通訳とか、あるいは外国人の皆さんの専門相談員を用意するなど、ワンストップサービスとしてできるようにということを努力はしているんですけども、まだまだその努力が足りないという指摘かなというふうに思っています。

今お話にありましたように、今回推進室ができて指針をつくったというのは前進ではありますけれども、多分市長の皆さんがおっしゃったのは、菅政権として、今の国としての大きなビジョンの中に外国人をどう位置付けるかということかと思うので、それはまだこれから、皆さん方の働きかけも受けてやっていくテーマ、課題なんだというふうに思っています。

先ほども冒頭で、NHKで解説委員をしていた13年前から大きくは仕組みが変わってないんじゃないかというふうに申し上げましたけれど、日本は国境を他の国と接しているわけではないので、どうしても島国の中で、外国の方と本当に生活を共にし、共生をしていくということが不慣れな面と、なかなかうまくいかない面があるんだと思います。それは国際感覚というか、教育の問題もあるでしょうし、基本的なところを日本人の意識としてどう付き合っていくかという部分と、あるいは政府として、制度としてしっかりと何をしていくのかということと、幾つか観点はあろうかと思いますが、まだまだそれが足りないという指摘はそのとおりだと思います。具体的にご指摘を受けて、変えられるところは変えながら、政権としてどう取り組むのかというのは大きな課題ですので、受け止めさせていただければと思っています。

そして外国人庁のことですが、これは橋本元総理の時に、行革といって大きな省庁をつくりすぎたのが、本当にこれは私は誤った方向だったんじゃないかなと思っています。今、厚生労働省も、一般に使える、国債費などを除いた予算の51%を、この省庁一つでやっているんですね。ですからこれをこのままやっていると、私どもも過労死するしかないというぐらいに偏っているというふうに思っています。

ですから、先ほども控室でちょっとお話ししてたんですが、2期8年ぐらい、ぜひご辛抱いただいて民主党政権を支えていただきましたら、省庁再々編を国民の立場からできるといいと考えています。これは野党だったときから、次の内閣でいつも省庁再々編の話はしていたところでございますので、そうしたことをにらみながら外国人庁を、これは各党にも働き掛けていただいて。消費者庁も各党でいろいろ議論をしながら、それこそ特別委員会をつくり熟議の、本当に熟議だったんですね。衆参合わせて120時間ぐらい審議をしている中で作り出しましたので、ぜひこの外国人庁についても、そういうご努力もいただきたいと思います。当面私の立場からしますと、子ども家庭省をつくれるように今やっているところなんですけど、それぞれの努力と、全体の仕組みを変えることと、にらみながらやっていく必要もあるのかと、そんなふうに思っています。



コーディネーター(鈴木江理子氏)

どうもありがとうございます。では、文部科学省の笹木副大臣、自己紹介と、もし可能でしたら、国としての外国人受け入れ方針についてコメントいただけますでしょうか。

文部科学副大臣(笹木竜三氏)



文部科学副大臣の笹木竜三です。よろしくお願いします。今日は本当にご苦勞様です。国を開くという言葉在先ほどもちょっと聞かれましたが、まさにこの新しい政権、そして菅政権も日本国を開いていく、これが非常に大きな課題だと思っております。

例えば東アジア共同体とか、そんなこともマニフェストに入れたわけですが、アジアだけじゃないわけですね。今日のテーマになっているブラジルの方、そういう方々、南米の方々も含めて、どうやって国を開くか、これが課題だと思っています。

それで一つ今、ある思い出のことを考えていたんですが、数年前ですが、これは日本人ですが、外国にいる日本人の日本における衆参の国政選挙ですね、その投票権をより実質化するためにということで、いろんな制度改正がこの数年前に行われました。そこで回っていて、いろいろヨーロッパ各国の制度を比較して回っていてびっくりしたのは、フランスの場合ですと、国外にいるフランス人だけで議席、専用の議席を取れるようになっているわけですね。これは外と国内の関係をいかに強固にしていくか、関係を太くしていくかということで、こういうふうにしているということを知りました。

翻って今日のテーマに引き付けてみますと、国内にいる、日本の社会にいる日系の定住の外国人、こういう方々、例えばまた、もともとの母国に帰る方もおられるでしょう。あるいは縁のあるお母さんとかお父さんの国にまた戻る方もおられるでしょう。あるいはそのまま定住される方もおられるでしょう。いずれにしても、そういう方が日本で学んで生活してよかったと思えるように、いかにやはり政策をこれから抜本的に充実していくか、これはもう間違いなく国を開くはずの我々の政権の課題だと思っています。

平成22年度の末には行動計画を策定すると宣言しているわけですから、そこでどういうものを出しているか問われているんだろうと、そういう自覚は持っております。

コーディネーター(鈴木江理子氏)

どうもありがとうございます。では先ほど残しました3つ目、子どもから大人までの日本語教育について、まず太田市長、よろしくお願いします。

太田市長(清水聖義氏)

この間の外国人との話し合いの中で、日本人で手が回らないところに外国人の皆さん方が働きに就きたいということで、例えば介護の仕事に就く、看護の仕事に就くというとき、一番の問題は、日本語なんです。しゃべることはできても、書くことができない。つまり、例えばヘルパーの2級の試験ですら、受験する

ことができない。話し合いで、2人の方が同じようなことを言っていました、非常に厳しく働くことも大変だと。

ですから、先ほど各市からいろんな意見が出ましたが、あの時に思ったのは、国がこの外国人の問題すべてをとにかく解決しようとするとなかなか目が届かない。現場が見えないわけですから、ほとんど目が届かない。だから現場の見えている、例えばこの外国人集住都市の28都市をリーダーとして、みんなにやってもらおう。いわゆる分権してしまうと。国はここまでは我々ができる。例えば法整備であるとか、指針を出せるとかはある。けれども具体的な話でもって行動に起こす場合には、これはもうみんな市町村にやってもらおう。

これは何をを使うかといったら、やはり交付金だと思うんですよ。外国人が働くことによって、企業は利益を得て、税金の主なものは、地方税というのはほとんどないわけですね。我々は地方税、法人市民税なんか要らないと思っているぐらいなんです。ほとんど法人税と事業税になってしまっているんです。で、我々市町村にはお金がほとんど落ちないというようなことから、国が権限を与えるので市町村の皆さんやってくださいと。豊田市などがやっているのはすごくいい事例ですから、ああいったものは積極的に自分たちでみんな取り上げてやってくださいという形の分権、これはまさに地域主権の一つの典型だと思うんですけども、外国人で地域主権をやってみるということも非常に大事じゃないでしょうか。

あと、もう一つ学校の問題をちょっとお話ししますと、我々のところではブラジルまで行って先生を雇用して、太田市のお金でもって採用して配当しています。やっているんですけども、これらについても、いわゆる県から割り当てられている義務教育の先生方では、とてもバイリンガルの先生として子どもたちを指導することが非常に難しい。日本語しかわからない人がブラジルの先生になるということも当然あるわけでありまして、本物の先生をやっばりブラジルから来てもらおうと、こういうようなことを全国にやると。この経費については、普通の義務教育と同じような形で、国の負担と県の負担でやっていただくということが、これは一番じゃないでしょうか。これ、我々地方自治体、本当に市町村のレベルでもって対応すると、先生方を対応するというのは、これは非常に大変でありまして、我々のまちでも恐らく3,000~4,000万円は、経常的経費としてお金が出ていっているということでもあります。

ですから、教育の分野においても、やはり外国人がいるということ認識してもらおう。公教育の中でやっていくということも認識してもらおう。その時の経費負担は、適切な先生方を配当して、これは文部科学省で配当してもらおう。日本語の関係は、ぜひ分権してもらおう。もう一つは、義務教育で必要なところは文部科学省で対応するということについて、ちょっとお話ししたかったわけです。以上です。

コーディネーター(鈴木江理子氏)

どうもありがとうございます。では、浜松市長、お願いします。

浜松市長(鈴木康友氏)

今、清水市長からいいご提案があったと思います。国のほうでは法や制度をきちんとしてもらって、あとはもう各自自治体がやるということで、私も基本的にその意見に賛成であります。



少し外国人学校について絞ってお話をしたいと思いますが、この法的位置付けというのが、やっぱり非常に中途半端だと思うんですね。ですから各種学校の認可を取っている学校には市独自として運営補助金も出していますが、そうじゃない学校になりますと、これは支援のしようがないものですから、苦肉の策として、外国人学校に通う子どもたちの教科書の購入費用を、これを浜松市で今、補助しております。あるいは日本語教師を外国人学校に派遣をするといった、さまざまな取り組みをしています。これは各自治体もいろいろ工夫してやられていると思いますが、ぜひそういう意味で、こうした制度面のいろんな問題というのはまだまだあると思いますので、そういうところをしっかりとってもらって、あとは交付金等で財政的措置をしてもらえれば、各自治体が頑張ってくださいるので、そんなことをお考えをいただきたい。

もう一つ、来年浜松市が取り組むものをご紹介しますのですが、来年度から3年間をめぐり、外国人の子どもたちの「不就学ゼロ作戦」というのをやってみたいというふうに思っています。

これはまず子どもの実態調査をやりまして、不就学がわかった場合には、なぜ不就学になっているのかという理由をしっかりと把握して、官民一体できめ細かな対応をしていって、不就学をなくしていこうという試みをやりたいと思います。また文部科学省等にもお願いをすることもあろうかと思っておりますので、ぜひ連携して取り組んでいただきたいと思いますし、ほかの自治体の皆さんでもやっていただければと思います。以上です。

コーディネーター(鈴木江理子氏)

ありがとうございます。では飯田市長、お願いします。

飯田市長(牧野光朗氏)

今、鈴木市長から不就学という話が出たんですけれど、私も鈴木先生にもお話を伺いながら、この問題について少し考えてみたいんですが、結局この緊急提言の第3番目に言っていますように、就学の義務化ができてないというところが非常に大きな壁になっているということかなと思っています。要するに、義務化になっていないので、保護者が希望しなければ、子どもが学校に通わなくてもいいことになってしまうということですね。

法的な根拠を調べていくと、結局30年くらい前の、昭和54年の国際人権規約に行き着いて、それに基づいて初等教育を義務的なものとしてすべての者に対して無償のものとすること、希望する外国人に対し無償の初等教育を提供する義務を国は負っていると。ですから「希望する」なんですよね。義務になっていないんです。そこが今の不就学の問題を現場で、私たちは頑張っているんですが、保護者の皆さん方の中には、言ってみればそういう意識が低い家庭も当然あるわけですね。そういったところでなかなか登校ができないと。

だいたい日本の学校教育を受けさせるのか、それとも本国の学校教育を受けさせるのか、そういうことはまさに大人の責任としてきちんとやっていくためには、やはり就学の義務化というところの法制化を、本来はきちんと明確にするというところから入らないと、これは現場でいくらやっても、そこのところで穴が空いていたのでは、私は、言ってみれば「画竜点睛を欠く」になるんじゃないのかなと、そんな

ふうを考えております。

コーディネーター(鈴木江理子氏)

はい、どうもありがとうございます。副大臣、皆さんお忙しい中来ていただきまして、55分にはもう退席しなければいけません。討論が深くできればいいのですが、多分1回、2回で終わってしまいます。

先ほどから共通しているのは、国としての大きな方針がない。そのところで年金、保険、あるいは子どもの教育の問題が出てきてしまっていて、国が大きな方針を立ててくれれば、あとは自治体で、お金も欲しいですけど、お金さえいただければ何とかなるというのが基本なんだと思います。

副大臣には、本当に来ていただいただけで感謝しなければいけないんですけども、課題、課題ですべて終わってしまって帰ってしまわれると、私もコーディネーターを引き受けた立つ瀬がないので、課題という言葉は使わないで、3名の方、皆さんコメントをお願いいたします。

では、内閣府の末松さん、お願いします。

内閣府副大臣(末松義規氏)

すいません、課題を使うなという非常に困るんですけど。ただ、私、聞いていて、実は私、外務省時代に、イラン人がワーッとノービザで来て、それで代々木公園を埋め尽くしたところから、どうやるんだという、本当に大変苦労した経験を持っておりまして、本当にその時に、その世話をしていただけのようなコーディネーターの方々がおられれば本当にいいのになというふうに思った体験を持っております。あの時は本当に苦労したんですね。結局はノービザじゃなくて、ビザを復活させて、そこで流入をちょっと止めたというのがございました。

ただ、その時に考えたのは、本当にいろんな地域、地方の中でさまざまなNPOを中心とするコーディネーターの方々、あるいはボランティアの方々、あるいは有償ボランティアの方々でもいいんですけども、この方々を育てないと、きめの細かいケアというのは多分できないだろうなというのが、便宜上から見た視点でございます。

ただ、先ほど……、もう一点申し上げたいのは、鈴木コーディネーターからございましたように、あとは清水市長さんも、また牧野市長さんも、鈴木市長さんも言われましたけども、要はここで問われているのは、国の方針の位置付けて何かないと、ない、ないと。何だろうと私は思っていたんですよ。一応、位置付けているじゃないかと言ったんですけど、ただこの一番根本的な問いは、この外国人を日本人と同等の人間という形で見、基本的人権をすべて認めるかどうか、そこに尽きるんですよ。そこで日本語ができない、あるいは日本人のネットワークもない、そういった方々を最初に位置付けて、保険、年金、それから介護、そして生活保護も含めてやって、なかなか受け入れられないから、この方々が生活保護でガーッと出てくる、こういったこともたくさんありますよね。そういったものも社会全体として受け入れる覚悟はあるのか、どうですかということを、やっぱりここを国民全体で議論するというのは、どうしても合意のプロセスで踏まなきゃいけないということなんですね。

時間が無いからこれ以上言いませんけども、あともう一つは地方の……



コーディネーター(鈴木江理子氏)

いえ、もう少し、どうぞゆっくり。もう一言。

内閣府副大臣(末松義規氏)

いや実はね、私も最近、うちの選挙区で公団のアパートに入った方がおられたと。中国人の方だと。その方が、ごみの分別をしないと。そして、いろんなにおいがすると。で、近所からたくさん陳情を受けまして、どうやってこれを解決しようかと。やっぱり文化の違いというのは、すさまじくあるんですね。食生活の違いも含めて。これをやっぱり何かコーディネーターの方々がやっぱりどうしてもやらざるを得ないということで、中国大使館にも、これはちょっと言ったような経緯があって、何とかしてくれんかいと。

こういうのが多分実態ですけど、一つ私ね、ちょっとこれは地方に対して私は申し上げたいんですけども、今、地方の一括交付金ということで、地方で自由に決めますと、こういったときに、外国人のケアの位置付けはどこになるのかと。ここになるのか、ここになるのか。その手当を増やすことは、それはこちらで金を出せと言えば、そこは頑張ると言うしかないんですけど、地方の中でどういう形の位置付けになるのかも当然問われてくるわけでございます。

そういった意味で、私がさっき言ったように、そういったコーディネーター、あるいはコミュニケーターの方々に対しても、できるだけ厚遇できるように、私も頑張るつもりでございますけれども、そういった地方の方々も含めて、本当に大きな、課題という言葉は使ってはいけないんですけども、なかなかこれは大きいというのが正直な印象でございます。

コーディネーター(鈴木江理子氏)

はい、ありがとうございます。国も頑張る、地方も頑張るということで。

では、小宮山副大臣、お願いします。

厚生労働副大臣(小宮山洋子氏)

先ほど、介護のために来られたアジアの方たち、日本語での試験を3年以内に受けなければいけないというのが、なかなか受からないと。本当に数人しか受からないような状況をどうするのかというのは、これは私の担当の分野でもありますので、担当局ともいろいろ話をしています。

それで、その皆さんたちが、せっかく気持ちがあって来てくださって、働いてもらっているのに、日本語能力で、もちろん来る前にもっと勉強してこいというのはもちろんあるのかもしれませんが……

太田市長(清水聖義氏)

10年ぐらい、いらっしゃるんです、みんな。

厚生労働副大臣(小宮山洋子氏)

今度来られた方もあるし、いろいろな方があるのはわかっていますが、もっと英語の訳を付けるとか、

いろいろやっているんですけども、それではまだ不十分なんじゃないかということで、今それは担当課といろいろと議論をしているところです。

その皆さんたちが介護をしながら、日本語を学ぶということも助けをしなければいけないし、来る前にもう少し学んでいただくために何ができるかと、いろいろなことを複合的にしなければいけない。ただ、その試験の制度の見直しが必要ということで、今検討しているところです。

それからあと、「地方主権」と私たちも言っているわけですが、何をどのように地方に担っていただくかということは、今私が幼稚園と保育所と一緒にして、新しい子どもたちのシステムをつくろうということ、末松さんの内閣府と一緒にやっているんですが、そこについても地方の皆さんが、自分たちが裁量の利くところはお金を出してもいいというお話があったりとか、いろいろなことがあって、全体の国と地方の在り方の議論をしていく中で、これも入ってくる部分と、ここが先駆けてできるということと、両方あるのかなという気はするんですが。お金さえ出せばという、そのお金がなくて今、政権は非常に困っているんで、これもやはり、この優先順位を上げるためには、もう少し世論も喚起していただく必要もあるのかなと思っています。

あとは教育については笹木さんがお話しになると思いますが、鈴木市長がおっしゃった、以前に私が視察をさせていただいたときにも、官民とおっしゃいましたけども、スズキ自動車でしたか、地元で雇っている方たちがものすごく主体的に外国人の子どもの教育にかかわっているということもありました。これは今、新しい公共など、この政権でもやっていますけれども、国だけではできないところも、民間の力もどう生かしてもらって新しい仕組みをつくるかとか、これから新しくこの国をつくり上げていく、ある意味で試金石になることかもしれませんので、いろいろに知恵を働かせてやっていけばいいなと、そういうふうには思っています。

コーディネーター(鈴木江理子氏)

はい、ありがとうございます。

笹木副大臣、申し訳ないんですが、一つどうしても答えていただきたいのは、外国人の義務教育化についてのことは必ずお答えください。

文部科学副大臣(笹木竜三氏)

まず日本語の教育ということですね。いろいろ報告は受けてます。現状では、平成22年度で言うと1,285人ですか、定数。これで日本語を教える教員の、その人件費の3分の1は国が見ている。あるいはバイリンガルの相談員とか、母語のわかる支援員、これは日本語教育の指導、そういうことで、これも3分の1は国が出している。そういう報告は受けております。あるいは平成23年度の概算要求では2億円、足りないかもしれませんが、日本語教育の授業ということでやっておりますが、恐らく足りないということなんでしょう。

お話を聞いていて、義務化ということにもかかわるんですけど、日本の公立の小学校、中学校を選んでいただいた場合には、それは無償で教育を受けていただくと。で、今、その中で日本語教育も一生懸命やっ



ていこうとしている。で、選んだ先が、外国人学校を選んだ場合ということ、それについてもいろんな支援が今後必要なんだと思っています。

そこで、義務化ということについては、かなりいろいろ、今お話を聞いていて、具体的にどうできるかということをお考えすると、非常にやはりハードルはいろいろあるなということを感じます。

そこでちょっと考えたんですが、例えば構造改革特区とか、そういうことがありますね。そういうのを利用して、先ほど清水市長ですか、清水市長、ブラジル人の、これはちょっとまた違いますが、教える主体として、ブラジルの子どもに対しては、例えばブラジルから先生に来てもらうというお話もありました。

こういうことも含めて、構造改革特区の中で、外国人学校か、日本の公立学校か、どちらかをちゃんと選んでいただくとか、そういうことをかなり今よりも強くやっていくようなことを実験的にやってみる。こんなことは非常に可能性もあるし、非常に理解も増えるんじゃないかっていうことを感じました。

ですから、もしそういうことに取り組みされるのであれば、私も連携して進むようにやってみたいなと、先ほどお話を聞いていて思いました。連携して一緒にやってみただけで駄目だったというふうにならないように頑張りたいと、そういう気持ちは持っております。

それと、各種学校とか、準学校法人については、かなり設置の基準は規制緩和されていますね。ですからこういった関連の、さらにこういう規制緩和は必要だと、設置基準とかの緩和が必要だということがあれば、どんどん言ってきていただければ、それはもうぜひいろいろ、一つ一つ確認をしていきたい、そんな気持ちは持っております。

厚生労働副大臣(小宮山洋子氏)

ちょうど私が2年前に浜松市の外国人学校へ視察に行かせていただいたころ、超党派の議員立法で外国人学校の法律をつくろうという動きがありまして、政権交代の後、なかなか超党派の議員立法ができていく状況だったのが、今また新たにできるような状況を整えつつありますので、文部科学省が役所としてやる部分と、超党派の議員立法でそういう思いを持った人たちに働きかけていただいて、共にやっていたくという方法もあるのかなと思いました。

コーディネーター(鈴木江理子氏)

是非とも、お願いします。

内閣府副大臣(末松義規氏)

ではショートコメントで。イランの問題を扱ってきたときに、イラン大使館の方々に非常に協力的にやっただいて、かなりいろんな形でヘルプフルというか、いい感じになったんですけれども、ぜひ本国のそういった領事館、あるいはそういった方々も一緒になった会議体みたいな形で、それを具体的にやっていくのも一つの方法かなと思っています。

■ 浜松市長(鈴木康友氏)

もう一回笹木副大臣にお伺いしたいんですけど、先ほどのご答弁だと、今も実はそうなんですよね。公立学校に行くか、あるいは外国人学校に行くかという選択権はあるんですが、もう一つの選択がありまして、三択なんです。もう一つは不就学という選択があるんです。学校へ行かないという選択です。だからこれをさせないために、就学の義務化というものをしてもらえば、それは私どももきちんと対応していくわけです。これは子どもの権利としても、ぜひ日本人の子どもたちと同じように就学の義務化ということ、これはそんなに難しいことではないと思いますので、位置付けていただきたいなと思うんです。

■ 太田市長(清水聖義氏)

笹木副大臣、ちょっといいですか。教育というと、いつも、上から目線というんですかね、今の不就学もそうですけれど、受ける側目線でもって教育をするという、この下から目線というのが非常に薄いんです。だから、例えばさっき加配の話では補助金を3分の1出していますよというのがありますよね。助手として出していますよ。でも、これも助手なんです。だから我々、あるいは子どもたちから見れば、例えばポルトガル語をちゃんとしゃべってくれる先生が一番欲しいわけです。また、今みたいな景気の中では、ブラジル人学校は、授業料が高いものですから、非常に行かせにくい。だからどうしても公立の学校のほうにシフトしている。我々の義務とすれば、やはりそこで彼らが望むような教育をしてあげなければいけない。

あともう一つは、やはり上級学校を目指すような子どもたちをつくらなければ、日本の損失にもなる。だから、そういった視点から先生方を選択してもらえれば大変ありがたい。一般的に県が担当している先生はポルトガル語をしゃべれない先生なんです。母語をわからない人が教えていますから、やはり信頼関係というのは、医師もそうですけど、やはり母語でもってお医者さんが対応してくれれば、非常に安心感というのがあります。ですから、入っていくことができるわけです。そういう配慮が、この200万人を超えている外国人がいるという社会の中で、少し配慮が足りないのではないかと。何かもう日本人が一方的に教えてあげるというシステムは変えたほうがいいと思う。もう、受け側でぜひ、考え方を考えてもらえればありがたいな。

■ 飯田市長(牧野光朗氏)

わたしからももう少し言わせていただければと思うんですけど、今、一番の問題はやはり、子どもにかなりしわ寄せがいつているということだと思うんです。もうこの問題、かなり長い間やってきているわけですよ。簡単に言えば、日本で生まれた外国人の子弟が、今もう小学校1年とか2年とか、そういう就学年齢まできちちゃっているわけなんです。そのときに、日本語が使えるかといったら、なかなかそこは難しい状況もある。逆に母国語はできるのかといったら、これもなかなか難しい状況にある。非常に中途半端な状況に子どもたちが置かれているんです。だからこそ義務化をして、日本語の教育をするのか。それとも例外的に母国語の教育をするのか。不就学ということでは、この子どもたちは明らかに置き去りになってしまう。今、そういう状況だということだと思うんです。



文部科学副大臣(笹木竜三氏)

不就学、無就学というのは、結局いろいろ外国人学校か、あるいは日本の公立の小中学校かという選択があっても、親が、例えば具体的には就学をさせるという行動を取らないということなんですね。それで、実際のその現場でいろいろご苦労もされて、お進めにもなっている方々がたくさんいると思うんですが、こういうふうに進めていって成功したとか、そこがまだまだ足りないから問題になっているのもわかりますが、そういうこともちょっとお聞かせいただけたら参考になるかなと思うんですが。

太田市長(清水聖義氏)

特効薬はやはり外国人の先生をあてがうことですよ。外国人の先生が、もちろん日本語がべらべらの先生ですけれども、これをやることで信頼関係、高校への進学率が非常に高まります。現実には太田市でも最初は45パーセントぐらいだったのですが、今は85パーセントから多分90パーセントぐらいに高校進学率が向上しています。これはやはり母語がわかっている人、外国人が日本の教育をするということで、十分いける話だと私は思っていますけれど。

コーディネーター(鈴木江理子氏)

よろしいですか。今、親が子どもを不就学のまま放置しているというご発言があったと思うんですけども、子どものことを思わない親はいないと思うんです。ただ、親の置かれている状況の中で、不就学のまま放置せざるを得ない部分もあると思います。それは就労の問題だったりすると思うので、そういったことも併せて解決する必要もありますし、また義務教育がなぜ必要かと言えば、教育委員会、あるいは各自治体が、子どもがどうしているかというのをチェックする義務が自治体の側にあるという状況に置いたほうが、やはり不就学を少しでもなくする努力にはなるのかと思います。

末松副大臣と小宮山副大臣がもうそろそろご退席ということで、このまま帰してはいけないと思い、大きな、大きな受け入れ方針、あるいは外国人庁について、一言何か前向きなお言葉を言って退席していただけるといいと思います。どうぞよろしくお願いします。

内閣府副大臣(末松義規氏)

いやもう……、そうですか。ただ、私もこのポジションになって、いろんな実態をお聞きすることもありますので、ここで約束みたいなのはなかなかできないんですけども、ただ外国人を本当に、もう一回繰り返しますけれども、外国人をどこまで日本人と一緒にやるかと。本来であれば、子どもがさらにかかわっているので、本来であれば子ども権利条約も含めて、そういった精神も生かして、日本ですべての子どもを平等に扱う。そうすると、教育の義務もあるし、いろんな形の、日本人と同じよというこの位置付け、これが多分、大きな政治課題で、これをクリアしていけば、この問題は大きく前進すると思います。

ただ、そのための環境整備はしっかりやっていますということでご勘弁ください。どうぞよろしくお願いします。

コーディネーター(鈴木江理子氏)

ありがとうございます。では、小宮山副大臣、よろしくお願いします。

厚生労働副大臣(小宮山洋子氏)

私も最初にお話ししたとおり、NHKで外国人労働の解説をしていたころから、これからは、地球市民というか、国際化の時代なので、いくら島国であっても、日本はやっぱりもっと外国の方にも開かれて、都合のいい労働力が入ってくるのではなくて、労働者が、人間が家族ともども入ってくるということを受け入れる体制をつくらなければいけないと思っていますので、それが生かせるような菅政権の取り組みにしたいと。

私は当面、今、厚生労働省で仕事をしていますので、今日、伺いました働き方の問題、あるいは保険や年金の問題も具体的にありますし、外国人庁も、本当に2期8年待っていただけると、それは今後の私どもの取り組みもあると思いますが、国民の側から省庁を考えるとすれば、それは外国人庁になるのかわかりませんが、とにかく外国の方も一緒に暮らしていけるための省庁も、やはりあるのだろうとも思っています。

それにしても、今は外国から来た方の教育の話もしていますけれども、日本人の意識の面の教育というのも非常に必要だというふうにも思っていますので、またご意見も頂きながらしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

コーディネーター(鈴木江理子氏)

どうもありがとうございました。笹木副大臣もお帰りでしたら一言お願いします。

文部科学副大臣(笹木竜三氏)

お話を聞いていて、清水市長ですか。教える方が母国の方、それは本当に一つのポイントなのかなという気がしました。そこはぜひ私もいろいろ可能性も含めて調べていきたいと。また、やりとりもぜひしたいと思いました。

コーディネーター(鈴木江理子氏)

どうもありがとうございました。まとめとしては、すべて前向きのご回答を頂いたということで良かったと思います。どうもありがとうございました、お忙しい中、拍手でお送りください。

やはり打ち合わせをしても、打ち合わせはあまり役に立たないもので、あと5分ですね。それでは、まず太田市長、2年間の感想と、次につながる何かを。

太田市長(清水聖義氏)

2年間、大変お世話になりました、これでちょうど終われるというのも非常にありがたく思います。大変お世話になりました。



いずれにしても、スタートは浜松でありまして、やはりいつの日か、ずっと浜松がやればいいんじゃないかなと私は思っていたんですけれども、回る必要もないんじゃないかと。また、鈴木市長はすごく情熱がありますから、我々は後からくっ付いていけばそれでいいのかなというふうに思っていますけれども、まあでもいろんなテーマがここで出されて、太田で一つの宣言も出して、政府関係者にも渡せるというのは非常にありがたく思っています。

外国人問題というのは、課題がもう永遠だと思います。でも、みんなで知恵を出して、政府にお願いし、我々のやるべきことをやっていくということができれば、いずれはごく平凡に、自然に、「ああ、そうね、そういえばブラジルの方もいますよね」というぐらいで終わってしまえる社会が出てくるんじゃないかなというふうに思っています。

2年間、本当にありがとうございました。お世話になりました。

コーディネーター(鈴木江理子氏)

どうもありがとうございました。では、次期座長都市の飯田市長、よろしくお願いします。

飯田市長(牧野光朗氏)

清水太田市長、本当にお疲れさまでございました。その後を受けてということで、大変力不足を感じているところですが、浜松市長も言っていただいておりますので、頑張れるところまで頑張ろうというつもりであります。

今日もいろんな議論を聞いていて、どうしてもはてなマークが出てしまうのは、果たしてこの問題は、我々は国策を議論しているのか、それとも地域政策を議論しているのかということについていつも思うわけですが、こちら側はやはりこれは国策じゃないかという立場で考えている部分だと思うんですね。先ほどトップという話が出ましたので、あそこまでいくと、やっぱり地域政策ですね。本当にそれでいいのかなと思っているところでございます。

この外国人庁を設置するには、2期8年という話もありましたが、であれば、基本法を先にやってほしいということにもつながるんじゃないかと思えます。入れ物の議論が難しいのであれば、中身の議論を先にやっていきたい。やはり国策としての位置付けを明確にして、この我々の外国人集住都市会議の課題というものを1日も早く解決させて、この会議が早く解散して、そしてそれぞれの現場に戻っていけるようになればと思うわけでありまして。

来年度から2年間お世話になりますが、ちなみに私ども飯田市は、浜松市と県境で接しておりまして、そこでは峠の綱引きというものを10月にやっております。今年は見事に負けてしましまして、24年間やってきていますが、12勝12敗になって、今、信州軍と遠州軍は5分の戦いをしております。今年さらさらそれに豊橋の佐原市長まで駆けつけてくれて、行司をやっていただきました。三遠南信地域の3都市は、この問題は非常に重要な共通課題と考えているところでありまして、国との綱引きは3人そろって頑張ればという思いを持ってやっております。よろしくお願いいたします。以上であります。

コーディネーター(鈴木江理子氏)

どうもありがとうございます。では最後に、会議の提唱都市であります、浜松市長よりお願いいたします。

浜松市長(鈴木康友氏)

それでは、清水市長、本当にありがとうございました。牧野市長、また来年からよろしくお願いを申し上げます。太田市さんが、座長になっていただいたこの2年間というのは、私は大変一つのターニングポイントであったと思います。

昨年は緊急提言を出させていただいて、そして当時与党の幹事長代理をしていました細野さんに来ていただき、受け取ってもらったわけでありますけれども、今日は初めて政務三役の方が来られました。政府側でありますけれども、実は政治家の皆さんであるということが私は大事だなというふうに思っています。

これまで10年間、各役所の皆さんに、本当に我々の自治体からの悲痛な叫びを受けていただいて、さまざまな対応をしてきていただいたと思います。逆に役所の皆さんも、私は大変だったと思うんですね。先ほど法務省の須賀さんが、この外国人の受け入れについて、国民的議論をしてほしいというお話をされましたけれども、実はこれはもう政治の課題としてきっちりしてほしいという私はご発言であったのではないかなというふうに思います。

そういう意味では、10年の節目に政治の課題として、この外国人との共生の問題というものが取り上げられたと、スタートしたということがとても大事だと思います。新たなステップに入ったと思いますので、今後少し突っ込んで、今度は政治家の皆さんにも、よくこの課題を認識していただいて、国としての方針を早く出していただきたいと思っています。

コーディネーター(鈴木江理子氏)

どうもありがとうございます。もう時間がないので、まとめができないのですが、私、今日、一ついい言葉を頂いたのは、法務省の方から、外国人集住都市会議は健全な圧力団体だというふうに呼んでいただき、これからはしばらくの間は健全な圧力団体であり続けて、国の政策がしっかりとした形で確立されていくことを今後もぜひ望み、またそのために外国人集住都市会議の皆さん、そして今日お集まりの皆さん、各地域でいろいろな取り組みをぜひ進めていっていただきたいと思います。

第3部のコーディネーターを引き受けさせていただきましたが、ちょっとつたないコーディネーターで、なかなかシナリオどおりいきませんでした。最後は素晴らしい司会の池上先生にバトンタッチして、ここで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

司会(池上重弘氏)

ご登壇の皆さま、どうもありがとうございました。鈴木市長、清水市長、牧野市長。そしてコーディネーター役の鈴木先生に、いま一度大きな拍手をお願いします。ありがとうございます。



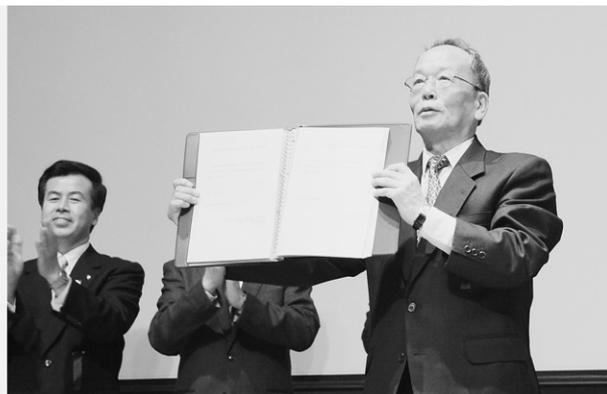
●災害時相互応援協定の締結について

司会(池上重弘氏)

それではそろそろフィナーレへと進めてまいります。壇上の机、いす等を下げる時間が多少必要になります。スタッフの皆さん、よろしくお願いします。

それでは、ご参加の正副市長の皆さま、どうぞ舞台へお進みください。また、この後、協定のサイン、宣言等がございます。撮影をご希望の方は、どうぞこのタイミングで前方にお進みくださいますよう、お願いいたします。

それではここで、ブロック研究の大きな成果として、群馬・静岡ブロックで研究を進めてまいりました「災害時相互応援協定」について、28都市の同意を得て、本日ここで締結したいと思います。既にこれまでに27都市から同意書を頂いております。本日最後に、太田市長の署名により、この協定が発効されることとなります。それでは清水市長、サインをお願いいたします。



ありがとうございました。清水市長、協定書を会場の皆さまに高く掲げてご提示いただけますでしょうか。いま一度拍手をお願いいたします。10年目の節目に、外国人集住都市会議として、会員都市相互の協力関係がこの協定によりましてさらに強固になったものと確信いたします。

●おおた宣言

司会(池上重弘氏)

それではフィナーレでございます。清水市長から太田宣言を読み上げていただきます。

外国人集住都市会議は、「多文化共生社会をめざして～すべての人が安心して暮らせる地域づくり～」をテーマに、この2年間取り組んでまいりました。本日まで参加いただきましたすべての皆さまと日本社会へ向けてのメッセージでございます。それでは清水市長、お願いします。

太田市長(清水聖義氏)

外国人集住都市会議は、平成13年に浜松市の提唱で始まり、今年で10年を迎えました。現場では増加する定住外国人に対し、待ったなしの対応を迫られ、直面する子どもの教育や地域社会の一員としての役割など、多くの課題について、我々の知恵と努力で解決を図ってきました。一方で多くの提言を国や関係機関に行ってきましたが、外国人台帳制度など一部に進展は見られたものの、いまだに基本的な受け入れ方針をはじめとする確固たる定住外国人に対する政策が示されておりません。このような状況の中、おおた宣言では、昨年の緊急提言と2カ年にわたるブロック研究を踏まえ、提言をいたします。それでは前文を省略して、提言部分を読み上げます。

第1に、外国人集住都市会議は、国に対し、明確な「外国人受け入れ方針」を定めるとともに、定住外国人政策・多文化共生政策を積極的に推進するために（仮称）外国人庁を設置することを求める。

第2に、外国人集住都市会議は、国に対し、外国人が日本語を学習することを通じ、地域コミュニティや企業など社会の一員としての役割

を積極的に担えるよう、日本語の学習機会を保障する制度の導入を深く強く求める。

第3に、外国人集住都市会議は、外国人が多数居住する地域で発生した災害について適切に対処できるよう「災害時相互応援協定」を締結し、連携して緊急時の対応を図っていく。

第4に、外国人集住都市会議は、発足以来10年の節目を迎えるにあたり、今後、さらに会員都市相互の連携を深め、すべての人が安心して暮らせる地域づくりをめざして、雇用環境の改善や子どもの教育など重要な施策について、国や関係機関に対し、引き続き提言していく。2010年11月8日 外国人集住都市会議。以上であります。ありがとうございました。



司会(池上重弘氏)

清水市長、ありがとうございました。これからも多文化共生社会を目指して、皆さん一緒に力を合わせてまいりたいと思っております。



●閉会あいさつ

司会(池上重弘氏)

では、いよいよ最後になりますが、来年度からの2年間の次期座長都市であります、飯田市の牧野光朗市長より、閉会のごあいさつを頂きたいと存じます。

飯田市長(牧野光朗氏)



皆さん、本日は本当にありがとうございました。外国人集住都市会議東京2010が、政府関係者の皆さま方、それから会員都市の首長さん方、そしてアドバイザーの先生方をはじめ、このように多くの皆さま方ご参加の下で、盛大かつ内容の濃い大会になりましたことを、まずもって御礼を申し上げる次第でございます。

また、本会議の開催にあたりまして座長としてご尽力を頂きました清水太田市長さん、そして政府関係者等の討論におきまして大変お骨折りを頂きました浜松市の鈴木市長さん、感謝をあらためて申し上げる次第でございます。

さて、平成13年に浜松市さんの提唱によりまして発足いたしました、この外国人集住都市会議も10年を経過したところでございます。当会議では一貫して、住民に一番近い地方行政を担っている市町村の立場から、日本人住民と外国人住民が互いの文化の価値観に対する理解を深め、権利の尊重と義務の遂行を基本とした多文化共生社会の実現に向け、それぞれ努力をいたしてやってきましたとともに、会員都市間での情報交換や課題の調査研究、そして国や県、経済界に対しての提言活動をしてまいったわけであります。この取り組みが、国によります外国人登録制度の見直しや、日系定住外国人施策に関する基本方針の策定、あるいは、先ほど調印いたしました会員相互間の災害時相互応援協定の締結といった成果に結びついてきたと考えるところであります。

しかしながらこの10年間、私どもの地域を取り巻く環境の変化は目まぐるしく、また課題もまだまだ山積している状況にあるわけであります。先ほど採択されましたおた宣言にもありますように、(仮称)外国人庁の設置や、あるいは基本方針を受けた1日も早い具体的な行動計画の策定、こうしたことをやっていただければと切に思うところであります。今後も会員都市が一丸となりましてそれぞれの課題に取り組んでまいりたいと考えておりますが、政府関係、各関係省庁の皆さん方におかれましては、どうかこれからもご理解、ご尽力のほどをよろしくお願い申し上げます。

来年度から座長を務めさせていただくことになるということで、はなはだ力不足ではありますが、やはりこの私どもの外国人集住都市が抱えております大きな課題、これからは逃れることはできないわけでありまして、そうした覚悟を持ってこれからもやってまいりたいと思うところでございます。

結びになりますが、それぞれの地域の皆さん方、本当にご苦労が多いかと思いますが、外国人集住都市会議で結集した力というものをこれからも信じて、皆さん方とともに頑張ればと思うところでございます。本日までご参加いただきましたすべての皆さま方の今後のご活躍と、そしてご健勝を祈念して、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

司 会(池上重弘氏)

牧野市長、決意に満ちた力強いごあいさつ、ありがとうございました。

これをもちまして、外国人集住都市会議東京2010のすべての日程が終了いたしました。本日、約500名の皆さまのご参加をいただきました。あらためて御礼申し上げます。本日は長時間にわたり、本当にありがとうございました。いま一度、拍手をお願いします。

資料編

- 外国人集住都市会議東京2010資料 (当日配布資料)

- ◇ブロック提言

- 岐阜・三重・滋賀・岡山ブロック
- 長野・愛知ブロック
- 群馬・静岡ブロック

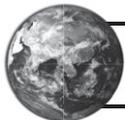
- 省庁関係報告資料

- 内閣府
- 総務省
- 法務省
- 外務省
- 厚生労働省
- 文部科学省
- 文化庁

- 外国人集住都市会議の概要

- 外国人集住都市会議の国民の声提案書





多文化共生社会をめざして

— すべての人が安心して暮らせる地域づくり —



外国人集住都市会議

伊勢崎市・太田市・大泉町・上田市・飯田市・大垣市・美濃加茂市・可児市・浜松市
富士市・磐田市・掛川市・袋井市・湖西市・菊川市・豊橋市・豊田市・小牧市・知立市
津市・四日市市・鈴鹿市・亀山市・伊賀市・長浜市・甲賀市・湖南市・総社市

おおた宣言

～ すべての人が安心して暮らせる地域づくり ～

南米日系人を中心に多数の外国人住民が暮らす地方自治体で組織する外国人集住都市会議は、「浜松宣言」（2001年）、「14都市共同アピール」（2002年）、「豊田宣言」（2004年）、「よっかいち宣言」（2006年）、「みのかも宣言」（2008年）などを通じ、外国人住民にかかる諸制度が定住化の進展している実態からかい離している現状に対して、国などに制度改革を提言するとともに、自らの取り組みを強化し10年を迎えた。

昨年、国は長年の我々の要望であった外国人登録制度の見直しを行い、新たな住民基本台帳制度や在留管理制度のもと、法律の公布から3年以内の施行をめざし、情報システム構築などの諸課題に取り組んでいる。

一方、2008年秋以降の世界経済危機に伴う深刻な雇用危機の発生により、それまで多くの会員都市で増加してきた南米日系人は減少に転じ、全国の外国人登録者数は2009年末には前年より3万人少ない218万人となった。

外国人集住都市会議は、昨年秋、緊急提言を行い、日本経済を支え地域の構成員としての役割を担う存在となっている外国人の雇用、子どもの教育、言葉の壁や生活習慣の違いなどによる不安定な環境に関し、国の基本的な受け入れ方針の整備等を要望した。

これに対し、国は、本年8月に「日系定住外国人施策に関する基本指針」を策定したが、指針の提示に留まらず、一刻も早い具体的な行動計画の策定・実施が待たれている。

ここに、外国人集住都市会議は、日本人住民と外国人住民が互いの文化や価値観に対する理解を深め、権利の尊重と義務の遂行を基本とした多文化共生社会の実現に向けて以下のとおり取り組んでいくことを宣言する。

第1に、外国人集住都市会議は、国に対し、明確な「外国人受け入れ方針」を定めるとともに、定住外国人政策・多文化共生政策を積極的に推進するために（仮称）外国人庁を設置することを求める。

第2に、外国人集住都市会議は、国に対し、外国人が日本語を学習することを通じ、地域コミュニティや企業など社会の一員としての役割を積極的に担えるよう、日本語の学習機会を保障する制度の導入を強く求める。

第3に、外国人集住都市会議は、外国人が多数居住する地域で発生した災害について適切に対処できるよう「災害時相互応援協定」を締結し、連携して緊急時の対応を図っていく。

第4に、外国人集住都市会議は、発足以来10年の節目を迎えるにあたり、今後、さらに会員都市相互の連携を深め、すべての人が安心して暮らせる地域づくりをめざして、雇用環境の改善や子どもの教育など重要な施策について、国や関係機関に対し、引き続き提言していく。

2010（平成22）年11月8日
外国人集住都市会議

ブロック提言



岐阜・三重・滋賀・岡山ブロック

岐阜県	大垣市	三重県	津市
	美濃加茂市		四日市市
	可児市		鈴鹿市
			亀山市
			伊賀市
滋賀県	長浜市	岡山県	総社市
	甲賀市		
	湖南市		

長野・愛知ブロック

長野県	上田市	愛知県	豊橋市
	飯田市		豊田市
			小牧市
			知立市

群馬・静岡ブロック

群馬県	伊勢崎市	静岡県	浜松市
	太田市		富士市
	大泉町		磐田市
			掛川市
			袋井市
			湖西市
			菊川市

1

岐阜・三重・滋賀・岡山ブロック提言資料

外国人市民と共に構築する 地域コミュニティー

～共生言語としての日本語学習機会の保障に向けて～

岐阜・三重・滋賀・岡山ブロック

外国人市民と共に構築する地域コミュニティー ～共生言語としての日本語学習機会の保障に向けて～

岐阜・三重・滋賀・岡山ブロックでは、外国人住民が自立し、地域で共生していくことができる「外国人市民と共に構築する地域コミュニティー」の実現のためには、共生言語としての日本語の習得が必要であるとの認識のもと、日本語学習機会の保障について2年にわたり検討を行った。

1年目には、外国人集住都市会議会員都市の中で行われている日本語学習機会の実態について調査・研究を行い、地域における日本語学習機会の現状を明らかにするとともに、今後必要な施策についての提言を行った。

日本語学習機会調査【おとな】結果（抜粋）

- | | |
|-------------------------|--------|
| ・日本語指導者に占めるボランティアの割合 | 85.3 % |
| ・日本語能力診断テストを実施している教室の割合 | 26.6 % |



国への提言

- ①生活・就労に必要な日本語学習機会を保障する制度の創設
- ②日本語能力の基準の設定と能力判定方法の開発
- ③外国人の日本語学習ニーズに対応できる人材の育成と配置
- ④以上の措置に関する国の財政負担

2年目となる2010年度は、日本語学習機会の保障に向け、共生言語としての日本語の学習制度の在り方について、文化庁の「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案や「とよた日本語学習支援システム」などを参考に制度の検討を行うとともに、財団法人自治体国際化協会の協力を得て、諸外国で導入されている移民・外国人に対する言語学習制度についても調査を行った。

（注）共生言語としての日本語とは、母語の異なる人たちが意思疎通を図るなかで、共に、暮らし、学び、働き、多文化共生社会を実現するための言語

日本語能力標準・日本語能力判定テストの開発・導入について

1 現状と課題

現在、わが国における日本語能力の認定制度のうち、代表的なものに、国際交流基金と日本国際教育支援協会が実施している日本語能力試験がある。2010年からは新しい日本語能力試験が実施されており、「聞く」・「話す」・「読む」・「書く」の「話す」の部分では、例えば「アルバイトや仕事の面接などで、希望や経験を詳しく述べることができる」というように、就労に役立つ表現の習得にも配慮はしている。しかし、「書く」能力や「話す」能力を直接測定する試験とはいえ、依然として、日本語に関する知識を測る性格が強い。

外国人住民にとってまず必要なことは、日常生活において円滑なコミュニケーションがとれることである。そして、全国共通の日本語能力標準を導入し、外国人住民が継続的に日本語を学習するモチベーションを高めることが必要となる。これは、地域ごとに日本語指導がばらばらな基準で行われることから生じる不透明性や非効率性を克服するうえでも大変重要である。日本語能力標準の開発について、今年度、文化庁から「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」が提示されたことは評価できる。しかし、現実には、日本語での簡単なコミュニケーションをとることも困難な外国人住民も一部にみられ、さらに基礎的なレベルから段階を追って学べるカリキュラムが求められる。また、カリキュラムの作成だけに留まらず、これを実施する機関の活用・設置、人材の育成についても、国が中心となって、積極的に議論を行うべきである。

また、外国人集住都市会議おた 2009 報告書では、地域での日本語教室において、日本語能力判定方法が「ある」と回答した 69.3%のうち、その 60.6%が「スタッフによる面接」であり、確立した日本語能力を判定する方法がほとんどないまま、地域での日本語指導が行われている実態がうかがえる。

外国人住民の日本語レベルをチェックし、あるいは、継続的な日本語学習の目標設定を可能とするため、日本国外においては、日本への査証の交付申請を行う前、日本国内では、在留資格の変更・更新を行う前など、日本語能力判定テストを受験できるよう、定期的かつ頻繁に試験の機会を設けることも考えられる。

2 28 都市の取り組み

豊田市では、名古屋大学、豊田市国際交流協会、地域、企業等関係機関の協力のもと、「とよた日本語学習支援システム」を構築し、普及に取り組んでいる。このシステムにはテクニックとしてではなく、生活者に必要な日本語という視点で考えられた7段階の日本語能力レベルが設定されており、学習の目標設定や指標などに応じた支援、指導が可能となっている。外国人が円滑な日常生活を営むために最低限必要な日本語能力の習得を支援する包括的なシステムとして普及することをめざしており、地域での日本語学習機会の保障に向けた制度構築において参考にすべきである。

3 提言

国への提言



- ・文化庁の「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」や「とよた日本語学習支援システム」の日本語能力レベルを参考にし、全国共通の日本語能力標準を開発する。

- ・日本語教育に従事する関係機関と連携し、日本語学習のための標準コースと標準時間の開発を行う。
- ・生活または就労のために必要な日本語能力を判定する日本語能力判定テストを開発するなど、日本語能力判定方法を確立する。
- ・日本国外においては、日本への査証の交付申請前に、日本国内では、在留資格変更・更新前に、それぞれ、日本語能力判定テストを受験できるよう定期的かつ頻繁な試験の機会を設けることなどにより、外国人住民が、その日本語能力をチェックできる機会を拡大する。
- ・日本語能力判定テストの結果を証明する書類を発行する。

県への提言



- ・国の開発した日本語能力標準や日本語能力判定テストの普及に努める。
- ・国と連携し、日本語能力判定テストを身近な場所で受験できるようにする。

経済界への提言



- ・企業において、日本語能力標準および日本語能力判定テストの活用を促進する。

日本語指導者・日本語教育実施機関の充実について

1 現状と課題

外国人集住都市会議おた 2009 報告書に示すとおり、日本語を教えているスタッフは、85.3%が「ボランティア」である。

現在、わが国で日本語指導の資格を取得するためには、

- ・大学で主専攻あるいは副専攻の日本語教育科目を履修していること、または
- ・日本語教師養成講座において420時間以上の教育を受けていること、または
- ・日本語教育能力検定試験に合格していること

などといった要件が挙げられる。しかし、日本語教育のスキルを習得するには、様々なレベルのコースで実際に日本語教育を行った経験も必要であるため、これら資格の取得だけでなく、経験や母語への理解等を考慮しつつ日本語指導者を認定する仕組みを創設し、それにより、外国人の採用を含め、地域における新たな雇用の創出を促す政策についても検討する必要がある。

また、日本語学習を補完したり、カリキュラム修了後の継続学習を促進したりする観点からも、日本語指導を行うボランティアの活用や養成も不可欠であり、このために、補助または支援制度の導入について検討する必要がある。

2 28 都市の取り組み

上田市、飯田市、亀山市などでは、日本語学習を支援するボランティアの育成やスキルアップを図る講座を開催し、人材の確保、教室の充実を図っている。

長浜市では、母国において日本語指導の経験がある国際交流員が講師として日本語教室を開催している。また、多くの都市で、日本語教室を開催する団体に対し、補助金を支給するなどの支援措置を講じている。

3 提言

国への提言

- ・日本語教育実施機関や日本語指導者を充実させていくための施策を推進する。
- ・現行の日本語指導の資格に留まらず、経験や母語への理解を考慮し、日本語指導者を認定する仕組みづくりを行う。
- ・日本語指導ボランティアの活用・養成を補助または支援する制度を導入する。

県への提言

- ・日本語指導ボランティアを養成する。また、国と連携し、日本語指導ボランティアを活用・養成するための、財政的補助または支援制度の導入について検討する。

導入教育（オリエンテーション）の実施について

1 現状と課題

外国人住民が日本で生活していくためには、日本語の学習だけでなく、日本の法制度や自らの権利・義務、日常生活をしていくうえでのルールなど、多くのことを理解する必要がある。外国人集住都市会議会員都市でも、地域で生活していくうえで守るべきルールや行政の情報を外国人住民に正しく理解してもらうため、オリエンテーションなどの取り組みを行っている。しかし、参加者を集めることの困難が各市町から報告されており、その背景には、制度としての受講義務がないことに加え、その必要性を感じていない外国人住民側の意識の低さもうかがえる。

外国人住民が地域でルールを理解して生活していけるよう、導入教育（オリエンテーション）の実施を制度化するとともに、その際には全国共通の内容は国が作成して自治体に提供し、自治体はこれに地域の情報を加えて提供することが必要と考える。

※詳細は、付属資料「外国人住民を対象としたオリエンテーション調査結果」において示した。

2 28 都市の取り組み

四日市市では外国人登録窓口前に「外国人市民向け生活オリエンテーション」窓口を設置しており（NPO への業務委託）、転入時や各種手続きに訪れた外国人住民を対象に、各種制度や生活ルールについての説明や防災啓発などを母語（ポルトガル語・スペイン語）により 15～20 分程度で行っている。外国人登録窓口隣接した場所で行っているため、来日または転入間もない早い時期に情報提供することが可能となっている。

大泉町では、「多文化共生懇談会」として外国人向けのスーパーマーケットや外国人学校保護者会、ブラジル移動領事館開設時など、効果的な場所でオリエンテーションを開催している。

3 提言

国への提言

- ・全国共通の制度などに関する外国人へのオリエンテーションは、国が内容を作成し、自治体に提供してオリエンテーションを行えるようにする。
- ・全国共通の情報については、国において多言語で提供する。また、各市町でのオリエンテーションを充実させるため、通訳配置や情報の多言語化などについても財政的支援を行う。

県への提言

- ・県内共通の行政情報については、県において多言語化を行うとともに、迅速かつ的確に周知する。

経済界への提言

- ・外国人従業員が地域で生活していくうえで必要な情報を的確に身に付けられるよう、企業自身によるオリエンテーションの実施もしくは各市町でのオリエンテーションの受講推奨を行う。

日本語学習の動機付けについて

1 現状と課題

自治体は、外国人登録時やオリエンテーションを行う際に、日本語教室を案内するなど、より多くの外国人住民に日本語学習を促す取り組みを進めていく必要がある。しかし出稼ぎ目的で来日し、いずれは母国に帰ることを想定している外国人も少なくなく、外国人住民の日本語学習の意欲を高めていく仕組みづくりも同時に必要になる。

2010年3月に法務省が発表した第4次出入国管理基本計画では、日系人の受入れについて、日本語能力を「我が国に入国・在留を希望する日系人、特に、我が国に在留する日系人の過度な負担とならないよう留意しつつ、入国・在留の要件見直し等について検討していく」と記載されており、外国人住民の継続的な日本語学習に対するインセンティブなどの在り方についてより深く議論していくべきである。

2 提言

国への提言

- ・外国人住民の日本語学習の意欲を高めるため、今後、在留資格や在留期間の決定において、本人の日本語能力も加味することを検討する。
- ・外国人を雇用する企業に対し、外国人の日本語学習への参加に対し便宜を図るなどの配慮を求める。

子どもの日本語学習について

1 現状と課題

外国人の子どもの日本語学習に関しては、公立学校、外国人学校などが独自に進めており、制度化されていないのが現状である。外国人の子どもが在籍する多くの公立学校では、教員や指導員、支援員を配置して日本語指導や学習支援を行っているが、人数も限られており、その体制の充実が求められている。また、外国人集住都市会議東京 2008 報告書によると、南米系外国人学校においては、日本語教育に関する授業は週 2 時間以下が大半であり、日本で暮らしていくための日本語能力を身につけるには不十分である。

外国人の子どものなかには、日本語能力も母語能力も不十分となっている場合もみられ、そのような子どもは学習能力やコミュニケーション力が不足し、人格形成への影響も懸念される。外国人の子どもたちの多くは、将来日本にとどまり、日本社会の一員として生活していくことが予想されるため、未来の大切な人材の育成に対する支援体制づくりが重要な課題である。

2 提言

国への提言

- ・外国人児童生徒の日本語能力の標準およびこれを判定する手法を開発するとともに、学力の確保をめざし、初期指導教室の在り方も含めた体系的な日本語指導のガイドラインを策定する。
- ・外国人児童生徒担当教員の加配基準を明確にする。また、日本語指導が必要な児童生徒数に応じて、日本語指導コースを履修した教員の配置基準を国が設定するなど、これに伴う教員養成機関の充実や採用の増加、活用の促進を図る。
- ・日本語指導や多文化共生教育に関する教員および支援員の研修を全国各地で実施する。
- ・外国人学校において、日本での定住化傾向に対応し、日本語教育が十分に行われるよう、その必要性や重要性について理解を促すとともに、日本語学習カリキュラムの充実を図るなどの働きかけを行う。

県への提言

- ・国と連携して、外国人児童生徒担当教員の配置を増やす。
- ・日本語指導の専門的知識や経験を有する教員や、外国人児童生徒の母語を習得しているバイリンガル教員を採用・育成する。
- ・外国人学校の各種学校としての認可にあたり、日本語や日本で生活していくうえで必要な知識の習得のための授業の設定に関する基準を設ける。

経済界への提言

- ・企業は外国人従業員に対して、外国人の子どもの日本語習得の必要性について理解を深めるため、指導・啓発を行う。
- ・企業に対し、日本語初期指導教室への送迎にかかる勤務時間の配慮など、外国人従業員の子どもの日本語学習に対する支援を奨励する。

■外国人住民を対象としたオリエンテーションに関する調査

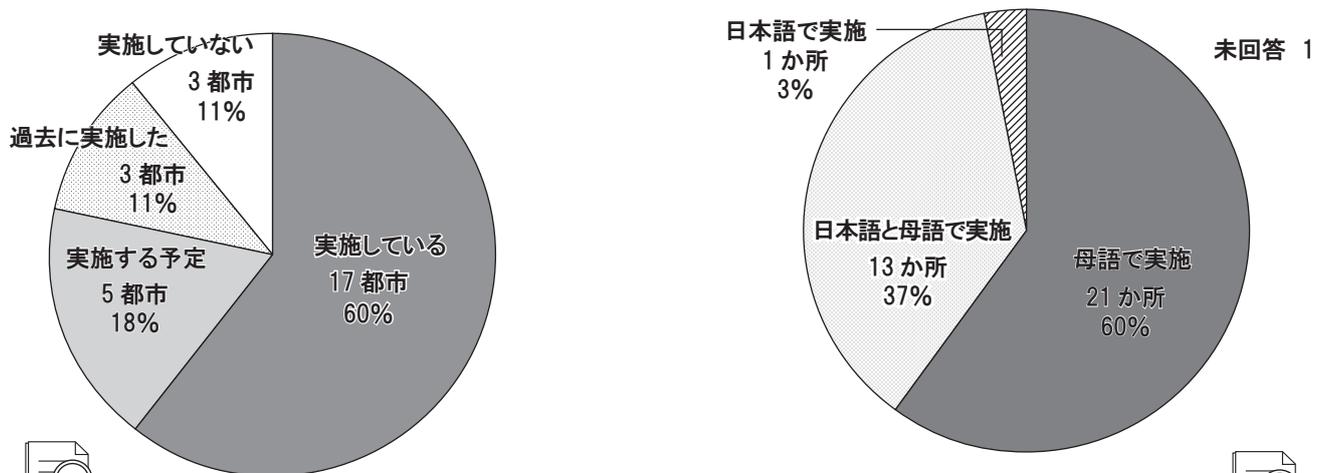
外国人住民が日本で生活していくためには、日本語の学習以外にも地域の情報や日本の制度などを学ぶ機会が必要である。現在、その役割を担っているのが、自治体が独自で行っている外国人住民に対するオリエンテーションである。現行の制度のなかで、各自治体が抱える課題・問題点を明確にし、より効果的な制度とするために必要なことはなにか検討を行うため、今回の調査を実施した。

調査概要

- ・外国人集住都市会議会員 28 都市で実施
- ・基準日は平成 22 年（2010 年）6 月 1 日とする
- ・成人向けのオリエンテーションのうち直接説明をしているものを対象とする
- ・児童生徒向けの進路ガイダンスは除く
- ・市から NPO 等に委託・実施しているものを含む
- ・主な調査内容・・・「実施の有無」「実施分野」「課題・問題点」など

※複数のオリエンテーションを行っている都市もあるため、集計したオリエンテーションは全部で 36 か所となっている。

① オリエンテーション実施の有無と言語



現在オリエンテーションを実施している都市、過去に実施したことがある都市、今後実施する予定のある都市で約9割を占める。

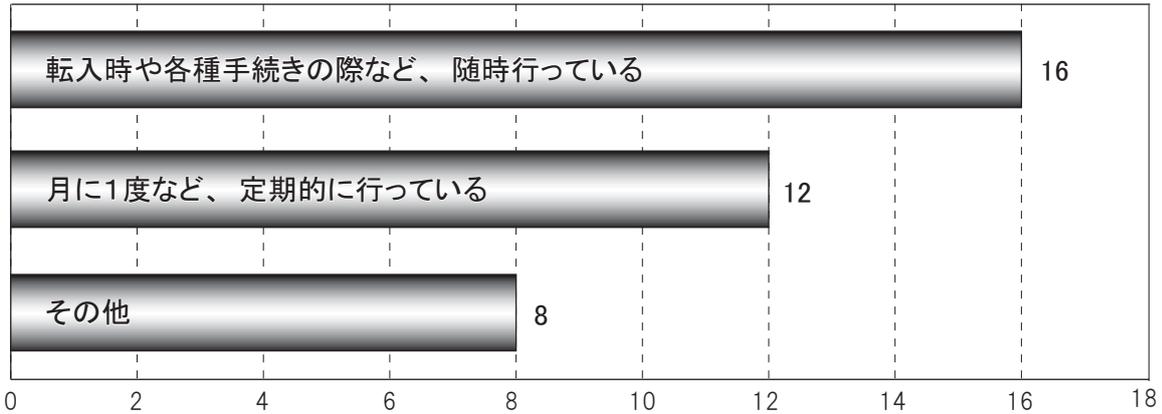


ほとんどのオリエンテーションが外国人住民の母語で実施されている。

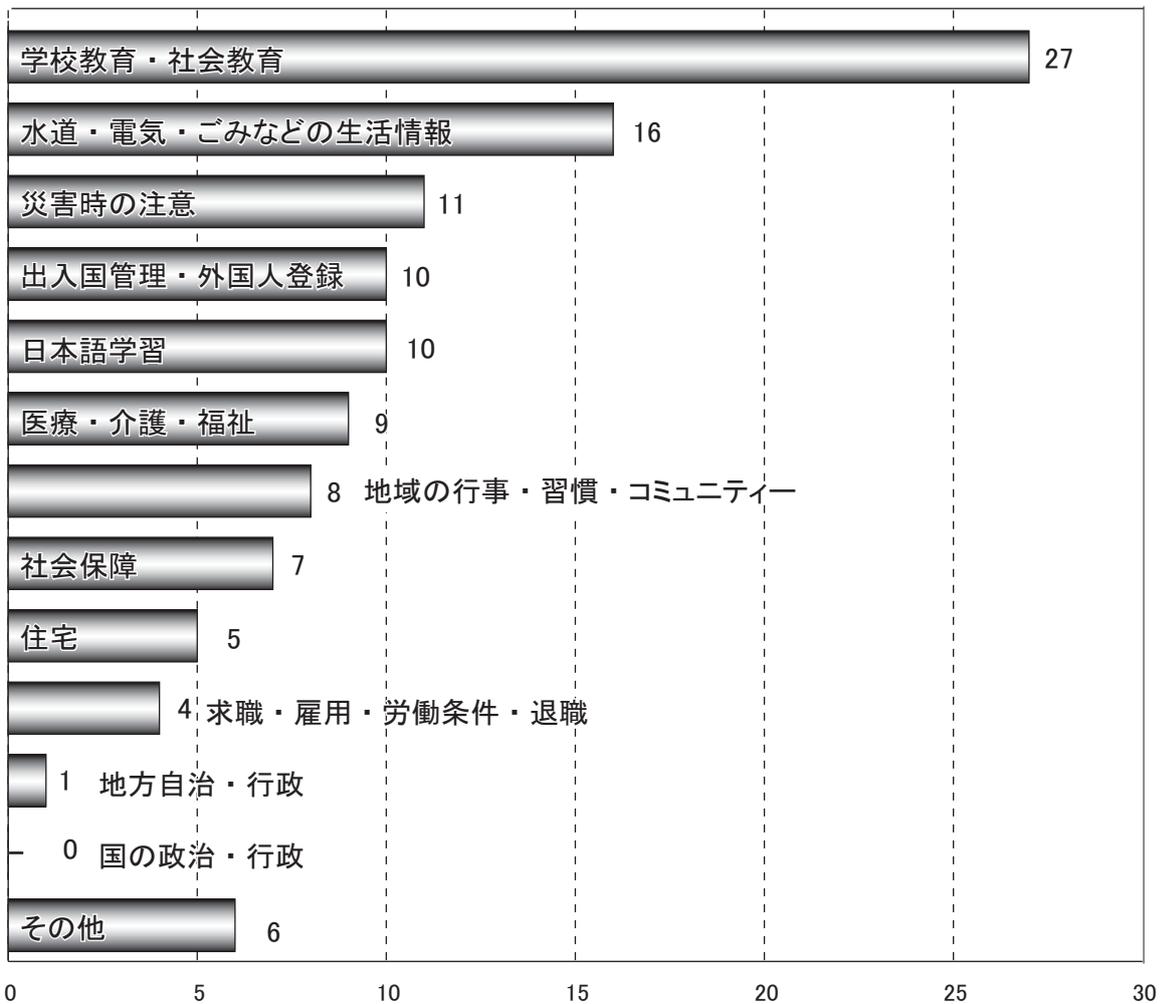


四日市市では、転入等の手続きに来庁した外国人市民を主な対象として、ポルトガル語とスペイン語で行政情報の説明と日本語や日本の生活習慣の習得啓発を行う「外国人市民向け生活オリエンテーション」を外国人登録窓口前で毎日実施（NPOへ業務委託）している。

② どのようなときにオリエンテーションを実施しているか



③ 実施分野 複数回答あり



「学校教育・社会教育」27か所(23.6%)が最も多く、次いで「水道・電気・ごみなどの生活情報」16か所(14.0%)、「災害時の注意」11か所(9.6%)と続く。「その他」の中では、交通安全や生活マナーなど、日本で生活していく上での基本的なルールを周知する場としていることも多く、また、各市町の広報紙やホームページといった情報発信のツールを紹介する場にもなっている。

④ オリエンテーションを実施する理由

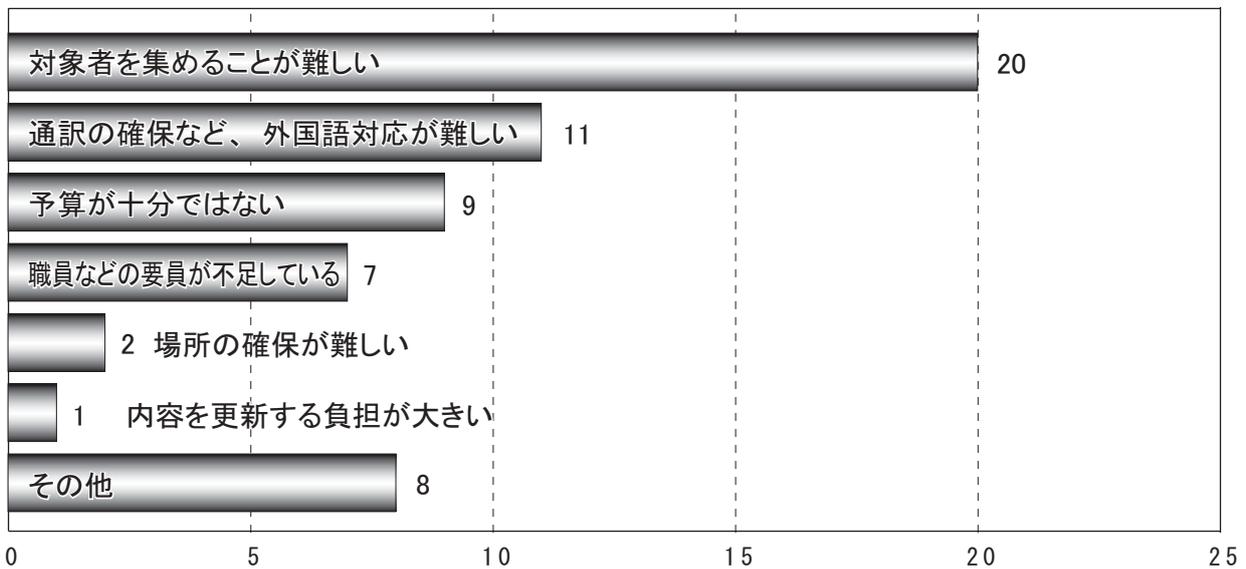
情報提供

オリエンテーションを実施する理由として最も多く挙げられた記述が、制度やルールを正しく理解してもらうためといった情報提供に関するものであった。

意識啓発

進路ガイダンスなど教育に関するオリエンテーションを実施する理由として多く挙げられたものが、保護者に対する意識啓発であった。日本の教育制度を周知するとともに、保護者の役割を理解してもらい、子どもの将来に対するビジョンを持ってもらうことが重要と考える都市が多くあった。

⑤ 実施するうえでの課題・問題点 複数回答あり



「対象者を集めることが難しい」といった問題が 20 か所 (34.4%) となり、とりわけ大きな課題となっている。次いで「通訳の確保など、外国語対応が難しい」11か所(18.9%)、「予算が十分でない」9か所(15.5%)となっている。

「対象者を集めることが難しい」と回答した中では、その原因や詳しい状況として、「身近な問題になったときしか聞こうという意欲が出てこない」、「自由参加では参加者が見込めない」、「基本的なオリエンテーションで時間をとられるのは嫌がる傾向にある」といった声があった。

外国人集住都市会議会員都市で実施されているオリエンテーション

O cotidiano em escola pública japonesa
日本の公立小学校での生活

- ☞ "Shuudan toukou"
- ☞ Reunião matinal e reunião final
- ☞ Aulas das matérias básicas e complementares
- ☞ Almoço
- ☞ Limpeza
- ☞ Atividades de clube
- ☞ Comissão de alunos e atividades em grupo

日本の公立学校での生活をポルトガル語で紹介【磐田市】

集団登校 朝の会・帰りの会
給食 そうじ クラブ活動

オリエンテーションのシナリオ（一部抜粋）【四日市市】

項目	シナリオ
導入	オリエンテーションによるご案内が済みました。あなたはいつ四日市市に転入してきましたか。四日市市に住むための手続きは全て終わりましたか。転入した時の手続きや四日市市で生活する上で必要なことなどを15分程度で説明します。
自治会について	自治会とは、地域に住んでいる人たちが互いに助け合ったり、問題を解決したりして住みよい町にしようという組織です。日本ではどのまちにもこの様な組織があり、住んでいる住所によって決まっています。活動内容は、自治会によって異なりますが、主なものは次のとおりです。「子どもたちの交通安全の見守り」、「防災や災害時の助け合い」、「防犯」、「草刈などの清掃活動」、「地域のお祭りや運動会の実施」など。自治会活動に積極的に参加して、地域の人たちと仲良くなりましょう。加入したい方や活動内容を詳しく知りたい方は、住んでいる自治会の自治会長や役員にお尋ねください。
ごみの出し方について	ごみの出し方にはルールがあります。ルールを守らないと周りの人の迷惑になりますので注意しましょう。日本では、ごみ出しや分別は自分で行わなければなりません。四日市市では、もやすごみ、もやさないごみ、資源、ペットボトルの4種類に分別します。この中で「資源」というのは、金属類や紙類などリサイクルできるものをいいます。ごみの分別表を必ず読んでください。これらのごみはいつでも出せるわけではありません。それぞれ出せる日が決められています。分別の仕方、出せる日は「ごみ収集日程表」「分別表」で確認してください。また、自治会でごみを置く場所も種類ごとに決められていますので、置き場所については自治会長や近所の方に確かめてください。ごみは正しく分別し、「決められた日の決められた時間までに」、「決められた物を」、「決められた場所へ」出しましょう。少しでもごみを減らし、きれいな街を作るためにもご理解とご協力をお願いいたします。
騒音について	日常生活によって、さまざまな騒音が発生します。エアコン、洗濯機、バス・トイレ使用時の「住宅機器及び設備からの騒音」、ピアノ、ステレオ、テレビ使用時の「音響機器の騒音」、犬や猫などが鳴く「ペットからの騒音」、そして階段の登り下りやドアの開け閉め、布団をたたく音、車のエンジン音なども場合によっては騒音となります。特に、アパートやマンションなどの集合住宅では、上下階の物音に関する騒音トラブルが多く発生しています。苦情原因となる生活音をどの程度わずらわしいと感じるかは人それぞれですし、さまざまな生活パターンもありますが、夜はまわりが静かになるため、小さな音でも大きく感じます。少なくとも夜間（夜9時以降）は特に大きな声や音を出さないように注意しましょう。またそれ以外の時間でも、周囲の人たちに迷惑とならないように十分気をつけましょう。
日本語を覚えましょう	外国語での情報も徐々に増えてきていますが、やはり日本で生活・仕事をしていく上で、日本語はどうしても必要となります。「いずれは母国に帰る」と考えているとしても、日本に滞在する間は必ず日本人と関わる機会があります。地域の人や職場の人と交流したり、必要な情報を手に入れたりするため、がんばって日本語を覚えましょう。特に子どもは、今後生きていく上で基礎となること（学習の基本や人間関係の構築方法など）を日本で身につけることとなりますし、学校とのやりとりにも日本語は不可欠です。子どもの将来を考え、可能性を広げる意味でも、親と子どもと一緒に日本語を学びましょう。市内でボランティアの日本語教室は、次のとおりですから、時間を作って参加しましょう。
災害時について	日本は地震や自然災害など多くの災害が発生するので、日頃から「防災対策」をしておくことが、あなたやあなたの大切な家族を守るために重要です。特に次の3つをお話ししますので、今日帰ったら、必ず家族みんなとよく話し合っておいてください。 1. 地震防災読本（携帯型防災パンフレット：赤本） 災害の中でも特に地震災害については、日本国内でもその発生率が高く、それに対して備えをしておくことが重要です。地震防災読本（携帯型防災パンフレット：赤本）を確認していただき、地震が起きたときには「机などの下に入って揺れが収まるまでは、動かない」ということが重要です。慌てて外に飛び出さないことが大切です。また、家具の下敷きになってなくなったり、ケガをされたりする方が多いことから、家具を固定する、家具の前で寝ないなどの地震対策を行っておくことも大切です。 ※キーワード：自分、家族の命は自分が守る。 2. 地震に自信を（防災啓発冊子） その他の詳しい防災対策については、啓発冊子「地震に自信を」を確認して下さい。災害時には、デマに惑わされず、正確な情報を得ることが大切です。台風や地震などの災害や防災情報については、テレビやラジオでも放送されますが、四日市市では、エフエム四日市（FM76.8MHz）で地域の防災情報を放送しています（外国語放送も行います）。 ※キーワード：正確な情報を得るメディアを確認しておく。 3. 四日市市防災マップ（四郷地区他該当地区） 「地震後には、小学校、中学校など地域で指定されている避難所（教会などは避難所になっていない）に避難する。」こととなっています。自分が住む地域の避難所を地図で確認しましょう。また、避難するときには隣の人にも声をかけ、一緒に避難するようにしましょう。 ※キーワード：家族が集まる避難場所を決めておく。



海外における移民に対する言語学習制度の調査 (協力：財団法人自治体国際化協会)



ドイツの言語学習制度

ドイツでは、滞在法に基づき、外国人などに対して統合コースが設定されており、新規入国外国人のうち簡単なドイツ語を理解しない者にはコースへの参加が義務付けられている。ヨーロッパ言語共通参照枠(※)のB1レベルをめざしている。研修の費用は、参加者個人が一回あたり1ユーロを負担し、それ以外は連邦政府が負担する。申請によって個人負担が免除される場合もある。

能力判断に当たり、①口頭での言語能力 ②文章理解度 ③アルファベット習得の必要性を基準とし、面接や筆記試験などによって、グレード分けを行う。

統合コースでは、600授業単位の言語学習の他、45単位のオリエンテーションコースも行われている。統合コースの運営主体は、国民学校・民間語学学校・教会組織・NPOやゲテ・インステイトウト(ドイツ公立語学学校)がある。統合コース実施の認定は連邦移民難民庁が行う。2008年からは、成人向け語学研修を過去2年間実施していることを統合コース実施機関としての認定基準に追加した。国民学校は、連邦、地方自治体から財政支援を受けている。民間語学学校は、統合コースの設置を新しい収入源と考え、当該コースの設置に積極的である。NPOは限定的な役割で、例えばトルコ人のためのボランティア団体など特定の目的を持った団体がその統合コースの運営に関わっている。ゲテ・インステイトウトは、主に統合コースのカリキュラムの制定、講師の研修などを行っている。



フランスの言語学習制度

フランスでは、外国人の入国滞在および被庇護権法典の規定に基づき、新規入国外国人(65歳未満)とその家族(家族呼び寄せの一環でフランスに入国する16歳以上65歳未満の外国籍を有する者)、またフランス人の配偶者としてフランスに入国する65歳未満の者には、よりよい社会統合を目的として、国と受入統合契約を締結することが義務付けられている。

受入統合契約の一環として、フランス語の能力を判断する個人面談を受け、その結果が不十分であるとみなされた者がフランス語研修を受けなければならない。受入統合契約の有効期間は1年で、契約に署名した時点から語学研修を受ける義務が発生する。研修は無料。時間数は400時間と定められていて、ヨーロッパ言語共通参照枠(※)のA1・A2レベルをめざす。日常生活におけるさまざまな場面で最低限必要な語学能力を習得することができる。

フランス語研修は、各地域に設けられた受入れプラットフォームにおいて、国が協定を結んだ公立または私立の語学研修機関あるいはNPOにより実施され、全額、国が経費を負担している。フランス語研修と併せて、第5フランス共和制の大原則や基本的権利、諸制度に関する市民教育が行われている。市民教育講座はフランス共和国の原則(政教分離や男女平等)および国家制度等について1日間学ぶもので、移民局への出頭から1か月以内に受講することとされている。費用は移民局が負担し、講座は各県の県庁所在地で行われる。講座には通訳がつき(講座で使用される言語は10種類)、母語で受講できる。受講者には受講証明が発行される。

**カナダの言語学習制度**

カナダでは、新規の移民のための任意プログラムLINC (Language Instruction for Newcomers to Canada) が設定されている。これは、語学習得を保障するものではなく、参加するかどうかは新規の移民次第である。州ごとに異なる学習体制が用意されている。

Speaking / Listening / Reading / Writing の4つの分野をそれぞれ12のCLB(Canadian Language Benchmarks) レベルに分け、これらを①Basic レベル (CLB レベル 1-4)、②Intermediate レベル (CLB レベル 5-8)、③Advanced レベル (CLB レベル 9-12) の3つのカテゴリーに分類し、新移民学習は CLB 基準でレベル 8 までが用意されている。

LINC プログラム下での学習時間に制限はなく、受講料は無料である。ただし、受講できるのはカナダ永住者、現にカナダに居住する永住権申請中の外国人である。

オリエンテーションのシステムは州や自治体により異なるが、マニトバ州の事例では、新移民に対して生活の立ち上げを容易にするため、社会保険・就職問題・法律・移民関係部署の教示の4つの分野で構成されるエントリープログラムを実施している。

**オーストラリアの言語学習制度**

オーストラリアでは、成人移民向けに、生活上必要な英語学習の機会として、生活レベル・定住化に重点を置いた AMEP (Adult Migrant English Program) を実施している。国 (連邦政府移民市民権省) が実施・財政負担し、運営は州 (州政府教育訓練省) に委ねられている。AMEP は社会生活上必要な英語力に達していない移民が、移民市民権省より受講を促されるもので、510 時間の受講が可能である。多くの場合、オーストラリアへ入国する前、各国の豪州在外公館で永住権または一時滞在ビザを申請し、これが付与される際に受講を勧められる。

ニューサウスウェールズ州では、授業は年間延べ 50 週にわたって継続して実施されているが、受講者のニーズに合わせて柔軟に対応している。フルタイムの場合は週あたり 5 日 (25 時間)、パートタイムの場合は週あたり 1 日 (4 時間) など様々である。授業は対面で日中及び夜間に実施されるが、遠隔地ではオンラインでの受講も可能である。受講にあたっては本人の語学能力の判定と受講時間を確認するための面接を行う。

**※ヨーロッパ言語共通参照枠とは**

2001 年に欧州議会が策定したヨーロッパ共通の言語教育の評価基準。A 1～C 2 までの 6 段階から成る。

ドイツの B 1 レベルは、「仕事や学校などでの身近な話題について標準的な話し方なら要点を理解できる、簡単な方法で自分の経験や出来事などを語る事ができる」といったレベル。

フランスの A 1・A 2 レベルは、「はっきりとした簡単な表現が聞き取れる、身近なことを簡単な言葉で説明できる」など、基礎的なレベルを示す。

諸外国の永住権および市民権の取得には、言語能力標準が関わっていることも少なくない。

2

長野・愛知ブロック提言資料

大人の日本語学習の仕組みづくり

～企業と地域の連携～

長野・愛知ブロック

大人の日本語学習の仕組みづくり

～企業と地域の連携～

ニューカマーと呼ばれる南米日系人には、日本語を習得することなく、生活の全てを派遣会社に頼って暮らしてきた者も多い。彼らが自立した労働者として働き、地域で生活を営むためには、日本語の習得が欠かせない。

今年、文化審議会国語分科会より「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案が出され、将来の「国による定住外国人への日本語学習機会の保障」に期待が高まりつつある。しかし、日本語の学習機会は、現行法制度では保障されておらず、地域ではこれを早期に実現できる対策が求められている。

長野・愛知ブロックは地域性を活かし、これまでも企業とともに外国人との共生にいかに取り組むかを研究してきた。2007年と2008年の研究を通して、企業と自治体との連携における日本語教育への関心の高さが浮き彫りになった。そこで2009年は企業に関わる日本語教室の具体例を調査した。

企業内での日本語教室開催は、学習者にとって通いやすく、勤務時間を考慮した教室開催時間の設定が期待できる利点がある。しかし、その取り組みの広がりにはなかなか見られないため、本ブロックでは今年度、モデルケースを参考に企業に対するヒアリング調査を実施し、早期に実現できる日本語学習普及の仕組みとしての連携方法や環境づくりについて検討した。

***モデルケースとは**

行政と企業や地域住民等が連携して日本語学習支援を行うもの。連携方法は「とよた日本語学習支援システム」を参考に下記のとおりとした。

企業：学習者、社内ボランティアの募集、出欠確認などの管理、教室開催場所の提供、責任者の選任等。

行政：専門の講師の派遣、能力判定、教材の提供。地域のボランティア紹介。

***調査について**

「企業における外国人の雇用と日本語学習支援への考え方について」モデルケースを参考に、日本語教室開催について企業に直接ヒアリングを行う。

1 現状と課題

本年度の調査結果より、多くの企業が外国人従業員に対しコミュニケーションの難しさを実感し、日本語能力が必要であると感じつつも教室開催に至っていないことが分かった。教室開催のメリットとしては、職場でのコミュニケーションの改善や安全性・正確性の向上などが多く挙げられている。また、現在開催されている教室が極めて少ない中で、モデルケース利用を前提とした場合であれば約36%の企業が開催に対して前向きな回答を挙げた。中には、教室の実施によって健全な会社というアピールができるかと答えたところもある。

しかし、「モデルケースで開催可」とする企業には、社内開催は業務扱いとなり、教室受講時間についても賃金を支払うことになるため、補助金や助成金が必要と考えるところも多く、「日本語学習に関する企業へのインセンティブ」に関しても、経済的支援を求める企業が多い。

教室不開催の主な理由は「手間・費用・会場に余裕が無い」ことであった。中には、現在は人材不足という状況は無く、日本語が話せる人材を雇っているので開催の必要は無いという意見や、労力に見合ったメリットが見出せないとする意見も挙げた。その他、人事・労務管理の主体が派遣元と派遣先に分離しているため、実施すべき主体が明らかではないとの意見も挙げた。

また、学習者側の要因を教室不開催の理由として挙げる企業も多かった。確かに集住都市会議会員都市が行う外国人住民対象の意識調査において、日本語習得へ高い意欲が示されることが多いが、実際に日本語を学習している外国人の割合は少なく、居住地に近く通いやすいはずの教室であっても学習が継続しないといった状況も指摘されている。

以上のような否定的意見も多い一方、本調査対象企業の中には、日本語学習に関する労働者へのインセンティブとして、すでに日本語能力を人事考課に採用している企業や、直接雇用への切り替え時のチェック項目としている企業があり、手当の支給や日本語能力の認定証の発行へ前向きな意見も挙げられている。

今回の調査では、モデルケースを提示して企業内での日本語教室開催の可能性・課題を調べるのが主眼であった。モデルケースで「行政の役割」とした、能力判定方法・カリキュラム・講師派遣などの技術的な仕組みを整えることについて、「国による定住外国人への日本語学習機会の保障」の実現を含めて、企業・地域・NPO・自治体・国による本格的な協議の開始が必要である。

景気低迷の現在、派遣法の改正に向けた動きもある中で、日本語能力を不問にして労働力確保を優先するという以前のような状況が変化してきている。日本語能力が新規採用の前提となるなど、求められる能力水準も高くなり、また、国内の工場を統廃合して海外にシフトする企業や、人材派遣業者も請負や期間契約の社員紹介とそれに伴うサービス提供へシフトすると予測される中、日本への定住を希望する外国人の働き方も転換が求められていると指摘する企業もある。

企業に「金銭的・時間的な負担」を求めるのは現実的には難しく、現在開催されている企業の関わる日本語教室は極めて少ない。しかし、外国人を雇用する企業の社会的責任に基づく取り組みを求める社会の要請は強い。学習者へのインセンティブ導入や、28都市の取り組み事例にあるような資金援助など、企業の関わりとしてはさまざまなあり方が考えられる。今後も、企業・地域・NPO・自治体・国の役割分担の上で連携を推進し、多様な教室開催のあり方を模索する必要がある。

2 28 都市の取り組み

企業の関わる日本語教室の先駆的取り組み事例

- ・派遣会社が主体となり、在籍する外国人従業員を対象に行う教室（飯田市）
- ・企業が運営費などを負担し、地元公民館での地域の外国人を対象に行う教室（磐田市）
- ・自治体が地元の大学と「とよた日本語学習支援システム」を構築し、統一的な指針のもと企業や地域住民、関係団体との連携により日本語学習機会の拡充を図る取り組み（豊田市）

3 提言

外国人の日本語学習支援に対する企業の関与について、次の内容を含む推奨策を国および経済界が実施するよう要望する。

また、企業の社会的責任という観点を踏まえた上で、国により定住外国人への日本語学習機会の保障がなされることを、引き続き求める。

国への提言



- ・外国人雇用に関する優良企業認定など、企業の取り組みを後押しできる認定制度を創設する。
- ・企業による日本語教室開催および日本語学習支援を推奨すると共に、その実施に伴う費用の助成や税制上の優遇を図る。
- ・外国人従業員の日本語学習に対する取り組みについて、派遣元と派遣先、請負元と請負先の連携を促す支援策を実施する。

経済界への提言



- ・企業内及び地域での日本語教室開催の必要性を理解し、積極的に協力する。
- ・派遣元と派遣先、請負元と請負先が連携した、外国人従業員への日本語学習支援の取り組みを推進させる。
- ・企業において、外国人従業員が日本語学習に参加しやすくなるよう、労働時間面などで便宜を図る措置を普及する。
- ・外国人従業員の日本語学習のインセンティブとなるような、日本語能力に応じた処遇面での優遇措置の導入を推進する。

自治体との連携に関する企業の意向調査 (みのかも2007長野・愛知ブロック調査)



・外国人集住都市会議会員都市 (2007 年当時) 内の 73 社から回答

【調査内容と回答方法】

- ① 企業が必要だと思う項目
- ② 特に重要なもの3つ以内
- ③ 自治体との連携が可能なもの (企業が何らかの負担ができるもの)

項目	①	②	③
日本語の教育	40	22	22
母語による生活相談の充実	29	16	10
母語による行政サービス情報の提供	30	8	14
住居のあっせん	20	10	10
職業に関する相談やあっせん	14	3	6
母語による医療相談	26	23	4
法制度の改善(年金、在留管理など)	19	32	9
娯楽・教養イベントの企画	21	0	7

企業に期待する社会的責任の調査 (東京2008長野・愛知ブロック調査)

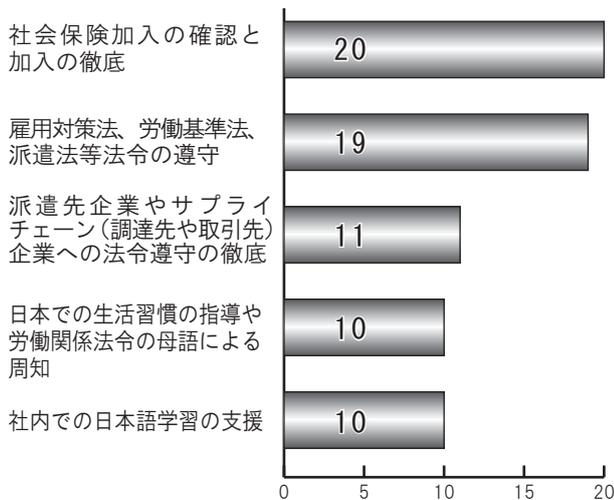


・外国人集住都市会議会員都市 26 都市 (2008 年当時) を対象に調査を実施 ※項目上位 5 位まで表示

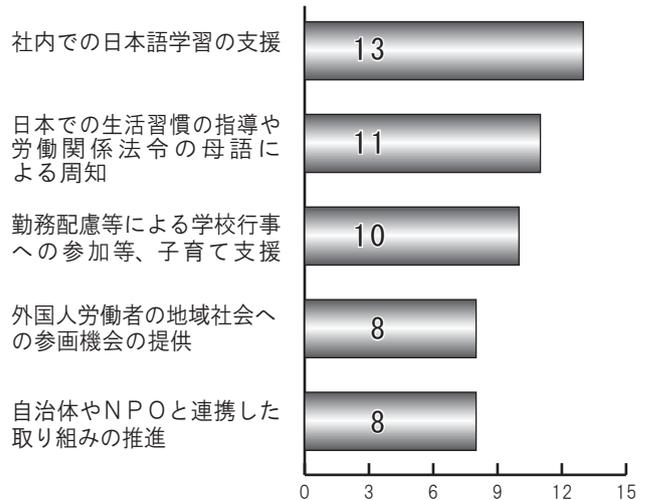
【調査内容】

企業の社会的責任として自治体が企業に期待する取り組みについて

A 緊急性が高いと思われる項目 (複数回答)



B Aの項目より緊急性は無いが、必要性が高いと思われる項目 (複数回答)



多文化共生の基盤としての「企業の社会責任 (CSR)」に関する調査 (東京2008長野・愛知ブロック調査)

企業の社会的責任の中で、優先度が高いと考えるもの (複数回答)

1位 回答数 18

外国人労働者に対する社内での日本語教育や資格取得などの能力開発を行うこと

2位 回答数 14

外国人労働者の社会保険加入の確認と加入の徹底を図ること

3位 回答数 11

日本語能力や技術が高い外国人労働者を昇給・昇格したり正社員へ登用すること



・外国人集住都市会議会員都市 26 都市 (2008 年当時) 内の商工会議所及び商工会を対象に調査を実施

※回答数 27

(商工会議所 21、商工会 6) 項目上位

【調査内容と回答方法】

企業がなすべきこととして重要、または優先度が高いと考えるものを選択する。

先駆事例 <28 都市の取り組み／企業・地域・NPO・自治体の関わる日本語教室 >



派遣会社に在籍する社員を対象とした会社内の日本語教室

■場所

会社の会議室

■時間

週1日（土曜日）

■企業・その他の関わり

テキスト代、会議室管理費などの費用負担により受講料は無料。授業の構成、指導を行う。その他ブラジル人協会と協力し、地域へ教室を開放する。



■特徴

- ・来日して間もない日系人が社会生活に必要な最低限の日本語を中心に学ぶ場となり、自立のきっかけになっている。
- ・地域のブラジル人協会と協力し、社員以外の地域の日系人も参加可能である。
- ・14年間継続した事業である。現在は新規に来日する日系人が減っており、実施していない。



地元公民館での地域の外国人対象の日本語教室

■場所

地域の公民館

■時間

週2日

■企業・その他の関わり

企業は講師謝礼を負担する。地域では実行委員会を構成し、学習場所として公民館を提供する。また、おしゃべりボランティアとして住民が参加する。自治体は資金補助を行う。



■特徴

- ・就労を目的に日本語を学ぼうとする地域の外国人対象。基本的な日本語の習得に加え面接のマナーや履歴書の書き方など就労に役立つ日本語を学ぶ。
- ・地域住民が、おしゃべりボランティアとして参加することにより、実践的な会話が学習できる。加えて参加者は共生意識も培うことができる。
- ・日系人が講師であることから、ポルトガル語による具体的な説明ができる。



とよた日本語学習支援システム

■概要

自治体が地元の大学と連携し、普及・運用を行う日本語能力を習得するための「仕組み」である。この仕組みは市内在住・在勤の外国人住民が地域社会で日常生活を営むために最低限必要な日本語能力（以下の「レベル2」を設定）を習得することを目的とし、主に4つの支援を提供している。

■支援内容

・日本語教室の開設・運営支援

講師の派遣、カリキュラム・教材の提供を中心とした日本語教室開設・運営上の支援を行う。また教室へのボランティアの派遣も行っている。

・「とよた日本語能力判定」の開発・提供

学習（予定）者のレベルチェックのための「対象者判定」、学習成果の確認や日本語能力を証明する「レベル判定」を開発し提供している。

〈とよた日本語能力レベル〉 *「聞く」「話す」「読む」「書く」の技能別判定

レベル	段階	内容
6	熟達段階	より抽出的な議論が日本語を用いてできる
5	深化段階	効果的なコミュニケーションが日本語を用いてできる
4	拡大段階	より多くの領域で日本語を用いてコミュニケーションができる
3	自立段階	自立して最低限度の社会参加が日本語を用いてできる
2	要支援段階	周囲の支援に基づいて基礎的な社会参加が日本語で行える
1	基礎段階	限られた単語を理解したり、話す・書くことができる
0	未学習段階	日本語を話したり聞いたりすることがほとんどできない

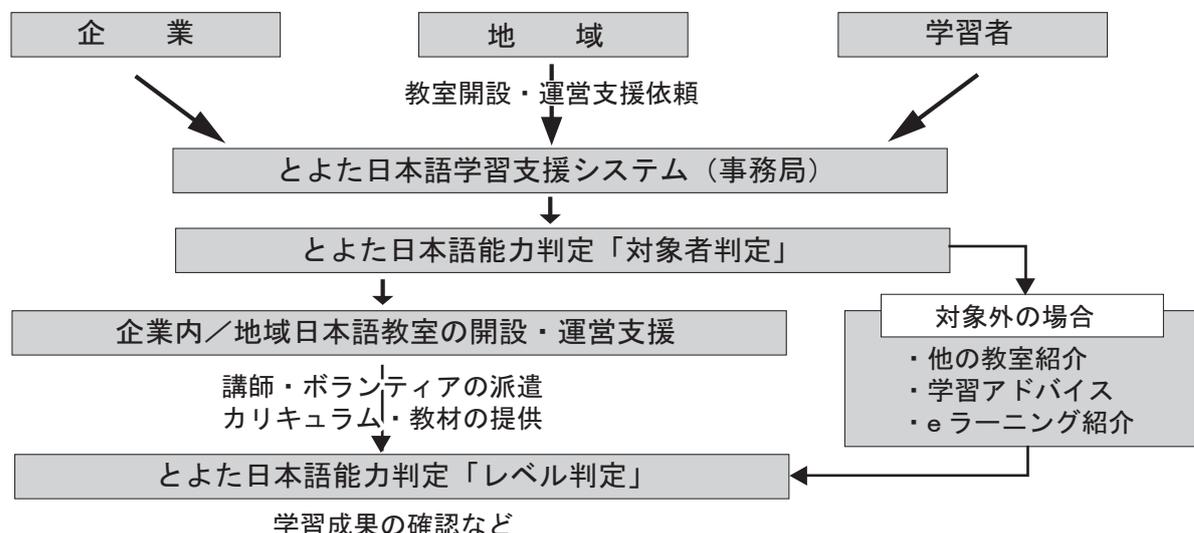
・人材育成

日本語教室の講師やボランティア、とよた日本語能力判定の実施者（テスト）の育成を行う。

・「とよた日本語eラーニング」の開発・提供

社会で必要とされる基本的な行動が行えるレベルまでの日本語能力を目標として「とよた日本語eラーニング (<http://www.toyota-j.com/e-learning/>)」を開発した。「市役所」「病院」「学校」等のビデオ教材や文字（ひらがな・カタカナ）、履歴書の書き方も練習できる。

■日本語学習支援のプロセス





とよた日本語学習支援システムにのって運営支援される企業内日本語教室例

■場所

企業の社員食堂

■時間

週1回

昼勤の就業後または夜勤の就業前

■企業・その他の関わり

企業は、会場（社員食堂）の提供と担当スタッフとしての社員（数名）の配置、従業員への周知、学習者及び社内ボランティアの募集を行う。住民もボランティアとして参加することで学びへ関わる。自治体は大学と協力してカリキュラム・講師などの技術提供を行う。



■特徴

- ・日本人従業員や地域住民がボランティアとして参加している。日本人もこの交流を通じて外国人が理解しやすい日本語を学ぶことができる。
- ・学習者の勤務体制に合わせた時間設定が可能で、学習のために遠方まで出かける必要がない。
- ・社員食堂の一角を教室としたことで、他の従業員の目に付きやすく、PRになった。
- ・社員研修の一環と位置付け、タームの修了時に修了証を交付したことで、学習者の意欲が高まった。（この企業では、日本語能力を人事考課の項目の一つにしている。）



企業関係者との意見交換会（人材派遣会社関係者）

企業側の現状への見解と今後の展望を知り、日本語学習普及に向けて、より現実的で実現可能な企業との連携方法を探るため、集住都市会議会員都市内の人材派遣会社関係者と会員都市との意見交換を行った。連携の実現に向けて、今後も継続的に意見交換を行う必要がある。

【内容抜粋】

リーマンショック以降、自社の外国人従業員を派遣先で雇用してもらうには、日本人と同様に働けることが必要であり、同時に相応の日本語能力（小学校3～4年レベル）が必要とされている。

自社で日本語教室を開催すれば、「従業員のことを大切に考えてくれる会社」という認識が広まり、意欲的な人材が集まることも考えられる。

教室の運営管理に費用がかかるとなると教室開催は難しいが、金銭的援助があれば取り組みを始めると思う。

また、安い人件費での「現地製造・現地販売」の方向へ企業の方針が切り替わっており、中国で、ある製造現場を視察したところ、9割は現地製造の部品を使っていた。以前のような日本の製造ラインのフル稼働は今後ないことが予想され、それに伴う人材派遣の需要もリーマンショック前の状況まで戻ることはないのではと感じた。今後、製造業での日系ブラジル人派遣の需要が減るならば、製造業以外の業種でも日本人と同等に働くことを考えなくてはいけないと感じている。

ヒアリング調査

「企業における外国人の雇用と日本語学習支援への考え方について」



【調査概要】

外国人従業員が働いている（働いていた）企業を、外国人集住都市会議会員都市が任意で選出し、ヒアリングを行う。

研修生・技能実習生は対象外とする。

■基準日

平成22年（2010年）6月1日現在

■有効回答数

80件

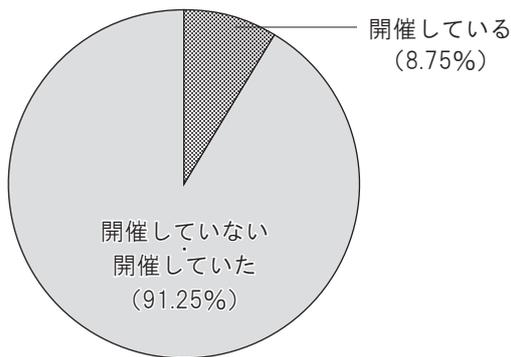
■主な調査内容

- ・外国人の雇用状況
- ・外国人従業員の日本語能力が必要だと思うか。
- ・外国人従業員の日本語能力はどれぐらいか。
- ・外国人従業員に求めたい日本語能力はどのようなものか。
- ・日本語能力は雇用の際どのように関係しているか。
- ・日本語教室を開催したことがあるか。または開催しているか。
- ・モデルケースの条件の場合、日本語教室は開催可能か。
- ・学習者への学習の動機付けとなるような特典（インセンティブ）について、企業側が現在実施しているもの、今後実施が考えられるものはあるか。
- ・企業への取り組みの動機付けとなるような特典（インセンティブ）としてどんな支援・制度があれば、多くの企業が日本語学習に組みやすか。

調査結果

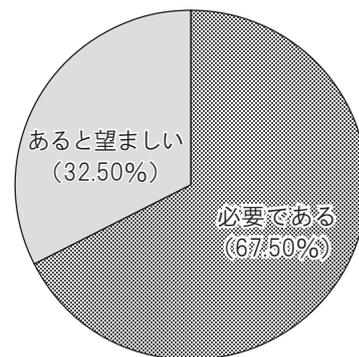
日本語教室を開催しているか、あるいは開催していないか（開催していた）

開催している	7
開催していない・開催していた	73



外国人従業員の日本語能力が必要だと思うか

必要である	54
あると望ましい	26
必要ではない	0



企業の考える外国人雇用のメリット

- 働くことに前向きである・モチベーションが高い
- 様々な職種や時間帯に勤務してもらえる

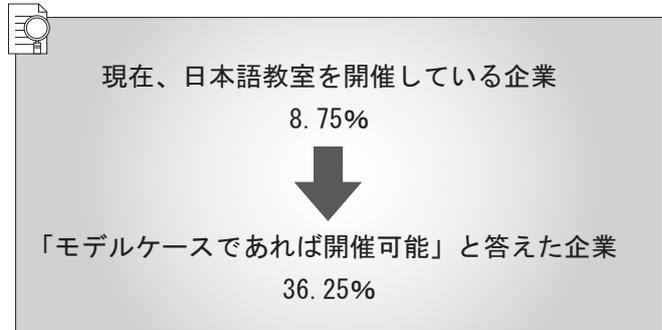
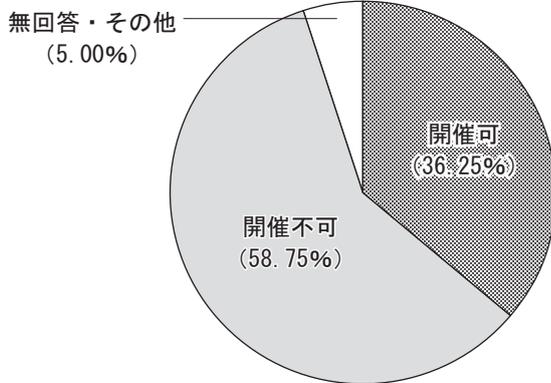


企業の考える外国人雇用のデメリット

- コミュニケーションがとりづらい
- 文化の違いによる職務以外でのトラブルがある
- 条件によりすぐ他へ移ってしまう

モデルケースの条件の場合、日本語教室は開催可能か

開催可	29
開催不可	47
無回答・その他	4



【モデルケースで「開催可」と考える理由】

- 職場でのコミュニケーションが可能になる。雰囲気良くなる。
- 派遣先に良い人材が送れる。
- 通訳コストの削減ができる。
- 仕事の指示・命令がスムーズになる。
- 効率が上がる。安全性や正確性が増す。
- 定着率が増す。
- 専門の講師を派遣してもらえば可能。

その他

「地域社会においても良いことである」「健全な会社としてのアピールができる」という意見もあった。
また「開催可能だが社内で行うと業務となるので、できれば金銭的な補助が欲しい」という意見もあった。

【開催していない理由とモデルケースで「開催不可」の理由】

- 手間・費用・会場に余裕が無い。
- 業務請負なので請負元に任せる・派遣元が行うべき。
- 就労時間にばらつきがあり難しい。
- 差し迫った開催の必要性を感じない。
- 学習者にニーズがない。

企業へのインセンティブとして考えられるものは…

- 優良企業としての認定。
- 手当を含み助成金・補助金があると良い。
- 請負先企業が日本語教室を開催した場合、請負元への強要となってしまう恐れがある。そこへの配慮が必要である。

学習者へのインセンティブとして考えられるものは…

- すでに人事考課に使っている。
- 手当の支給が考えられる。
- 直接雇用へ切り替える際のチェック項目としている。

3

群馬・静岡ブロック提言資料

正しく伝えること、伝わること
～情報提供のあり方～

群馬・静岡ブロック

正しく伝えること、 伝わること

～情報提供のあり方～

言語や文化、習慣が異なる外国人住民が「生活者」として地域で日本人住民と共に暮らしていく上で、正しい情報を得ることと情報を正しく理解することは基本的な要件である。そのためにも日本語を習得することは非常に重要ではあるが、誰もが安全・安心な生活を送るうえでは、母国語ややさしい日本語等を用いた正確な情報伝達や的確に伝わる対応も求められる。

特に災害時などの生命に関わる重要な場面においては、迅速かつ確実な情報伝達と、自治体の枠や国籍を超えた助け合いが不可欠である。

経済状況が悪化した2年前の秋以降、ニューカマーが多く在住する外国人集住地区では職を失い帰国する外国人が増加し、外国人登録者数が減少した。その一方で、日本に残る外国人住民も多く、滞在年数は依然として長期化を続けている中、外国人集住都市会議会員都市における災害時相互協力の可能性と外国人への情報提供のあり方を検討した。

1 現状と課題

日本に長年住んでいても日本語が十分ではなく、とりわけ識字（読み書き）力を有しないまま生活している外国人は少なくない。また、外国人に情報を伝える方法や確実に伝わるシステムが確立していないために、日本に住むために必要な制度やルールなどが正確に届いていないことが多い。

昨年流行した新型インフルエンザについては、国においてその予防や対応策の情報が多言語化されていなかったため、自治体の取り組みによって情報提供の速度や量の違いなど、温度差があった。

子ども手当の情報も同様に日本語のみのリーフレットしか用意されておらず、外国人集住都市会議の会員都市をはじめとする各自治体では、新型インフルエンザや子ども手当などの説明資料等の翻訳文を独自で作成しなければならなかった。さらに、少数言語の場合、各自治体での対応は困難である。また来年度以降、給付対象者の変更等も推測され、周知や対応に大いに不安が残る。

地震などの災害時においても、迅速かつ的確に正しい情報を伝えることが求められるが、言語や文化、慣習の異なる外国人に対応するためには、自治体のみでは限界がある。さらに、他の地域から外国人集住地域に情報を求める外国人が集中する可能性や、さまざまな問い合わせが殺到することも予想される。

また、災害時はもちろん平常時においても、外国人の安否確認の点で所在を的確に把握することは必要不可欠であるが、外国人登録の内容と居住実態とのかい離が大きく、情報提供・情報収集するうえでの障壁の一つとなっている。

国においては、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 77 号）が、平成 21 年 7 月 15 日に公布され、現在、新制度への移行に向けた調査研究が行われているところであるが、その実効性を確保するために、制度の変更については迅速かつわかりやすい方法で広く周知することが重要である。

外国人の長期滞在化、高齢化が進展している中では、税や社会保険料の納付をめぐる課題も看過できない。税や社会保険などの現行制度の仕組みはわかりづらく複雑であり、外国人に十分理解してもらうための措置がほとんどとられていない。また、永住を前提としない外国人の実情に即していない面もある。さらに、転居、転職などの移動の多さや雇用環境などの課題もあり、外国人を取り巻く納税環境も十分とはいえず、個人住民税や国民健康保険税（料）等の滞納を招き、結果的に納税等の義務が果たされていないことも課題となっている。

2 28 都市の取り組み

外国人集住都市会議の全会員都市では、それぞれの「地域防災計画」の中に、言語、慣習の違い等のハンディキャップを有するという意味で外国人を災害要援護者等として位置づけ、防災訓練の実施、避難所マップや避難所の看板を多言語で作成の他、様々な取り組みをしている。

- ・「外国人支援対応マニュアル」の作成と外国人災害サポートボランティアの養成（豊田市）
- ・登録した人の携帯電話などに緊急情報、気象情報や行政に関する情報などを外国語の電子メールで配信するサービスの実施（可児市・湖西市・浜松市・亀山市・磐田市・長浜市）
- ・母国語で情報を伝える「文化の通訳登録制度」を実施し、防災訓練時のボランティアスタッフとして活用（大泉町）
- ・会員都市同士が、行政情報等について相互共有を図れるようデータ共有システムを設定（外国人集住都市会議）
- ・災害時に、翻訳・通訳や外国人に関わる相互支援を行うことができるよう、相互応援協定締結についての検討・研究（外国人集住都市会議）
- ・「子ども手当リーフレット」の翻訳版を作成し会員都市等に提供（大泉町と浜松市共同）

3 提言

（1）外国人への情報提供について

国への提言



- ・総務省でまとめた「多文化共生の推進に関する研究会報告書 2007」における具体的な課題と検討すべき取り組み等について、国における役割や取り組みを新たに検討するとともに進捗状況を公表する。
- ・日本で生活するうえでの各情報などについて、少数言語も含めた多言語対応の窓口を国において創設する。

- ・国が行う全国共通の制度に関する説明は、国の責任において多言語で提供する。
- ・各省庁における多言語（やさしい日本語を含む）による情報提供を推進するために、多言語化のガイドラインを策定する。
- ・外務省並びに法務省をはじめとする関係省庁は、入国前・入国時及び在留資格更新・変更時に重要な制度改正の伝達、生活情報等の提供及び防災意識の啓発を行う。
- ・住民基本台帳法の改正について実効性を確保するために、総務省ならびに法務省は連携して、入国管理局における在留資格更新・変更手続きなどの際に、法改正にかかる情報の提供をわかりやすい方法で早急に行う。

（２）災害時の外国人への情報提供について

国への提言

- ・外国人へ正しい情報伝達をするために、エスニックメディア等、マスメディアの活用を図るとともに、効果的な伝達システムを整備する。
- ・総務省はテレビ局やラジオ局などのマスメディアに対し、緊急時の多言語放送やテロップ等を用いた多言語表示を呼びかける。

県への提言

- ・市町村単位で、翻訳・通訳のスタッフ、ボランティア、またこうした人材のコーディネーターを確保することや育成することは困難であることから、県単位で災害時外国人支援システムを整備する。

経済界への提言

- ・企業における防災教育の実施や防災意識の啓発を行う。
- ・多言語での情報提供ができる災害用伝言ダイヤル（大規模な災害が発生した場合の電話音声による伝言板の役割を担うもの）の提供を推進する。

（３）税・社会保険制度の見直しについて

国への提言

- ・個人住民税の現年課税、所得税と個人住民税の一括源泉徴収など、外国人ばかりでなく誰にでもわかりやすい税制度を検討する。
- ・短期滞在、定住、永住等、外国人の滞在形態の実情も視野に入れ、誰もが理解しやすい社会保険制度を検討する。
- ・入国前・入国時や在留資格・期間更新時などに税制度や社会保険制度を正しく理解してもらえるような仕組みを作るとともに、税務署等に通訳を配置する。また、地方自治体における税制度の説明や納税相談の通訳対応等の支援を行う。

外国人集住都市会議・災害対応に関する調査（抜粋）

□調査について

外国人集住都市会議会員である 28 都市で実施

- ・調査基準日 平成 22 年 4 月 1 日現在
- ・主な調査内容

「地域防災計画における外国人の位置づけ」「外国人住民の防災訓練・防災講話などの実施について」「情報提供について」など



1 「地域防災計画」に外国人についての記述がある？

ある	28 都市	100%
ない	0	—



外国人集住都市会議の会員都市全てが、地域防災計画の中に、言語・習慣の違い等のハンディキャップを有するという意味で外国人を「要援護者」等と位置づけている。

「地域防災計画」における外国人の位置づけ

要援護者	21 都市
災害弱者（または情報弱者）	1
要援護者・災害弱者（または情報弱者）の両方	5
そのほか→(言語支援等が必要な外国人)	1

2 外国人住民を対象とした防災訓練などの実施状況は？（複数回答可）

外国人対象防災訓練……………18 都市

その他、啓発活動……………13 都市

日本語講座や外国人学校等での出前防災教室
防災講話、救急救命講習、既存の防災訓練への参加啓発、地震防災センター見学等



救急救命講習の様子（太田市）

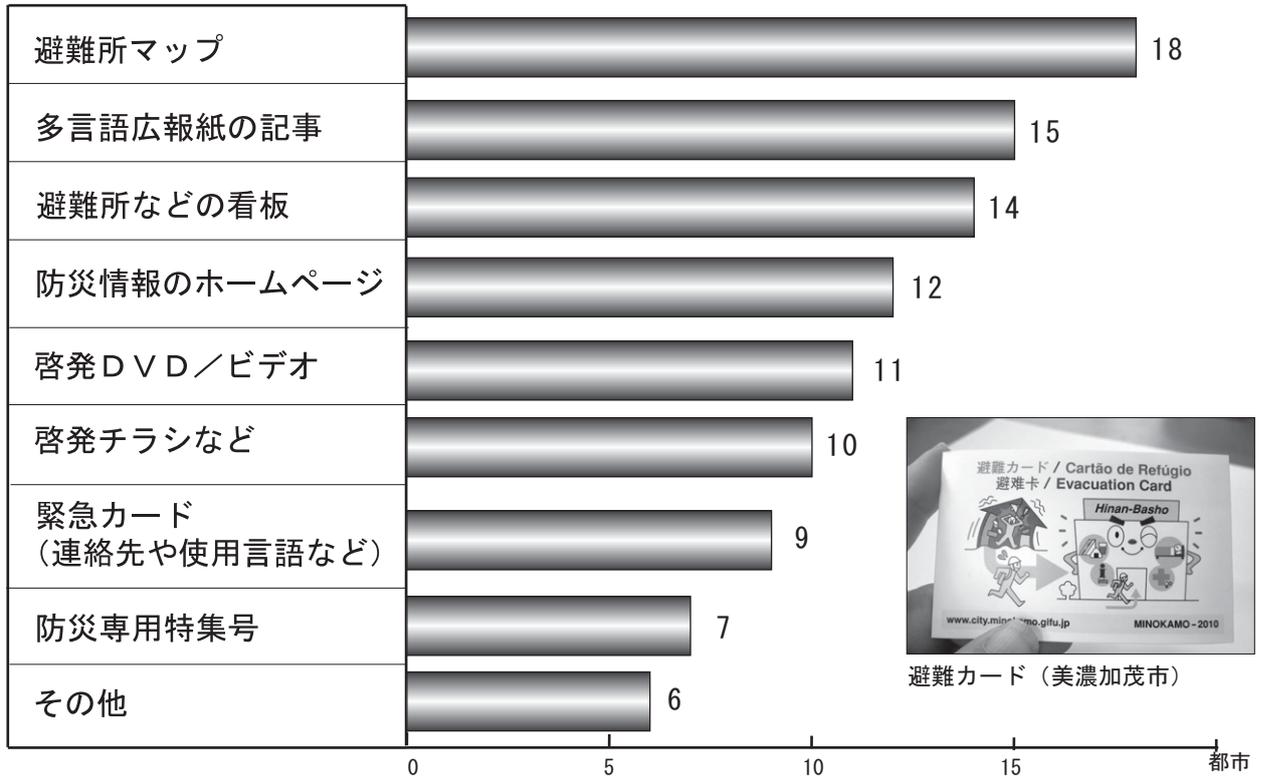


外国人集住都市会議の多くは、市や町が主体で
または自治会や国際交流協会と協働により、
外国人対象の防災訓練や防災に関する説明会等
を実施している。

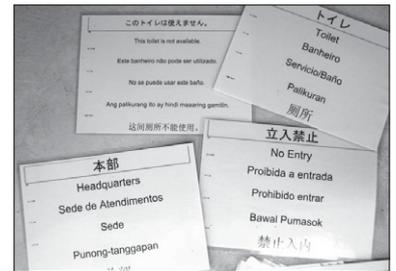
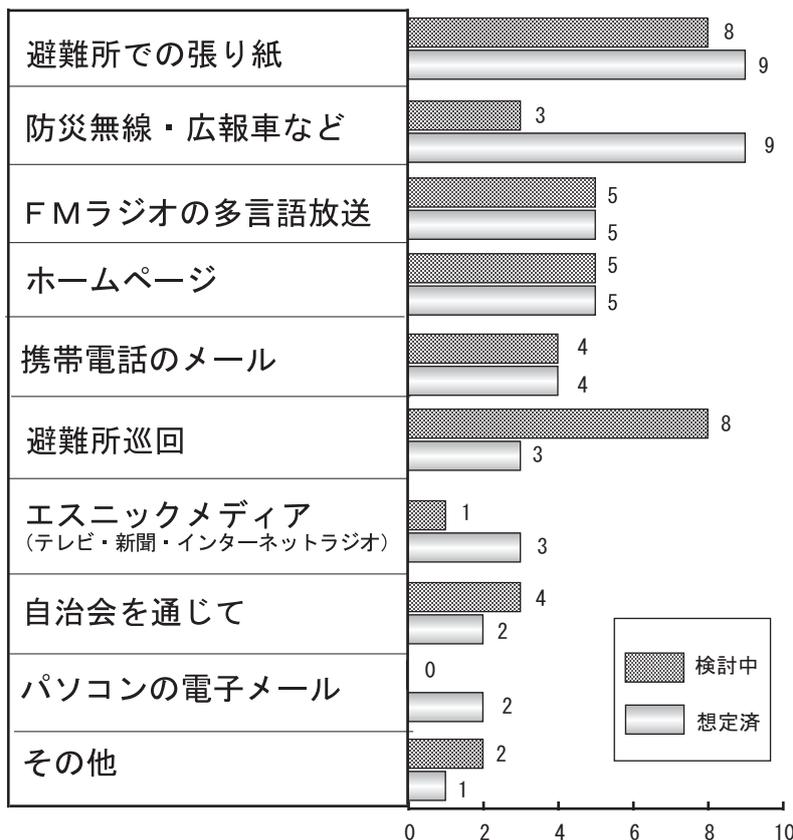


外国人学校での防災教室の様子（大泉町）

3 多言語による防災広報についての実施状況は？ (単位：都市数) (複数回答可)



4 災害時における外国人住民への「外国語」や「やさしい日本語」での情報提供手段の検討状況は？ (単位：都市数) (複数回答可)

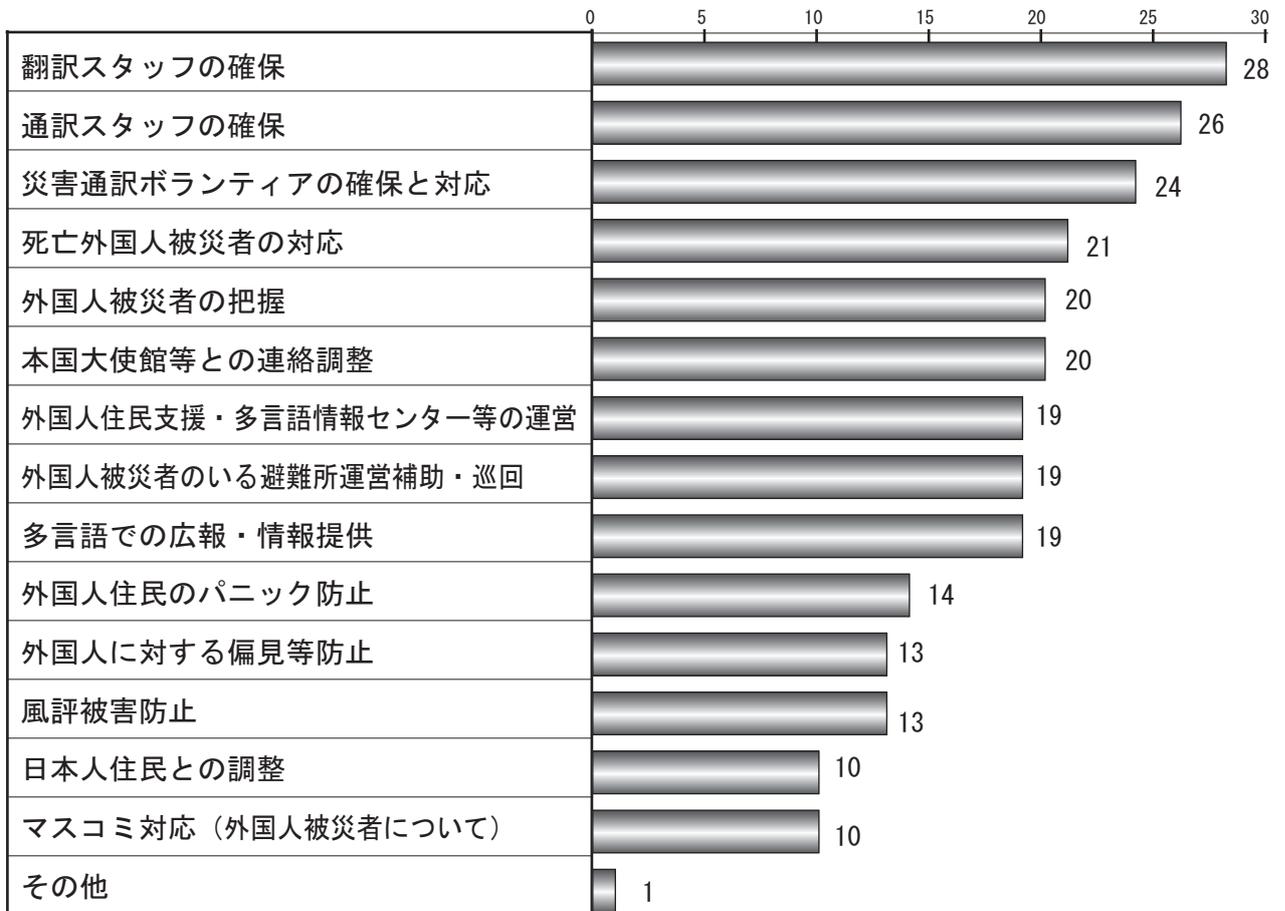


避難所での張り紙 (磐田市)



防災ホットメール (浜松市)

5 災害時に想定される業務のうち、外部支援が必要と思われるものは？



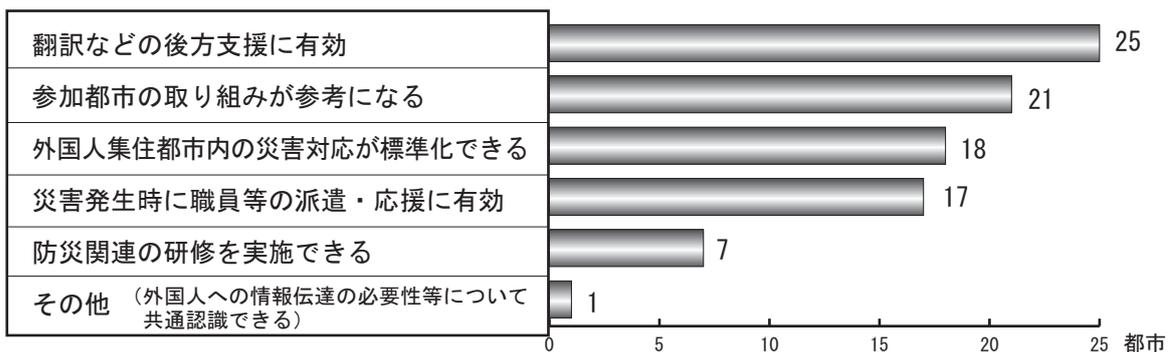
多くの都市が「翻訳」「通訳」をはじめ、災害時に想定される外国人対応業務について、当該自治体単独で対応することは「難しい」と回答している。

6 外国人集住都市会議参加都市で、外国人住民対応への情報伝達支援について協力体制を整備することについて、意義があると思うか？

ある	28 都市	100%
ない	0	—



協定を結ぶことでどのようなメリットがあると思うか？（複数回答可）



外国人集住都市会議災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、外国人集住都市会議会員都市（以下「会員都市」という。）の所在する地域で地震等による災害が発生し、被災した会員都市単独では言語支援等が必要な外国人に対し十分な応急措置が困難である場合に、応急対策及び復旧対策に関し相互に応援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(担当窓口)

第2条 この協定に関する窓口（以下「担当窓口」という。）は、外国人集住都市会議担当部署とする。

2 担当窓口は、会員都市の所在する地域において地震等による災害が発生し、他の会員都市の応援が必要となった際には、速やかに連絡調整を行うものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) インターネット等を活用した翻訳支援又は通訳支援
- (2) 外国人に対する応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣等
- (3) 報道機関、大使館等に関する連絡調整
- (4) 前3号に定めるもののほか外国人の支援のために特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第4条 応援を受けようとする会員都市（以下「被災都市」という。）は、被害の状況を明らかにし、担当窓口を通じて、電話等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 通信の途絶等により被災都市との連絡がとれない場合には、被災都市以外の会員都市は相互に連絡調整し、自主応援活動を行うことができるものとする。

(応援の実施)

第5条 応援の要請を受けた会員都市は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、第9条の規定に基づく実施細目のとおりとする。

(情報の共有)

第7条 会員都市は、平常時より災害時における相互の応援に備えるために、防災に対する情報を交換し、共有するように努めるものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、会員都市が別に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定等に基づく応援を排除するものではない。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、会員都市が協議して別に実施細目を定めるものとする。

(雑則)

第10条 外国人集住都市会議の新規加入都市又は退会都市は、特段の事情のない限り、加入承認通知書又は退会承認通知書の受領をもって、この協定を締結し、又は解約したものとみなす。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度会員都市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、平成22年11月8日から効力を発生するものとする。

この協定は、座長都市へのすべての会員都市による同意書の提出をもって、成立したものとみなす。

平成22年11月8日

群馬県	伊太田	勢田	崎市
長野県	大上飯大	田泉田	市町市
岐阜県	美可	垣加	市市市
静岡県	浜富磐掛袋湖	濃加児松士田川井西	市市市市市市市
愛知県	豊豊小知津	橋田牧立	市市市市市
三重県	四鈴亀伊長甲湖	日鹿山賀	市市市市市
滋賀県	伊長甲湖	浜賀南	市市市
岡山県	総	社	市

外国人集住都市会議災害時相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、外国人集住都市会議災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第9条に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費等の負担)

第2条 協定第3条各号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費等の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援の要請を受けた会員都市（以下「応援都市」という。）の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において、被災都市の負担とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については被災都市が、被災都市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援都市の負担とする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費等については、被災都市と応援都市との間で協議して定めるものとする。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援都市の首長名による請求書（関係書類添付）により、担当窓口を経由して被災都市の長に宛てて行うものとする。

(準用)

第4条 協定第4条第2項に規定する自主応援活動に要する経費等の負担及び経費の請求については、前2条の規定を準用する。

(職員の派遣)

第5条 協定第3条第2号に規定する職員（以下「派遣職員」という。）は、原則として正規職員とするが、応援都市各自の判断により決定できるものとする。

(派遣職員の指揮)

第6条 派遣職員は、原則として被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

(協議)

第7条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度会員都市が協議して定めるものとする。

(実施細目の発効)

第8条 この実施細目は、平成22年11月8日から効力を発生するものとする。

平成22年11月8日

群馬県	伊太田	勢田	崎市
長野県	大上飯大	田泉田	市町
岐阜県	飯大	田垣	市市
静岡県	美濃	加児松	市市
	可浜	士田	市市
	富磐	川井	市市
	掛袋	西川	市市
	湖菊	橋田	市市
	豊小	牧立	市市
三重県	知津	日市	市市
滋賀県	四鈴	鹿山	市市
	伊長	賀浜	市市
	甲湖	賀南	市市
岡山県	総	社	市



外国人集住都市会議 東京 **2010**

多文化共生社会をめざして
～すべての人が安心して暮らせる地域づくり～

2010.11.8

日系定住外国人施策に関する基本指針について

内閣府資料-1

日系定住外国人

(「定住者」、「日本人の配偶者等」等の在留資格で入国・在留する日系人及びその家族)

- ・ 昭和63年以降急増。日本語能力が不十分な者が多い。
- ・ 平成20年秋以降の経済危機により、再就職が難しい等の理由により生活困難な状況に置かれる人が増加。帰国者も多数。

【ブラジル人登録者数】

昭和63年： 約4千人 → 平成20年： 約31万人
 ⇒ 平成21年： 約27万人(前年比約4.5万人減)

【ペルー人登録者数】

昭和63年： 約860人 → 平成20年： 約6万人
 ⇒ 平成21年： 約6万人(前年比約2千人減)

※日系人だけでなくブラジル人、ペルー人全体の登録者数

これまでの国の取組

- ・ 内閣府に「定住外国人施策推進室」を設置(平成21年1月)
- ・ 「定住外国人支援に関する当面の対策について」(平成21年1月)
- ・ 「定住外国人支援に関する対策の推進について」(平成21年4月)

教育、雇用、住宅、情報提供などが主な内容。

その後の動き

- ・ 帰国者の増加により外国人登録者数は減少に転じたが、日本での暮らしが長期に及んだ者はこのまま定住を希望する傾向。
- ・ 「多文化共生推進協議会」(愛知、岐阜、三重など7県1市で構成)や「外国人集住都市会議」(太田、浜松、豊田、美濃加茂、鈴鹿等28市町で構成)から、国としての体系的・総合的な方針策定の要望。

国として日系定住外国人施策に関する基本指針を策定

「日系定住外国人施策に関する基本指針」の概要

(平成22年8月31日・日系定住外国人施策推進会議)

【基本的な考え方】

- ・ 日本語能力が不十分な者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにする。

1. 日本語で生活できるために

- ・ 日本語習得のための体制整備／各種手続時での日本語習得の促進
- ・ 多言語による相談体制の整備／生活に必要な最低限の情報の多言語化

2. 子どもを大切に育てていくために

- ・ 日本の公教育を受けられる機会を保障
- ・ 外国人学校に通う意向への配慮

3. 安定して働くために

- ・ 就職に必要な日本語能力や職業能力の向上
- ・ 多言語での就職相談、日本語能力に配慮した職業訓練の実施
- ・ 日系定住外国人を雇用する企業の役割の検討

4. 社会の中で困ったときのために

- ・ 生活の中で最低限必要な情報の正確かつ迅速な提供
- ・ 年金、医療、母子保健などの社会保障や居住の安定確保

5. お互いの文化を尊重するために

- ・ 1～4の施策推進に当たり、国籍などが異なる人たちであっても、お互いの文化を尊重しながら共に生きていくことが重要であることに留意

基本指針に盛り込まれた事項について、更に各府省庁で検討し、平成22年度末を目途として「行動計画」を策定。

日系定住外国人施策に関する基本指針

平成 22 年 8 月 31 日

日系定住外国人施策推進会議

1. 日系定住外国人が置かれている状況と今後の対応

(1) 日系定住外国人が置かれている状況

- ・ 日本人の子孫として我が国と特別な関係にあることに着目してその受入れが認められ、我が国に在留する、ブラジル人、ペルー人を中心とする日系人及びその家族（以下、これらの人々を「日系定住外国人」という。^{※1}）については、当時の経済情勢などもあり、昭和 63 年以降、入国が急増し、一定の地域において多数居住することとなった^{※2}。この間、平成 2 年には「出入国管理及び難民認定法」が改正施行され、これらの人々は現在、同法に定める「定住者」、「日本人の配偶者等」などの身分又は地位に基づく在留資格^{※3}で在留しており、活動に基づく在留資格により入国した者と異なり活動内容に制限はなく、自由に就労できる。

日系定住外国人は、これまでは主として派遣・請負等の雇用形態で製造業などで雇用されており、労働者派遣事業者や請負事業者が生活全般の面倒をみたため、日本語を介した日本社会との関わりを持たなくても生活が可能であった。このため、長期にわたり居住しながら日本語能力が不十分である者も多くみられる。

- ・ 彼らは、地域経済を支え、活力をもたらす存在として、これまで我が国の経済発展に貢献してきたところであるが、平成 20 年秋以降の世界的な経済危機により、従来の形での就労が不可能になり、日本語能力が不十分であることなどから再就職も難しく、生活困難な状況に置かれる者が増加した。

※1 国籍はブラジル、ペルーの国籍を有する者に限られず、日系人であることにより、「定住者」、「日本人の配偶者等」などの在留資格で在留する外国人をいう。

※2 日系定住外国人の在留者数自体を表す統計はないが、ブラジル及びペルーの国籍を有する者の外国人登録者数の顕著な上昇は昭和 63 年から始まっている。

※3 身分又は地位に基づく在留資格とは、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」をいう。

- ・ これに伴い、経済的困窮からブラジル人学校等に通えなくなったことなどにより、不就学の子どもが増加した。
- ・ 平成 20 年末における外国人登録者数について、ブラジル人は 31 万 2,582 人、ペルー人は 5 万 9,723 人となっていたところ、同年秋以降、日本からの出国者総数が日本への入国者総数を上回る傾向にあり、平成 21 年末における外国人登録者数は平成 20 年末と比較して、ブラジル人で 4 万 5,126 人（14.4%）減の 26 万 7,456 人、ペルー人で 2,259 人（3.8%）減の 5 万 7,464 人となったことから、依然として厳しい経済状況の下、就職の見込みのない者など日本での生活を断念する者が相当数帰国したものと見込まれる。一方で、日本に残り続けている者がかなりの数に上っており、日本での暮らしが長期に及んだ者はこのまま定住を希望する傾向にある。

（2）今後の対応

- ・ 国としては、雇用、教育などの面で緊急の対策を講じているところであるが、こうした状況を踏まえると、単に定住を認めるだけに留まらず、日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れていくべきであり、そのための方策を考える必要がある。
- ・ これまで、日系定住外国人を日本社会の一員として受け入れる体制が完全には整っていなかったことが、今回このような状況を招いたともいえる。
- ・ 今後もこれらの人々の定住を認める以上、日本社会の一員として受け入れ、社会から排除されないようにするための施策を国の責任として講じていくことが必要である。
- ・ この点に関し、日系定住外国人が集住する地方自治体は、必要に迫られて、彼らを住民の一員と考え地域に受け入れるための施策を講じてきたところであるが、国に対して、「外国人が日本社会に適応して生活していくために必要になる施策についての国としての体系的・総合的な方針を策定してほしい。」といった要望を行っている。
- ・ このため、国として、日系定住外国人を日本社会の一員として受け入れるための施策の基本指針を策定し、それを踏まえ取り組むべき施策内容を今後具体化していくこととする。
- ・ 基本指針に盛り込まれた事項については、各府省庁で検討を行い、平成 22 年度末を目途として策定する行動計画に反映させることとする。
- ・ 行動計画に盛り込まれた事項のうち新たな施策については、外国人に係る住民基本台帳制度のスタート（平成 24 年夏を想定）を目処として本格実

施を目指すこととする。

- ・ 行動計画が実行されるまでの間は、「定住外国人支援に関する対策の推進について」（平成21年4月）に基づく施策を適宜見直しを行いながら着実に実施することとする。

2. 日系定住外国人施策の基本的な考え方

- ・ 日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにすることが必要である。

日本社会の一員としての受け入れを進めるに当たっては、国籍などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、日本社会の構成員として共に生きていくという視点が大切である。

- ・ このための施策を国の責任として講じていくこととし、地方自治体とも連携しながら、これまでの関連施策の成果も活用しつつ、必要な施策を推進することとする。
- ・ この場合、NPOなどの支援団体とも連携を図ることが重要である。
- ・ なお、日本に居住する他の外国人も、同様の課題を抱えている場合があると考えられ、日系定住外国人に対して講ずる施策については、可能な限りこれらの他の外国人に対しても施策の対象とすることが望ましい。
- ・ 日系定住外国人が置かれている状況などを踏まえると、3のとおり、
 - ① 日本語で生活できるために
 - ② 子どもを大切に育てていくために
 - ③ 安定して働くために
 - ④ 社会の中で困ったときのために
 - ⑤ お互いの文化を尊重するためにの5つの分野について対応を考えていくことが重要である。

3. 日系定住外国人施策の具体的な方向性

(1) 日本語で生活できるために

- ・ 日本に定住し、日本社会に受け入れられるためには、日本社会におけるコミュニケーション手段である日本語をしっかりと習得することが必要である。

- ・ 日本語能力が不十分であることにより、子どもの教育、就職、行政や地域社会とのコミュニケーション等日本での生活のあらゆる場面で支障が生ずる。
- ・ このため、日系定住外国人が日本での生活に必要な日本語を習得するための体制を整備する必要がある。
- ・ 同時に、日本語の習得に時間がかかる日系定住外国人もいることが想定されることから、多言語による相談体制を整えとともに、生活に必要な最低限の情報についての多言語化を進める必要がある。

(2) 子どもを大切に育てていくために

- ・ 日系定住外国人の子どもが日本社会の一員として受け入れられていくためには、子どもに対する教育をしっかりと行っていくことが重要であり、そのためにも、保護者に対し「子どもを学校へ通わせる」意識付けを行うことが必要である。
- ・ 日系定住外国人の子どもの教育を進めるに当たっては、異なる文化に配慮しつつ、日本の公教育を受ける機会を保障することが必要である。一方、将来母国に帰国する場合も想定される等の理由により外国人学校に通う意向にも配慮する必要がある。

(3) 安定して働くために

- ・ 依然として失業率が高水準で推移し厳しい再就職環境にある中で、日系定住外国人の就職を進めるためには、就職に必要な日本語能力や職業能力を向上させることが重要である。
- ・ 一方、日本語能力が不十分である者に対しては、多言語での就職相談を行うとともに彼らの日本語能力に配慮した職業訓練を行う必要がある。
- ・ また、引き続き日系定住外国人の就労の適正化を図ることが必要である。

(4) 社会の中で困ったときのために

- ・ 日本語の習得と並行して、日本語習得途上の段階などに配慮して、多言語による生活に必要な情報の提供は必要である。
- ・ 特に、教育、年金、医療、母子保健、防災・防犯等、生活の中で最低限知らないと不利益となるおそれのある情報については、国と地方自治体が

相まって正確な情報提供をできる限り迅速に行うことが必要である。

- ・ また、日系定住外国人のことを理解し、彼らが困ったときに頼りになるような人材を育成することも必要である。
- ・ 年金、医療、母子保健といった社会保障などが日系定住外国人もしっかりと受けられるようにするとともに、居住の安定確保が図られることが重要である。

(5) お互いの文化を尊重するために

- ・ 地域地域によって、日系定住外国人が住んでいる状況は異なるが、いずれにおいても、国籍などが異なる人たちであっても、お互いの文化を尊重しながら、共に生きていくことが重要であり、施策推進に当たってはこの点に留意する。
- ・ 日系定住外国人のための施策を進めるに当たっては、日系定住外国人自身が日本の文化・慣習を十分に理解することが重要である一方、彼らを日本社会の一員として受け入れることが、将来に向かって社会の活力になること、そのためにはお互いの文化を尊重しながら受け入れていくことが重要であることについて、日本国民の理解を深めていくことが重要である。

4. 国として今後取り組む又は検討する施策

<日本語で生活できるために必要な施策>

- ・ 日系定住外国人に対する日本語教育の総合的な推進体制を整備するとともに、地域の日本語教室や日本語学校等における教育体制の充実を図る。また、日本語教育の標準的カリキュラム・教材や、日本語能力・指導力の評価基準等の策定、日本語教員等の養成・研修のあり方等について検討する。(文部科学省)
- ・ 日本に入国・在留を希望する日系定住外国人に対して、各種手続の機会を捉えて日本語教育を受けることを促すなど、日本語習得の促進を図るための方策を検討する。(各省庁)

<子どもを大切に育てていくために必要な施策>

- ・ 日系定住外国人の子どもが不就学にならないよう、また、公立学校において、外国人児童生徒が日本の学校や教育環境に早期に適応できるよう、入学・編入学時の日本語指導の充実や国際理解教育の推進を図るとともに、外国人児童生徒に対する弾力的なカリキュラムの編成など制度面の検討も含め、受入体制の整備を行う。

また、外国人児童生徒に対して日本語指導を行う教員の配置の充実や、外国人の子どもや親の相談相手となるような支援員の配置を促進するとともに、現職教員の日本語指導能力の向上を図る。なお、日本語指導に携わる教員の養成について、今後、教員の資質能力向上方策の見直しの中において検討する必要がある。

さらに、小中学校における就業体験などのキャリア教育を推進するとともに、進学を希望する生徒を、定時制・通信制も含め、高等学校へ受け入れるための環境整備を支援する。

このほか、外国人の子どもたちが教育を受ける機会を確保するため、在留期間更新等の審査において就学年齢にある者が不就学であることが判明した場合における、その就学を促進する措置の実施等について検討する。

(法務省、文部科学省)

- ・ ブラジル人学校等の経営を安定させ、充実した教育を提供できるよう、各種学校・準学校法人化を促進するとともに、さまざまな機会において、ブラジル本国政府など関係各国に対し、ブラジル人等の子どもへの支援を要請する。また、ブラジル人学校等に在籍する子どもの公立学校への円滑な受入れを引き続き促進するとともに、日本語教育の機会の充実を図るため、3年間の期限付とされている「虹の架け橋教室」事業について、事業終了後の継続を検討する。(外務省、文部科学省)

<安定して働くために必要な施策>

- ・ 日系定住外国人の雇用を促進するために、彼らの日本語能力等に配慮した職業訓練など、仕事に必要な日本語の習得などを図る、職業教育、職業訓練等を推進する。(文部科学省、厚生労働省)
- ・ 日本語能力が不十分である日系定住外国人の円滑な就職を支援するために、彼らの集住する地域を管轄するハローワークにおける通訳・相談員の配置、市町村とも連携したワンストップ相談コーナーの設置、日系定住外国人専門の相談・援助センターの設置による、多言語での就職相談を引き続き実施する。(厚生労働省)

- ・ 日系定住外国人を雇用するものの責任として、企業や経済団体が日系定住外国人支援に一定の役割を果たすことについて、どのような方策が可能かについて検討する。(内閣府、厚生労働省、経済産業省)
- ・ 日系定住外国人である労働者が、適正な労働条件及び安全衛生を確保しながら、その有する能力を有効に発揮しつつ就労できる環境が確保されるよう、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく雇用管理改善指導を実施するなど、就労の適正化のための取組を引き続き推進する。(厚生労働省)

<社会の中で困ったときのために必要な施策>

- ・ 日系定住外国人に対し、定期健診などの行政サービスを受けることを積極的に働きかけるために、内閣府の「定住外国人施策ポータルサイト」などを通じ、国の統一的な制度（教育、年金、医療、母子保健、子ども手当等）に関する情報の、多言語による地方自治体や日系定住外国人に対する提供を引き続き推進する。(各省庁)
- ・ 日系定住外国人の居住の安定確保を図るため、公的賃貸住宅を活用するとともに、民間賃貸住宅への入居を支援する。(国土交通省)
- ・ 日系定住外国人向けの防災対策を進めるため、防災マップやパンフレットの作成支援等により、地方自治体における防災に関する情報の多言語化や日系定住外国人も参加する防災訓練を促進するとともに、外国語による運転免許学科試験実施等の支援、日系定住外国人向けの交通安全教育、日系定住外国人を中心とする自主防犯団体への支援、日系定住外国人が犯罪被害者となることを防止すること等を目的とした防犯教室等の取組を引き続き推進する。(総務省、警察庁)
- ・ 各種手続の機会を捉えて、日本に関する情報や日本語の基礎についての情報提供を推進する。(各省庁)
- ・ 日系定住外国人とのコミュニケーションを円滑化し、生活を支援するために、外国語で相談できる体制の整備、人材やNPOの育成を積極的に図る。(各省庁)
- ・ 日系定住外国人が安心して医療や年金を受けられるよう、外国人を雇用する事業所に対する社会保険への加入促進のための指導、被用者保険の対象となっていない外国人の国民健康保険への加入促進のための取組を通じ、社会保険の適用を促進する。(厚生労働省)

<お互いの文化を尊重するために必要な施策>

- ・ 「地域における多文化共生推進プラン」の普及を通じ、地方自治体における自主的な多文化共生の取組を促進する。(総務省)
- ・ 日系定住外国人の社会への受入れの必要性・意義について国民に周知することについて検討する。(内閣府)

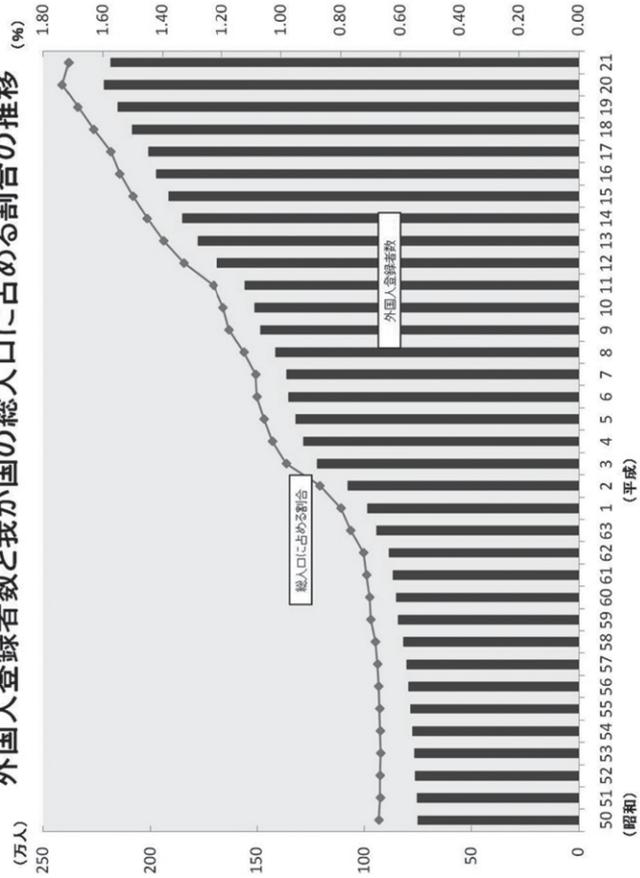
多文化共生の推進について

総務省

1 背景

平成2年の入管法改正により入国が容易になった南米からの日系人等は、近年急速に増加するとともに、定住傾向を示しているが、これらの人々は日本語によるコミュニケーションが十分にできない場合も多く、その対応が地方公共団体における喫緊の課題となっている。

外国人登録者数と我が国の総人口に占める割合の推移



2 施策の概要

多文化共生とは

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

・平成17年度、18年度に「多文化共生の推進に関する研究会」を開催し、地方公共団体の多文化共生施策全般について検討。平成18年3月に地方公共団体の施策の参考となるよう「地域における多文化共生推進プラン」を通知。

このプランを受け、各地方公共団体において、次のような施策を盛り込んだ指針・計画を策定

- (例) 多様な言語による行政・生活情報の提供
- 日本語、日本社会に関する学習支援
- 災害時の通訳ボランティアの育成・支援

平成20年度に地方公共団体等における多文化共生推進事例を調査し、平成21年4月に公表。

平成21年度に「多文化共生の推進に関する意見交換会」を開催し、外国人住民の現状把握や各主体の連携の在り方等、検討課題を提示。

地域における多文化共生推進プラン（平成18年3月 総務省）

①コミュニケーション支援

地域における
情報の多言語化
多言語・多様なメディアによる行政・生活情報提供、生活相談窓口の設置、通訳ボランティアの育成 等

日本語および日本社会に関する学習の支援
オリエンテーションの実施、日本語・日本社会の学習機会の提供 等

②生活支援

居住
多言語情報提供による居住支援、自治会等を中心とする取組推進 等
教育
日本語学習支援、不就学の子どもの対応、進路指導・就職支援 等

労働環境
ハローワーク・商工会議所等との連携による就業支援・就業環境の改善 等
医療・保健・福祉
問診票の多言語表記、広域的な通訳派遣システムの構築 等
防災
平常時の防災教育・訓練、緊急時の災害情報伝達、防災計画への位置付け等

③多文化共生の地域づくり

地域社会に対する意識啓発
日本人住民の意識啓発、学校・図書館・公民館等の多文化共生の拠点づくり、交流イベント開催 等

外国人住民の自立と社会参画
キーパーソンや外国人自組織の支援、審議会等への外国人住民の参加促進による意見の反映 等

多文化共生施策の推進体制の整備

担当部署の設置や庁内の横断的な連携

地域における各主体の役割分担と連携・協働

担当部署の設置、横断的な連絡調整

市区町村……外国人住民を直接支援する主体として取組
都道府県……市町村レベルの対応促進、広域の地方公共団体として取組

多文化共生の推進に係る指針等の策定

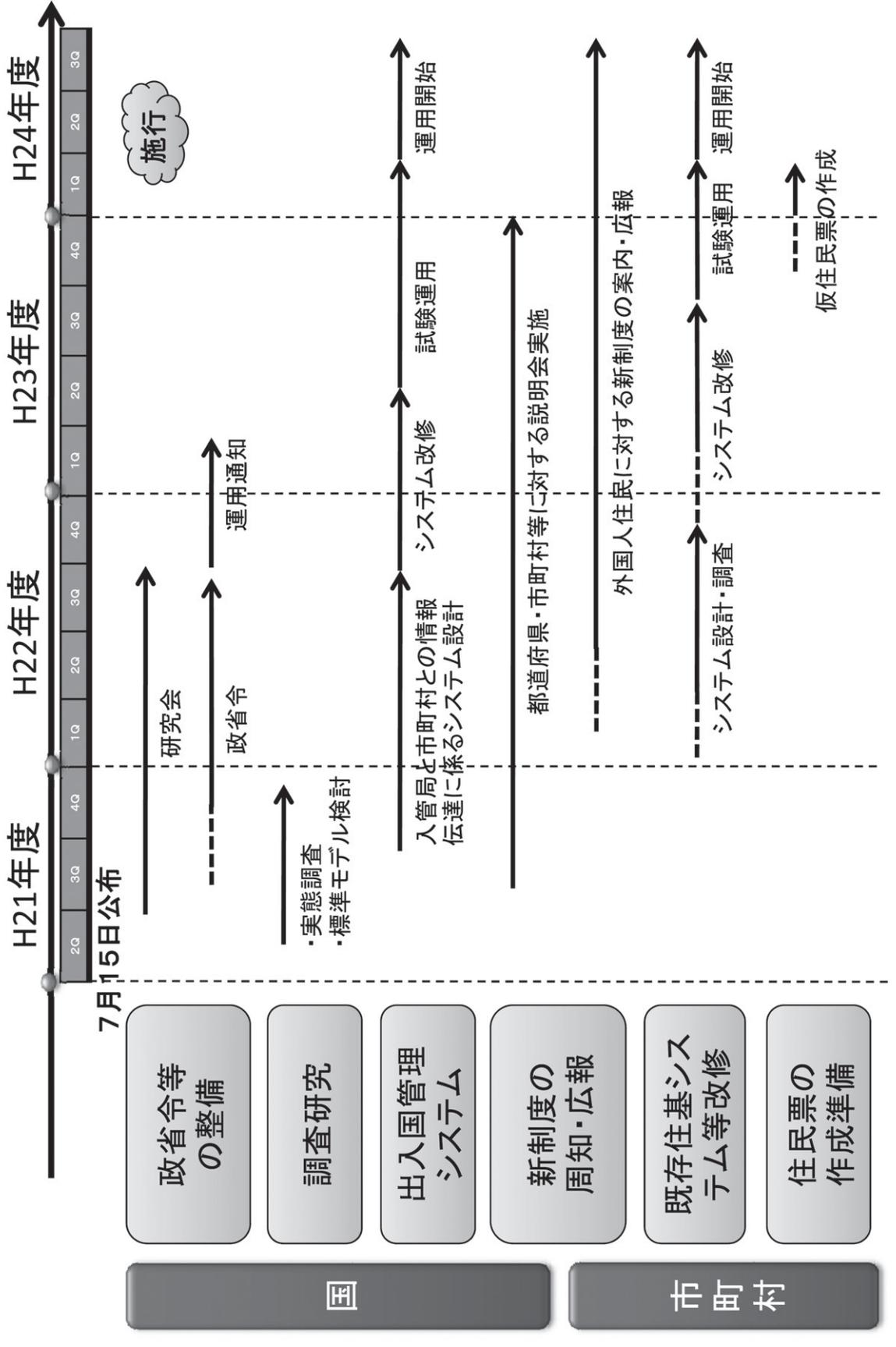
- 「地域における多文化共生推進プラン」(平成18年3月 総務省)を受け、各地方公共団体において、地域の実情・特性を踏まえ、多文化共生の推進に係る指針・計画等を策定し、施策を推進
- 地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画等の策定状況

	都道府県	指定都市	市 (指定都市除く)	区	町	村
策定している	45 (96%)	19 (100%)	315 (41%)	14 (61%)	91 (12%)	11 (6%)
策定していない	2 (4%)	0 (0%)	452 (59%)	9 (39%)	666 (88%)	173 (94%)

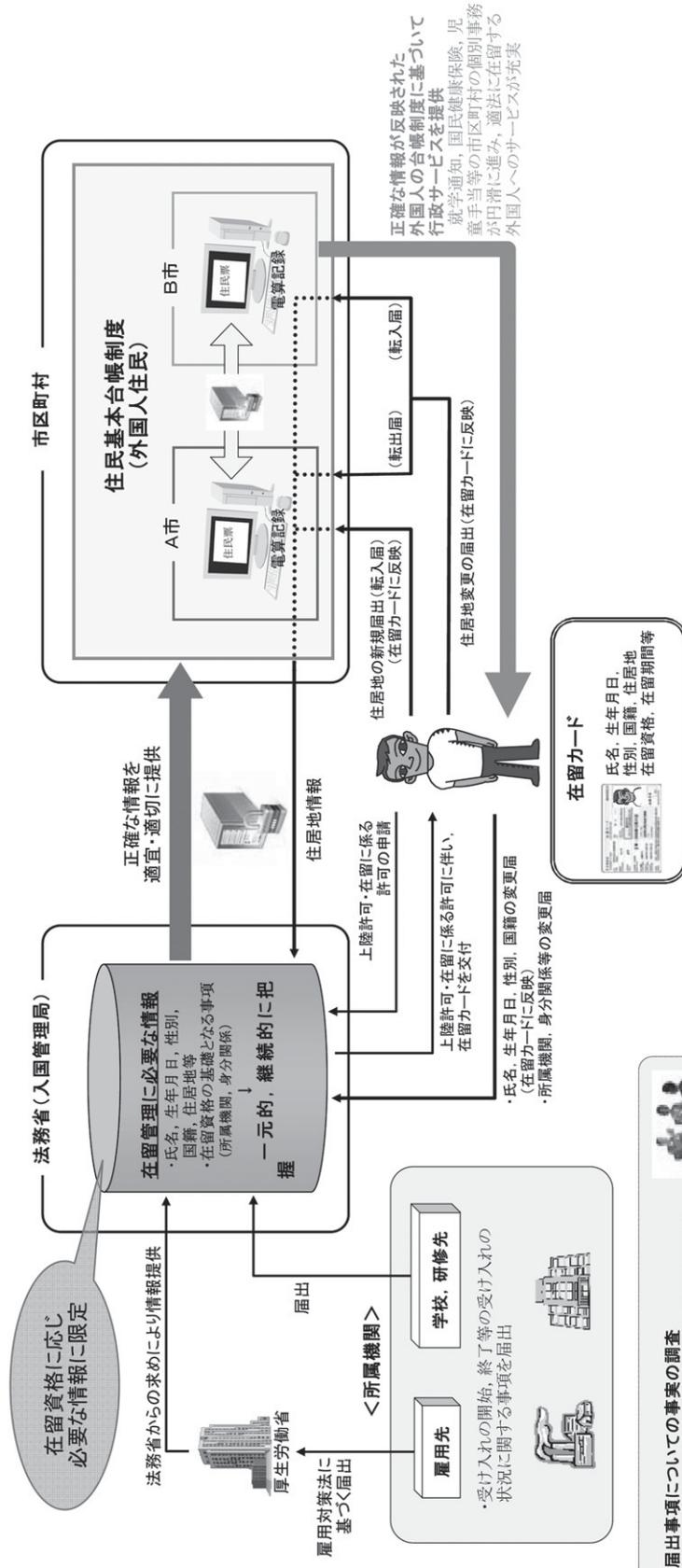
(注) 条例を含む。平成22年3月総務省自治行政局国際室調査(平成22年4月1日現在)。

外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行について

移行に向けた今後のスケジュール(イメージ)



新たな在留管理制度 (在留資格をもって中長期間に在留する外国人を対象)



届出事項についての事実の調査

- ・関係人に対する出頭要求, 質問, 文書提示要求
- ・公務所又は公私の団体の照会

在留資格取消制度の整備

- ・虚偽の居住地を届け出たことや, 配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わないで在留していること等を取消事由に追加
- ・取消手続における書面の送達に関する規定を整備

在留カードの社会的信用性を保護するための措置

- ・在留カード偽造行為等に対する罰則の整備
- ・在留カード偽造行為等の退去強制事由への追加
- ・不法就労助長活動に対する罰則の整備

在留期間の上限延長

- ・3年→5年

再入国許可の緩和

- ・有効な旅券及び在留カードを所持する外国人は, 原則として, 1年以内の出国については再入国許可不要
- ・長期出国の場合, 再入国許可を要するが, 許可の有効期間を延長 (3年→5年)

適法に在留する外国人の利便性増大

第4次出入国管理基本計画の概要

今後の出入国管理行政の方針

- 本格的な人口減少時代が到来する中、我が国の社会が活力を維持しつつ、持続的に発展するとともに、アジア地域の活力を取り込んでいくとの観点から、積極的な外国人の受入れ施策を推進していく
- 我が国社会の秩序を維持し、治安や国民の安全等を守るため、テロリストや犯罪者の入国を確実に水際で阻止し、また、依然として相当数存在する不法滞在者や今後増加が懸念される偽装滞在者対策等を強力に推進するとともに、法違反者の状況に配慮した適正な取扱いを行っていく
- 我が国における在留外国人の増加、活動内容の多様化等に対応し、在留外国人の居住・在留状況等を正確に把握等するために導入される新たな在留管理制度を適切に運用し、情報を活用した適正な在留管理を行っていくとともに、地方公共団体における円滑な行政サービスの実施に必要な情報の提供を行うなど、外国人の利便性の向上に努めていく
- 国際社会の一員として、難民の適正かつ迅速な庇護を推進していく

具体的施策

我が国社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ

- 経済成長に寄与するなど社会のニーズにこたえる人材の受入れ**
 - 高度人材の積極的な受入れのためのポイント制を活用した優遇制度の導入
 - 企業における人材活用の多様化に対応する、企業で雇用される外国人に係る在留資格の見直し
 - 資格等によって専門性、技術性が担保されている外国人の受入れの推進
 - 企業で雇用される外国人の在留資格審査に係る提出書類の簡素化及び審査の迅速化の一層の徹底
 - 歯科医師、看護師等の有資格者に対する就労年数制限の見直し
 - EPAで受け入れた介護福祉士の就労状況等も踏まえ、我が国の大学等を卒業し、介護福祉士等の国家資格を取得した者の受入れの可否について検討
- 日系人の受入れ**
 - 地域社会の中で自立・安定した社会生活が営まれる観点から、日系人に係る入国等の要件の見直しの検討
 - 日系人子女の健全な育成等のための在留期間更新等の審査における就学状況の確認
- 国際交流の一層の推進**
 - 観光立国実現に向けた取組の推進
 - ワーキングホリデー制度等を通じた青少年交流の拡大
 - ビジネス関係者等の交流の一層の活発化に向けた円滑な出入国手続の検討
- 留学生の適正な受入れの推進**
 - 「留学生30万人計画」の達成に向けた適正・円滑な入国・在留審査の実施
 - 我が国企業への就職を希望する留学生の在留資格変更手続の円滑化の推進

研修・技能実習制度の適正化への取組

- 労働基準監督署等との連携を密にし、技能実習生の保護を徹底
- 積極的な実態調査等に基づく監理団体、実習実施機関の適正化
- 送出し機関の適正化に向けた審査の強化、送出国への働きかけの強化

外国人の受入れについての国民的議論の活性化

- 人口減少時代における外国人の受入れの在り方について、国民的議論を活性化し、国全体として方策を検討していく中で、その検討に積極的に参画

安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者対策等の推進

- 厳格な出入国審査等の水際対策の実施**
 - 個人識別情報を活用した上陸審査の推進
 - 国内外の関係機関との連携による情報を活用した水際対策の強化
 - 港湾におけるパトロールなど、船舶等を使った不法入国者への対策の強化
- 国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策の推進**
 - 不法滞在者・偽装滞在者に係る情報の収集・分析体制の整備等
 - 不法滞在者の稼働先の分散化等に対応した積極的な摘発等の実施
 - 偽装滞在者に対する在留資格の取消し等の実施、警察等捜査機関との連携の強化
- 被収容者処遇の一層の適正化に向けた取組**
 - 入国者収容所等検察委員会の活動等を通じた処遇の透明化・適正化
- 在留特別許可の適正な運用**
 - 在留特別許可の透明性の向上に向けた取組の推進
 - 在留特別許可の適正な運用を通じ、許可の対象となり得る者の法的地位の早期安定化

新たな在留管理制度の円滑な導入と同制度に基づく出入国管理行政の展開

- 情報を活用した適正な在留管理の実現**
 - 在留状況の迅速かつ的確な分析による適正な在留管理の実現
- 外国人との共生社会の実現に向けた取組**
 - 市区町村等への適切な情報提供等を通じた市区町村が実施する在留外国人への各種行政サービスの向上
 - 在留外国人の負担軽減の観点からの在留申請手続の簡素化等の推進

難民の適正かつ迅速な庇護の推進

- 適正かつ迅速な難民認定のための取組**
 - 難民等の法的地位の早期安定化及び難民認定制度の公正性・中立性の確保
- 第三国定住による難民の受入れ**
 - バイロットケースの円滑な実施とともに、今後の受入れの在り方の検討

その他

- 出入国管理体制の整備
- 国際協力力の更なる推進
- 人身取引被害者等への配慮
- 外国人登録制度の適切な運用及び新制度への円滑な移行

「活力ある豊かな社会」、「安全・安心な社会」、「外国人との共生社会」の実現

外国人を取り巻く問題の解決・緩和に向けた外務省の主な取組

外務省では、日本で生活する外国人を取り巻く問題に関し、「おおた2009緊急提言」をも踏まえ、外国人の出身国政府とも密接に協力するとともに、海外の経験を紹介するため、国際ワークショップの開催等の取組を行っています。

出身国政府との協力

- ◎日本・ブラジル領事当局間協議（平成22年3月）
 - ・日本側からブラジル側に対し、国外のブラジル人が直面している教育・雇用等の問題解決に向け、積極的な支援を要請。
 - ・特に教育面では、我が国にあるブラジル人学校への支援を要請。
- ◎日本・ブラジル社会保障協定（平成22年7月）

本年7月に両国大臣が署名。今後、本協定の発効により在日ブラジル人の年金の二重加入や、保険料の掛け捨て等の諸問題が解消することを期待。

国際ワークショップの開催

- ◎「外国人問題に関する国際シンポジウム」（計5回）を発展

2005年から、「外国人問題に関する国際シンポジウム」を開催し、諸外国における外国人の受入れについての経験や知見を紹介。平成21年度からは、より具体的な成果を挙げることを目的として、「国際ワークショップ」を開催。
 - ◎「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ（受入れ社会における意識啓発と外国人に対する情報提供を中心として）」の開催（平成22年2月）
 - ・従来の国際シンポジウムにおける諸外国の経験・知見の紹介にとどまらず、目に見える形での成果を挙げることを目的に、専門家によって構成された分科会を設けた「国際ワークショップ」を開催。（国際移住機関、神奈川県共催）
 - ・さらに、フィンランド政府及び国際移住機関（IOM）本部から招へいた移民問題専門家の知見等も取り入れながら、以下の成果物を作成。
 - 「外国人を受け入れる地域社会の意識啓発に関する提言」
 - 「外国人のための生活ガイド(Guide to living in Japan)」
（日本語／英語／中国語／韓国語／ポルトガル語／スペイン語／ドイツ語）
 - 「日本での生活手引き」（※日・英版は配付資料を御参照下さい）
（日本語／英語／中国語／ポルトガル語／スペイン語／ドイツ語／ボスニア語）
- ・これらの成果物は、外務省、在外公館ホームページ等で公開。特に、「日本での生活手引き」については、在外公館における査証発給の際、日本入国を希望している外国人に配布し、入国前の適切な情報提供に努めている。

※ワークショップの詳細は、外務省ホームページ

（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/database/foreign.html>）及び

国際移住機関（IOM）ホームページ

（<http://www.iomjapan.org/archives/symposium.cfm>）を御参照下さい。

日本での生活手引き

緊急連絡先



- 警察 電話: 110
- 救急 電話: 119
- 火事 電話: 119

緊急日本語

- 助けて (TASUKETE) HELP!
- 泥棒 (DOROBOU) THIEF/ROBBER
- 警察 (KEISATSU) POLICE
- 火事 (KAIJI) FIRE
- 救急車 (KYUUKYUUSHA) AMBULANCE
- 病院 (BYOUIN) HOSPITAL
- 急いで (SOIDE) HURRY UP
- 止めて (YAMETE) STOP IT
- 出て行って (DETEITE) GET OUT OF HERE
- 痛い (ITAI) PAIN/HURT/SORE
- 暴力 (BOUYOKU) VIOLENCE
- 病気 (BYOUKI) ILLNESS
- 事故 (JIKO) ACCIDENT
- 怪我 (KEGA) INJURY
- 日本語話せません (NIHONGO HAMASE MASEN) I CANNOT SPEAK JAPANESE.

さらに詳しいことをお知りになりたいときには、次のホームページをご覧ください。
なお、このリーフレットは、(財)自治体国際化協会制作『多言語生活情報』を参考にして作成しています。

- 外務省
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visal/index.html>
- 内閣府 定住外国人施策推進室
<http://www8.cao.go.jp/teiju-portal/jpn/index.html>
- (財)自治体国際化協会 (CLAIR)
<http://www.clair.or.jp/tagengo/index.html>

外務省資料

外務省

相談窓口連絡先リスト
(※一部の言語は、対応可能曜日が決まっています。)

総合窓口

- 外国人総合相談支援センター
(日本語、中国語、英語、ポルトガル語、ベトナム語、スペイン語、インドネシア語、ベンガル語)
電話: 03-3202-5535

法律問題

- 法テラス(日本語、英語)
電話: 0570-078374

人身取引問題

- NGO 人身取引女性相談センター(日本語、英語、タガログ語、タイ語)
電話: 03-3368-8855、045-914-7008

就労問題

- 東京外国人雇用サービスセンター(日本語、英語、中国語)
電話: 03-3588-8639
- 大阪外国人雇用サービスセンター(日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語)
電話: 06-6344-1135
- 名古屋外国人雇用サービスセンター(日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語)
電話: 052-264-1901

● 通訳配置している全国の公共職業安定所(ハローワーク)一覧
(ポルトガル語)
<http://www.mhlw.go.jp/bunryu/koyou/gaikokujin14/index.html>

日常使う日本語

- ありがとう (ARIGATOU) THANK YOU
- おはよう (OHAYOU) GOOD MORNING
- こんにちは (KON-NICHIWA) HI/HELLO
- すみません (SUMIMASEN) EXCUSE ME
- ごめんなさい (GOMEN-NASAI) SORRY
- 私 (WATASHI) I
- 夫 (OTTO) HUSBAND
- 妻 (TSUMA) WIFE
- 家族 (KAZOKU) FAMILY
- 子ども (KODOMO) CHILD
- 学校 (GAKKOU) SCHOOL

【チェックリスト】
(入国後1か月以内の事項)

- 住居は見つかりましたか?
- 賃貸契約の内容や居住条件について、よく理解して契約しましたか?
- 外国人登録
 - 外国人登録をされましたか?

医療・保険

- 身近にある診療所や個人医院がどこにあるか知っていますか?
- 公的医療保険(働く人のための「健康保険」、または、その他の人のための「国民健康保険」)に加入しましたか?

教育

- 子どもが通う学校を決めましたか?

就労

- 就労先は見つかりましたか?
- 就労先の場合は、ハローワークに相談しましょう。
- 就労に際し、労働条件について、自分で確認しましたか?

地域の生活

- あなたの住んでいる地域のゴミ出しのルールを知っていますか?
- 日常的に(特に夜間や早朝)に大きな音(騒音)を出さないように注意していますか?
- 近所の人に出会ったとき、あいさつをしていますか?
- 地域自治会への加入などにより、地域社会との関わりを持っていますか?
- 同じ国の出身者によるネットワークへの参加などにより、同じ国の出身者とのコンタクトがありますか?

災害

- 災害時の避難場所を知っていますか?

(入国後3か月以内の事項)

日本語学習

- 日本語学校や日本語教室などで、日本語を学習していますか?

税金と社会保険料

- 住民税など納入すべき税金や保険料を納入していますか?

日本入国後1か月以内に 行うことが望まれる事項

住居

日本の住宅には、「民間の賃貸住宅」、「公的住宅」、「持ち家」の3種類があります。

貸家やアパートを借りるときには契約を結びます。これを賃貸契約といい、契約期間は一般的に2年間になります。

賃貸契約をする際には家賃以外に、敷金、礼金、仲介料などの支払いが必要になります。詳しくは不動産屋で確認してください。

公的住宅の入居資格は、外国人登録済みであることや所得基準など細かく決められているので、その公的住宅を管理する自治体(役所)やUR都市機構に問い合わせてください。

「民間の賃貸住宅」と「公的住宅」では、家主の許可をもらわなければ家族以外の人と一緒に住まわせることはできません。来日直後、一時的に友人等の家に住むことを考えている場合も、できるだけ早く、自分の住居を見つけてしまおう。

外国人登録

入国後、90日以上在留する方(90日以内に出国する方は必要ありません)は、入国の日から90日以内に、住んでいる市区町村の役所で外国人登録をしなければなりません。

また、日本で生まれた外国人(日本国籍を持たない)の赤ちゃんも、出生した日から60日以内に外国人登録をしなければなりません。

本人が市区町村の役所で申請をしますが、16歳未満の人や病气などの事情がある場合は同居している16歳以上の親族などの代理人が申請します。

外国人登録証明書はあなたの日本での身分を証明するものです。満16才以上の人は、外国人登録証明書を常に携帯しなければなりません。

医療・保険

(医療)

日本においては、日本語以外では対応できない医療機関もあるほか、症状を正しく伝えるためにも、できるかぎり日本語の話せる方と一緒に行きましょう。各都道府県においては、医療機関の情報ホームページで公表しており、医療機関ごとに対応可能な言語を確認できますので、あらかじめ調べておきましょう。

日本の医療機関は、入院や検査の設備が整った病院と、普段から身近なお付き合いをする診療所に分かれます。まず診療所で診察を受け、必要なら大きな病院で専門的な治療を受けることを勧めます。

宗教上の理由により、日常生活や治療についての制限があるときや、アレルギー体質などのときには、前もって受付や看護師などに伝えてください。病院へは健康保険証を持参します。

また、すでに服用している薬があれば、それも持参します。

(保険)

日本に住んでいる人だけでなく、何らかの公的医療保険に加入しなければなりません。

日本の公的医療保険には大きく分けて会社や事業所などに勤める人が対象とする「健康保険」と、自営業者や無職の方などを対象とする「国民健康保険」の2つがあります。

公的医療保険に加入していると、基本的に全国一律に決められた医療費の30%を支払うだけです。しかし、公的医療保険に加入していないと、医療費はすべて自己負担となります。

教育

日本の教育制度は基本的に、幼稚園3年、小学校6年、中学校3年、高等学校(高校)3年、大学4年(短期大学は2年)となっています。

日本人には子どもも小学校や中学校などに就学させる義務があります。日本に住んでいる就学年齢(満6歳~満15歳)の外国籍の子どもも、日本人と同様、授業料の負担なく地域の小学校や中学校などへの入学や編入ができます。また、外国籍の子どもを対象とした外国人小学校も開設されています。

子どもの将来のことを考え、積極的に入学や編入を行います。そのために居住地の市区町村の役所と相談してみましょう。

就職

日本では、合法的に在留し、就労できる在留資格を有する外国人に対しては、公共職業安定所(ハローワーク)が雇い管理の改善や失業した場合の再就職の支援を行っています。

また、就労に際し、労働条件について、自分で確認することが大切です。労働契約とは、働くときにあなたと使用者が交わす契約のことです。労働時間などの労働条件を明記した書面を交付することになっています。契約書が日本語で書かれている場合は、母国語に翻訳してもらうなどして、必ず内容を確認してください。

使用者が書面で通知しなければいけない労働条件は次のとおりです。

- ・労働契約の期間
- ・仕事をすすめる場所、仕事の内容
- ・始業時刻と終業時刻、決められた労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇など
- ・給料の決定、計算、支払いの方法、締め切りと支払いの時期
- ・退職に関すること

会社に、労働条件や服務規定を定めた「就業規則(会社のきまり)」がある場合は、その内容を確認することが必要です。

地域における生活

近所の人と積極的にあいさつしましょう。地域のいろいろな情報も教えてもらえるかもしれません。自分の名前やどんなことをしているかなど、簡単な自己紹介をしましょう。

生活語言は近隣住民とのトラブルの原因になります。夜間から早朝にかけてはもちろん、日常的に大きな音を出さないように注意しましょう。

ゴミの出し方は地域(市区町村)によって異なり、しかも、ゴミは種類ごとに、出す曜日と時間が決まっています。ゴミの出し方のルールを確認しましょう。

日本では一般的にこの市区町村でも「町内会」や「自治会」と呼ばれる住民組織があります。活動は住民の会費で運営されており、外国籍の方でも住民であれば加入できます。加入すれば、地域の情報を得ることもできます。

災害

日本は、地震や台風の多い国です。こうした自然災害での被害を少なくするため、普段から防災対策を整えるとともに、いざというときの避難場所を確認しておきましょう。

日本入国後3か月以内に行うことが望ましい事項

日本語学習と母語の保持

日本で生活する上で、日本語は極めて重要です。

日本語を習うところとしては、日本語教育機関である「日本語学校」とそれ以外に大きく分かれます。日本語学校は授業料が必要ですが、それ以外の日本語教室や講座は無料、または比較的安い費用で参加できます。市区町村や国際交流協会、民間団体、ボランティア団体が行っている日本語教室や講座は無料または低料金で提供されており、誰でも参加することができます。詳しくは国際交流協会や都道府県または市区町村の役所へ問い合わせてください。

また、子どもの母語の保持については、同国人のネットワークや外国人学校に問い合わせてみましょう。母語の新聞、雑誌などで、日本に関する情報を集めることもできます。

日本の税制度

日本に住んでいる人は、外国籍の人であっても一定の所得があれば、日本人と同じように税金を納入する義務があります。

日本の税金は大きく分けて国に納入する国税と、都道府県・市区町村に納入する地方税があります。

理由なく税金を納入しないと、行政サービスを受けることができず、場合によっては、注意してください。

[Checklist]
(Things which should be done within one month after your arrival in Japan)

Housing

- Have you found a place to live?
- Have you entered into the lease contract after fully understanding the terms written in the contract and the conditions of living?

Alien Registration

- Have you completed alien registration?

Medical/Insurance

- Do you know where nearby medical clinics and doctor's offices are located?
- Have you joined public medical insurance ("health insurance" for working people or "national health insurance" for other people)?

Education

- Have you decided which school your children will go to?

Employment

- Have you found employment?
→ If not, you can consult Hello Work offices.
- When concluding the employment contract, have you personally confirmed the working conditions?

Community Life

- Do you know the common rules for the disposal of garbage in the area where you live?
- Are you careful not to make loud noise in your daily life (particularly at night and in the early morning)?
- Do you greet neighbors when you see them?
- Are you involved in your local community, by joining a residents association, etc.?
- Do you have contacts with other people from your country, by participating in networks among them, etc.?

Disasters

- Do you know where to evacuate in case of a disaster?

(Things which should be done within three months after your arrival in Japan)

Japanese Language Study

- Are you making efforts to learn Japanese: by going to a Japanese language school, attending Japanese class, etc.?

Social Insurance Premiums

- Do you know how to join social insurance (public health insurance, national pension plan, worker's accident compensation insurance, employment insurance and long-term care insurance)?

→ If not, please access the website of Multilingual Living Information at

<http://www.clair.or.jp/fagengov/en/index.html>

List of Consultation Service Contacts

(※Some language services are available on certain days of the week)

General Services

- Consultation Support Center for Foreign Residents (Japanese, Chinese, English, Portuguese, Vietnamese, Spanish, Indonesian, and Bengalese)
Tel.: 03-3202-5535

Legal Problems

- Japan Legal Support Center, "Houterasu" (Japanese and English)
Tel.: 0570-078374

Human Trafficking Problems

- The Counseling Center for Women - Anti Trafficking Project (NGO) (Japanese, English, Tagalog and Thai)
Tel.: 03-3368-8855, 045-914-7008

Work-Related Problems

- Tokyo Employment Service Center for Foreigners (Japanese, English and Chinese)
Tel.: 03-3588-8639
- Osaka Employment Service Center for Foreigners (Japanese, English, Portuguese, Spanish and Chinese)
Tel.: 06-6344-1135

Nagoya Employment Service Center for Foreigners (Japanese, English, Portuguese, Spanish and Chinese)

- Nagoya Employment Service Center for Foreigners (Japanese, English, Portuguese, Spanish and Chinese)
Tel.: 052-264-1901

The list of Hello Work offices where interpretation service is available can be obtained at the following website:

www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/naitei/dl/nihong1.pdf

Commonly Used Japanese Words and Phrases in Japanese

- THANK YOU ありがとう (ARIGATOU)
- GOOD MORNING おはよう (OHAYOU)
- HI/HELLO こんにちは (KON-NICHIWA)
- EXCUSE ME すみません (SUMIMASEN)
- I'M SORRY ごめんなさい (GOMEN-NASAI)
- I 私 (WATASHI)
- HUSBAND 夫 (OTTO)
- WIFE 妻 (TSUMA)
- CHILD 子ども (KODOMO)
- SCHOOL 学校 (GAKKOU)

Emergency Telephone Numbers

- Police Station Tel: 110
- Emergency cases (Ambulance) Tel: 119
- Fire Tel: 119



Emergency Words and Phrases in Japanese

- HELP! 助けて (TASUKETE)
- THIEF/ROBBER 泥棒 (DOROBOU)
- POLICE 警察 (KEISATSU)
- FIRE 火事 (KAJI)
- AMBULANCE 救急車 (KYUUKYUUSHA)
- HOSPITAL 病院 (BYOUIN)
- HURRY UP. 急いで (ISOIDE)
- STOP IT. 止めて (YAMETE)
- GET OUT OF HERER. 出て行って (DETEITTE)
- I'M IN PAIN. (I'M HURT/SORE.) 痛い (ITAI)
- VIOLENCE 暴力 (BOURYOKU)
- ILLNESS 病氣 (BYOUKI)
- ACCIDENTE 事故 (JIKO)
- INJURY 怪我 (KEGA)
- I CANNOT SPEAK JAPANESE. 日本語話せません (NIHONGO HANASE MASEN)

Please visit the following websites if you would like more information.

This leaflet has been created referring to "Multilingual Living Information" prepared by the Council of Local Authorities for International Relations.

- Ministry of Foreign Affairs
http://www.mofa.go.jp/j_info/visit/visa/index.html
- Office for the Coordination of Policies on Foreign Residents, Cabinet Office
<http://www.w8.cao.go.jp/teiju-portal/eng/index.html>
- Council of Local Authorities for International Relations (CLAIR)
<http://www.clair.or.jp/fagengo/index.html>

Guide to living in Japan

Minimum information Required for living in Japan

Preface

This leaflet is designed for people who are planning to live in Japan; it provides a collection of key information required to start your life in Japan.

You can live in Japan more easily by acquiring accurate information.

Please make use of the checklist in this leaflet in respect of what needs to be accomplished within one month and within three months after arriving in Japan.

We hope that your life in Japan is safe and comfortable.

外務省資料

Ministry of Foreign Affairs

Things which should be done within one month after arriving in Japan

Housing

There are three types of housing available in Japan: private rental housing, publicly subsidized housing and privately owned housing.

You will enter into a contract when renting a house or an apartment. This contract is called a lease contract. The term of the contract is generally two years.

Aside from the rent, security deposit, key money, Agent fee, etc. will be required for the contract. Please ascertain the details of these charges at the real estate agency.

All types of publicly subsidized housing have specific conditions for foreign tenants such as being registered as an alien and satisfying certain income standards. For more information, please contact the Urban Renaissance Agency (UR) or the municipal office (*yakusho*) that manages the public housing in which you are interested.

In the case of rental private housing and publicly subsidized housing, it is important to keep in mind that you cannot live with someone who is not your family without obtaining permission from the landlord. For this reason, if you expect to live in a friend's house temporarily immediately after arriving in Japan, it is necessary for you to find your own place as early as possible.

Alien Registration

All foreigners planning to stay in Japan for longer than 90 days must complete the alien registration at the local municipal office within 90 days from the day of entry. (This procedure is not necessary for those who are leaving Japan in no more than 90 days).

The registration is also necessary for infants born in Japan (but do not have Japanese nationality) within 60 days of date of birth.

Registration should be filed by the person concerned. However, if the person is under 16 years of age or has special circumstances such as ill health, it can be filed by a proxy, such as a relative, who is 16 years of age or over and living with the said person.

The Certificate of Alien Registration validates your identity in Japan and you must carry it with you at all times if you are 16 years of age or over.

Medical Care / Insurance

(Medical Care)

When receiving medical treatment in Japan, it is best to bring someone who can speak Japanese since many medical facilities do not offer service in foreign languages. Also, this may be important in order to accurately communicate the symptoms you have. Some prefectures post information regarding medical facilities and their capacity in foreign languages on their website so it is recommended to check whether the staff at your local hospital or clinic can speak your native language.

There are two types of medical facilities in Japan: hospitals that are fully equipped for in-patient care and complete examinations and clinics that specialize in family practice. It is advised to go see a doctor at a local clinic first and then receive specialized treatment at a larger hospital if necessary.

If you have any medical restrictions due to your religion or allergy, it is important to notify the receptionist or the nurse in advance. Make sure you bring your health insurance card to medical facilities.

Also, if you are currently taking any medication, bring it with you on your visit to medical facilities.

(Insurance)

Anyone who lives in Japan must carry some form of public health insurance.

There are two types of health insurance in Japan: Employees' Health insurance (*kenko hoken*) offered to employees working at companies and factories and National Health Insurance (*kokumin kenko hoken*) for self-employed or unemployed people.

If you are enrolled in public health insurance, you are generally required to pay only 30% of the medical expenses which are standardized throughout the country. However, if you do not have any public health insurance, you will end up paying all the expenses.

Education

In general, education in Japan consists of three years in kindergarten, six years in elementary school, three years in junior high school, three years in high school and four years in university (or two years in junior college).

Japanese nationals are obligated to enroll their children in elementary school and junior high school. Like Japanese children, children of foreign nationalities of school age (between ages 6 and 15) who are living in Japan are entitled to enter or transfer to local public elementary schools or junior high schools without paying any tuition. There are also schools for children with foreign nationalities.

Please make sure to enroll your child in school for the sake of his or her future. For the enrollment please consult your local municipal office.

Employment

If you are a foreigner whose status of residence permits you to lawfully live and work in Japan, Public Employment Service Center (also known as *Hello Work*) is a good place to visit for support in order to improve your employment condition and in event you become unemployed.

It is crucial that you yourself confirm the terms and conditions of employment before entering into contract.

An employment contract is a contract concluded between you and your employer when you start working for the employer. When a contract is concluded, the employer is supposed to execute a written document that specifies the wage (salary), work hours and other binding labor-related terms and conditions. If the contract is written in Japanese, make sure you fully understand the content by having it translated into your native language or otherwise, if necessary.

Terms and conditions of employment that employers must notify in writing are as follows.

- Duration of the employment contract
- Job location and job responsibilities
- Working hours (start/end time and breaks), overtime work, paid holidays, paid vacation, etc.
- How to determine, calculate and pay the salary as well as cut-off date and payday
- Details of employment termination and retirement

The company you work for may have Employment Rules (Employee Handbooks) that stipulate the terms and conditions of employment. In that case, it is best for you to familiarize yourself with the content.

Community Life

It will be good for you to voluntarily greet neighbors. They can often provide you with various information about the neighborhood. Give them a brief self-introduction such as your name and what you are doing for living.

Noises in daily life can cause conflicts with your neighbors. Be careful not to make loud noises not only late at night and early in the morning, but also in daily life in general.

Waste management practices differ depending on the area (municipalities) you live in. Residents are required to sort out garbage accordingly, and put it out on a specific day of the week, time and place. Please be sure and understand these rules of your neighborhood.

In general, municipalities have some form of community organizations called *chounai-kai* (neighborhood association) or *jichi-kai* (residents' association). The activities are funded by fees collected from the residents in the neighborhood.

People with foreign nationalities can also join them as long as they are residents. It is a good source for obtaining local information.

Disasters

Japan is a country that experiences a large number of earthquakes and typhoons. In order to minimize the damage from such natural disasters, please be sure to regularly take measure for disaster prevention and to confirm where to evacuate in the event of an emergency.

Things which should be done within three months after arriving in Japan

Learning Japanese and Maintaining Native Language

Japanese language ability is crucial if you are to live in Japan.

There are two types of places where you can learn Japanese: *Nihongo Gakko*, which are Japanese language schools, and courses and classes offered by others. *Nihongo Gakko* is not free of charge; other Japanese courses and classes by others are either free or relatively inexpensive. Municipalities, International Associations, non-governmental organizations and volunteer groups also offer Japanese courses and classes for free or at a nominal fee, making the learning experience more accessible to foreigners. For more details, please contact International Association, prefectural governments or municipal offices.

In order to help your child maintain his/her mother tongue, you can contact a network that uses your language or an school for foreign children. Gathering some information of Japan through newspapers and magazines written in your native language may also be helpful.

Taxation System in Japan

If you live in Japan and earn a certain level of income, you are obliged to pay taxes regardless of your nationality.

There are two types of taxes in Japan: national taxes and local taxes. National taxes are taxes imposed by the national government and local taxes are taxes applied by the prefectural or municipal authorities.

Please take note if you fail to pay taxes without any justifiable reasons, you may not be able to receive certain administrative services.

事業主のみなさまへ

外国人雇用はルールを守って適正に

～雇入れ・離職の際の届出と適切な雇用管理は事業主の責務です～

雇用対策法（平成19年10月1日施行）

外国人が在留資格の範囲内で
その能力を有効に発揮しながら適正に就労できるよう
外国人雇用に関する基本ルールを整備

1. 雇用管理の改善等に関する指針

P2～5をご覧ください

事業主の方が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容等を盛り込んだ指針を定めています。これに沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

2. 外国人雇用状況の届出

P6～7をご覧ください

外国人の雇入れ及び離職の際、その氏名、在留資格等を届け出てください。ハローワークでは、これに基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言・指導や、離職した外国人への再就職支援を効果的に行います。

3. 不法就労の防止

外国人雇用状況の届出に当たり、事業主の方が在留資格等を確認すること等により、不法就労の防止が図られます。



厚生労働省 都道府県労働局 公共職業安定所

1. 外国人労働者の雇用管理の改善等が 事業主の努力義務として 定められています

外国人が能力発揮できる適切な人事管理と就労環境を！

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行いましょう。
日本国籍でないこと、外国人であることのみを理由に、求人者が採用面接等の応募を拒否することは、公正な採用選考の観点から適切ではありません。
- 外国人を「安い労働力」として処遇しているとの実態が、一部で指摘されています。
しかしながら、労働基準法や健康保険法などの労働関係法令及び社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも日本人と等しく適用されます。また、労働条件面での国籍による差別も禁止されています。
- 外国人労働者に対して安易な解雇等を行わないようにするとともに、解雇等を行う場合には、再就職を希望する外国人労働者に対して、その在留資格に応じた再就職が可能となるよう、必要な援助に努めてください。
- また、留学生をはじめ「専門的・技術的分野」の外国人労働者は、企業の人事管理等の改善を図ることで、その就業を促進し、我が国企業の活性化・国際化を担う人材となることが期待されています。
- 「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」は、改正雇用対策法に基づき、外国人の方々が我が国において安心して働き、社会に貢献していただくために、事業主の方々に講じていただくべき事項について整理したものです。
事業主の方々におかれては、本指針の趣旨に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善等に向け、ご理解とご協力をお願いいたします。

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（抄）

- ※ 指針のうち雇用管理の改善等に関するポイントをまとめたものです（外国人雇用状況の届出については、P 6～7をご覧ください）。
- ※ 全文についてはホームページをご参照ください。<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin.html>（厚生労働省トップページ→行政分野ごとの情報「雇用」→分野別施策紹介「外国人雇用対策」）

◆基本的考え方

事業主は外国人労働者について、

- ・ **労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守**する。
- ・ 外国人労働者が適切な労働条件及び安全衛生の下、**在留資格の範囲内で能力を発揮**しつつ就労できるように、この指針で定める事項について、適切な措置を講ずる。

◆外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が講ずべき措置

●外国人労働者の募集及び採用の適正化

1. 募集

募集に当たって、従事すべき業務内容・賃金、労働時間、就業場所、労働契約期間、労働・社会保険関係法令の適用に関する事項について、書面の交付又は電子メール（希望のあった場合に限る）により、明示すること。特に、外国人が国外に居住している場合は、事業主による渡航費用の負担、住居の確保等の募集条件の詳細について、あらかじめ明確にするよう努めること。

また、国外に居住する外国人労働者のあっせんを受ける場合には、許可又は届出のある職業紹介事業者から受けるものとし、**職業安定法又は労働者派遣法に違反する者からはあっせんを受けない**こと。

職業紹介事業者に対し求人の申込みを行うに当たり、**国籍による条件を付すなど差別的取扱いをしない**よう十分留意すること。

2. 採用

採用に当たって、**あらかじめ、在留資格上、従事することが認められる者であることを確認**することとし、従事することが認められない者については、採用してはならないこと。

在留資格の範囲内で、外国人労働者がその有する能力を有効に発揮できるように、**公平な採用選考**に努めること。

新規卒者等を採用する際、留学生であることを理由として、その対象から除外することのないようにするとともに、異なる教育、文化等を背景とした発想が期待できる留学生の採用により、企業の活性化・国際化を図るためには、**留学生向けの募集・採用を行うことも効果的**であることに留意すること。

●適正な労働条件の確保

1. 均等待遇

労働者の**国籍を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならない**こと。

2. 労働条件の明示

外国人労働者との労働契約の締結に際し、**賃金、労働時間等主要な労働条件について、当該外国人労働者が理解できるようにその内容を明らかにした書面を交付**すること。

3. 適正な労働時間の管理等

適正な労働時間の管理を行うほか、労働者名簿等の調製を行うこと。また、外国人労働者の**旅券等を保管しない**ようにすること。また、退職の際には、当該労働者の権利に属する**金品を返還**すること。

4. 労働基準法等関係法令の周知

関係法令の定めるところによりその内容について周知を行うこと。その際には、分かりやすい説明書を用いる等外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。

●安全性の確保

1. 安全衛生教育の実施

外国人労働者に対し**安全衛生教育**を実施するに当たっては、当該外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うこと。特に、外国人労働者に**使用させる機械設備、安全装置又は保護具の使用方法等が確実に理解**されるよう留意すること。

2. 労働災害防止のための日本語教育等の実施

外国人労働者が**労働災害防止**のための指示等を理解することができるようにするため、**必要な日本語及び基本的な合図等を習得**させるよう努めること。

3. 労働災害防止に関する標識、掲示等

事業場内における**労働災害防止に関する標識、掲示等**について、図解等の方法を用いる等、外国人労働者が**その内容を理解できる方法により行う**よう努めること。また、労働安全衛生法等の定めるところにより**健康診断**を実施すること。

4. 労働安全衛生法等関係法令の周知

関係法令の定めるところによりその内容についてその周知を行うこと。その際には、分かりやすい説明書を用いる等外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。

●雇用保険、労災保険、健康保険及び厚生年金保険の適用

1. 制度の周知及び必要な手続きの履行

雇用保険、労災保険、健康保険及び厚生年金保険に係る法令の内容及び保険給付に係る請求手続等について、周知に努めること。労働・社会保険に係る法令の定めるところに従い、**被保険者に該当する外国人労働者に係る適用手続等必要な手続をとる**こと。

2. 保険給付の請求等についての援助

外国人労働者が離職する場合には、離職票の交付等、必要な手続を行うとともに、失業等給付の受給に係る公共職業安定所の窓口の教示その他必要な援助を行うよう努めること。

労働災害等が発生した場合には、労災保険給付の請求その他の手続に関し、外国人労働者からの相談に応ずること、当該手続を代行することその他必要な援助を行うよう努めること。

厚生年金保険への加入期間が6ヵ月以上の外国人労働者が帰国する場合、**帰国後に脱退一時金の支給を請求し得る旨を説明**し、年金事務所等の関係機関の窓口を教示するよう努めること。

●適切な人事管理、教育訓練、福利厚生等

1. 適切な人事管理

職場で求められる資質、能力等の社員像の明確化、職場における円滑なコミュニケーションの前提となる条件の整備、評価・賃金決定、配置等の人事管理に関する運用の透明化等、**多様な人材が能力発揮しやすい環境の整備**に努めること。

2. 生活指導等

日本語教育及び日本の生活習慣、文化、風習、雇用慣行等について理解を深めるための指導を行うとともに、外国人労働者からの**生活上又は職業上の相談**に応じるように努めること。

3. 教育訓練の実施等

教育訓練の実施その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、**苦情・相談体制の整備、母国語での導入研修**の実施等働きやすい職場環境の整備に努めること。

4. 福利厚生施設

適切な宿泊の施設を確保するように努めるとともに、給食、医療、教養、文化、体育、レクリエーション等の施設の利用について、十分な機会が保障されるように努めること。

5. 帰国及び在留資格の変更等の援助

在留期間が満了する場合には、雇用関係を終了し、帰国のための手続の相談等を行うように努めること。また、在留資格の変更等の際は、手続に当たっての勤務時間の配慮等を行うように努めること。

6. 労働者派遣又は請負を行う事業主に係る留意事項

派遣元事業主は、労働者派遣法を遵守し、適正な事業運営を行うこと。

- ・ 従事する業務内容、就業場所、当該外国人労働者を直接指揮命令する者に関する事項等、**派遣就業の具体的内容の当該外国人労働者への明示**

- ・ 派遣先に対し派遣する外国人労働者の氏名、労働・社会保険の加入の有無の通知 等

派遣先は、**労働者派遣事業の許可又は届出のない者からは外国人労働者に係る労働者派遣を受けないこと**。さらに、請負を行う事業主にあつては、請負契約の名目で実質的に労働者供給事業又は労働者派遣事業を行わないよう、職業安定法及び労働者派遣法を遵守すること。

請負を行う事業主は、雇用する外国人労働者の就業場所が注文主である他事業主の事業所内である場合に、当該事業所内で、**雇用労務責任者等に人事管理、生活指導等の職務を行わせること**。

●解雇の予防及び再就職援助

事業規模の縮小等を行おうとするときは、外国人労働者に対して**安易な解雇等を行わない**ようにするとともに、やむを得ず解雇等を行う場合は、再就職を希望する者に対して、関連企業等へのあっせん、教育訓練等の実施・受講あっせん、求人情報の提供等当該外国人労働者の**在留資格に応じた再就職が可能となるよう、必要な援助を行う**ように努めること。

◆外国人労働者の雇用労務責任者の選任

外国人労働者を常時十人以上雇用するときは、この指針に定める雇用管理の改善等に関する事項等を管理させるため、**人事課長等を雇用労務責任者として選任**すること。

2. 外国人労働者の雇入れ及び離職の際に その氏名、在留資格等について ハローワークへの届出が必要です

届出の対象となる外国人の範囲

日本の国籍を有しない者で、在留資格「外交」「公用」以外の者。
また、「特別永住者」は届出の対象にはなりません。

ハローワーク窓口への届出のほか、
ハローワークインターネットサービスからの
電子申請もご利用ください。

<https://gaikokujin.hellowork.go.jp/gkjgs/index.jsp>

届出事項及び届出方法

雇用保険の被保険者である外国人の場合

●届出事項

- ①氏名 ②在留資格 ③在留期限
- ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍
- ⑦資格外活動の許可の有無※
- ⑧雇入れに係る事業所の名称及び所在地 ※
- ⑨賃金その他の雇用状況に関する事項 ※
- ⑩住所 ※
- ⑪離職に係る事業所の名称及び所在地 ※

※⑦⑧については雇入れ時のみの届出事項

⑨⑩⑪については離職時のみの届出事項

●届出方法

雇用保険被保険者資格取得（喪失）届の備考欄に、②在留資格、③在留期限、⑥国籍、⑦資格外活動許可の有無を記載して届け出ることができます。

●届出先公共職業安定所

雇用保険の適用を受けている事業所を管轄する公共職業安定所。

（取得届又は喪失届を届け出る公共職業安定所と同様）

●届出期限

雇入れの場合は翌月10日まで。
離職の場合は翌日から起算して10日以内。
（取得届又は喪失届の提出期限と同様）

雇用保険の被保険者でない外国人の場合

●届出事項

- ①氏名 ②在留資格 ③在留期限
- ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍
- ⑦資格外活動の許可の有無 ※

※⑦については雇入れ時のみの届出事項

●届出方法

届出様式に、①～⑦までの届出事項を記載して届け出てください。届出様式はハローワークの窓口でお配りしているほか、ホームページからダウンロードすることもできます。

●届出先公共職業安定所

当該外国人が勤務する事業所施設（店舗、工場等）の住所を管轄するハローワーク。

●届出期限

雇入れ、離職の場合ともに翌月末日まで。

※外国人の方を雇い入れる際には、就労が認められるかどうかを確認してください。

<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/anteikyoku/gairou/980908gai01.htm>

記載事項の確認方法

外国人登録証明書



① 氏名

日常生活で使用している通称名ではなく、必ず**本名**を記入してください。外国人登録証明書の「(1)氏名」欄には、姓、名、ミドルネームの順で記載されています。3つ目以降に記載されているものはすべてミドルネームです。

② 在留資格

外国人登録証明書の「(10)在留の資格」又は旅券（パスポート）面の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。

在留資格が「特定活動」の場合には、その特定活動が「技能実習」「ワーキングホリデー」「EPA」「その他」のいずれであるかが分かるよう、届出用紙の在留資格記載欄に「特定活動（技能実習）」などと記載してください。

③ 在留期限

外国人登録証明書の「(11)在留期限」欄に記載された日付又は旅券面の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。なお、**外国人登録証明書には「次回確認（切替）申請期間」が赤字で記載されていますが、これは**在留期限ではありませんので、お間違えのないようご注意ください。

④ 生年月日

⑤ 性別

⑥ 国籍

外国人登録証明書又は旅券（パスポート）面の該当箇所を転記してください。

⑦ 資格外活動許可の有無

資格外活動許可を得て就労する外国人の場合は、資格外活動許可書等で資格外活動許可の有無、許可の期限、許可されている活動の内容をご確認ください。

上陸許可証印



資格外活動許可書

Q&A

Q：雇入れの際、氏名や言語などから、外国人であるとは判断できず、在留資格等の確認・届出をしなかった場合、どうなりますか。

A：在留資格等の確認は、雇入れようとする外国人について、通常の注意力をもって、その方が外国人であると判断できる場合に行ってください。氏名や言語から、その方が外国人であることが一般的に明らかでないケースであれば、確認・届出をしなかったからといって、法違反を問われることにはなりません。

Q：通常外国人であると判断できる場合に、在留資格等を確認し届け出なかった場合、罰則の対象になりますか。

A：指導、勧告等の対象になるとともに、30万円以下の罰金の対象とされています。

Q：雇用保険の被保険者とならない短期のアルバイトとして雇い入れた外国人が、届出期限前に離職した場合、雇入れと離職の届出をまとめて行うことはできますか。

A：まとめて行うことが可能です。様式中に、雇入れ日と離職日の双方を記載して届け出てください。

Q：届出期限内に同一の外国人を何度か雇い入れた場合、複数回にわたる雇入れ・離職をまとめて届け出ることできますか。

A：まとめて行うことが可能です。届出様式は、雇入れ・離職日を複数記載できるようになっていますので、それぞれの雇入れ・離職日を記載して提出してください。

Q：留学生が行うアルバイトも届出の対象となりますか。

A：対象となります。届出に当たっては、資格外活動の許可を得ていることも確認してください。

日系人に対する機動的な雇用対策とその実施結果について

【 I 日系人を巡る雇用情勢について 】

- 平成20年秋に発生した経済危機の下、派遣・請負等の不安定な雇用形態にある外国人労働者の解雇・雇止めが相次ぎ、多数の方が日系人集住地域のハローワークに支援を求めて来所。
・ 日系人集住地域の拠点ハローワークの外国人雇用サービスクォーターにおける新規求職者 (ピーク時) 平成21年1月～3月 14,760人(前年同期の約1.3倍)
- また、日本語能力の不足や我が国の雇用慣行の不安内に加え、職務経験も十分ではないため、いったん離職した場合には、再就職は極めて厳しい。

【 II これまでの雇用施策 】

外国人雇用状況届出制度の履行確保の徹底、雇用情勢的確な把握による、
①雇用管理の改善に向けた事業主指導、
②離職した外国人への再就職支援(大量離職のあった事業主・地域を重点的)を実施

【 III 平成20年秋に発生した経済危機を受けた取組 】

- (1) 集住地域の市町村と連携したワンストップサービスクォーターの立上げ(浜松市、太田市など全国32カ所で開設(22年4月1日現在))
- (2) 日系人が特に多い地域には、新たな外国人専門の相談・援助センターを設置(浜松、豊橋、刈谷)
- (3) 今回の雇用対策により拡充された再就職支援や雇用維持のための各種事業(例: 試行雇用奨励金、雇用調整助成金)や住宅確保支援策を外国人の支援に活用

【 IV 21年度の取組 】

通訳・相談員の配置増など、機動的な相談・支援機能の強化

- (1) 通訳配置所数: 20年度 73カ所 → 21年度 126カ所(約1.7倍)
- (2) 通訳配置時間: 20年度 712時間/週 → 21年度 4,698時間/週(約6.6倍)
- (3) 外国人専門相談員の配置状況: 20年度 11人 → 21年度 197人(約18倍)
・ 日系人集住地域の拠点ハローワークの外国人雇用サービスクォーターにおける相談件数実績 (20年度) 平成20年4月～平成21年3月 67,097件 → (21年度) 平成21年4月～平成22年2月 169,117件(約2.5倍)

将来的にも日本で安定して働けるよう、日本語能力向上等を図る就労準備研修を実施

- ・ 全国60地域344コース 21年度の延べ受講者数6,298人
- ※研修の実施は財団法人日本国際協力センター(JICE)が担当
・ 日本語コミュニケーション能力、労働条件、雇用慣行、労働・社会保険制度等の理解等を目的とした研修を実施(実施期間3か月間程度)。
・ 研修修了後は、就職のほか、公共職業訓練等のより高度な訓練に移行も(訓練期間中は訓練延長給付を支給)。

帰国を希望する日系人に対する、家族分を含めた帰国支援金の支給(平成22年3月をもって終了)

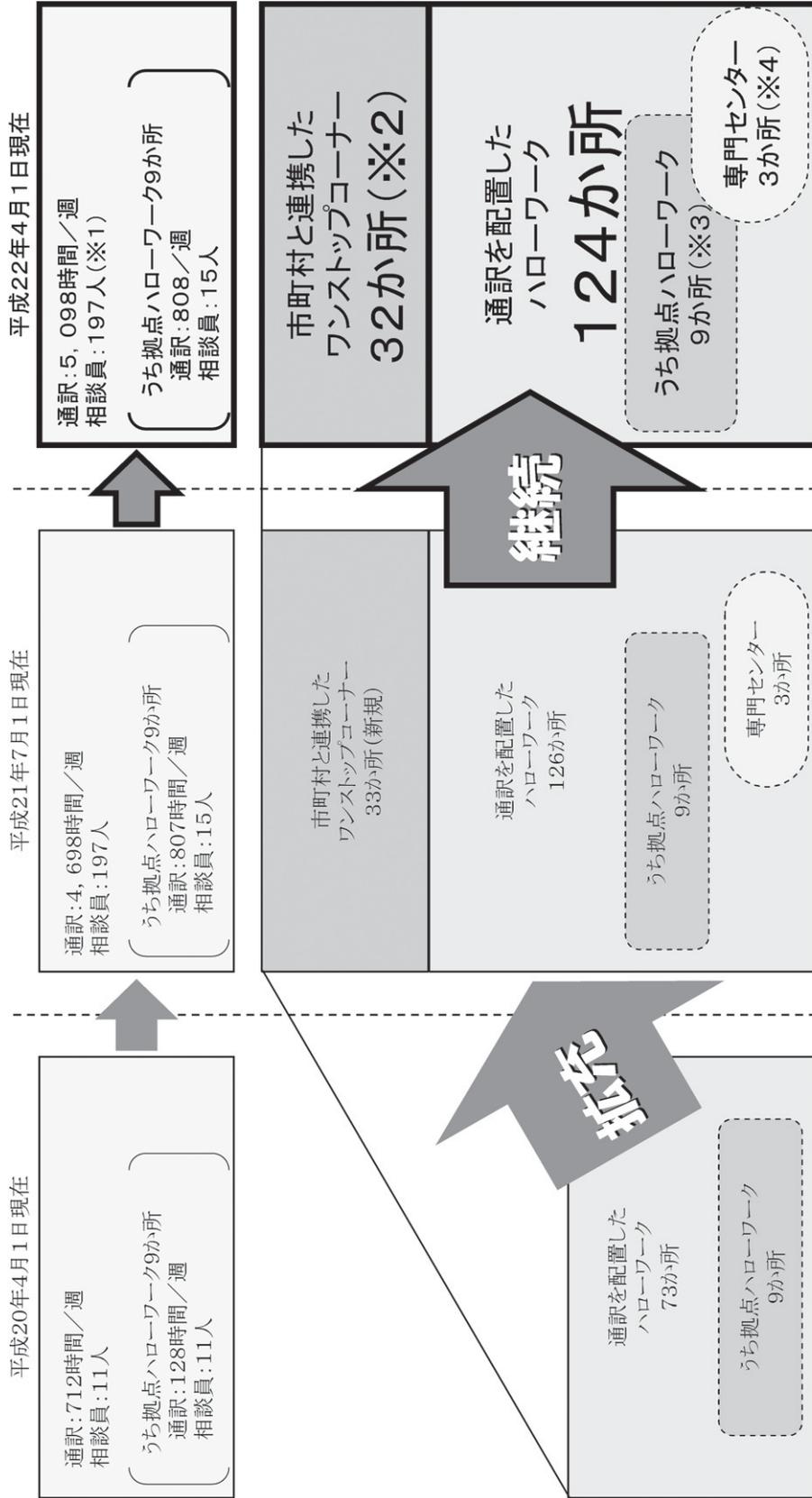
帰国支援申請者数: 約2.2万人

【 V 22年度の取組 】

日系人求職者の再就職をとりまく環境は依然として厳しく、前年度と同規模で支援を行います。

- 通訳・相談員・ワンストップサービスクォーターの設置・配置
(1) 通訳配置所数: 22年度 124カ所
(2) 通訳配置時間: 22年度 5,098時間/週
(3) 外国人専門相談員の配置状況: 22年度197人
- 日本語能力向上等を図る就労準備研修の実施(5,000人以上規模)

ハローワークを中心とした日系人向け相談・支援機能の強化



※1 ポルトガル語・スペイン語の通訳が配置されているハローワークにおける、これらの言語に係る通訳及び日系人の就職支援を担当する相談員の状況。(平成22年度は配賦ベース)

※2 日系人集住地域を中心として、地元市町村と連携した相談コーナーに、ハローワークから通訳及び相談員を派遣している。

※3 太田所、松本所、大垣所、美濃加茂所、浜松所、豊橋所、豊田所、刈谷所、四日市所

※4 1月21日に静岡局浜松所、2月23日に愛知局豊橋所・刈谷所において設置。

「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」の意見を踏まえた
文部科学省の政策のポイント

平成22年5月19日
文 部 科 学 省

I はじめに

平成2年に出入国管理に関する法令改正が行われ、就労制限のない定住の在留資格で日本に居住するブラジル人等が近年急激に増加した。しかしながら、平成20年下期以降、経済情勢が悪化する中で、不安定な雇用形態で就労する日系人の雇用、住居、子どもの教育等の課題が顕在化した。

文部科学省では、平成21年12月に「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会（主宰：中川正春文部科学副大臣）」を設置し、有識者等から意見を伺った。そのうち、喫緊の課題として、日系人等のいわゆるニューカマーと呼ばれる外国人の子どもの就学や留学生に対する日本語教育等に焦点を絞って、今後の政策のポイントを取りまとめた。

II 定住外国人の子どもの教育等に関する基本方針

[ポイント]

日本語指導の充実等を図るとともに、制度面についての検討を行い、小中学校に入りやすい環境を整備する。また、外国人学校の各種学校・準学校法人化を促進する。さらに、留学生に対する日本語教育等の体制の充実を図る。

定住外国人の子どもの教育については、公立学校とブラジル人学校等の外国人学校で行われており、どちらを選択するかは、子ども・保護者の判断に委ねられるべきである。

日本での滞在の長期化・定住化傾向が見られることを踏まえ、就学機会を確実に確保するために、公立学校については、「入りやすい公立学校」を目指し、これを実現するための日本語指導、適応支援、進路指導等の受入れ体制を整備する。外国人学校については、経営を安定させ、充実した教育内容を提供できるように、各種学校・準学校法人化を促進する。また、定住外国人の大人や不就学の子どもの等に対応するため、学校外における日本語指導等の学習支援を促進するとともに、留学生に対する日本語教育や就職支援の充実を図る。

Ⅲ 「入りやすい公立学校」を実現するための3つの施策

[ポイント]

公立学校に定住外国人児童生徒が存在することを前提に、「入りやすい公立学校」を実現するために、主に3つの施策を充実する。

- －第一に日本語指導の体制の整備
- －第二に定住外国人児童生徒が、日本の学校生活に適応できるよう支援体制を整備
- －第三に公立小中学校へ入学・編入学する定住外国人児童生徒の受入れ体制について、制度面の検討を含め、環境整備を行うとともに、上級学校への進学や就職に向けた支援を充実

1 日本語指導の体制の整備

- 日本語指導と教科指導を統合した指導方法（JSLカリキュラム）の普及、適応指導・日本語指導等に関するガイドラインの作成、日本語能力の測定方法及び教員研修マニュアルの開発。
- 日本語指導については、各地で既に使用されている指導法や教材のうち優れたものに関する情報や外国人児童生徒への対応のノウハウや経験を集積し、共有化を図るとともに、IT技術等を活用しながら、全国に提供。
- 外国人児童生徒に対して日本語指導を行う教員については、日本語指導を必要とする定住外国人児童生徒に対し、きめ細かな教科指導の充実を図ることができるよう、当面、本年8月を目途に行われている「今後の学級編制及び計画的な教職員定数の改善に関する検討」の中で、日本語指導に係る加配定数の拡充について検討を行うとともに、今後、外国人児童生徒の実態把握に努め、将来需要に対応した定数改善や配置基準の明確化について検討を行う。
- 日本語指導に関わる人材に対する支援については、適応指導・日本語指導等に関するガイドラインを作成するとともに、日本語能力の測定方法を開発し、その周知・共有化を進めていく中で、外国人児童生徒の現状を正確に把握し、人材の需要を予測して、対応する必要がある。また、日本語指導に携わる教員の養成については、今後、教員の資質向上方策の抜本的見直しの中においても検討される必要がある。当面は、人材確保のため現職教員の日本語指導能力の向上を図る。このため、大学等による日本語指導能力の向上を図る履修証明プログラムの充実等を検討。

- 学校外でも日本語が学べるように、平成21年度補正予算で開始された「虹の架け橋教室」事業において、公立学校に在籍する外国人児童生徒に対する日本語指導も対象とし、3年間の期限付とされている同事業終了後の継続を検討。
- 2 適応支援等の体制の整備
- 定住外国人児童生徒や親の相談相手になり、日本語能力が不十分な親の支援を行う、要員の配置の促進が必要。地方自治体においては、この人員の活用により外国人児童生徒の保護者に対し、日本の教育制度、学校の教育方針等について情報を分かりやすく、かつ伝わりやすい方法で提供することが必要。この場合、定住外国人児童生徒等に円滑な支援を行うため、たとえば、バイリンガルその他の専門的能力を有する人材とスクールソーシャルワーカー等の人材の連携が必要。
- 3 受入れ体制の環境整備及び上級学校への進学や就職に向けた支援の充実
- 学習指導要領等において定める外国人児童生徒に対する指導上の配慮事項について、教育委員会や学校への周知・徹底を図る。
 - 外国人児童生徒の日本語能力等に配慮した弾力的なカリキュラムの編成など制度面についての検討や、学齢を超過した者を含め、入学・編入学させたり、その際に下学年へ受入れたり、就業実態を踏まえ、必要な場合には、いわゆる夜間学級を活用したりするなど、小学校または中学校に入りやすい環境の整備を促進。
 - 中学校を卒業していないなどの場合において、高等学校に進学する際に必要となる中学校卒業程度認定試験について、定住外国人の子ども等が受けやすくなるよう、更なる配慮を行うことを検討。
 - 高等学校への受入れについては、定時制、通信制の活用も含め、日本語指導をはじめ、幅広い受入れ環境の整備を支援するとともに、就業体験などのキャリア教育を推進。
 - 特に日本語能力が十分でない定住外国人児童生徒等に対する進学や就職の支援を充実するため、地方自治体におけるバイリンガルその他の専門的能力を有する人材確保を支援。

IV 学校外における学習支援

[ポイント]

子どもだけでなく、大人に対する日本語学習についても充実を図る。

- 子どもだけでなく、定住外国人の大人に対する日本語指導についても、日本語能力評価基準、標準的なカリキュラム及び教材を作成するとともに、大学や日本語学校等と連携し、これらの周知・活用等により日本語学習の充実を図る。
- 公立学校の授業について行けない児童生徒や外国人学校に在籍して日本語学習の機会が十分でない子ども、あるいは不就学・不登校になっている子どもに対して、補完的な学習の機会を提供し、確実な就学につなげていくため、平成21年度補正予算で開始された「虹の架け橋教室」事業について、3年間の期限付とされている同事業終了後の継続を検討。
また、就学前の子ども等を本事業の対象にするかどうかについては、速やかに、検討。

V 外国人学校における教育体制の整備

[ポイント]

ブラジル人学校等が充実した教育内容を提供できるようにする。

- ブラジル人学校等の経営を安定させ、充実した教育内容を提供できるように、各種学校・準学校法人化を促進する必要がある。このため、認可権を有する都道府県に対して、適切な範囲内での基準の適正化を引き続き求めていく。
- ブラジル人学校等に在籍している子どもについても、日本社会で生活していく上で日本語の習得が必要不可欠であるので、学校外での日本語学習の機会を充実。

VI 留学生に対する日本語教育や就職支援

[ポイント]

留学生に対する日本語教育や就職支援の抜本的な充実を図る。

- 大学において入学後の留学生の教育をスムーズに行えるよう、母国においてeラーニングを活用することや、海外の大学や国際交流基金（さくらネットワーク）等とも連携し、渡日前の留学生に対する日本語教育を充実。

- 産業界とも連携し、就学支援のためのプログラム等の構築を進めるとともに、留学生に対して優れた就職のための日本語教育を行っている大学等への支援。
- eラーニングを活用した日本語の遠隔教育等を行う大学等への支援。
- 日本の大学を卒業した留学生が日本社会に定着し、活躍できる場を提供するために、地域においても産学官連携による就職支援や受入れ、在留期間の見直し、就職の際の在留資格の弾力化等（調理師、美容師等の職に就く場合に一定の実務経験がないと在留資格が得られない等）の総合的な推進体制の構築。
- 母国と日本との架け橋となる帰国留学生の活用を図るため、大学において卒業後も含めた留学生情報の整備及び同窓会組織への支援。

VII 更に検討を要する課題

[ポイント]

以下の課題には、関係府省庁、自治体等の関係機関が連携して総合的に取り組むべく、今後、検討を行う必要がある。

- 外国人の受入れに関する基本方針の策定（日本語教育、子どもの教育、雇用、職業訓練、社会保障、住宅等）。
- 外国人の子どもの教育課題に対処するための関係機関との連携の在り方。（行政とNPO法人との情報・課題共有、国・地方自治体・企業等による基金の創設等）
- 外国人に対する行政サービスの在り方（ワンストップサービスでの対応、地方自治体間の行政サービスの格差の是正、地方自治体における外国人の生活全般に関わるソーシャルワーカーの育成の支援等）。
- 日本語教育の総合的推進
 - ・地域における日本語教育の推進体制の充実
 - ・日本語教員等の養成・研修のあり方
 - ・日本語学校をはじめとする日本語教育機関の充実
 - ・日本語教育に関する各種情報の共有化（優良事例の収集等）
 - ・外国人研修生、技能実習生等に対する日本語教育の充実（日本語学校等の活用）
 - ・国際交流基金と我が国の大学等との連携・協力を通じた海外での日本語教育の推進
- 外国人学校の法的な位置付け及び日本語教育への支援。

外国人児童生徒に対する支援施策について

①外国人児童生徒等に対して日本語指導を行う教員等の配置

- ・外国人児童生徒に対する日本語指導の充実を図るため、教員定数の加配措置を実施。
(教員の給与費の1/3を国庫負担。)
(平成22年度積算：1,285人、平成23年度概算要求積算：1,285人)
- ・外国人児童生徒に対する日本語指導への活用を可能とする退職教員等人材活用事業—サポート先生の配置—による非常勤講師の配置。
(平成22年度予算額：28億円の内数(7,000人の内数))
(平成23年度概算要求額：14億円の内数(3,500人の内数))

②日本語指導者等に対する研修の実施

独立行政法人教員研修センターと文部科学省の共催により、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭等の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。(年1回、4日間、110名程度)

③就学ガイドブックの作成・配布

公立義務教育諸学校への就学の機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続き等をまとめた就学ガイドブックをポルトガル語、中国語等7言語で作成(平成17年度)。教育委員会・在外公館等に配布したほか、文部科学省ホームページにも掲載。

④帰国・外国人児童生徒受入促進事業(平成19年度～)

※平成22年度は、補助事業、モデル事業を並行して実施。

【補助事業】「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」(平成22年度新規)

- ・地域人材との連携による帰国・外国人児童生徒の学校への受入体制の整備。
(平成22年度予算額：13,093百万円の内数、補助地域：12地域)
(平成23年度概算要求額：9,813百万円の内数、補助地域：35地域)

【モデル事業】「学校運営支援事業等の推進(コミュニティ・スクール等)」(平成22年度限り)

- ・外国人集住地域、散在地域をともに有する都道府県教育委員会等における、都道府県と市町村との連携を重視した受入体制の整備。
(平成22年度予算額：300百万円の内数、委託地域：5地域)

⑤外国人児童生徒の総合的な学習支援事業(平成22年度新規)

【実施内容】

- 3か年(平成22年度～平成24年度)
 - ・外国人児童生徒の日本語能力の測定方法の開発
 - ・現職教員等を対象とした実践的な研修マニュアルの開発
 - 1か年(平成22年度)
 - ・適応指導・日本語指導等に関する体系的・総合的なガイドラインの開発
 - ・地域の実践事例の集約と提供
- (平成22年度予算額：12百万円、23年度概算要求額：7百万円)

◆平成22年度「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」(補助事業)実施地域

【12地域(3県(10県市), 9市)】

1	群馬県	太田市
2	三重県教育委員会	伊賀市
		松阪市
		四日市市
		鈴鹿市
3	滋賀県教育委員会	滋賀県
		長浜市
		湖南市
		甲賀市
		彦根市
4	川崎市教育委員会	—
5	横浜市教育委員会	—
6	相模原市教育委員会	—
7	浜松市教育委員会	—
8	京都市教育委員会	—
9	堺市教育委員会	—
10	船橋市教育委員会	—
11	長野市教育委員会	—
12	豊田市教育委員会	—

◆平成22年度「帰国・外国人児童生徒受入体制の整備」(委託事業)実施地域

【4地域(4府県18市)】

1	千葉県教育委員会	市川市教育委員会
		八千代市教育委員会
		香取市教育委員会
		銚子市教育委員会
2	三重県教育委員会	伊賀市教育委員会
		松阪市教育委員会
		鈴鹿市教育委員会
3	大阪府教育委員会	豊中市教育委員会
		箕面市教育委員会
		八尾市教育委員会
		羽曳野市教育委員会
4	兵庫県教育委員会	神戸市教育委員会
		三木市教育委員会
		姫路市教育委員会
		朝来市教育委員会
		篠山市教育委員会
		丹波市教育委員会
		南あわじ市教育委員会

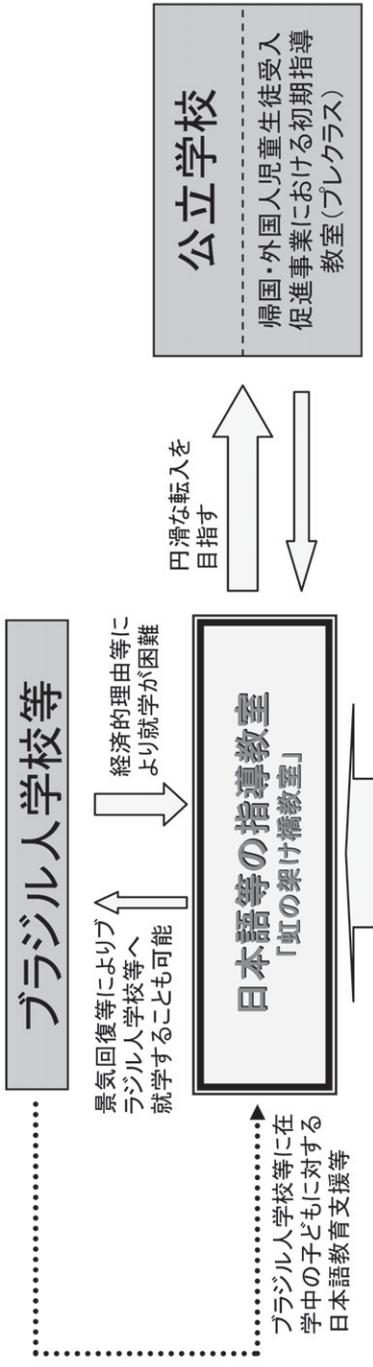
定住外国人の子どもの就学支援事業

概要

平成21年度補正予算額：約37億円

- ・昨今の景気後退により、不就学・自宅待機となっているブラジル人等の子どもに対して、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための場を外国人集住都市等に設け、主に公立学校への円滑な転入が出来るようにする。
- ・また、ブラジル人等の子どもを中心としたブラジル人等コミュニティと地域社会との交流を促進する。
- ・本事業は、景気後退が回復するまでの緊急措置として3年間の計画で実施する。

ブラジル人等の子どものための日本語指導等の実施



○役割：ブラジル人学校等・公立学校にも通っていない子どもを対象に日本語指導等を実施。（ブラジル人学校等に在籍する子どもも受入れ可能）
また、ブラジル人等の子どもを中心とした地域社会との交流事業を実施。

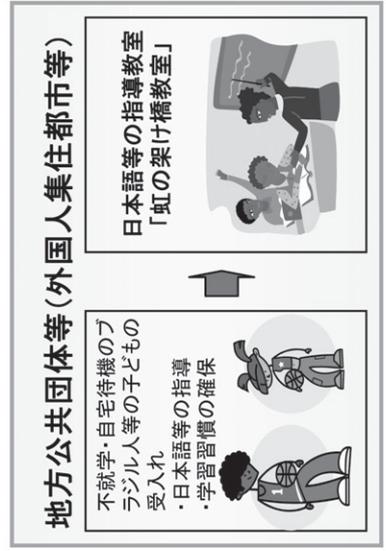
○対象：義務教育段階の子ども等

○期間：原則6ヶ月程度

○場所：外国人集住都市等において実施

○内容：

- ・ **日本語指導等を行う教員等**
日本語指導や教科指導
- ・ **バイリンガル指導員（ブラジル人教員等も含む）**
ポルトガル語等の母語指導と教科指導の補助
- ・ **コーディネーター等**
ブラジル人等の子どもへの公立学校への受入促進、地域社会との交流の促進等



「定住外国人の子どもの就学支援事業」
平成22年度 実施団体一覧

資料編

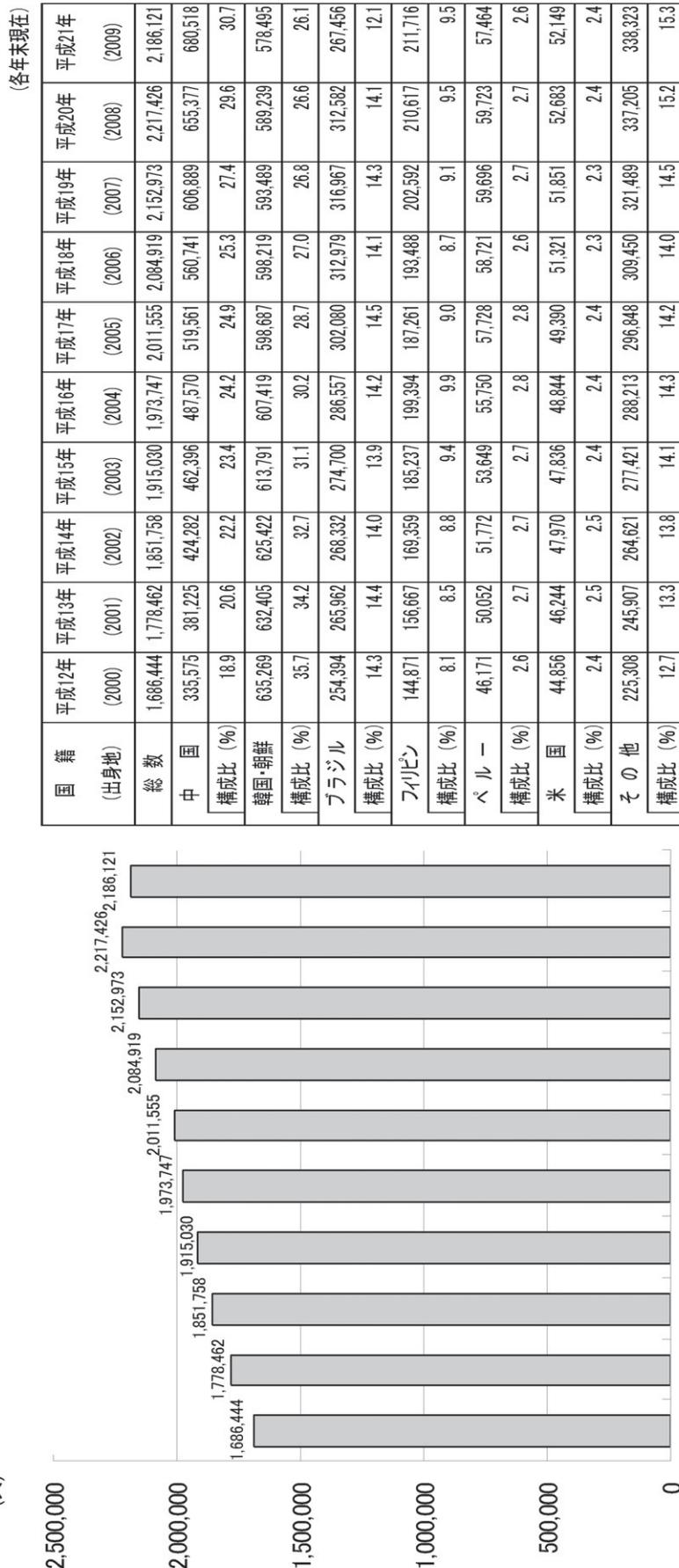
都道府県	実施団体名	活動場所
茨城県	NPO法人 国際社会貢献センター(下妻)	下妻市
	NPO法人 国際社会貢献センター(常総)	常総市
栃木県	NPO法人 SAKU・ら	真岡市
群馬県	NPO法人 多言語教育研究所	伊勢崎市
	NPO法人 大泉国際教育技術普及センター	邑楽郡大泉町
埼玉県	学校法人 ティ・エス学園	児玉郡上里町
東京都	NPO法人 ラテン文化センター インパクトラティーノ	渋谷区
	NPO法人 多文化共生センター東京	荒川区
	NPO法人 青少年自立援助センター	福生市
神奈川県	NPO法人 ABCジャパン	横浜市
	社会福祉法人 青丘社	川崎市
	財団法人 かながわ国際交流財団	平塚市
	NPO法人 日本ペルー共生協会	大和市
山梨県	株式会社 山梨ヒューマンテック	中央市
長野県	有限会社 ノボ・ダマスコ	上田市
	NPO法人 伊那国際交流協会	伊那市
岐阜県	学校法人 HIRO学園	大垣市
	NPO法人 ブラジル友の会	美濃加茂市
	美濃加茂市教育委員会	美濃加茂市
	株式会社 セネ・セントロ・エドゥカショナル・ノバ・エタパ	各務原市
	NPO法人 可児市国際交流協会	可児市
静岡県	学校法人 イーイーエス伯人学校(浜松)	浜松市
	NPO法人 日本語教育ボランティア協会	浜松市
	NPO法人 浜松NPOネットワークセンター	浜松市
	学校法人 ムンド・デ・アレグリア学校	浜松市
	有限会社 オブジェチーボ	磐田市
	NPO法人 掛川国際交流センター	掛川市
	NPO法人 国際教育文化交流会	袋井市
	NPO法人 外国人就労支援センター	湖西市
	NPO法人 日本インターネットスクール協会	菊川市
愛知県	有限会社 JTS JAPAN	名古屋市
	学校法人 イーイーエス伯人学校(豊橋)	豊橋市
	NPO法人 ABT豊橋ブラジル協会	豊橋市
	学校法人 カンティニーニョ学園	豊橋市
	豊川市	豊川市
	学校法人 イーイーエス伯人学校(碧南)	碧南市
	NPO法人 トルシーダ	豊田市
	国立大学法人 愛知教育大学	豊明市 刈谷市
	宗教法人 日本聖公会中部教区・名古屋学生青年センター	尾張旭市
三重県	鈴鹿市教育委員会	鈴鹿市
滋賀県	財団法人 近江八幡市人権センター	近江八幡市
岡山県	総社市教育委員会	総社市

以上42件(39団体)

外国人登録者数の推移

○外国人登録者数は、約219万人となり、10年前に比べると約63万人の増加（約1.4倍）。我が国総人口の1.71パーセントを占める。

国籍(出身地)別外国人登録者数の推移



H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21

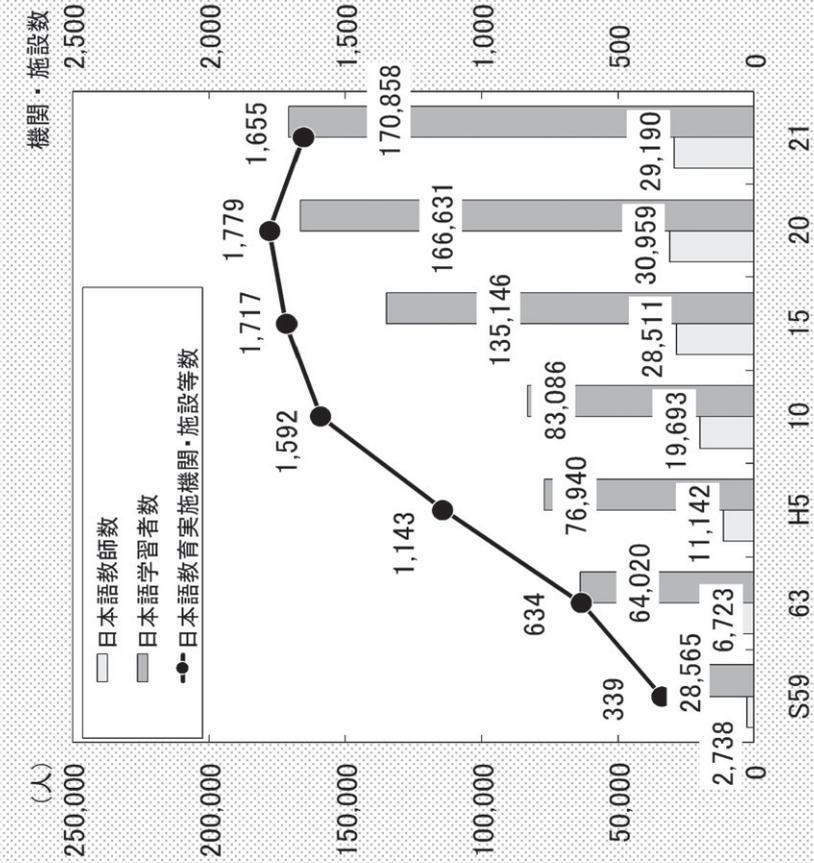
※出典：法務省調べ



国内外の日本語学習者数等の推移

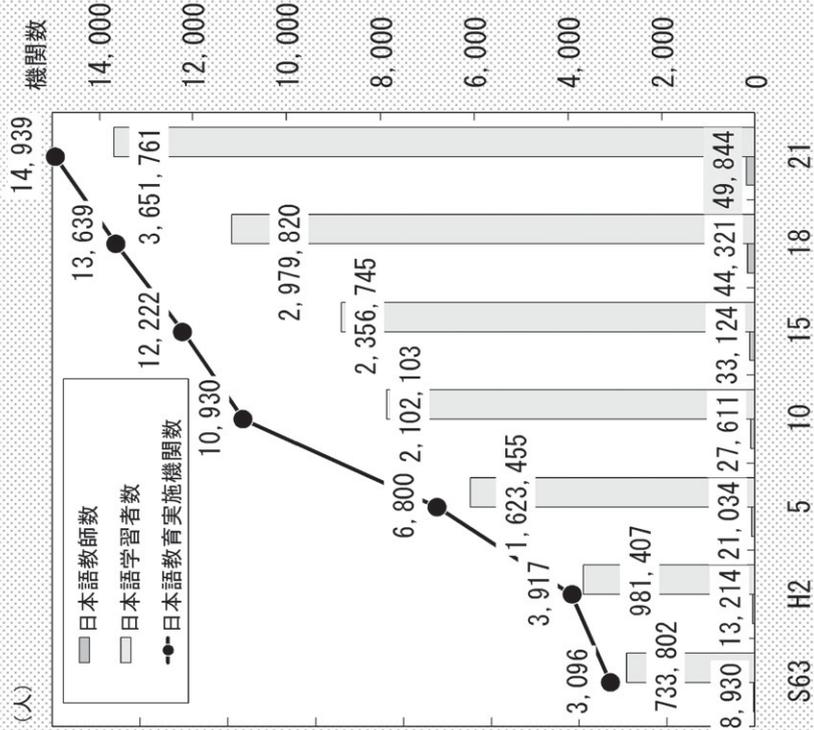
○平成21年度において、国内の日本語学習者数が約17万人、海外の日本語学習者数が約370万人とそれぞれ過去最高となっている。

国内の推移



※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」

海外の推移



※出典：(独)国際交流基金「海外日本語教育機関調査」



文化庁における日本語教育施策

平成23年度要求額：255百万円【赤字は平成23年度新規概算要求】
(22年度 予算額：271百万円)

○文化庁では、日本語教育の推進を図るため、標準的カリキュラム案の作成のほか、地域における日本語教室の設置運営や指導者養成、難民に対する日本語教育、日本語教育に関する様々な調査研究等を実施。

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における検討

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的内容等について、標準的カリキュラム案を開発。今後、標準的カリキュラム案に基づき指導方法や教材例の作成に向けた検討を行うとともに、外国人の日本語能力評価、日本語指導者の指導力評価についても検討。

○日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議における検討

大学や日本語学校等における日本語教員等の養成・研修カリキュラム等の実態を明らかにするための調査を行い、日本語教員等として求められる資質能力の検討と養成・研修カリキュラム等の課題を整理。

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
195百万円(215百万円)

●「生活者としての外国人」のための日本語教室の設置運営

我が国に滞在する「生活者としての外国人」のための日本語教室を設置

●日本語能力を有する外国人等を対象とした日本語指導者養成

一定の日本語能力を有する外国人等を対象に、日本語指導者として養成するための研修を実施

●ボランティアを対象とした実践的研修

地域で日本語指導に当たるボランティアを対象として、実践的能力の向上を図るための研修を実施

●日本語教育の上級指導者研修

日本語教育機関の中核的教員等を対象に、地域の日本語教育指導者に対して適切に指導助言できる能力を養成するための研修を実施

省庁連携日本語教育基盤整備事業

●検討会議等の実施

関係府省や、日本語教育関係機関等を参集した会議の開催等を通じて、日本語教育に関する情報交換や課題等の整理を行う。

●日本語教育コンテンツ共有化推進事業

日本語教育に関する各種コンテンツを横断的に利用できるシステムを整備

●条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育

37百万円(32百万円)

条約難民等に対する日本語指導等を実施

●第三国定住難民に対する日本語教育

第三国定住難民に対する日本語指導等を実施

日本語教育に関する調査及び調査研究

11百万円(19百万円)

●諸外国における外国人に対する自国語教育・普及施策に関する調査研究

諸外国における外国人に対する自国語教育・普及施策等についての調査を実施

●日本語教育に関する実態調査

日本語教育実施機関・施設等に関する実態を把握するため、これに必要な調査を実施

●日本語指導者の養成・研修に関する調査研究

日本語指導者の資質能力の向上を図るために指導者の養成研修の在り方について委員会を開催して、調査研究を実施

●日本語教育研究協議会等の開催

3百万円(4百万円)

(日本語教育研究協議会、都道府県・政令指定都市等日本語教育担当者研修)

平成23年度要額 195百万円
 前年度予算額 215百万円
「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

日系人等を中心に日本語能力が十分でないこと等から、地域社会で安心・安全に生活できていない

- ・外国人住民が地域社会で孤立することなく生活していくために、日本語能力を身に付けることが必要
- ・そのため、外国人労働者問題関係省庁連絡会議、日系定住外国人施策推進会議等の各種会議において、「日本語教育の大幅な拡充」を指摘

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の実施

「生活者としての外国人」のための日本語教室の設置・運営

- ・我が国に滞在する「生活者としての外国人」のための日本語教室を設置



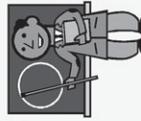
日本語指導者養成

- ・地域の日本語教室で講師として活用できるよう退職教員及び日本語能力を有する外国人等を対象とした研修を実施



ボランティアを対象とした実践的研修

- ・一定の経験を有する日本語指導者等を対象とした実践的研修



日本語教育の上級指導者研修等

- ・日本語教育機関の中核的教員等を対象に、地域の日本語教育指導者に対して適切に指導助言できる能力を養成するための研修を実施

外国人の円滑な社会生活の促進

日本語学習機会の増大・多様な教育プログラムの提供・指導能力の向上・指導体制の充実



「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について (報告の概要)

I 標準的なカリキュラム案の開発過程

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標

目的
我が国において日常的な生活を営む「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り、生活できるようになること

・日本語を使って

- 目標**
- (1) 健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること
 - (2) 自立した生活を送ることができるようにすること
 - (3) 相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようにすること
 - (4) 文化的な生活を送ることができるようにすること

生活場面から切り離された抽象的な言語体系を学ぶのではなく、上記の目的・目標を達成するために、「生活者としての外国人」が日本で生活する上で最低限必要とされる生活上の行為を日本語で行えるようにするための標準的なカリキュラム案を以下の手順で開発

- ①生活上の行為の整理・選択⇒②生活上の行為に対応する学習項目の記述⇒③学習項目の学習時間、順序についての検討

II 標準的なカリキュラム案の内容について

【基本的な考え】…各地域において現場の実情に沿った日本語教育を具体的に編成・実施する際に参考となるもの

- ①学習項目……………・来日間もない外国人が生活上の基盤を形成する上で必要な生活上の行為、又は安全にかかわり緊急性がある生活上の行為を日本語で行えるようにするためのもの(→次ページ参照)
 - ・学習者のニーズに応じて必要な部分を選択すべきもの
 - ・積上げ型の学習を前提としておらず、学習者のニーズ、優先順位に応じて順序を決めるべきもの
 - ・学習時間……………・標準的なカリキュラム案の単位を参考に時間配分を行うことを期待(全体で30単位/60時間が目安)

III 今後の課題

具体的な活用の実践を通じたカリキュラム案の充実、使い方の研修及び人材養成に関する検討を行うとともに、今後さらに、「教材例の作成」「指導方法」「日本語能力の評価」「指導力の評価」について検討が必要

IV 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案「本体」

V 標準的なカリキュラム案本体の活用例(実践例)

- 1 標準的なカリキュラム案で扱う生活上の行為の事例
- 2 生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素
- 3 社会・文化的情報

標準的なカリキュラム案の活用方法を具体的に示すため、カリキュラム案に基づく教室活動を例示(7事例)

I 情報リソース

- 1 教室活動の方法の例
- 2 教室活動を行う際の参考資料(例)

(参考資料)

II 基礎資料



外国人に対する日本語教育の総合的推進

○文化庁では、今後の日本語教育の総合的な推進を図るため、「日本語教育関係府省連絡会議」関係機関等からなる「日本語教育推進会議」（仮称）を開催。

【背景】 ○外国人に対する日本語教育は、特別な事情のない限り生活していく上で日本語の習得が必要な我が国において、基本的にすべての外国人に共通の課題である。このため、政府においては、関係府省が、外国人政策の観点からそれぞれの目的に応じて、日本語教育に関連する施策を推進している。

○また、日本語教育に関する具体的な事業については、関係府省の様々な関係機関等が、その目的等に応じ、主として対象者等別に実施している。

○このようなかで、全体としての日本語教育施策・事業が必ずしも効果的・効率的に推進されていないという指摘がなされており、日本語教育を総合的に推進していく体制を整備する必要がある。

●日系定住外国人施策に関する基本指針（平成22年8月31日）（抄）

4. 国として今後取り組む又は検討する施策

＜日本語で生活できるために必要な施策＞

・日系定住外国人に対する日本語教育の総合的な推進体制を整備するとともに、地域の日本語教室や日本語学校等における教育体制の充実を図る。など

文化庁が政府全体の日本語教育推進の中心的役割を担う。

●「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」の意見を踏まえた文部科学省の政策のポイント（平成22年5月19日）（抄）

Ⅶ 更に検討を要する課題

○日本語教育の総合的推進

・地域における日本語教育の推進体制の充実
・日本語学校をはじめとする日本語教育機関の充実

実
・国際交流基金と我が国の大学等との連携・協力など
を通じた海外での日本語教育の推進

【対応】 ① 日本語教育全般に係る政府レベルでの取組についての現状を把握し、課題を整理するための情報交換を行う場として、関係府省の実務者から成る「日本語教育関係府省連絡会議」を設ける。【平成22年7月26日（第1回）、9月29日（第2回）に開催】

② ①とは別に、日本語教育関係機関等における具体的な取組についての現状を把握するため、関係機関等を参集した「日本語教育推進会議」（仮称）を設ける。この会議で確認された課題等については、適宜①の会議にフィードバックすることとする。

③ ①②のいずれの会議についても、文化庁国語課が庶務を担当する。

【外国人集住都市会議東京2010】パネル展出展 一覧

No.	団 体	関連都市
1	亀 山 市	亀山市
2	NPO法人 伊賀の伝丸	伊賀市
3	豊 橋 市	豊橋市
4	富士市国際交流ラウンジFILS	富士市
5	長 浜 市	長浜市
6	鈴 鹿 市	鈴鹿市
7	四日市市	四日市
8	湖南市国際協会	湖南市
9	磐田国際交流協会	磐田市
10	国際移住機関 (IOM)	
11	豊 田 市	豊田市
12	豊田市国際交流協会	豊田市
13	NPO法人 子どもの国	豊田市
14	NPO法人 トルシーダ	豊田市
15	NPO法人 保見ヶ丘国際交流センター	豊田市
16	NPO法人 浜松外国人子ども教育支援協会	浜松市
17	浜松NPOネットワークセンター	浜松市
18	浜松外国人医療援助会	浜松市
19	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 駐日事務所	
20	群馬大学 多文化共生教育・研究プロジェクト推進室	
21	NPO法人 愛伝舎	鈴鹿市
22	富士にほんごの会	富士市
23	クルビンニョ・ド・ブラジル	富士市

外国人集住都市会議の概要

1. 設立趣旨

外国人集住都市会議は、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政並びに地域の国際交流協会等をもって構成し、外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的として設立するものである。

また、外国人住民に係わる諸課題は広範かつ多岐にわたるとともに、就労、教育、医療、社会保障など、法律や制度に起因するものも多いため、必要に応じて首長会議を開催し、国・県及び関係機関への提言や連携した取り組みを検討していく。

こうした諸活動を通して、分権時代の新しい都市間連携を構築し、今後の我が国の諸都市における国際化に必要な不可欠な外国人住民との地域共生の確立をめざしていく。

(2001年5月7日)

2. 開催経緯

2001年5月7日、浜松市で第1回会議を開催し、設立趣旨を了承。その後、担当者会議を重ね、同年10月19日、「外国人集住都市公開首長会議」を浜松市で開催し、外国人住民との地域共生に向けた「浜松宣言及び提言」を採択。11月30日には、総務省、法務省、外務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、社会保険庁の5省2庁に「浜松宣言及び提言」の申し入れを行った。

2002年度は、前年度と同じく浜松市で第1回会議を開催後、関係省庁と会員都市首長の意見交換の場となる会議の開催を決議し、担当者会議を重ねるなかで、11月7日に「外国人集住都市東京会議」を東京都内で開催し、「14都市共同アピール」を行った。

2003年度は、豊田市で第1回会議を開催後、担当者会議を重ね、11月11日に厚生労働省、日本経団連、JICA研修員を交え「外国人集住都市会議シンポジウムin豊田」を開催した。

2004年度は、前年度同様豊田市で第1回会議を開催後、担当者会議を重ね、10月29日に豊田市で関係省庁ならびに日本経団連と会員都市首長の意見交換の場となる「外国人集住都市会議in豊田」を開催し、「豊田宣言及び部会報告」を採択し、日本経団連の奥田会長の記念講演を実施した。

2005年度は、多くの課題の中で最も緊急性の高い「子ども」に焦点をあて、四日市市が座長を務める2年間のテーマを「未来を担う子どもたちのために」とした。11月11日には「外国人集住都市会議よっかいち

2005」を、外国人当事者やNPO代表の参加により開催した。11月には、豊田宣言をベースに「規制改革要望書」を提出し、要望内容に対して関係省庁からの正式な回答を得た。

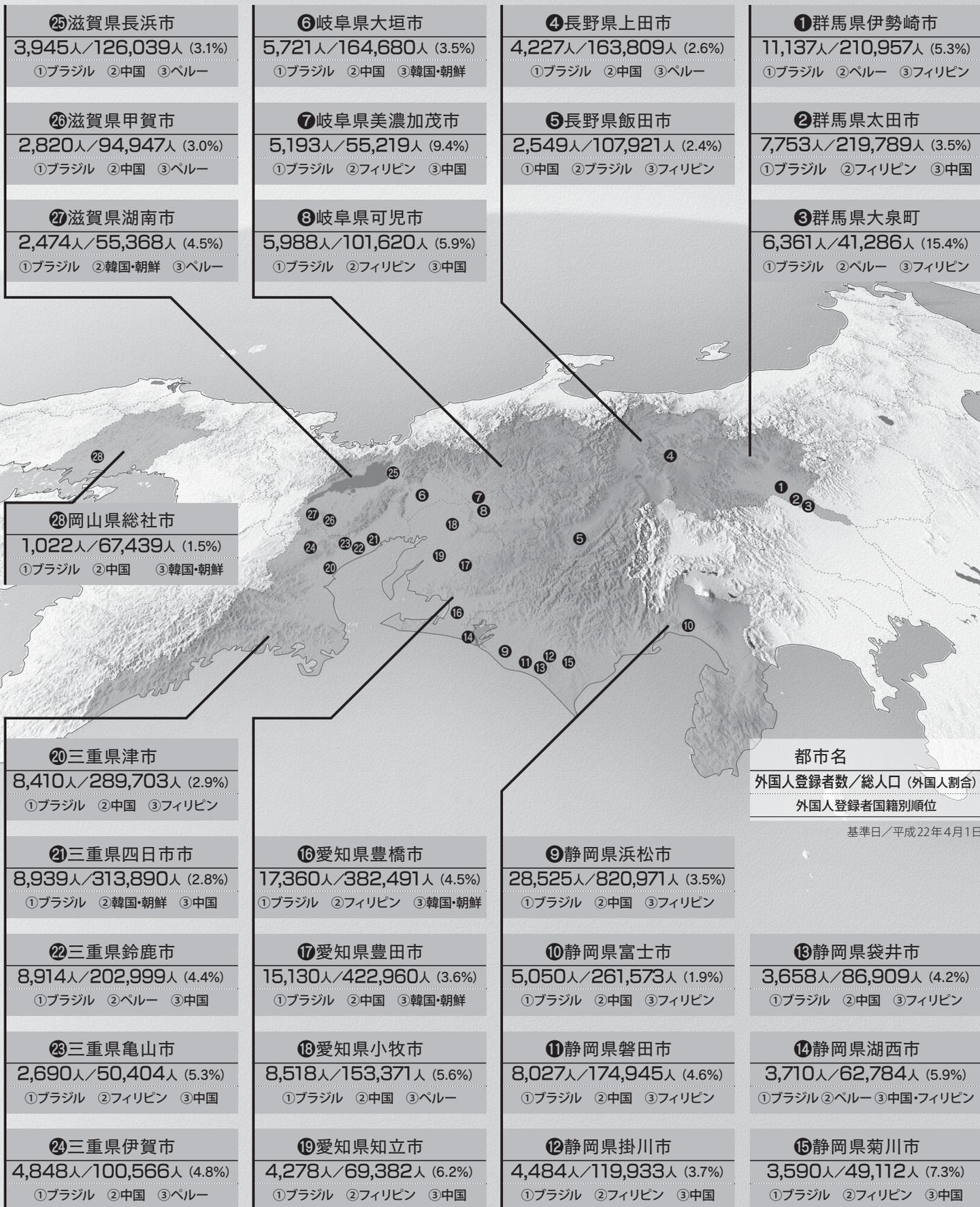
2006年度は、前年度に引き続き、同じテーマで調査・研究を進め、6月と10月に「規制改革要望書」を提出するとともに、11月21日「外国人集住都市会議東京2006」を開催し、「よっかいち宣言」を採択した。

2007年度は、美濃加茂市が座長になり、3ブロックに分かれ、「地域コミュニティ」、「外国人の就労」、「外国人児童生徒の教育」について研究。規制改革要望を行った。国の在留管理制度の見直しに即時対応するためにプロジェクトチームを結成。職員間の情報交換や、諸制度や課題への理解を深めるため、太田市・大泉町にて担当職員研修会を開催した。11月28日に美濃加茂市で「外国人集住都市会議みのかも2007」を開催した。

2008年度は、前年度に引き続き、同じテーマで調査、研究を進め、6月及び11月に規制改革要望を行った。また、10月15日「外国人集住都市会議東京2008」を開催し、「みのかも宣言」を採択した。

2009年度は太田市が座長になり、3ブロック体制で、「正しく伝えること、伝わること」、「大人の日本語学習の仕組みづくり」、「外国人市民と共に構築する地域コミュニティ」について研究。6月には規制改革要望を行った。11月26日には太田市で「外国人集住都市会議おた2009」を開催。

外国人集住都市会議会員都市の外国人登録者データ



1. 外国人登録関係事務件数の推移

(単位：件)

都市名	1990年 (H2)	1995年 (H7)	2000年 (H12)	2001年 (H13)	2002年 (H14)	2003年 (H15)	2004年 (H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)
群馬												
伊勢崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
太田市	-	-	19,476	20,802	20,078	18,103	20,708	25,664	23,648	25,081	23,316	28,062
大泉町	8,467	12,273	22,157	22,433	21,083	23,004	23,694	24,597	26,823	23,874	23,403	24,604
長野												
上田市	-	-	20,669	19,381	19,324	20,134	19,900	21,248	23,123	19,276	18,639	18,850
飯田市	2,950	8,180	13,037	11,347	11,264	14,486	14,472	13,089	12,505	13,070	10,397	7,020
岐阜												
大垣市	3,597	8,706	18,066	14,823	14,992	15,732	16,533	20,046	28,979	21,473	20,665	20,169
美濃加茂市	-	-	13,132	10,434	12,032	14,262	17,641	19,976	21,010	21,279	19,979	16,508
可児市	-	-	15,767	13,465	15,668	21,844	21,485	22,685	25,572	25,259	25,098	20,275
静岡												
浜松市	42,435	58,625	75,427	72,636	83,114	86,640	93,476	103,683	110,729	165,009	114,711	90,611
富士市	4,429	8,041	10,658	15,450	16,486	18,243	17,957	17,804	17,006	16,883	16,537	16,696
磐田市	4,077	10,142	14,966	15,484	17,069	16,584	21,103	35,452	40,467	38,644	36,661	33,367
掛川市	-	3,497	6,392	6,991	7,316	8,758	10,702	19,222	23,745	23,769	20,110	17,023
袋井市	-	2,995	4,569	5,272	5,429	6,362	7,890	14,077	11,801	11,606	12,802	13,303
湖西市	7,166	9,804	12,769	9,480	12,465	12,053	9,360	12,253	15,116	15,354	14,683	11,794
菊川市	-	-	14,266	13,985	13,847	15,044	16,710	17,963	17,588	24,322	17,457	15,039
愛知												
豊橋市	42,084	42,607	56,168	47,505	55,438	56,862	63,238	64,755	68,424	72,525	64,600	56,652
豊田	22,116	28,376	38,974	40,376	42,381	44,004	48,348	53,922	56,736	59,023	60,058	52,407
小牧市	-	-	25,174	25,330	25,252	27,896	29,707	32,678	34,800	34,865	33,266	30,120
知立市	-	-	-	-	2,043	7,807	9,091	17,008	15,835	16,538	17,174	15,827
津市	-	-	-	-	-	-	-	-	37,687	38,760	38,748	35,422
三重												
四日市市	12,152	18,269	25,809	26,663	27,449	29,499	31,889	32,677	35,110	28,373	27,553	22,565
鈴鹿市	-	-	33,019	34,658	29,949	33,299	40,581	40,213	43,717	45,879	36,687	26,893
亀山市	-	-	5,068	5,296	5,519	3,846	6,576	8,050	7,412	8,292	7,258	9,924
伊賀市	-	-	-	-	-	9,823	-	13,971	14,693	14,934	18,601	19,784
滋賀												
長浜市	-	-	-	-	-	-	-	16,488	16,240	18,054	17,425	13,996
甲賀市	-	-	-	-	-	-	2,626	2,992	2,958	3,106	3,149	2,820
湖西市	-	-	-	-	-	-	-	7,722	9,643	11,027	10,663	10,698
岡山												
総社市	-	684	604	658	712	777	822	1,171	1,231	1,311	1,314	1,047

(各年：1月～12月)

※豊橋市：年度データー

2. 永住者の推移

(単位：人)

都都市名	2000年 (H12)		2002年 (H14)		2004年 (H16)		2006年 (H18)		2008年 (H20)		2010年 (H22)	
	ブラジル	総数	ブラジル	総数								
伊勢崎市	-	-	-	-	-	-	785	2,572	1,281	3,679	1,633	4,383
群馬 太田市	-	-	-	-	-	-	-	1,402	-	2,155	-	2,608
大泉町	-	372	-	655	-	870	-	1,184	-	1,835	-	2,362
長野 上田市	19	292	62	373	160	556	268	833	581	1,188	545	1,223
飯田市	78	250	76	348	94	525	80	571	129	842	181	725
岐阜 大垣市	-	-	-	-	584	1,340	827	1,652	1,360	1,886	1,485	2,124
美濃加茂市	-	-	-	-	436	773	955	1,351	1,331	1,873	1,545	2,201
可児市	-	-	-	-	-	1,047	-	1,723	-	2,538	2,106	3,170
静岡 浜松市	109	1,992	677	3,074	2,211	5,301	4,319	8,453	7,288	11,216	7,959	12,559
富士市	-	-	-	-	426	1,175	693	1,388	955	1,819	1,027	2,049
磐田市	-	89	-	-	408	648	1,036	1,336	2,021	2,459	2,490	3,057
掛川市	4	25	64	117	188	309	794	1,112	1,291	1,748	1,413	1,956
袋井市	-	-	-	-	-	-	-	-	885	1,152	1,159	1,472
湖西市	-	62	40	187	195	397	318	566	588	930	848	1,322
菊川市	-	-	-	-	-	-	-	-	1,265	1,578	1,350	1,677
豊橋市	27	179	640	1,062	1,652	2,269	2,715	3,641	4,393	5,646	5,000	6,551
愛知 豊田市	25	1,941	836	3,068	1,700	4,108	2,375	5,103	3,195	4,911	3,743	5,751
小牧市	-	-	397	789	1,000	1,673	1,453	2,357	2,097	3,322	2,309	3,816
知立市	-	-	-	-	-	-	-	-	1,496	1,846	1,668	2,105
津市	-	-	-	-	-	-	-	1,706	-	1,904	-	2,464
四日市市	-	-	-	-	-	2,771	-	-	-	-	-	2,832
三重 鈴鹿市	-	-	-	-	-	-	1,362	2,096	1,752	2,667	2,259	3,635
亀山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	482	648
伊賀市	-	-	-	-	-	733	-	-	935	1,400	1,033	1,679
長浜市	-	-	-	-	-	-	-	-	486	801	694	1,096
滋賀 甲賀市	-	-	-	-	1,412	2,626	1,624	2,958	1,625	3,149	1,253	2,674
湖南市	5	54	17	90	74	210	183	365	454	741	423	640
岡山 総社市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	224	-	257

(基準日は3月末ですが、都市によって若干異なります (以降のデータも同様))

3. 国民健康保険加入状況

都市名	外国人住民加入状況		加入率(外国人)		加入率(全体)		
	人員(人)	世帯(戸)	人員(%)	世帯(%)	人員(%)	世帯(%)	
群馬	伊勢崎市	4,489	2,272	40.31	44.89	29.80	40.80
	太田市	2,938	1,576	37.90	43.60	29.00	40.00
	大泉町	2,055	1,084	32.31	34.27	27.60	35.48
長野	上田市	1,550	1,171	36.67	41.25	26.55	38.74
	飯田市	851	503	33.39	46.83	23.47	39.39
	大垣市	2,305	979	40.29	31.12	26.43	38.66
岐阜	美濃加茂市	2,147	714	41.34	23.72	26.22	36.44
	可児市	1,357	623	22.66	18.51	26.24	37.49
	浜松市	28,525	16,392	31.42	31.83	26.50	37.70
	富士市	1,962	1,656	38.85	70.00	27.93	41.88
	磐田市	1,304	524	16.25	11.50	25.75	39.02
静岡	掛川市	730	439	16.28	20.68	24.96	39.47
	袋井市	3,658	1,865	21.92	17.53	24.60	37.20
	湖西市	523	266	14.10	12.41	24.01	35.91
	菊川市	529	296	14.73	18.17	25.25	40.07
	豊橋市	4,678	2,804	26.95	26.69	25.31	34.56
愛知	豊田市	4,069	2,446	26.89	30.31	22.44	31.56
	小牧市	2,944	1,561	34.56	35.54	26.71	14.51
	知立市	4,278	2,198	26.95	24.43	21.73	30.30
	津市	3,074	1,938	36.55	34.17	24.59	35.12
	四日市市	2,567	1,646	28.72	-	24.56	34.67
三重	鈴鹿市	2,458	1,474	27.57	27.70	23.34	33.16
	亀山市	449	276	16.70	14.90	19.90	28.20
	伊賀市	501	829	10.33	24.55	24.18	35.18
	長浜市	3,945	2,634	32.67	26.84	25.30	39.20
滋賀	甲賀市	693	423	24.57	23.15	22.91	36.59
	湖南市	669	347	27.04	25.97	27.04	32.56
岡山	総社市	129	67	12.60	8.80	23.00	37.00

(基準日：2010年3月末現在)

4. 国民年金加入状況

都市名	外国人住民 加入者数(人)		加入率(%)		外国人の免除申請件数
	外国人	全体	外国人	全体	
群馬	伊勢崎市	827	10.17	25.90	66
	太田市	659	0.57	26.91	276
	大泉町	551	12.00	24.98	58
長野	上田市	—	—	—	—
	飯田市	570	29.55	21.26	123
	大垣市	599	13.49	25.47	152
岐阜	美濃加茂市	283	7.64	21.13	223
	可児市	305	5.09	23.39	84
	浜松市	7,071	33.03	26.49	844
	富士市	1,212	30.54	25.35	166
	磐田市	1,200	18.84	24.88	—
静岡	掛川市	—	—	—	—
	袋井市	—	—	23.60	145
	湖西市	353	12.83	42.15	328
	菊川市	—	—	—	—
	豊橋市	2,394	21.69	43.76	653
愛知	豊田市	1,276	10.88	19.70	282
	小牧市	1,064	16.39	23.90	—
	知立市	419	10.06	15.01	—
	津市	—	—	—	—
	四日市市	—	—	25.67	—
三重	鈴鹿市	—	—	—	—
	亀山市	—	—	—	—
	伊賀市	659	13.20	47.37	308
	長浜市	—	—	—	—
滋賀	甲賀市	—	—	—	—
	湖南市	359	20.87	24.59	19
岡山	総社市	178	20.90	23.60	—

(基準日：2010年3月末現在)

5. 市(町)内にある公営住宅等の外国人世帯入居状況

都市名	外国人世帯数(戸)			全入居世帯数(戸)			外国人世帯割合(%)		
	市・町営	県営	その他	市・町営	県営	その他	市・町営	県営	その他
群馬	伊勢崎市	171	-	-	1,797	-	9.52	-	-
	太田市	243	148	-	2,827	966	8.60	15.32	-
	大泉町	53	-	-	579	-	9.15	-	-
長野	上田市	129	98	-	1,702	1,369	7.58	7.16	-
	飯田市	144	66	-	772	409	18.65	16.14	-
	大垣市	61	146	-	1,038	483	5.88	30.23	-
岐阜	美濃加茂市	25	-	-	259	-	9.65	-	-
	可児市	21	-	-	283	-	7.42	-	-
	浜松市	464	729	-	5,303	2,713	8.75	26.87	-
静岡	富士市	120	139	-	2,080	751	5.77	18.51	-
	磐田市	11	94	90	466	195	2.36	48.21	62.50
	掛川市	37	29	-	430	96	8.60	30.21	-
愛知	袋井市	11	129	-	27	398	0.41	0.32	-
	湖西市	36	53	-	350	130	10.29	40.77	-
	菊川市	9	49	-	203	96	4.43	51.04	-
三重	豊橋市	575	568	0	3,935	2,222	14.61	25.56	0.00
	豊田市	111	1,075	471	2,031	4,384	5.47	24.52	48.11
	小牧市	1	639	-	91	3,160	1.10	20.22	-
滋賀	知立市	5	-	-	132	-	3.79	-	-
	津市	112	183	-	2,161	1,448	5.18	12.64	-
	四日市市	91	45	554	2,614	677	3.48	6.65	41.22
岡山	鈴鹿市	232	87	-	1,686	298	13.76	29.19	-
	亀山市	11	-	-	310	-	3.55	-	-
	伊賀市	45	-	-	792	-	5.68	-	-
岡山	長浜市	5	34	-	584	243	0.86	13.99	-
	甲賀市	22	6	-	438	70	5.02	8.57	-
	湖南市	21	15	-	235	55	8.94	27.27	-
総社市	3	2	-	386	263	0.78	0.76	-	

(基準日：2010年5月1日現在)

※その他は都市再生機構住宅など
 ※豊田市：市営は2010年4月1日現在のデータ

6. 市(町) 営住宅外国人入居世帯数の推移

都市名	1995年度 (H7)	2000年度 (H12)	2001年度 (H13)	2002年度 (H14)	2003年度 (H15)	2004年度 (H16)	2005年度 (H17)	2006年度 (H18)	2007年度 (H19)	2008年度 (H20)	2009年度 (H21)
群馬											
伊勢崎市	170	182	186	198	206	196	193	195	186	179	173
太田市	-	235	231	-	-	277	263	253	257	253	243
大泉町	7	61	68	69	62	63	57	57	55	55	61
長野											
上田市	-	-	-	122	136	130	128	131	128	142	132
飯田市	-	78	79	76	86	107	129	114	104	136	134
岐阜											
大垣市	-	28	31	39	44	46	48	53	56	60	61
美濃加茂市	-	23	26	27	28	27	24	23	27	25	26
可児市	-	2	4	8	10	9	11	12	10	17	21
浜松市	-	354	404	396	421	496	504	529	547	545	484
富士市	56	118	120	122	120	128	121	122	122	121	121
磐田市	-	-	-	-	-	8	7	6	7	10	11
静岡											
掛川市	-	-	-	-	-	-	-	29	32	30	36
袋井市	-	-	-	-	-	-	7	5	7	8	11
湖西市	6	16	17	17	17	17	17	19	18	21	36
菊川市	-	-	-	-	-	-	-	8	11	7	9
豊橋市	-	373	449	482	528	568	575	604	657	638	577
愛知											
豊田市	-	55	86	92	103	105	126	115	118	137	111
小牧市	-	3	3	3	3	4	3	2	2	1	1
知立市	1	1	1	1	1	1	2	4	5	6	8
津市	-	-	-	-	-	-	-	-	128	112	117
三重											
四日市市	-	73	77	87	90	90	89	93	97	86	91
鈴鹿市	-	37	51	61	67	138	146	158	196	239	243
亀山市	-	-	-	-	-	-	11	10	10	10	11
伊賀市	-	-	-	-	-	42	43	42	40	51	45
滋賀											
長浜市	-	2	2	2	2	1	1	1	1	4	5
甲賀市	9	17	19	20	24	23	24	23	23	23	22
湖南市	-	-	-	-	-	-	-	19	18	21	21
岡山											
総社市	-	-	-	-	-	1	1	1	0	1	1

(基準日：3月末現在)

外国人集住都市会議 国民の声

2010(平成22)年2月 提出分

(1)国の予算及び組織の改革・改善につながる提案・指針

①

提案事項名	外国人の生活・就労に必要な日本語等を習得する機会を保障する制度の創設
提案の具体的内容	<p>外国人の生活や就労に必要な日本語の習得機会の保障と学習成果の認定や日本語能力の基準の設定及び能力判定方法の開発を国において検討・制度化し実施する。</p> <p>また、日本語の習得に併せて、日本の法制度や生活習慣など、必要な基礎知識の習得も行える制度とする。</p> <p>上記制度に関連し、日本語能力のレベルや基礎知識の習得状況に応じて、在留資格の取得や期間の変更・更新などにおけるインセンティブとなる優遇措置を導入する。</p>
提案理由	<p>外国人が日本で自立し、地域で共生していくためには、生活や就労に必要な日本語及び法制度等の基礎知識を習得する必要がある。しかしながら、現行の法制度では、これらを習得する機会は保障されておらず、言葉の壁や法律・文化・習慣等の違いが外国人の自立を妨げ、地域社会での様々な課題を生む原因となっている。</p> <p>現状において日本語や日本の基礎知識の習得機会は、地域やNPOの自主的な取り組みにより提供されている場合が多いが、国としてこれらの習得機会を保障する制度の創設をするべきであり、国・地方自治体・企業の役割や実施のための人材育成・配置などを含めた日本語等の習得機会を保障する仕組みの構築を行い、その普及を図る必要があると考える。</p>

②

提案事項名	国示達事業の実施時期の早期化
提案の具体的内容	<p>例えば、外国人支援関連事業は、主に通訳や支援員の配置等を通して行うことが多い。国に上がってくる実施計画や予算計画等の精査に時間がかかることはよくわかるが、一刻も早く事業が実施できるようなシステムの構築が望まれる。</p>
提案理由	<p>外国人児童生徒への支援の一つとして、学校からの文書の翻訳や相談業務がある。各都市では、通訳を雇用するなどにより対応しているが、特に学校現場においては、4月当初の入学・進学にともなう文書が多く、子どもや保護者に関する大切な調査や提出書類がある。</p> <p>しかしながら、国からの事業開始決定通知がないまま通訳や相談員を雇用できず、4月上旬の、学校からのニーズが一番高い時期に事業を始められないのは残念である。</p>

③

提案事項名	義務教育年齢を超えた義務教育未修了者への就学機会の提供
提案の具体的内容	<p>義務教育年齢を超えた義務教育未修了者に就学機会を提供するための教育機関を設置する。そこで、義務教育課程の卒業機会を逸した子どもが日本の社会で生活していくための学習や職業訓練など、働きながら学べる環境づくりの支援を行う。</p>
提案理由	<p>義務教育年齢を超えた外国籍の子どもの中には義務教育未修了者や、中学校は卒業したものの学力が伴わず、進学も安定した就労もできないというケースも少なくない。</p> <p>現状では公立の夜間中学は全国でも数少なく、また、ひとつの市町村で設置する事は非常に難しい状況にある。</p> <p>昼夜二部制の中学校を広域で開設するなど、国籍を問わず就学の機会を増やす仕組みが必要である。</p>

(2) 国の規制・制度の改善につながる提案

④

提案事項名	税制度の改正
提案の具体的内容	個人住民税の現年課税、所得税と個人住民税の一括源泉徴収など、誰もがわかりやすく納めやすい税制度に改正する。
提案理由	<p>税制度については、税の種類により、現年課税、翌年課税と課税方式が異なり、同じ収入に対して異なった基準で計算して国と地方が別々に賦課徴収事務を行う等その仕組みは複雑かつ非効率であり、外国人のみならず日本人にさえわかりづらい。</p> <p>また、個人住民税の納税方法は特別徴収と普通徴収に大別され、外国人は特別徴収が法定化されている事業所勤務であっても、普通徴収となっているケースが多く、特に転居、転職などの移動の多さや雇用環境などの課題もあり、結果的に納税の義務が果たされていないことも少なくない。</p>

⑤

提案事項名	外国人労働者の社会保険・労働保険加入に関する措置
提案の具体的内容	<p>外国人労働者を意図的に労働・社会保険に加入させない悪質な企業に対し、健康保険法第 208 条および厚生年金保険法第 102 条、雇用保険法第 83 条、労働者災害補償保険法第 51 条に定める罰則を積極的に発動するか、新たな罰則又は過料を設けて、その加入を促進する。雇用保険法第 8 条に定める事業主への確認請求の制度を外国人労働者に周知するとともに、当該制度の利用から労働者の雇用を保障する制度についても検討をする。</p> <p>また、社会保険庁が行っている外国人の社会保険加入状況の実態調査結果と、その成果の具体的な実績を早期に公表するなどして、社会保険加入の促進を図る。</p>
提案理由	<p>雇用主は、労働者に健康保険や厚生年金ないし労働保険に加入させる義務があるにもかかわらず守られていない。このため、脱法的に外国人労働者を社会保険や労働保険に加入させない事例が後を絶たない。</p> <p>また、ほとんどの外国人労働者が直接事業主に確認請求ができる制度を知らない。加えて当該制度を知っていたとしても、解雇を恐れて利用できない。</p>

⑥

提案事項名	「在留期間更新許可申請」の添付書類の追加について
提案の具体的内容	外国人の在留期間の更新申請を行う際、添付書類として求められる納税証明書の代わりに、分納誓約書の控えを求められる場合には、年に一度、履行状況を確認する書類の提出を求めるよう提案する。
提案理由	<p>現在、外国人が在留期間の更新申請を行う際、納税証明書の添付が義務付けられているが、税金の未納者に対しては、納税証明書に代わる書類として「分納誓約書の控え」の提出による在留期間更新の手続きが認められている。</p> <p>しかし、分納誓約書については、本人と市が分納の約束を交わしているものにすぎず、公的機関が発行する証明書としては認められるものではないと考えられる。そこで、税の「分納誓約書の控え」を求めるのであれば、次の在留期間更新申請までに、定期的に分納誓約の履行状況を確認のうえ、不履行の場合、更新を認めない措置が必要である。</p> <p>また、永住許可申請の際、納税証明書などが必要書類として義務付けられているが、これを日本国在住時における「完納証明書」とすべきである。</p>

⑦

提案事項名	新たな在留管理制度の施行に伴うシステム改修の予算措置及び既存の住基システムとの連携について
提案の具体的内容	<p>住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成21年7月15日に公布され、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることになり、既存住民基本台帳システムの改修が必須となるが、改修に係る費用を市区町村が負担することのないよう、十分な予算措置を願いたい。</p> <p>また、LGWANネットワーク回線網を利用した法務省との通信において、十分なセキュリティ対策及び通信障害が発生しないようなネットワークの構築を願いたい。</p>
提案理由	<p>既存住民基本台帳システムの改修が必須となり、早ければ平成22年度または平成23年度から予算計上する必要があるため、随時情報提供をしていただきたい。</p> <p>法務省と市区町村との間の電気通信回線を用いた情報のやりとりについて、LGWANネットワーク回線網を利用した法務省との通信を現段階で考えられているが、十分なセキュリティ対策及び通信障害が発生しないようなネットワークの構築に配慮されたい。</p> <p>また、OSの違い等によるソフト誤作動も排除されたい。</p>

⑧

提案事項名	外国人を視野に入れた社会保険制度の改正
提案の具体的内容	<p>短期滞在、定住、永住等、外国人の滞在形態の実情も視野に入れた、誰もが理解しやすい社会保険制度に改正する。</p> <p>また、それまでの間、入国時や在留資格・期間更新時あるいは母国を出国する前に、現制度を正しく理解してもらえるようにオリエンテーションを実施する。</p>
提案理由	<p>社会保険制度においては、被用者保険は雇用主と労働者が折半で保険料を負担し、国民健康保険は自治体ごとに「料」「税」に分かれるなど、賦課方式、算定方法も異なる。こうした複雑な現行制度は外国人に十分に理解してもらうための措置もほとんどとられておらず、永住を前提としない外国人の実情に即していない面もある。さらに、転居、転職などの移動の多さや雇用環境などの課題もあり、外国人を取り巻く納税環境も十分とはいえず、結果的に納税の義務が果たされていないことも少なくない。</p>

⑨

提案事項名	「定住者」の在留資格により入国をしようとする外国人の査証発行に対する審査及び在留資格更新時における審査の見直し
提案の具体的内容	<p>「定住者」の在留資格により入国をしようとする外国人については、日本で滞在するにあたり、生計の維持が可能であるかなど、査証発行時の審査及び入国審査を厳密に行うとともに、在留資格認定証明書交付申請において提出を求めている、「本邦に居住する身元保証人からの身元保証書」についても、その果たす役割について見直す。</p> <p>また、在留資格更新時においても同様に見直しをする。</p>
提案理由	<p>現状においては渡航費用を借金して入国してくる人も多く、経済状況が悪化している中、職を失った定住資格の外国人も増加しつつあり、生活保護の申請等自治体の負担は増え続けている。</p> <p>日本での生活基盤が確約されていないまま入国することは、外国人にとっても自治体や地域にとっても有益ではない。そのため、入国時には日本での生計維持能力はもとより、日本語能力、税金や社会保障費の支払能力、義務教育年齢にある子どもへの学校教育付与等を厳格に審査することが求められる。</p> <p>また、身元保証人については、「滞在費、帰国旅費、法令の遵守」を保証するものと明記されているものの、実質的には機能しておらず、実際に地方自治体の負担となっているケースが現状としてあることから、役割についての見直しが必要である。</p>

⑩

提案事項名	在留資格更新や在留資格変更の要件として子どもの就学を定める
提案の具体的内容	就学年齢にある子どもを持つ親については、在留資格の更新時等に子どもに継続した教育を受けさせていることを必要条件とすることで、子どもの権利条約の「教育を受ける権利」をより実効性のあるものにする。
提案理由	外国人には教育の義務が当てはまらないため、子どもの教育は親の考えや都合に左右されることが多い。特に平成2年の入管法改正以来、増加を続けてきた南米系外国人の中には、不就学や、継続して教育を受けていない子どもが数多く存在している。日本語も母語も確実ではない外国籍の子どもも増加している中、親の良識に頼るだけでは子どもの教育を受ける権利は履行できない。そのため、就学年齢にある子どもを持つ親に対しては、在留資格更新時等（また、入国資格として）に継続した教育を受けさせているか否かの証明を求めるなど、審査要件とする。

⑪

提案事項名	日本語指導や多文化共生教育に関する教員等の育成・配置について
提案の具体的内容	日本語指導が必要な児童生徒数に応じて、日本語指導コースを履修した教師の配置基準を国が設定するなど、これに伴う教員養成機関の充実や採用の増加、活用の促進を図る。 また、教員養成課程において多文化共生の理解に関する内容を盛り込むとともに、日本語指導に関する教員及び支援員の研修を全国各地で実施する。支援体制の充実をはかるため、外国人児童生徒担当教員の加配を増やす。
提案理由	日本語指導が必要な外国人児童生徒が全国各地で増加を続けている中、現状に合わせ、専門性や資質の向上のためにも、学校教育法施行規則に定める「教科」の見直しをするなど、日本語指導の能力に関する資格・認定制度のあり方の検討が必要である。 また、外国人児童生徒の受け入れには、学校全体の取り組みが必要となるため、すべての教員に日本語指導や多文化共生教育に関する理解が必要となる。日本語指導や多文化共生教育に関する教員及び支援員に対する専門研修を全国各地で開催し、知識・技能の習得や資質の向上の場を提供することが必要である。

外国人集住都市会議東京2010 報告書

2011年(平成23年)3月発行

編集・発行 外国人集住都市会議
<http://www.shujutoshi.jp/>

事務局 太田市役所企画部交流推進課

電話 0276-47-1908

外国人集住都市会議
報告書
東京2010